

平城宮・京跡出土木簡とその歴史環境の
グローバル資源化

Conversion of Wooden Documents Recovered from the Nara Palace and Capital
and Their Historic Context into a Global Resource

(課題番号 18H03597)

2018 (平成30) 年度—2021 (令和3) 年度 科学研究費補助金 基盤研究 (A)
研究成果報告書

2022年 (令和4) 3月

研究代表者 渡辺 晃宏

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所客員研究員
奈良大学文学部教授

目次

I 総論	3
研究の概要	5
研究の目的	6
研究の成果	6
II 論考編	9
文化財総覧 WebGIS システムによる地理情報を付加した木簡・ 墨書土器など出土遺物・遺構のデータベース化（渡辺晃宏）	11
平城京木簡の建築名称—皇后宮職と長屋王邸—（北村優季）	21
日本木簡の調査、その現状と課題（渡辺晃宏）	41
平城宮の発掘調査—その課題と展望—（渡辺晃宏）	56
基盤研究(A)「平城宮・京跡出土木簡とその歴史環境のグロー バル資源化」研究成果（中川正樹）	79
III 資料編	105
平城京編年史料集成(稿)（渡辺晃宏編）	107
平城京居住者一覧(稿)（渡辺晃宏編）	281
索引	304

I
總 論

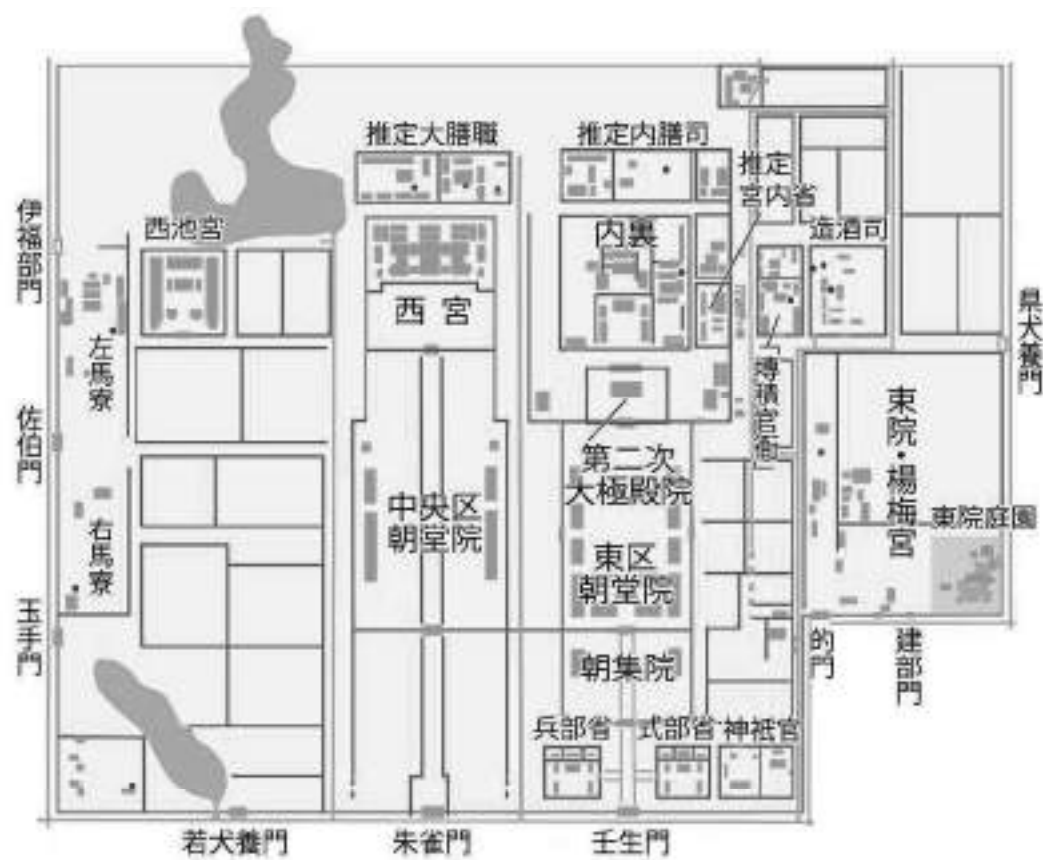
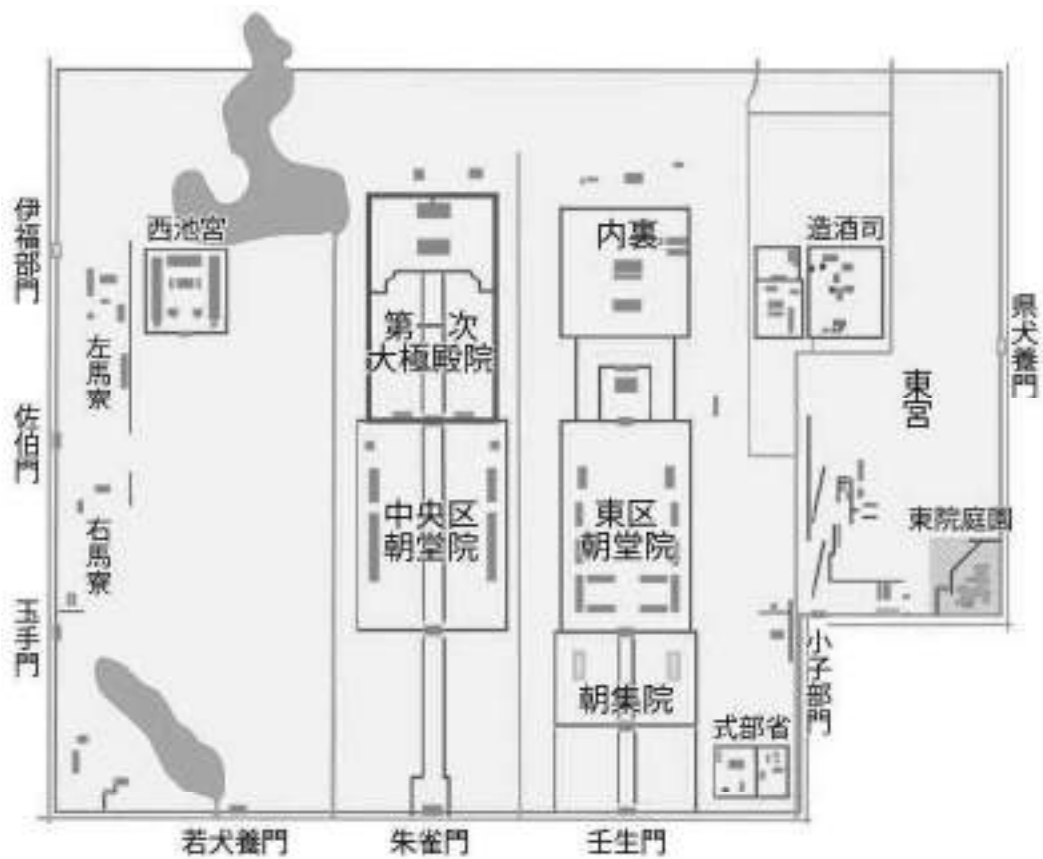


図1 奈良時代前半（上）と奈良時代後半（下）の平城宮

本書は、科学研究費補助金による研究の一環として作成する報告書である。

【研究の概要】

a 研究課題及び課題番号

平城宮・京跡出土木簡とその歴史環境のグローバル資源化
(課題番号 18H03597)

b 研究期間・種目

2018（平成30）年度から2021（令和3）年度まで
科学研究費補助金 基盤研究（A）

c 研究組織（所属は2021年度のデータによる）

研究代表者：渡辺 晃宏（独立行政法人国立文化財機構・奈良文化財研究所・都城発掘調査部・客員研究員、奈良大学・文学部・教授）
研究分担者：中川 正樹（東京農工大学・工学（系）研究科（研究院）・名誉教授）
研究分担者：末代 誠仁（桜美林大学・リベラルアーツ学群・准教授）
研究分担者：金田 明大（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・埋蔵文化財センター・センター長）
研究分担者：高田 祐一（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・企画調整部・研究員）
研究分担者：小口 雅史（法政大学・文学部・教授）
研究分担者：北村 優季（青山学院大学・文学部・教授）
研究分担者：井上 聡（東京大学・史料編纂所・准教授）
研究分担者：李 成市（早稲田大学・文学学術院・教授）
研究分担者：角谷 常子（奈良大学・文学部・教授）
研究分担者：白井啓一郎（信州大学・学術研究院工学系・准教授）
研究分担者：鈴木 智大（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・都城発掘調査部・研究員。2018年度まで）
研究分担者：前川 歩（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・都城発掘調査部・主任研究員。2019年度から）
研究分担者：馬場 基（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・都城発掘調査部・平城史料研究室長）
研究分担者：山本 崇（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・都城発掘調査部・藤原史料研究室長）

d 研究経費

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	総計
直接経費	7,300,000	9,000,000	9,700,000	7,600,000	33,600,000
間接経費	2,190,000	2,700,000	2,910,000	2,280,000	10,080,000
合計	9,490,000	11,700,000	12,610,000	9,880,000	43,680,000

【研究の目的】

文字画像データベース「木簡字典」と木簡・くずし字解読システム「MOJIZO」の開発・公開を中核とする、これまで15年間にわたる木簡情報集約の成果に基づいて、日本最大の木簡包蔵地である平城宮跡・平城京跡の発掘情報、文献資料、地理情報を資源化を行う。平城宮・平城京跡出土木簡の歴史環境を、総合的、有機的に理解できるようにすることで、律令制の申し子として日本木簡が8世紀に隆盛を迎えた理由を解明する。

また、韓国・中国木簡との実質的な比較検討が可能なプラットフォームを、両国の木簡（簡牘）に関わる拠点的な調査研究機関との共同研究の蓄積に基づいて、データベース連携などの形で構築する。これをまずは平城宮・平城京跡出土木簡をベースに実現し、東アジアの漢字文化圏を広く捉える視点に立つ木簡研究、いわば東アジア木簡学の構築に資する共有資源として、平城宮跡・平城京跡を中心とする日本の木簡を広く利用できるようにする。

【研究の成果】

2018年度

A、平城宮、平城京出土木簡の歴史環境の資源化

- (1) 発掘調査成果（遺構、及び共伴した遺物）を木簡データベース「木簡庫」（以下、「木簡庫」）にリンクさせるためのシステムの検討。リンクを貼るのに用いる発掘調査地区割図と遺構図の現況について精査した。測地系の変更などに伴う地区割変更の処理については当面大きな支障は起きないとの見通しを得、システム構築の方向性を定めることができた。
- (2) 『平城宮編年史料集成(稿)』の確認・増補のための資料収集作業を継続して行った。

(3) 『平城宮編年史料集成(稿)』作成に向けた準備作業を行った。

(4) 平城宮・京跡の発掘情報を集約するための枠組みづくりにむけ、各遺物の情報管理状況を確認し、それらのまとめ方について検討した。

(5) 「木簡庫」の研究文献目録拡充のための論文リスト作成作業を継続して実施した。合わせて、平城宮・京に関する研究文献目録の収集に着手した。

(6) 平城宮・京跡出土木簡のカラー撮影を約300点の木簡について実施した。

(7) 当初の計画には挙げていなかったが、平城宮・京の発掘調査成果に基づく平城宮3Dデータの製作を試みた。地図など2次元のデータだけでなく、3次元データとのリンクを貼ることでよりビジュアルに歴史環境を実感することができるようになると思われる。

B、平城宮、平城京出土木簡のグローバル資源化

(1) 海外の機関との間では、奈文研として共同研究を進めている国立伽耶文化財研究所・国立扶余文化財研究所を訪問し、出土木簡の調査を行うとともに、奈文研の木簡研究とデジタルアーカイヴについて紹介し、今後の連携について協議した。

(2) 東アジア世界における木簡・簡牘との比較研究については、密な連携を図りつつ、個別に研究を進めた。

2019年度

A、平城宮・京出土木簡の歴史環境の資源化

- (1) 地理情報を加味した発掘調査成果（遺構及び共伴遺物）を木簡データベース「木簡庫」（以下「木簡庫」）にリンクさせるシステムの開発。平城宮・京跡を対象に WebGIS システムのβ版を開発した（Heijo Heritagemap（仮称））。これは国

土地理院の 1/25000 地形図をベースに、平城宮跡部分に既発掘区と大・中・小地区のグリッドを表示した上で、小地区ごとに出土遺物を一覧できるシステムである。出土木簡を一覧表示し、かつ URL から「木簡庫」で木簡の詳細を確認できる。その結果、本科研最大の課題であるシステムの枠組み構築を終え、運用の見通しを付けることができた。ベースには、国土地理院の提供する各種地図を始め、空中写真も表示できる。今後実現予定の奈文研作成の奈良盆地 1/1000 地図の利用、各調査区の遺構図の表示と遺構からの検索のための準備作業も行った。

(2)『平城宮編年史料集成(稿)』の確認・増補のための資料収集、(3)平城京関係史料の確認と綱文作成作業、(4)平城宮・京跡の発掘情報集約のための機関内の調整、(5)「木簡庫」の研究文献目録拡充のための論文リスト作成と、平城宮・京研究文献の収集、(6)平城宮・京跡出土木簡のカラー・赤外線撮影(約 200 点)と「木簡庫」への搭載準備などを継続した。

B、平城宮、平城京出土木簡のグローバル資源化

(1)2019 年 9 月に北京にて木簡・簡牘に関する国際シンポジウム(第 1 回日中韓簡牘国際論壇)を開催し、三国の研究者間で共通認識をもつ絶好の機会を得た。また、中国社会科学院歴史研究所、韓国国立文化財研究所と今後の連携について協議した。

(2)木から紙への移行の経緯など、東アジア世界における木簡・簡牘を共通の組上に乗せた比較検討の議論に供すべく、引き続き個別に研究を進めた。

2020年度

A、平城宮・京出土木簡の歴史環境の資源化

(1) WEBGIS システム β 版(Heijo Heritagemap)の改良 第一に、奈文研の遺跡データベースに基づく全国規模の文化財情報検索システムと連携し、「全国文化財情報・古代都城 WEBGIS」として、より汎用性の高いシステムにバージョンアップした。全国規模の遺跡の地理情報とリンクさせることで、平城宮・京跡だけでなく、全国出土木簡の情報を表示できるようになった。当面は平城宮・京出土木簡のみを対象とするが、木簡以外の遺物も検索できるようにさらに改良を加え、全国規模の遺跡・遺物検索システムのプラットフォーム機能が期待できるものに仕上がった。第二は、木簡検索システムの結果表示方法の改良である。平城宮跡部分に既発掘区を表示し、遺跡名・地区名・木簡本文の語句・発掘調査次数をテキスト入力することで、小地区ごとに出土木簡を一覧できる。また、改良点として特記すべきは、上記のテキスト入力による検索に加え、地図上の任意の地点を範囲指定することで、そこから出土した木簡を検索できる、地図による木簡検索システムを開発したことである。これにより木簡のテキストデータと地図の双方向検索が可能になり、WEBGIS システムとしての利便性が一層高まった。

(2)『平城宮編年史料集成(稿)』の増補のための資料収集、

(3)平城京関係史料の資料収集と綱文作成作業などを、昨年度に引き続き継続して実施した。

B、平城宮、平城京出土木簡のグローバル資源化

(1)海外機関との連携は、COVID-19 の感染拡大のもと、台湾中央研究院歴史語言研究所など奈文研を通じた限定的な交流にとどまった。

(2)東アジア世界の木簡・簡牘の研究、

都城制研究を初め日本古代史研究と木簡の連携研究など、平城宮・京跡出土木簡のグローバル資料としての総合的検討の深化に寄与すべく、引き続き個別に研究を進めた。

2021年度

A、平城宮・京跡出土木簡の歴史環境の資源化

(1)発掘調査成果（遺構、及び共伴遺物）を「木簡庫」にリンクさせるためのシステムとして、奈文研の全国文化財検索と連携して開発した WebGIS システム（Heijo Heritgemap）を、「文化財総覧 WebGIS」

（<https://heritagemap.nabunken.go.jp/>）としてリニューアル公開した。

木簡検索についての改良点は、1)共伴遺物として、平城宮跡出土の墨書土器を木簡とともに検索できるようにしたこと、2)昨年度実現できなかった平城宮・京跡部分における奈文研作成の奈良盆地の 1/1000 地形図を追加したこと、3)これまで発掘調査の際に奈文研独自の座標系（平城座標）を用いていたため表示が困難だった 1989 年以前の発掘調査で出土した木簡・墨書土器についても表示できるようにし、検索可能小地区は木簡・墨書土器合わせて、これまでの 641 地区から 1558 地区となり、多くの遺物をカバーできるようになったこと、などが挙げられる。

これらの改良によって、将来的に木簡・墨書土器以外のあらゆる遺物、及び遺構を含めた平城宮・京の発掘調査成果（遺物・遺構）の総合的なプラットフォーム構築の見通しを得ることができたと考える。文化財総覧 WebGIS で連携する全国文化財検索を通じて、平城宮・京跡だけでなく、広く全国の遺跡の発掘調査成果への応用も可能である。今研究による文

化財総覧 WebGIS の開発成果の意義は小さくないと考える。

(2)平城京関係の史料について、『平城宮編年史料集成(稿)』に倣った体裁で網文を立てて集成する『平城京編年資料集成(稿)』の編集を完了し、本書に収録して公表した。収録網文は 562 件に及ぶ。

(4)『平城京編年資料集成(稿)』の編集と合わせて、平城京の居住者に関する資料を集成して『平城京編年資料集成(稿)』に収録するとともに、主要データを一覧できるように「平城京居住者一覧(稿)」を編集し、本書に収録して公表した。個人名が明らかになった平城京の住人は、左京 189 人、右京 335 人、不詳 4 人、計 526 人に及んだ（右京から左京への移貫者 2 人は各京でカウントされているため単純合計にはならない）。なお、増補を予定していた『平城宮編年史料集成(稿)』については、まとまった史料増補の必要がなかったため、報告書には収録していない。

B、平城宮、平城京出土木簡のグローバル資源化

(1)海外機関との研究協力は、COVID-19 の感染拡大により困難を極めたが、韓国慶北大学の企画した国際シンポジウムにオンラインで参加し、「日本木簡の廃棄と再利用」と題する報告を行って、研究交流を深めることができた。

(2)本基盤研究(A)の総合的研究成果については、WebGIS の研究開発に注力したため、シンポジウム開催や書籍刊行は実現できなかったが、研究分担者からも原稿をいただき、本報告書という簡易な形式ではあるが、その研究成果公開することができた。

（本項は研究実績報告書（C-7-1）として日本学術振興会に提出した内容に基づくものである。）

II
論 考 編

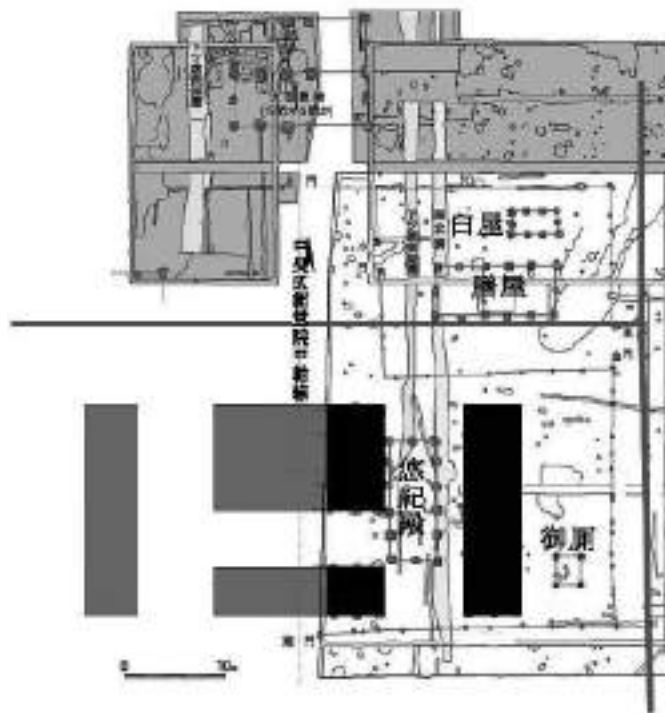


図2 法王宮とみられる遺構（称徳天皇の大嘗宮の遺構と重複して検出）

文化財総覧WebGISシステムによる地理情報を付加した 木簡・墨書土器など出土遺物・遺構のデータベース化

渡辺 晃宏

本科研の二つの目的のうちの一つ、木簡の情報を地理情報を加味した発掘調査成果（遺構及び共伴遺物）とリンクさせるシステムの開発は、奈文研の全国文化財検索と連携し、「文化財情報WebGISシステム」という形で実現することができた。当面は奈文研が調査を担当した平城宮・京跡内の木簡のみを対象とするが、全国の木簡を対象とするプラットフォームは構築できたといってよい。また、木簡の共伴遺物として、平城宮跡出土の墨書土器を検索するシステムを構築した。将来的には、木簡・墨書土器以外のあらゆる遺物・遺構をリンクさせる、総合的な発掘調査成果閲覧・検索システムへの発展が期待できる。

上記のシステムについては、ここで多元を弄するよりも実際にシステムをお使いいただくにしくはないと考えるので、本書では研究開発成果の紹介を兼ねて、**文化財総覧WebGISの操作方法**を、以下にまとめておくこととする。

【文化財総覧WebGISの操作方法】

1、下記URLへ移動してください。

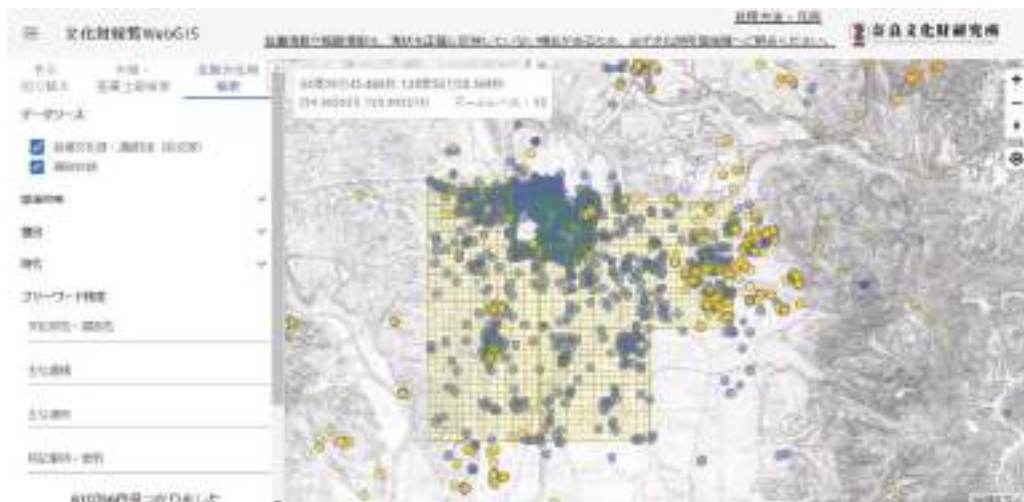
<https://heritagemap.nabunken.go.jp/>

「利用規約を読んで始める」をクリックすると、「利用規約」が開きます。

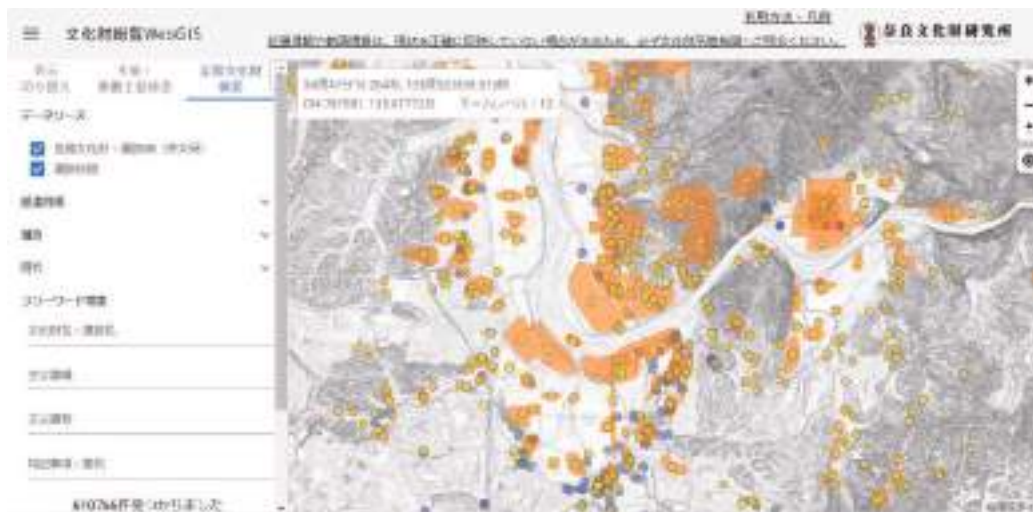


2、「同意して始める」ボタンを押してお入りください。

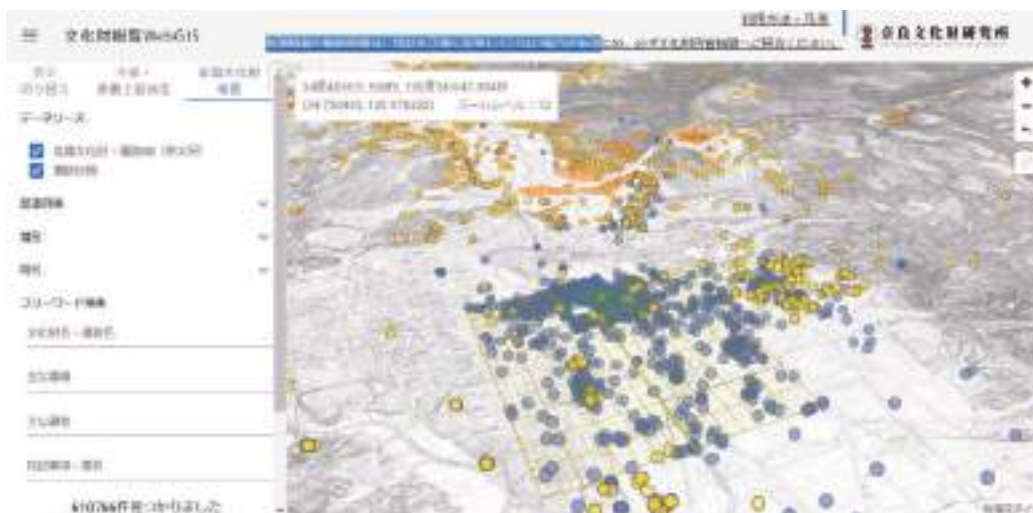
3、平城京跡周辺が表示されます。 1)背景地図は、地理院地図（淡色地図）＋傾斜量図、及び平城京条坊図がデフォルトで表示されます。



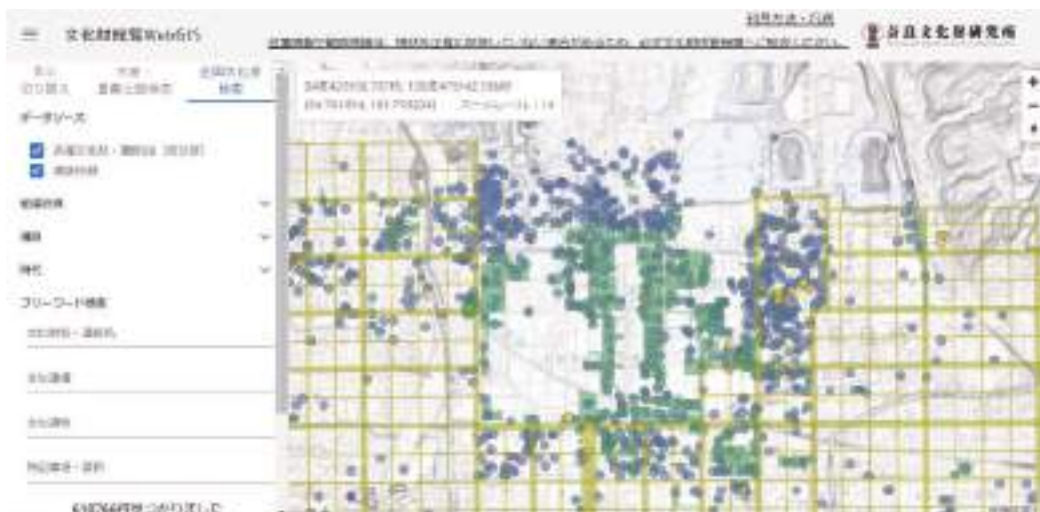
2) 地図の表示範囲を変えるには、マウスの左ボタンでドラッグします。



3) マウスの右ボタンでドラッグすると、地図を平面的にだけでなく、立体的に回転させることができます。



4) 地図の縮尺を変えるには、画面右上の「+-」ボタンを使います（+は拡大、-は縮小）。地図上をダブルクリックすることで、一定の割合で順次拡大することもできます。



- 5) 上記の縮尺（ズームレベル）によって、画面表示が変わる場合があります。例えば、例えば、3mグリッドの小地区は、大縮尺でないと表示できないため、一定ズームレベルになるまでは、ドット表示となります。
- 6) 表示は、平城宮跡の発掘調査区（薄緑色の網かけ）、条坊図、遺跡データベースの検索結果（薄橙色の網かけ：ポリゴン、及び黄色のドット：ポイント）、遺跡抄録データベースの検索結果（薄紫色のドット）、がデフォルトになっています。
- 7) あとの二つは遺跡の範囲と調査地点を示すもので、「全国文化財情報」としての全ての遺跡を表示するものです。木簡検索に不要であれば、表示切り替え（4を参照）でチェックを外して表示を消すことも可能です。
- 8) ポインタの位置の座標が地図の左上に表示されます。

4、表示の切り替え

1) 背景地図

- ・左上の「表示切り替え」ボタンで、「背景地図」の を開くと、背景地図の一覧が表示されますので、適宜切り替えて表示させることができます。



2) 遺跡情報・木簡情報

- ・左上の「表示切り替え」ボタンで、「遺跡情報・木簡情報」の を開くと、遺跡情報・木簡情報の一覧が表示されますので、適宜切り替えて表示させることができます。



- ・「条坊図」は、平城京の条坊復元で、これはデフォルトで表示されます。



- ・「復元図」は、平城宮の遺構配置復元で、奈良時代後半の最も代表的な様子を示すものです。



5、木簡検索の要領

- 1) 画面左端の表示切り替えボタンで、「木簡検索」を選択します。



2) 検索は次の2通りの検索が可能です。

a テキスト入力による検索

- ① 下記アからエまでの項目について、テキストを入力することで、該当する木簡を探し出す検索です。
- ② 複数の検索項目に同時に入力すると、and 検索になります。1 度検索を行ったあと、別の欄に検索テキストを入力して検索すると、絞り込み検索になります（同時入力による and 検索と同じ結果）。

ア 遺跡名

「平城宮跡」などの遺跡名の他、平城宮内の地域名（東院、東方官衙、東大溝など）による検索です



遺跡名「東院」の検索結果

イ 平城宮・京地区名

- ・平城宮・京跡の3m グリッドの地区名称による検索です。
- ・平城宮・京跡には、6 A F I U O 4 5 のような 8 桁のアルファベットと数字の組み合わせによる 3m 包含のグリッドが設定されており、遺物は全てのその名称と遺構（層位）名によって取り上げられます。

6AFI：大地区

UO45：U は 6AFI 大地区内における中地区の名称

O45 は 6AFI-U の大・中地区内の小地区の名称

- ・検索は 4 桁以上の入力で行います。8 桁フルでも勿論かまいませんが、大地区(上記の例では、6AFI)、または中小地区の組み合わせ(上記の例では、UO45)での検索を想定しています。



地区名「US48」の検索結果

ウ木簡本文

木簡本文の文字ないし語句を文字数制限なしで検索できます。



本文「解」の検索結果

エ調査次数

平城宮・京跡に対する奈良（国立）文化財研究所が実施した発掘調査の通し番号による検索です。



調査次数「172(次)」の検索結果

b 地図による地点指定による検索

- ①地図上の任意の地点において出土した木簡を探し出す検索です。地点の選択は範囲指定で行います。範囲指定の要領は下記の通りです。
- ②範囲指定による検索では、指定範囲内に含まれる 3m グリッドから出土した木簡を検索します。



ア、画面左端下端の、「範囲検索モード」部分をクリックして、「範囲検索モード ON」にします。

イ、そこにも表示されますが、下記の要領で範囲を指定します。

地図上で左クリック

→ポインタを動かすと指定範囲候補が青点線と内部の青色塗りつぶしで表示されます。

→範囲を決めたらもう一度右クリックすると範囲が決定します。

ウ範囲指定を解除するには、地図上の何もない任意の地点を右クリックします。



3) テキスト入力または範囲指定が終わったら、画面左端の「検索」ボタンをクリックします。テキスト検索の場合は、エンター・キーを押すことでも検索できます。



4) 新規検索など、検索結果を消去する必要がある場合は、検索キーの右隣にある「クリア」ボタンをクリックします。

6、検索結果の表示(1)

1) テキスト検索・地図検索いずれの場合も、該当する木簡が出土している地区を赤で表示します。該当する木簡がない場合は、「入力された条件では 1 地区も検出されませんでした」と表示されます。

2) 該当地区の表示は、赤く塗りつぶした方形のグリッドで表示しますが、一定のズームレベルになるまでは、そのような表示が難しいため、赤色のドットで表示します。



木簡出土地区ドット表示（縮尺が小さい場合）



木簡出土地区グリッド表示（一定の縮尺より大きくした場合）

7、検索結果の表示(2)

- 1) ヒットした小地区の木簡の情報を表示させるには、ポインタをヒットした小地区に動かします。
- 2) そうすると、通常手のひら型のポインタが、人差し指を伸ばした指先指成型に変わります。ズームレベルを大きくすると、操作がよりわかりやすくなります。



- 3) ポインタが指先指示型になっている状態で右クリックすると、その小地区のデータをボタンが開きます。1、2 ……と並びますが、概ね 1 が調査次数を表示するボタン、2 以下が、出土木簡・墨書土器を表示するボタンです。



- 4) **木簡・墨書土器データの表示** 1 を右クリックすると、当該地区で出土した木簡・墨書土器の一覧が表示されます。

表示項目は、地区名・遺跡名・木簡本文、及び奈良文化財研究所の木簡データベース「木簡庫」の当該木簡のカード表示の URL です。詳細を見るには、URL を右クリックして、「木簡庫」の当該頁を閲覧してください（※逆方向の移動、すなわち「木簡庫」の各木簡の出土地区をクリックして、当該地区の位置を全国文化財情報・古代都城 WEBGIS の地図上に表示させることについては、今後の課題です）。

墨書土器の場合は、「木簡庫」の URL の代わりに、当該墨書土器のデータを直接表示します。表示項目は、土器の種類・器種・記銘部位、出典、調査次数、出土遺構です。このうち土器の種類・器種・記銘部位は、右端に縦長に細長く表示する略号によってこの順に記載しました（表示スペースの都合によるものです）。

墨書土器凡例

土器の種類	
H:	土師器
S:	須恵器
K:	灰釉
B:	黒色土器
器種	
1:	杯
2:	皿
3:	碗
4:	高杯
5:	蓋
6:	平皿
7:	鉢
8:	盆
9:	壺
10:	罎
F:	甕
記銘部位	
w:	口縁部
D:	底面
t:	頂部
k:	つまみ
D:	高杯の杯部
I:	高杯の腹部
H:	高杯の柄部
bc:	体部
rc:	胴部
l:	内面
o:	外面
z:	断面

種類	地区名	遺跡名	本館・遺跡土器本文	出典(「木簡庫」(奈良文化財研究所)・墨書土器(「奈良文化財研究所」)・出典、調査次数、出土遺構)	墨書土器凡例
墨書土器	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	二	618F10- 墨書土器表式2-1081-157- 5007154074444 粘土	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
墨書土器	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	二二部/二	618F10- 墨書土器表式2-1081-157- 5007154074444 粘土	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
墨書土器	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	人	518F10- 墨書土器表式2-1081-157- 5007154074444 粘土	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
墨書土器	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	大層	518F10- 墨書土器表式2-1081-157- 5007154074444 粘土	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
木簡	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	- 得内内口(遺跡+)、(竹)	https://www.nara.go.jp/cultural-property/monuments-relics/wooden-slips/64BL-D014007001	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
木簡	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	- 口縁口(遺跡+)、(竹)	https://www.nara.go.jp/cultural-property/monuments-relics/wooden-slips/64BL-D014007002	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面
木簡	64BL-D014	平城宮中央区副宮内地方	遺跡九号二六日正六位上口	https://www.nara.go.jp/cultural-property/monuments-relics/wooden-slips/64BL-D014007003	11 口縁部 12 底面 13 頂部 14 つまみ 15 高杯の杯部 16 高杯の腹部 17 高杯の柄部 18 体部 19 胴部 20 内面 21 外面 22 断面

平城京木簡の建築名称—皇后宮職と長屋王邸—

北村 優季

はしがき

建築はどのような時代にあっても人々の生活の基本となる要素であり、それらが集まって独自の空間を形成してきた。建築は人々の生活空間を構成し、一方で、それが人間関係を形成する手段となることもある。そうした点から見て、住宅空間の研究はいつの時代にあっても生活の実態を再現する手段となるものである。日本古代にあっても多くの研究がなされているが、それは古代社会の復原をする重要な手がかりとなっている。とりわけ、古代の都城にあっては、平城京や藤原京で多くの発掘成果が蓄積され、当時の独特な生活空間が証明されるようになった。平城京では、貴族邸宅とみなされる大規模邸宅から庶民や下級官人の住宅に比定される小規模邸宅にいたるまで多様な実例が集積され、今日の古代史を解明するにあたって多くの知見を与えるようになったのである。

さて、日本古代における建築の変遷については、建築史の観点から多くの研究がなされてきた。たとえば戦後建築史を主導した太田博太郎氏は原始・古代からの建築について、日本では、土間に生活面を確保する竪穴住居と、地表面から一定の距離を確保した高床住居という、二つの系統の住居があったことを理論付けている⁽¹⁾。こうした見解は現在でも支持されているようで、近年刊行された玉井哲雄氏の著作でも、日本では有力者が構築した高床建築と、それ以外の人々が居住した竪穴住居の二つが並存していたことを紹介している⁽²⁾。平城京が造営された奈良時代にあっても、一般住居として、床を張る高床式建築と、竪穴住居の系譜をひく土間形式の住居が存在したというのが基本理解となっているのである。

他方で、木村徳国氏は、『古事記』や『日本書紀』、『万葉集』などの基本文献を分析することにより、ムロやクラ、トノなどの用語の実例を収集して古代建築の詳細を明らかにした。これによって、古代の建築についての文献的理解は格段に深化し、建築関係の史料はほぼそこに網羅されていってもよいであろう⁽³⁾。しかし、この研究が刊行されてからす

でに 40 年以上が経過し、その間に発掘成果も著しく増加している。特に 1980 年代には長屋王邸の調査が実施されて大量の木簡が確認され、それに続けて二条大路の北側・南側からも 7 万点に及ぶ木簡も発見されている。いわゆる二条大路木簡であるが、これらは記紀とは異質の、当時の実態を示す同時代史料であって、他に類例を見ない貴重な成果である。しかも、ここにはわずかであるが、建築関係の用語を記した事例があり、平城京の時代の実態を伝える証左となるものである。先にあげた建築史の研究では、平城京の建築について多大な成果を蓄積してきたが、しかし、こうした近年の木簡史料については、いまだ考察の対象とはなされていないようである。ここでは発見されてからすでに 30 年が経過した長屋王家木簡や二条大路木簡を手がかりに、古代の上級邸宅の建築の内実に迫ることにしたい。

第一章 二条大路木簡

左京三条二坊に位置する長屋王邸の北側を区切る大路として二条大路が東西に走っているが、その北側と南側の濠状遺構を中心に出土したのが二条大路木簡である。これらは天平年間前半の年紀をもつものが多く、また木簡記載の内容から皇后宮職や兵部卿藤原麻呂邸に関わる木簡であると推定されている。年代としては神亀 5 年 (729) の長屋王の変以降のもので占められ、これらの大半が長屋王家を継承する建物、そして同時期に存在した二条大路北の貴族邸宅から廃棄されたことはまちがいない。木簡の多くは二条大路の北側の濠状遺構 SD5300 と、南側の濠状遺構 SD5100 から検出されたが、そのうち濠状遺構 SD5100 から出土したものの一例に次の木簡がある(『平城宮発掘調査出土木簡概報』22 号、16 頁上。以下では『概』22 のように省略して表記する。また末尾の数字は数字は法量を示し、単位はミリメートル。そのあとの 3 桁の数字は奈良文化財研究所が定めた型式番号を示す)

殿東殿器鑑

南西瓦蓋殿鑑

北檜蓋殿鑑

南細殿外方鑑

78・67・7 011

文字は縦約 8 センチメートル、横約 7 センチメートルの長方形の材に書かれ、写真で見る

と下辺が切断されているように見えるが、文字として欠損はないと判断される。裏面には特に記載はないようで、この面だけで完結した記載であると見なされよう。ここに書かれているのは、「殿」「東殿」、南西の瓦蓋（瓦葺き）の殿、細殿などの名称である。「檜殿」はおそらく檜皮葺きの屋根を構えた殿舎のことであろうが、ともかくこうした殿舎の名称が天平年間に実際に使用されていたのである。

二条大路木簡に登場する殿舎は以下に述べるように多くの実例があるが、1990年にはすでに、これらをすべて左京二条二坊五坪の邸宅すなわち藤原麻呂邸の建築とみなす見解も提示されている⁽⁴⁾。たしかに二条大路木簡には麻呂邸関連の実例が含まれるが、しかし以後の研究にあつては、木簡の大部分は皇后宮職に関連するものとも考えられているのが現状である。したがってここでは、それらを取りあえず皇后宮職関連のもののみとし、実態との関連性の中でその性格を見極めていくこととしたい。

さて、先の木簡に話題を戻すと、それぞれの建物に付けられた「鑑」とはどのようなものだったのだろうか。周知のように、鑑は「鑰」の異体字でカギのことをいうが、ここではまずこの点を掘りさげて確認しておくことにしたい。

木簡に記された用語については、『古事記』や『日本書紀』などの文献と照合することが可能であるが、その基本となる史料に律令の用語がある。この時期は大宝令の時代にあたるが、養老令の宮衛令にこのカギに関する条文が含まれている。宮衛令に

凡諸門關鍵管鑰。皆須_レ牢固_一。(宮衛令 16 諸門關鍵条)

とあるのがそれで、「およそ諸門の關鍵、管鑰は、皆牢（かた）く固くすべし」とあるように、門に設ける四つのカギに関する用語が示されている。『令義解』同条によれば、「謂。関者、持_レ門横木也。鍵者、門牡也。管者、所_レ以函_レ牡也。鑑者、所_レ以開_レ管鍵_一也」とあって、関・鍵・管・鑰(鑑)の部分で構成されていたとされる。

これらについて、『日本思想大系 律令』（岩波書店）の頭注では、「関は門の扉を抑える横木、鍵はかぎの抜き差しする部分、管は鍵を支える部分、鑰(鑑)は管鍵を開くためのあいかぎ(義解)」（笹山晴生氏執筆）と説明を加えている。これは間違いとはまではいえないものの、しかしいささか分か

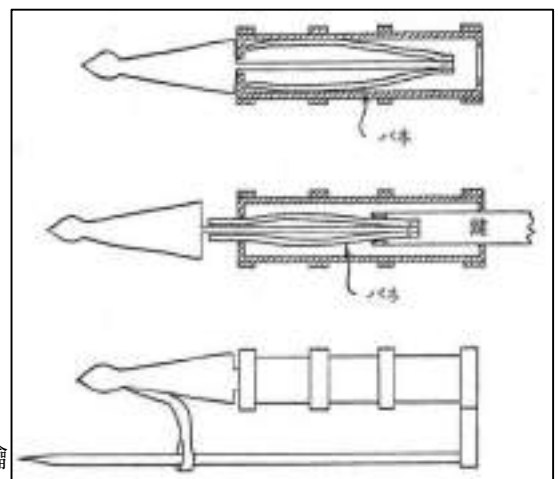


図1 中国の南京錠（ジョセフ・ニーダム『中国の科学と文明』8巻より）

りにくい表現なのではなからうか。

この条文については、この時代のカギをいわゆる海老錠を想定すると理解が容易になる。これもよく知られるように、海老錠はカギの本体になる牝金具と、そこに差し込む牡金具、そして牡金具の逆方向から牝金具に差し込む解錠具の三つで構成される。牝金具の内部でバネのように開く金属板をもつ牡金具に対し、金属板を解錠具で挟み込むようにして押さえることで、カギは解錠されるのである。実際に、正倉院南倉にはこの海老錠が宝物として残っているほか、天武朝の飛鳥京苑池遺構や、8世紀の平城宮跡でも、その実物が出土している。さらにそれは地方の官衙でも出土していて、奈良時代に多くの場所で海老錠が使用されていたことが確かめられている。

このような知識をもとに『令義解』の解説を読むと、「鍵は門の牡なり」とあるように、鍵は牡金具のことを指している。また「管は門を函（いる）る所以なり」とあるように、牝金具を入れる筐体つまり牝金具を指す。また、「鑑は管鍵を開く所以なり」とあるのは、鑑が管・鍵を開くための解錠具であること示していよう。なお、ここでいう「門」は、平安初期の『新撰字鏡』に「カキキル」の読みがあるように、鍵全体を指す呼称なのであろう。またそうであるとすると、「関は門を持する横木なり」との説明も、カギを支える金属棒のようなものを「関」と呼んでいたことが分かる。宮衛令の条文では、これらの四つの部品によって構成されるカギを想定しているのである。

さて、こうした語句の意味を理解すると、木簡に記された「鑑」がカギの解錠具であることが確認される。木簡には全部で四つの鑑の名が書かれているが、これらはこのような解錠のためのカギの名称を書き上げていたのである。では、何のためにこうした記載が必要とされたのだろうか。その際考える必要があるのは、これが長方形の板状の木片にまとめて書かれている事実である。個々の解錠具に取り付け、ちょうどキーホルダーのように使うのであれば、こうした形状はふさわしくない。もし存在するとすれば、これらはカギをまとめて保管するための容器に、その表示板として、あたかもネームプレートのように使われたのではなからうか。カギをまとめて一箇所に保管し、その中身を示すためにわざわざ記されたのである。それは、これらのカギが管理者にとって、きわめて重要な存在であったことを示唆していよう。

ところで、このカギの多くは建物のカギであるが、第1行目に書かれたカギはやや異質である。すなわち「殿東殿器鑑」とあって、「器の鑑」と書かれていることが、ほかの三例と異質である。器は「うつわ」と読むのが普通で、食器などを指すのが一般的であると

思われる。しかし「器」の字句については、やはり律令の条文に独特な用法があって注意しなければならない。

たとえば、職員令によると、左京職や摂津職、諸国(国司)の職掌の一つに「器仗」があげられており、「器仗」とは兵器と儀仗、つまり武器や儀式の際に使われる兵器を意味している。他方で、同じ職員令の東市司について、正一人として長官の定員をあげ、それに続いて次のような職掌を列挙している(職員令 67 東市司条)。

掌。財物交易、器物真偽、度量軽重、売買估価、禁_二察非違_一。

このうち、「真偽器物」は市で取引される物品の真偽を確定する作業のことをいい、公開される情報と内容が一致しない場合には摘発しなければならなかった。この場合、「器物」とは一般的な物品そのものを指し、食事に使用する「器」よりも広い範囲を含む語であったことになる。

こうした点からすると、二条大路木簡の「器の鑑」については、食器だけでなく、貴重品を含む物品一般を示す可能性が高い。ただ、「器仗」という用例を勘案すると、この邸宅で管理していた武器を指す場合があったことも想定する必要があるかもしれない。しかし、「器の鑑」は「殿」と「東殿」の二つの殿舎に属することが明示されていて、通常は殿舎と武器が対応するとは考え難い。この場合は、二つの殿舎で使用する物品、たとえば調度や装飾具などを保管した施設のカギであったと解するのが穏当ではないだろうか。

なお、二条大路木簡には、別に

器殿鑑

135・24・4 032

とある木簡が検出されており、「器殿」と呼ばれる殿舎が確認できる(『概』22、15頁)・型式番号から判断すると、これは細長い木片に書かれた文字であり、鑑に付けられたキーホルダーのようなものを想定してよいだろう。木簡を廃棄した主体である邸宅には、「器殿」という名称の収蔵庫があったこと、そこには殿舎で使用される物品がまとめて管理されていたことが推測されるのである。

以上のように、二条大路木簡にはわずか1点の木簡のなかにもこうした多様な建築名称が確認できるのであるが、それが実際にどの殿舎と対応するものなのかを考察しておく必要がある。そのためには、この邸宅の遺構調査と建築名称を対比・照合しなければならない。

第二章 皇后宮職の遺構復元

いわゆる長屋王家木簡が確認されたのは 1988 年でのことであるが、以後も発掘調査が進み、その 7 年後には詳細な報告書が出された。1995 年に奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』が刊行され、それによって邸宅内部の様子が詳細に知られるようになったのである。それによると、長屋王邸として使われた邸宅は、長屋王の変で王が自尽したのちに皇后宮職として使われ、今度は光明子を主人とする邸宅へと姿を変えていった。

この邸宅は左京三条二坊の一・二・七・八坪の四町に位置する広大な地域を占め、全体がひとまとまりのものとして使用されたことが明らかになっている。これまで紹介してきた二条大路木簡は、二条大路をはさんで北に位置する藤原麻呂邸とともに、皇后宮職時代に使用・廃棄されたもので、紀年のある例を見ると時期も長屋王没後の天平年間に集中している。

『報告書』によると、四町を一体的に使用した邸宅は、内部を掘立柱塀で区切りいくつもの区画に分割されて使用されていた(図 2 参照)。中心になるのは敷地の南側に位置する箇所、ここは築地塀で区切られた四町全体にあって、内部に独立した空間を構成した。それを『報告書』では内郭と呼んでいるが、内郭は、中央内郭を中心に、両側に東内郭・西内郭を配置して邸宅の中核を形成した。一方で、内郭の北側には、築地塀をはさんで北外郭と呼ばれる一面があり、多数の建物が確認されている。また、内郭の東側は東外郭と呼ばれる部分で、ここは内郭と東側の築地塀や門にはさまれ、小規模な建物が分散して建てられている。さらに東南の隅には蛇行する溝が確認されているが、これは人工的な流路であることから、園池として使用されたとみられている。

邸内では、中央内郭にもっとも規模の大きな東西棟 SB4600 が存在し、それに妻をそろえて SB4601 が附属するので、ここが皇后宮職の中心的な殿舎であったと推測される。中央内郭には、その東側に複数の殿舎も配置されていて、多くの組織が集中していたことも推測されよう。

これに対し、東内郭にも大規模建物 SB4300 があって、この一面にも棟筋をそろえた建物が整然と配置されていたことがわかる。しかもこれらは床束が検出されていることからわかるように、多くが板敷の床をもつ建物であったことも特徴である。ここでは南側に平坦

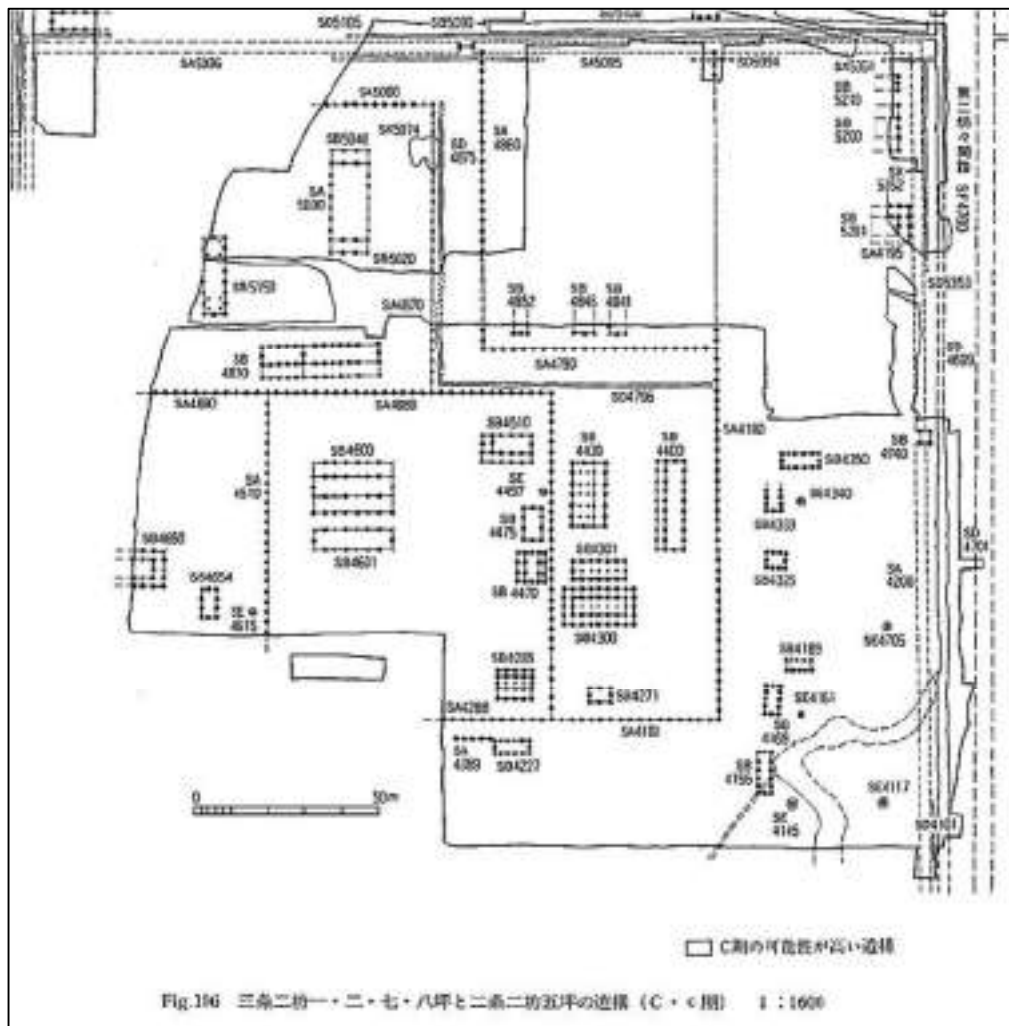


図 2 皇后宮職遺構図

な空間が広がっていて、この一帯は臣下との対面の場として利用されたのではないだろうか。東内郭が皇后と臣下が対面する公式な空間であったとすれば、その奥に位置する中央内郭は、日常的な私的空間として位置付けることができそうである。

さて、こうした点を念頭におくと、前掲木簡に書かれた建築名称はどのように理解できるだろうか。まず、「殿東殿器鑑」については、「東殿」という方位を示す語が使われていることに着目すると、これは東内郭の殿舎に該当するものと推測される。そして、それと対比して使用される「殿」については、中央内郭の最大建物に比定できよう。

これに相当する名称として、二条大路木簡には、「大殿」や「高殿」の用例があるが、この二つはどちらも規模の大きい建物を指す名称とみられ、いずれも同一の殿舎を指すと考えられるが、そのうち大殿については、

油二升一合 大殿常燈料〈日別三合、七日料〉（カッコ内は細字表記の箇所）

（『概』24）

とあるように、七日分の油を二升一合用意したことを書いた用例がある。大殿には灯火が備えられたことがわかるが、このことは大殿が夜間に使用されていたことを物語っている。また、これと同様に、「高殿」の用例が複数確認できるが、おそらくこれも同一の建物を指すのであろう。「高殿」「中高殿」「南高殿」などがあるように、方位や位置を表記する例もみられるが、おそらく同じ殿舎である可能性が高い。「内中殿」とある例もそれらと同じで、この場合は邸内の一番奥の、中心部の位置にあることに重点を置いた呼称になるうか。

中央内郭	殿 (22) 中高殿 (22) 南高殿 (22) 西細殿 (22) 大殿 (24) 大殿常燈料 (24) 内御倉八合 (29) 大宮大殿守 (30) 高殿 (30) 内中殿 (31) 南細殿外方鎰 (22)
東内郭	東殿器鎰 (22) 東宅 (24) 東殿門鎰 (24) 東坊 (31)
西内郭	南西瓦蓋殿 (22) 西坊宿直 (22) 西瓦蓋坊 (22) 西坊 (24) 西瓦殿 (24) 西瓦蓋殿 (24) 西坊宿直 (30) 西瓦蓋殿 (30) 西坊 (31)
北外郭	北檜蓋殿 (22) 北倉 (24)
その他	器殿鎰 (22) 御厩 (24) 膳所 (24) 文基息所 (24) 天子大坐所 (24) 召女豎息所 (24) 膳司 (30) 内御厩 (30) 酒殿 (30)

中央内郭に対し、その東側の一面に関してもいくつかの用例が確認されている。概要は表1にまとめたが、そのうち、鎰を列挙した前掲の木簡には「東殿」があげられていて、これは東区の中心的な建物である SB4300 が該当する可能性が高い。また「東殿門鎰」とあるのは、この東殿を含む一面に掘立柱塀に設けられた門があったことを示している。ま

た「東宅」「東坊」とあるのは、東殿を中心とする東内郭の区画を指すものと思われる。古代では宅はヤケと読まれ、家や土地のまとまりを示す構造物全体を指す言葉である⁽⁵⁾。また、「坊」は左京三条二坊のような条坊の区画を指すのが一般的であるが、『倭名類聚抄』巻十に「坊(略)聲類云房反〈和名萬知〉別屋也」とあって、別屋の意味は不明であるが、マチの和訓があったことがわかる。他方で、「町」について同じ『倭名類聚抄』巻一に

蒼頡篇云、町他丁反。〈和名未知〉田区也。

とあって、マチ(町)が田区すなわち耕地の区画を意味したことがわかる。したがって、マチと呼ばれた坊の文字も、この皇后宮職の邸内にあつては、内部の細分された方形の区画を意味する言葉であったと推測される。東坊とは、東の区画つまり東内郭のことを指すとみられるのである。

東内郭に対し、西側の内郭にもいくつかの建物を確認することができる。これまでたびたび取りあげてきた鑑木簡にあつても、「南西瓦蓋殿鑑」と見えるように、瓦葺きの殿舎があつたことが知られる。ただし、「南西」という言葉については不明な点も残る。あるいは、南側の区画にこうした殿舎を想定する必要があるのかもしれない。しかし発掘調査によると中央内郭の南側に内郭と呼ぶような空間は存在しないようであり、中央内郭の南側に建物区画があつたとは考え難い。西内郭の場所は皇后宮職全体からみると「南西」の場所に当たるが、このことを考えると、この殿舎は中央内郭の西側、すなわち西内郭に存在した可能性が高い。この一面は、二条大路木簡では「西坊」「西瓦蓋坊」など、西のマチとも呼ばれていたことがわかる。また、宿直(とのい)に関する木簡が多数出土していることから、警護の対象であつたことも容易に想定される。古代にあつて瓦葺き建築といえば、第一に寺院建築が、第二に正倉院校倉のような倉庫が思い浮かぶが、この西内郭にも多くの倉庫が存在したことが考えられるのではなからうか。宿直関係の職員が西内郭に多く当てられていることは、その可能性に結びつくことを物語っていよう。

発掘成果によると、中央内郭の北側には、築地塀で区切られた北外郭があり、ここに3棟ほどの建物が確認されている。他の区画に比べると遺構の密度は低いが、ある程度の建物が建てられていたことが想定できるが、これに、対応する木簡としては「北」の文字のあるものが比定される可能性が高い。先の鑑木簡には「北檜蓋殿鑑」が含まれているが、それはこの区画に檜皮葺きの殿舎があつたことを示すものと考えられる。檜皮葺き建築であれば、生活空間となる殿舎が想定される。また、「北倉」(『概』24)が見えるが、こ

れもここにあった倉庫を指すのであろうか。ただ、木簡の実例で「北」を明示するのはこの2点だけで少数にとどまるが、それはこの区画では比較的建物が少なかったことと関係しているのだろう。

さて、鑑木簡のうち、最後の項目である「南細殿外方鑑」については、どのように理解すべきだろうか。中央内郭の南側に内郭を想定することが困難なことは先に述べたが、この場合の「南」も、邸宅全体からみて南という意味であろう。そうであるならば、内郭部分がそれに該当するが、そこに書かれた「外方」の語がよくわからない。カギは普通扉の外側に付けられるもので、わざわざ外側を明示するのが不自然だからである。あるいはこの場合は、「外方」（とつかた）と読み、中央の内郭に対してその外側の区画を指すものだろうか。そうであれば、これは内郭中央の外、つまり東内郭に位置したことになるであろうか。

では、細殿とはどういうものだろう。『日本国語大辞典』によると、細殿は第一に「殿舎から殿舎へ渡る廊。渡り廊下。渡廊（わたりろう）。渡殿（わたどの）。」とされ、寝殿造で殿舎をつなぐ渡殿を指す意味が紹介されている。その根拠として『倭名類聚抄』巻十「唐韻云廊〈音郎 漢語抄云保會度能〉殿下外屋也」があげられているが、和訓ホソドノにはこのような意味があったのである。第二の用例として「殿舎の廂（ひさし）の間（ま）の細長いもの。仕切って女房の局（つぼね）として用いることが多かった」とし、『宇津保物語』や『源氏物語』を典拠としてあげているが、これらはいずれも殿舎の外側の一部を区切った空間である。

しかし、長屋王邸や皇后宮職の発掘調査では、殿舎をつなぐ渡殿のような施設は検出されていない。平安時代の寝殿造のような構造は、まだ見いだすことができないのである。しかし、以下に述べるように、奈良時代の細殿にはこれらの説明とは違う用例を確認することができる。

一つは『万葉集』巻一七（3922 番題詞）に、天平 18 年(746)の正月の宴の様子が次のように書かれている。

天平十八年正月、白雪多零積_レ地數寸也。於_レ時左大臣橋卿率_二大納言藤原豐成朝臣及諸王諸臣等_一參_二入太上天皇御在所_一〈中宮西院〉供奉掃_レ雪。於_レ是降_レ詔 大臣參議并諸王者令_レ侍_二于大殿上_一。諸卿大夫者令_レ侍于_二南細殿_一。而則賜_レ酒肆宴。勅曰、汝諸王卿等、聊賦_二此雪_一各奏_二其歌_一。

これによると、元正太上天皇は正月に「中宮西院」で雪が積もる中で宴を催したが、その

際には大臣・参議・諸王を「大殿」の上に、それ以外の諸卿大夫は「南細殿」に侍させたという。この表現には、大殿と南細殿が対になる殿舎であったことが示されている。

これとは別に、『西大寺資財流記帳』（『寧楽遺文』中巻）には、西大寺境内の小塔院に次のような殿舎があったことが書かれている。

小塔院

檜皮堂一字〈長七丈、広四丈〉

檜皮細殿一字〈長七丈、広二丈〉並板敷

北檜皮坊〈長九丈、広二丈七尺〉

次檜皮小坊〈長九丈、広一丈二尺〉

これによると、百万塔を安置した小塔院では、桁行をそろえた檜皮堂と檜皮葺きの細殿が一組のものとして設定され、どちらも板敷の建築であったことがわかる。これは「双堂（ならびどう）」と呼ばれる建築様式の一つで、本尊などをおく本堂とともに、礼拝のための礼堂等が附属して配置された仏殿様式とされる⁽⁶⁾。西大寺小塔院における「細殿」は、小塔を安置した本殿に対し、礼拝や仏事を行う空間となったのであろう。その場合、細殿は単に梁行が狭い、細長い建物というわけでなかったことに注意したい。幅の狭い形状ということであれば、北檜皮坊、檜皮小坊の方が、桁行九丈に対し「広二丈七尺」「広一丈二尺」とあるように、細長い形状が際立っている。細殿は、檜皮堂と一体となり、その補助の目的で使用されていたのである。『万葉集』にみられた平城宮の「中宮」にあっても、「南細殿」は「大殿」と一体となって使用されたとみることができる。

このような建物を皇后宮職の遺構の中に見いだすとすると、次の二つの可能性が考えらよう。一つは中央内郭の場合で、正殿 SB4600 に対し、その南側に存在した東西建物 SB4601 である。これは妻をそろえて正殿の南側に接して作られた殿舎で、南側からみると大規模な正殿の威容を隠してしまう位置関係にあたるが、そうだとすると、この建物は主人が出御する前殿に相当する。その場合、この建物は補助的でなく、正殿に準じた役割を果たしたことになる。

細殿としてふさわしいもう一つは東内郭に見られる建物で、東西棟 SB4300 に対し、その北側に平行する SB4301 がそれに該当する。この場合は正殿に相当する大規模殿舎の背後に位置することになり、正殿の補助的役割を果たす性格が強いものと判断されよう。ここでは先に、鑑木簡のうち「南細殿外方鑑」が東外郭に存在した可能性が高いことを述べたが、もしその推測が的を射ているとすると、正殿に対する補助としての機能であれば、

中央内郭より東外郭の方がふさわしい。細殿は東外郭に所在した SB4301 に比定されることになろう。

第三章 長屋王邸と長屋王家木簡

『報告書』によれば、長屋王邸の遺構はA～Gの7つの時期に区分されるというが、そのうちのA期、B期が長屋王時代の遺構とされる。A期は平城遷都から養老年間の遺構、B期はそれ以降天平初年(729)の長屋王自尽までの時期にあたとされる。このうちでB期には、長屋王が養老4年(720)に亡くなった藤原不比等の後を継ぎ、知太政官事舎人親王とともに台閣を主導した時代と重なっている。長屋王は養老5年(721)に従二位右大臣となって政界の頂点に立ち、さらに神亀元年(724)2月には、正二位左大臣に昇叙している。

長屋王邸宅のある区画は7つの時期にわたって内部が大きく変化したが、全体の基本構造については、平城遷都の時期から変化しなかったと推定されている。A期では、左京三条二坊の一・二・七・八坪の四町の敷地のうち、中心施設となったのは、その南寄りに配置された内郭の部分である。これらは、皇后宮職の時期と同じように、掘立柱塀で区切られていくつかの区画を構成した。それらの中心となったのは、SB4500を中心建物とする中央内郭の区画で、その東西に二つの内郭が取り付いていた。さらに北側には北外郭と呼ばれる区画があって、複数の東西・南北建物が確認されている。

B期の長屋王邸もこの四つの構成は変化しておらず、中央内郭も正殿 SB4500 がそのまま継承された。しかしここでは、A期にあった正殿南側の、目隠し塀のような性格を示唆する掘立柱塀が取り除かれ、正殿南に広い空間が出現した。SB4500は、こうした広場に似た空間の正殿としての特徴を鮮明にしたのである。

一方で、東内郭は大きく改変される。A期ではこの部分は南北に細長い区画を形成したが、この時期には東内郭全体が拡張され、主殿と見なされる SB4300 が新たに構築された。この建物は四面に庇をつけた大規模な殿舎で、それ以前と比べて様相を一変している。さらにその南側には、広い平坦面も設定されていて、正殿の存在を強調する整然とした空間が誕生することになった。このような変化については、これを「儀式のための建物」と解し、高位に昇った長屋王が、貴族にふさわしい儀式空間をもつようになったためと説明される(前掲『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』)。しかし、奈良時代初頭の

貴族が、平安時代の貴族のような儀式を行ったかどうか、この点は判然としない。平安時代には大臣大饗などの儀式が貴族邸宅を舞台に行われたが、8世紀の貴族がそうした儀式

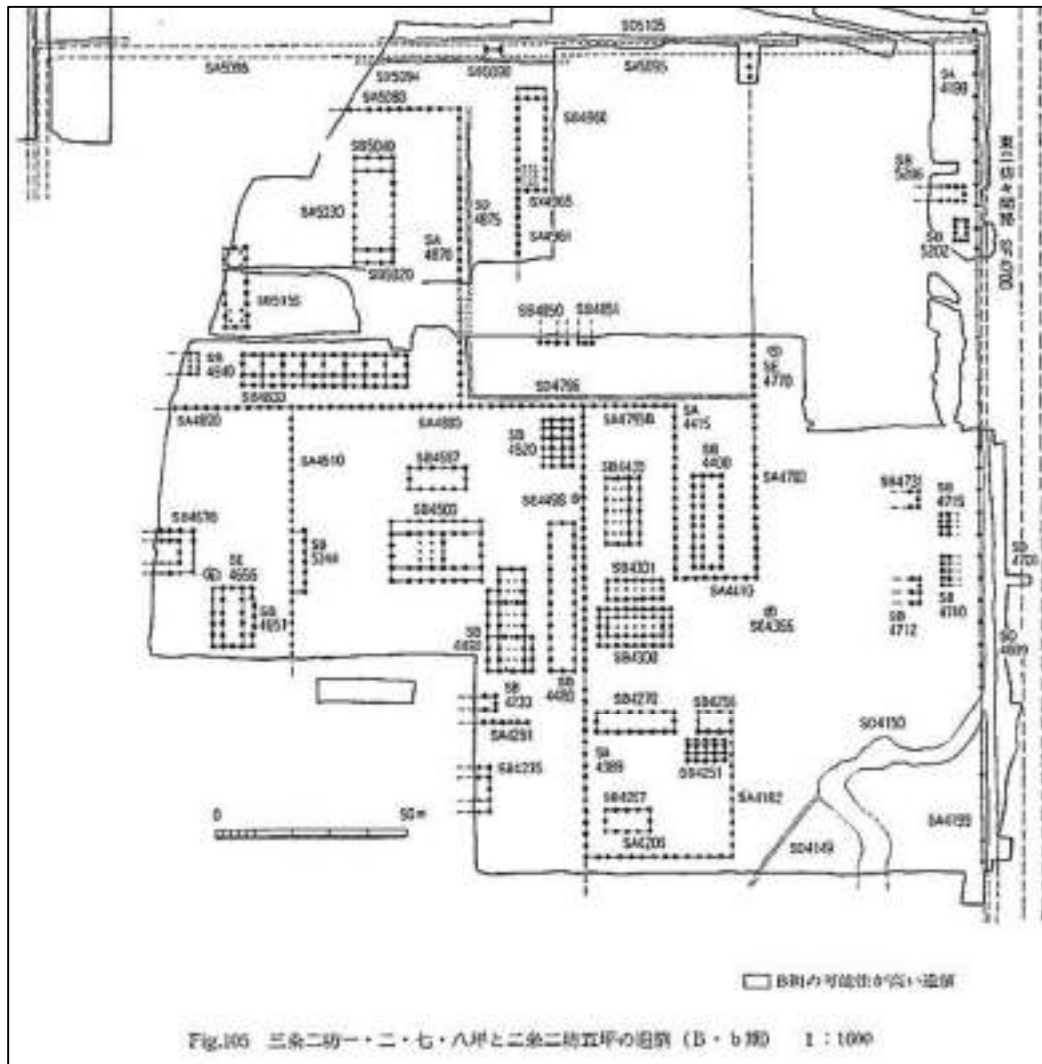


図3 長屋王邸の遺構（B期）

を挙行した事例はほとんど知られていないからである。こうした威容を見せつける建物が作られたとすると、それは、長屋王が臣下との対面を効果的に演出するためではなかっただろうか。すなわちこれは「儀式的建物」というより、臣下との対面の施設とするのがふさわしい。この時期の東内郭の充実した様相は、長屋王が大納言や左右大臣に昇叙したことと対応すると考えられるのである。

さて、これらの建物遺構と木簡の記載はどのように対応するのだろうか。実は皇后宮職

時代と比べ、長屋王時代の木簡の史料は必ずしも多くない。しかしその中である程度内容が想定できる実例を以下で取りあげておきたい。

まず、西内郭に相当すると思われる「西宮」を取りあげることにするが、それはすでに指摘されているように、長屋王の妻妾や子供の邸宅が集中していたと考えられる。長屋王家木簡には「西宮」と呼ばれる施設があったことが多くの木簡にみられ、またそこに「西宮少子(小子)」と呼ばれる年少の若者が仕えていたことが知られている。『概』23によると、

A 小子十口

文牛甘、家原赤麻呂、物集国嶋、志紀黒麻呂、
秦兄上、縣船末呂、大石君麻呂、尾張持末呂
秦弟国、土師舵取 鳥部麻呂、坂田大宅 (以下略)

とあって、十人の「小子」の名が見えるが、これらが西宮小子であったことはまずまちがいない(『概』23)。そして、これと同様の史料がもう1点出土している(同上)。

B

・立万呂、牛甘、梶取、牧夫、首万呂、乙麻、子老、
白手、阿倍朝臣望麻呂、田人、国嶋、弟上、
縣麻呂、諸上、
・右十六口、米一斗六升 十一月廿八日

とあるのがそれで、これらのうちAの「物集国嶋」がBの「国嶋」に対応するものと考えられる。また、このほかに、B「阿倍朝臣望麻呂」が他の史料にしばしば登場することが注目される。それは次の木簡C、Dに登場する「望万呂」に比定できよう。

C 若翁小子〈望麻呂、^(古)□万呂〉二口飯四 [] (『概』25)

D 若翁少子二口、米二升〈受望万呂〉

七月十六日石角

(同上)

若翁は周知のようにワカミタフリと訓み、王・女王などの幼年の子女を指す言葉である。この場合は子女に米を進上するため、「望万呂」らに米を受給・運搬させたことを意味しているが、「望麻呂」が子女に仕えていたことが示されている。

またこれに似た用例としての二例がある。

E 西宮年小子一口米半、受望万呂

F 西宮小子一口、米一升〈受望万呂〉

十一月十二日稲虫

これは西宮少子である望万呂が、同僚の少子に米を伝送したことになるが(『概』27)、これらの用例は、望麻呂が「西宮」に仕えていたことや、さらにはそこが長屋王子女の居所となっていたことを示している。

こうした実例から、西宮と呼ばれる区画・施設に長屋王の子女がまわって居住していたことが確認される。木簡には別に「〈年十三〉竹野王子宮」(『概』28)という記載が確認されるが、西宮には十歳前後の年少者が長屋王の子女に仕えていたのである。これらの西宮の居住

者については、長屋王家木簡では表2のような例を確認することができる。

それによると、長屋王家木簡では「山形皇子宮」「竹野王御所」など、長屋王の子女が宮や御所と呼ばれる邸宅に居住していたことがわかる。おそらくこれらは邸内で使用された私的呼称であると思われるが、こうした居所が西宮に存在したことが証明される。これが遺構の西内郭に相当することは確実であるが、残念ながらこの地域は発掘調査外で、ごくわずかな建物跡しか検出されていない。

このほか、こうした御所としては、長屋王家木簡に「石川夫人所」「安倍大刀御所」が確認されるが、この二人はいずれも長屋王の妻にあたる。二人が居住したのも、また子供が生活するこの西宮であった可能性が高い。さらに、長屋王の正妻である吉備内親王にあっても、独自の御所を構えていたことが木簡で確認できる。

- ・内親王御所進御飯米二升
- ・〈受高志女〉十月廿七日 川原史

(159)・23・3 019

これは内親王の御所に、高志女を運搬者として飯米二升を送付したことを示す支給木簡で

表2 長屋王家木簡の建築(カッコ内は平城宮出土木簡概報号数)	
御所関係	内御所 (21) 御 (21) 御所 (21) 内 (21) 御所人 (21) 内親王御所 (21) 御所人 (25) 大殿油 (27) 御所 (27) 大宮殿守奴 (27) 御所 (28) 内 (28)
北宮	北宮 (21) 北宮御物 (23) 北宮 (25) 北宮 (28)
西宮関係	石川夫人所 (21) 安倍大刀自御所 (21) 山形皇子宮 (21) 西宮人 (21) 西宮小子 (21) 西宮少子 (21) 西宮人 (25) 山形皇子宮(25) 竹野王御所 (27) 御所人 (27) 西宮年小子 (27) 西宮少子 (28) 竹野王子宮 (28)
倉庫	蔵鈎 (21) 北御倉鎔・蔵鎔・塩殿鎔 (21) 米倉鈎 (25)
その他	御湯曳人 (21) 犬司 (21) 縫殿 (21) 御垣塞 (21) □作処 (21) 鋳物所 (21) 鋳物処 (21) 御酒醸処 (23) 縫殿 (25) 鶴司少子 (28) 鋳物所(処) (28) 鏤盤所 (28) 御馬司 (28) 馬司 (28) 嶋造司 (28) 鋳物所 (28)

ある。「内親王御所」の用例はこのほかにも数例残っているが(『概』21、25)、これらは吉備内親王が独自の殿舎を確保したことを伝えている。それは他の妻や子供とともに、西宮の一面に存在した可能性が高い。

これに対し、中央内郭はいかなる名称で呼ばれていたのだろうか。同じく、長屋王家木簡には、西宮と「内」を対比させた次のような木簡の実例が存在する(『概』21)。

- ・内進米〈受 []〉西宮人給米 []
- ・正月十六日 []

(190) ・ 72 ・ 2 019

これは西宮に仕える使人にたいし米を支給するとともに、「内」に米を進上したことを伝える木簡である。この場合「内」は内親王すなわち吉備内親王の略称とする見方もあるが、内親王を「内」と省略する事例ないようである。本稿では先に、長屋王邸の中央内郭に大規模な正殿と南庭があることを紹介したが、「内」はまさにその空間を指すのではなからうか。それは西宮と対比される独自の空間として、邸内の最奥部として認識されていたのである。

「内」が中央内郭を示すとすると、次の「内御所」の木簡も同じ施設を指すことになる。

内御所進綾粉米一升〈受多々女、七日古末呂〉

これは、「内御所」に米を進上したことを伝える木簡であるが(「綾粉米」の意味は不詳)、内は内御所の省略した表現とみられるのである。長屋王家木簡には、このほか「御所」という用例が多数みられるが、これらも内御所を略記した表現と解するのが一つの見解として有力かと思う。これこそが長屋王の居所となった殿舎である。

ところで、発掘調査によれば、長屋王邸の東外郭に威容を誇る殿舎が建てられ、対面の場として整った施設が整備されていたが、そこは何と呼ばれていたのだろうか。実は木簡にはそれを示す事例がなく、名称は明らかでない。しかし、御所の用例が内御所と区別して多数存在することは、あるいはその中に東内郭の正殿を示す用例が含まれているのかもしれない。

- ・御所進飯二升〈受牛甘〉侍従六 飯九升、受□(衣カ)末呂
- ・二日老

(303) ・ (20) ・ 5

これは「御所」に米飯二升を進上したこと、さらに宮中から使わされたと思しき侍従の

ために飯米が支給されたことを示している。同じ木簡の中で内御所・内などの語と、「御所」を区別して使用した用例は皆無であるが、もし内御所と御所を区別することがあったとすると、「御所」の場所としては東内郭正殿をあてることことも可能であろう。

こうしたことが認められるとすると、長屋王家木簡に「大殿油」(『概』27)を進上した記載があることは、「御所」はまた大殿と呼ばれていた可能性を示唆する。また、同木簡には「大宮殿守奴」(『概』27)の用例があるが、「大宮の殿守」と読めるので、この場合の大宮という呼称も東外郭を示す可能性がある。いずれにせよ、きわめて決め手に欠ける推測であるが、一つの可能性として書きとめておきたい。

さて、長屋王邸については、以上のような殿舎のほか、倉庫についてもいくつかの記述が知られ、たとえば次のような例がある(『概』21)。

・移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絶布十五常

「遣北御倉鑑一勾、蔵鑑一、塩殿鑑一勾、右三」

・右糸布者若翁御物交易糸布用、又米交易数記進上

〈附日下部道万呂、九月五日棕石角〉

304・(26)・5 011

これは、「各兄麻呂」が呪いをする際に用いる糸や布について、その支出を命じたもので、それを受け、それらが収納されている倉のカギが渡されたのであろう。「右の糸布は若翁の御物の交易糸布を用ゐよ、また米の交易の数を進上せよ」とあるように、それらは長屋王子女の所有物であった。そしてそれらの収納場所が三つのクラということになるが、このうち「蔵」「塩殿」については所在不明である。しかし「北御倉」については、邸宅北部の北外郭にあった可能性が想定される。ただし、発掘調査によると、中央内郭の北端に総柱の倉庫建築があり、御倉(みくら)という、貴重品を納めた名称から判断すると、内郭の北にある御倉の意味に取ることができる。倉庫の遺構は、東内郭の南端にも確認できるが、「北」という言葉に注意すると、この場合は中央内郭のクラの可能性が高いように思われるのである。

むすびにかえて

長屋王家やそれを踏襲した皇后宮職の発掘遺構は、奈良時代の上級邸宅の実態を示す事例として、きわめてまれな存在である。しかも、そこからはまとまった大量の木簡が出土

し、同時代の文字資料との照合が可能となった。これまでほとんど取りあげられていなかった奈良時代の建築史料が、こうして多くの人びとの目にふれることになったのである。本稿では取りあげたのは、そのごく一部の成果に過ぎないが、最後にのちの時代と対比することで、この時代の特徴をあげておきたい。

長屋王邸や皇后宮職では多くの建物遺構が確認されているが、邸内の殿舎は掘立柱建物や礎石建物で構成され、実に多くの建物が作られていたことがわかる。これは古代建築の一端を示すものであるが、そこでは基本的に、現代建築に用いられるような間取りがないことも一つの特徴である。御所や倉庫などは、生活空間となった殿舎や、臣下との対面となった臣下の施設など、機能に応じて個別に建物を作り、それに応じて前庭を設けるなど、独自の機能空間を構成していった。長屋王家木簡には、膳所（かしわでどころ）（『概』23）や「御馬屋」（みうまや）（『概』21）等の記載が見え、厨つまり台所や、馬を飼う馬屋が存在したことがわかるが、長屋王邸・皇后宮職の東外郭には、小さな建物が散在している様子がうかがえ、これらの機能をもつ施設は主にこの内郭外部につくられていと想像される。

長屋王家木簡には、これ以外にも、犬司、縫殿、鋳物所（処）、鏤盤所などの組織・建築が見える。犬司は文字通り番犬を飼育する組織、縫殿は縫製のための機関、鋳物所は金属加工の作業場、鏤盤所は寺院建築である塔の露盤をつくるための鋳造所である。これらは物資の加工・生産にあたる場所で、これらの建物が邸内に存在したのである。長屋王邸の発掘調査では、邸宅の東端、東内郭の外側に多くの建築跡が分散して確認されていることを先にも述べたが、これらの生産組織の多くは、この東外郭に存在したと推測される。現代であれば、こうした施設はまとまった建築の中に機能別に配置されるのが普通であるが、奈良時代のこの時期には、それぞれ別の建物を作ることで機能を果たしていたのである。また倉庫の存在も同様で、この時代の収納施設は、総柱建築である倉庫を個別に建造し、そこに収納の機能を集約する。このようにして、古代には個別の建物に間取りがなく、一つの機能をもつ組織には、それに対応する建物をつくるのが一般的だったのである。古代の寺院では、本堂や塔のほか、僧侶が居住した僧坊や厨・湯屋などが別々に形成されたが、それと似た形式が、上級住宅にも採用されていたことになろう。

このように、長屋王邸では多くの建物が建てられていたが、こうした個別の建物に対し、個別の建物を結合する設備が発展していないことも、また一つの特徴である。平安時代の寝殿造では、寝殿や対屋が渡殿で結ばれ、そのことによって広い居住空間ができていた。

また、平安宮の内裏図を見ると、内裏には紫宸殿や清涼殿など、数多くの建物が廊によって結ばれ、全体として一つの生活空間を形成していたことがわかる。しかし、長屋王邸・皇后宮職では、正殿やそれと対応した前殿・後殿と見なしうる建物があるにもかかわらず、それらを結びつける渡殿のような施設は確認されていない。先に述べたように、皇后宮職の木簡には「細殿」の名称が確認されるが、平安時代のそれが建物をつなぐ渡殿を意味したのに対し、8世紀のこの時期には、正殿と対応する付属屋として機能して、それらを結ぶ廊は形成されなかったのである。発掘成果にみられるように、奈良時代にはすでに方形の区画を確保し、その上で方位をそろえた南北棟・東西棟がつくられていたが、しかし、それらを結ぶ施設はまだ出現していなかった。そうした点で、長屋王邸は平安時代の寝殿造とは大きく違っている。

寝殿造との関係という点でいえば、庭園との関係もまた大きく異なっていた。長屋王家木簡には「造嶋司」（『概』28）が見え、嶋つまり庭園を管理する役所が置かれたことが知られる。実際に、発掘調査では四町域の東南部に流水遺構が確認されているので、この場所に園池が設けられていたことはまちがいない。さらに、同家木簡ではたくさんの「鶴司」の木簡が確認されており、この池に近接して鶴が飼われていたことも推測されている。長屋王の時代にも、水辺をもつ園池を鑑賞の場とし、花鳥風月ともいべき自然を賞翫する意識が芽生えていた。

しかし、その場所は主殿である中央内郭や東内郭と隔絶した場所に位置し、主要な殿舎と一体化する意識はきわめて希薄だったと判断される。周知のように、寝殿造では主殿の南側に園池や中島をつくるのが基本的設計であったが、長屋王の時代には、まだそのような様式は確立していないといえる。これに対して、平城宮内には園池を設けた東院遺構が確認され、また宮外でも宮跡庭園と呼ばれる、園地をもつ京内の邸宅が確認されている。そこには建物も検出されていて、その構成の中には寝殿造の萌芽がみられるのかもしれない。しかし、東院遺構は、天皇の主たる殿舎である内裏とは距離を置き、平城宮の東南部に位置するにすぎない。宮跡庭園においても、それに付随する殿舎は生活の舎屋でなく、園池を鑑賞するための特別な建物の可能性が高いのではないだろうか。もしそうであるとすると、この時期の園池は生活の殿舎と一体化しておらず、いわば郊外に設けられた特別の空間であったことになろうか。この点においても、長屋王邸や皇后宮職は、依然として寝殿造とは大きな違いがあったのである。

註

- (1) 太田博太郎「日本建築史序説」『日本建築の特質 日本建築史論集 I』所収、岩波書店、1983年。
- (2) 玉井哲雄『図説 日本建築の歴史』河合書房新社、2020年。
- (3) 木村徳国『古代建築のイメージ』日本放送出版協会、1979年。同『上代語にもとづく日本建築史の研究』中央公論美術出版、1988年。
- (4) 渡辺晃宏「二条大路木簡の内容」、奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸と木簡』、吉川弘文館、1991年。
- (5) 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年。
- (6) 太田博太郎「西大寺」『南都七大寺の研究』岩波書店、1979年。井上充夫「双堂への疑問」『建築史学』11巻、1988年。

日本木簡の調査、その現状と課題

渡辺 晃宏

第一章 日本木簡出土小史

平城宮木簡の発見 日本における木簡の調査は、1961年1月の平城宮跡での発見を嚆矢とする。761、762年（天平宝字5、6）頃の年紀をもつ木簡を含むSK219出土木簡約40点である。これらは、内容からみて、大膳職と推定される役所のゴミ捨て穴の遺物で、平城宮の東に接する法華寺にいた孝謙太上天皇と、平城宮の内裏にいた淳仁天皇の対立という政治的な緊張（『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条・6月庚戌条など）を背景にもつ木簡を含む一群である。ただ、これらの木簡が実際に廃棄されたのは、764（天平宝字8）年9月に藤原仲麻呂が失脚し、木簡出土地のすぐ南に位置する西宮で、孝謙太上天皇が再び天皇として皇権を行使するようになってから間もない頃ではないかと考えられる。

その後、1963年には内裏東北の役所で見つかったゴミ捨て穴SK820から、1,800点程のまとまった量の木簡が出土する。747年（天平19）頃に捨てられたとみられる一群で、養老年間（717-724）から、745年に平城京に再び都を戻した直後までのものを含む。複数の役所に関わるものが混在しており、還都後の周辺の役所の整備に伴う遺物とみられる。

SK820出土木簡には、現在知られているほとんどのタイプの木簡が含まれている。その整理・解読が、木簡の整理方法、内容分類、形態分類、情報提示の方法など、あらゆる面で日本の木簡研究の基礎を形作ったのである。

さらにその3年後の1966年、平城宮東南隅の東西溝から、13,000点に及ぶ木簡が出土する。文官の人事を担当する式部省の木簡である。5桁に及ぶ点数とともに、大半が勤務評定木簡（毎年の勤務評価＝考課に伴うものと、その一定年数の積み重ねによる位階昇進判定＝選叙に伴うものを含み、両者を合わせて考選木簡と呼ぶ）であり、しかもその削屑であるという、顕著な特徴をもっていた。現在日本の木簡の8割は削屑で、ガラス板に一定点数ずつ乗せてガーゼで包んで保管するその整理方法は、このSD4100出土木簡の整理に伴う試行錯誤の過程で確立していった。

木簡学会の設立 その後日本各地での木簡の出土が相次ぐようになると、木簡を専門に取り扱う学会を設立しようという気運が盛り上がる。奈文研において行われた3回の木簡研

究集会を基盤として、1979年3月、木簡学会が設立された。奈文研史料研究室に事務局を置いて運営され、今年で満40年を迎えた。独立した組織であるが、奈文研の全面的なバックアップによって成り立っているといつて過言ではない。

会の目的として、研究だけでなく、木簡の保存や公開まで幅広くうたっており、日本で唯一木簡を専門に扱う学会として活動している。日本古代史を中心に、考古学、東洋史、国語学、国文学、保存科学などさまざまな分野の研究者300人余りを擁するが、日本古代史への過度の偏りと、若手会員数の伸び悩みという大きな課題を抱えている。

活動は、年に一度の研究集会と、全国の木簡出土情報、及び木簡に関わる論考を掲載する会誌『木簡研究』を年1冊刊行している。『木簡研究』の情報は、奈文研のデータベースに提供され、全国の主要な木簡を検索できるようになった。また、日本の木簡学会は、韓国木簡学会との研究交流も積極的に進めている。

長屋王家木簡と二条大路木簡の発見 その後の木簡出土は枚挙に遑がないが、1988年から1989年にかけて相次いで出土した長屋王家木簡と二条大路木簡にだけは触れないわけはいくまい。

第一に、長屋王家木簡35,000点、二条大路木簡74,000点というその厩大な点数である。この時点の全国出土木簡の総数が65,000点だったことを想起したい。

第二に、それぞれの一括性の高さである。個別の木簡の記載内容でなく、木簡を群として研究対象とすることが可能になったのである。

第三に、長屋王家木簡は、一貴族の家政運営に関わるそれまで全く類例のない史料群だったことである。この点では長屋王家木簡は、いまだに孤高の資料群である。

第四に、家政運営全般にわたるコンパクトにまとまった内容を有し、平城宮木簡を相対化する役割を果たしたことである。厩大な律令国家の運営の断片的な資料に過ぎなかった平城宮木簡の位置付けを明確にしたのである。

両木簡群の出土から30年になるが、端的にいつて、我々はまだ両木簡群の呪縛から逃れ切つてはいないといつても過言ではないだろう。

第二章 日本木簡の特徴

紙墨併用の木簡文化 日本の木簡には、紙木併用時代の資料であるという重要な特徴がある。元々木簡は、中国において紙のない時代の墨書媒体として発展を遂げた。中国では4

世紀の晋の時代には既に木から紙への移行を概ね終えていたが、日本へは5世紀頃に朝鮮半島を通じて紙木併用のままの文字文化が伝わった。

それまで文字によって情報伝達を図る文化がなかった日本において、本当の意味で文字文化が定着するのは、7世紀末から8世紀にかけてのことだった。日本の文字文化ひいては木簡文化は、中国に倣った律令に基づく国造り、すなわち律令国家の建設とともに発展したのである。

ゴミとしての日本木簡 日本の木簡は、そのほとんど全てがゴミであるという特徴をもつ。不要になって廃棄されたもので、中国のように墓に埋納されたものはない。また、出土状況も豊富な地下水のある湿潤な環境が一般的で、ゴミ穴、溝、井戸が代表的な出土遺構である。人為的に掘削した遺構のほかに、整地のために搬入された土の中に木簡が紛れ込むこともある。また、篝火として再加工されたり、敷葉・敷粗朶の一部として木簡が使われたりする場合があったことが、最近の事例から明らかになっている。

篝火としての加工例としては、鴻臚館跡のものが糞便遺構に伴うものとして著名なほか、平城宮跡などから見つかっている、縦に割いて廃棄された木簡は、篝火に二次加工されたものとみられている。日本の木簡はみな篝火であるという論説もあるくらいである。

敷葉・敷粗朶への利用としては、韓国咸安所在の新羅時代の山城、城山山城の木簡が点数的にも顕著な事例である。日本木簡でも、平城京右京一条二坊四坪、奈良文化財研究所の敷地で見つかった、平城京遷都時に埋められた秋篠川旧流路から出土した事例が知られるようになった。「奈良京」と書かれた、遷都当初の平城京の呼称とその表記を示す重要な木簡を含む。但し、点数は多くなく、意図的に木簡を敷葉・敷粗朶に使ったいえるような状況ではない。

これらの知見は、現在われわれが見ている発掘された木簡は、単なる廃棄だけでなく、篝火をはじめさまざまな木製品に再加工されたり再利用されたりした姿であるという重要な視点を提供している。

考古遺物としての日本木簡 木簡のもつ情報は文字情報だけではない。木簡は発掘調査による遺物の一つである。発掘調査によらない木簡は、『木簡研究』誌をみたらすぐわかるように、ほとんどない。そうでないものがあるとすれば、それは、採取、すなわち何らかの特別の要因により地上に出ていたものを誰かが拾った資料である。

日本では、木簡を「発掘調査によって出土する墨書のある木片」と定義しているので、地上に伝来した木簡は原則として存在しない。例えば、建物の建設を記念する記録として、

その由来を記して普通は建物内の高所に取り付けられる棟札は、木簡の範疇には含めないのが普通である。

例外は、正倉院宝庫に伝来したもので、これらは伝来過程は異なるものの、実態としては古代の木簡そのものであるため、例外として、木簡に含めているが、これは例外中の例外である。

このように、木簡は原則として考古遺物であることが重要な属性となる。出土状況が明確であることが、その資料としての真正性を保証する。それと同時に、出土状況が、その木簡にとっての大事な情報の一つとなるのである。

従って、木簡の発掘のみを目的に調査をすることは通常あり得ない。木簡は、通常の発掘手続きを踏んだ上で取り上げられる。出土状況のわからない木簡は、いかに重要な文字情報が書かれていたとしても、史料価値はないに等しいことになる。

平城宮東方官衙の焼却土坑 SK18189 の発掘調査 これを端的に象徴する事例を挙げよう。2008年から2009年にかけて多量の木簡が出土し、今なお洗浄・選別作業が続く（これについてはあとでまた触れる）、平城宮東方官衙の大土坑 SK19189 の発掘調査方法についてである。

SK19189 の木簡発見の端緒は、調査区の排水溝（調査区の四周を排水及び土層観察用に一定幅溝状に掘り下げたもの）の掘り下げにあった。2008年3月のことである。何か遺構があるらしいことは認識していたが、排水用の溝を遺構面（当時の地面）からスコップで20-30 cmだけ掘り下げたところ、木屑を含む土が確認され、その中に多量の木簡や削屑が含まれていた。この土は明らかに調査区内に広がっていたが、一方、調査区の外にも展開していることも間違いなかった。この時点では木簡が出土しつつある遺構がどういう性格のものかわかっていなかった。井戸なのか、ゴミ穴なのか、はたまた整地土なのか…… 木簡をはやく取り上げたい気持ちはあったが、遺構の性格がわからない段階でその埋土を取り上げるのは、発掘ではなくいわば単なる宝探しに過ぎない。しかも、遺構の性格を解明するには、調査区外に展開する遺構の全体を調査する必要がある。しかし、どこまで展開していくかわからない遺構を調査するためにむやみに調査区を広げるわけにはいかない。

このため、この時は、排水溝部分以外の木簡を含む土の掘削は一切行わないこととし、遺構の養生をした上で調査区を埋め戻すことにしたのである。そして、レーダー探査で遺構の広がり把握したうえで、遺構全体が確実に入る調査区を設定して、捲土重来を期したのである。

幸い同じ年の11月に新たな調査区を設定して調査を行うことができ、この遺構が、東西11m南北7m、深さ約1mの土坑であることを明らかにしたうえで、埋土を掘削して木簡を取り上げたのである。2008年のクリスマスから2009年の正月明けにかけてのことである。

この調査は日本における木簡調査としては画期的な意義をもつものであったと考えているので、もう少し詳しく紹介しておきたい。

- ・2800箱に及ぶ木簡を含む埋土（木屑の堆積が主体）の全てを持ち帰って整理室で洗浄中して遺物を取り上げたこと（洗浄はなお継続中）。
- ・通常の3mグリッドではなく、1mグリッドを用いて遺物を取り上げたこと。
- ・現場取り上げの木簡については、出土位置やレベル測定、出場状況の写真撮影を行いながら取り上げたこと。
- ・最終的には数十万点に及ぶ削屑がカウントされるとみられ、これまでとは桁の異なる数の木簡出土事例となると見込まれること。

こうして多量の木簡を含む東方官衙の大土坑SK19189の発掘調査は無事終了した。しかし、この調査ではさらに新しい事実も明らかになった。というのは、SK19189は完掘できたが、これに連なる同時期とみられる同様の遺構が、さらに複数あり、一部は調査区外に続いていくのを確認したことである。これらにも多量の木簡が投棄されていることが容易に想定できるが、この段階ではやむを得ず平面検出のみにとどめて埋め戻さざるを得なかった。将来SK19189の埋土の洗浄に見通しが付いた段階で、これらの遺構についても発掘して木簡を救出したいと考えている。

木簡のもつ考古遺物としての性格に付随する点をもう一つ付け加えておく。

それは、十分な調査期間を確保して行える木簡の発掘調査は稀であるという事実である。日本における発掘調査の大半は開発に伴う緊急調査である。平城宮跡や藤原宮跡を初めとする一部の史跡の継続的な学術調査を除くと、限られた予算と時間の中で行われる必要最小限の調査であるのが普通である。その中で出土する木簡は、偶然の産物といわなければならないまい。

なお、削屑が多量に出土する背景には、木簡の再利用がある。したがって、削屑にこそ木簡使用の真髄はあるが、削屑を含め細大漏らさず遺物を取り上げるこのような発掘調査を行える遺跡は、日本においてもごく限られている。労力や予算の制約によって、一般的には完形に近いそれなりの大きさを有する木簡のみが、偶然取り上げられているというのが現実である。

第三章 奈文研における木簡調査の流れ

木簡の発掘 具体的な整理の流れを奈文研の場合に即して紹介しておく。

発掘現場で木簡が出そうな遺構を掘る場合は、予め運搬用の容器と木簡を包むものを用意しておく。現場に水がない場合は事前の用意が必要だが、乾燥防止用のため泥水でも問題はないから、たいていはわざわざ用意するには及ばない。

木片に文字があることがわかったら、出土位置を記録し、出土状況の写真を撮影しておくのが望ましいが、たいていの場合、木簡であることがわかるのは、出土位置から動かしただ後であるから、完璧な出土状況の撮影を行える場合は多くない。

大切なのは、ここで泥を落とさないことである。1,000年以上も日光（紫外線）と空気（酸素）から遮断されてきたものに、炎天下の現場で急激な変化を与えるのは禁物である。読みたい気持ちを抑えて、直射日光が当たらないように包み、乾燥しないように適度の水を入れて応急の処置を取る。そしていち早く整理室に送り届け、内勤の調査員の手へ委ねる手筈を整えることが肝要である。文字だけではなく、必要な情報は速やかに発掘現場にフィードバックする必要がある、当たり前だが現場と整理室の綿密な連携体制を組んでおくことが大切である。

木簡の洗浄と収納 木簡が整理室（文字のない木製品の整理室と同室）に届いたら、筆や竹串などを用いて水流の助けも有効に借りながら、無理せず慌てず丁寧に土を落とす。

粗方の洗浄が済んだら、別に用意した保管容器に収納する。下にザブトンを敷き、上にもザブトンをかぶせ、木簡が完全に浸るように液を入れる。奈文研では、保管に0.3%ほどの薄いホウ酸・ホウ砂の水溶液を用いている。かつては、ホルマリン水溶液を用いていたこともあったが、1980年代前半にホウ酸・ホウ砂にかえた。保管容器を金属製の珐瑯引きのバットからプラスチック製の蓋つきの容器にかえたのも、そのすぐ後のことである。

収納時の注意点として、出土地点と日付を書いたラベルのラミネートを作成して入れるのを忘れないようにする。これはいわば木簡の戸籍である。容器自体にも同じ内容を書いたシールを貼っておく。

同じラベルをもつ木簡は同じ容器に入れる（点数が多い場合は、同じラベルの容器がいくつもできることもあるが、同ラベルの木簡には接続する可能性があるものが含まれている可能性があり、比較を容易にしておく必要がある）。点数が少ない場合は、仕切りを入れて、異なるラベルの木簡を収納することもあるが、後述の記帳作業を終えるまでは、ラ

ベルの取り違えなどが起きないように充分注意する必要がある。

記帳 容器にある程度の木簡が溜まったら、記帳作業を行う。その容器に新しい木簡がもうそれ以上追加されないことがわかってからの方が混乱は少ないが、状態の良くない木簡は、出来るだけ早めの方がよい。

記帳は木簡を観察し、その時点で得られる情報を記録する作業である。最大の目的は文字情報の取得にあるため、実測図のような厳密さは要求しない。木簡の形の概略と、そこに残されている墨痕を筆順を考えながらスケッチしていく。いわば木簡を書く作業の追体験である。

文字の観察は、原則として肉眼で行う。溶液から取り出すよりも、液中でやや斜めに傾けつつ屈折を利用すると、木肌が白っぽくなり文字が見えやすくなる角度が必ずある。この水中における観察が可能なのは、水漬け状態で出土する木簡ならではの利点である。

墨痕の残りが悪く観察が困難な時は、赤外線観察装置を併用することもある。赤外線観察装置の効果は大きく、画像保存ができ画像ソフトを用いて強調して観察できるし、解読できる証拠を残せる点でも有用性は高い。しかし、赤外線観察装置の画像を観察するのは人間である。肉眼による十分な観察経験がないと、赤外線画像があったからといって読めるわけではない。

記帳にはその時点におけるあらゆる観察結果を書き込んでよいが、必ず必要なのは次のような事項であろう。

a 木簡の形と墨痕の図示、

b①木簡の上下両端の状況（端とは木簡を木目方向に置いた場合の端部をいう）

折れ：廃棄時や土圧などによる自然の折れ。

折り：廃棄時の人為的な切断、あるいは木簡製作時に人為的に折ったままの状態—
切り折りを含む—。

削り：木簡の製作に伴う削り加工（表裏方向に削る場合と、側面方向に削る場合とがある）。

b②木簡の左右両辺の状況

割れ：廃棄時や土圧などによる自然の割れ。

割り：廃棄時の人為的な割裁、あるいは木簡製作時に人為的に割ったままの状態。

削り：木簡製作時の削り加工。

二次的かどうかの判断の重要性も。

c 木簡の側面や表面の加工

切り込み: 荷札や付札などをものに括り付けたり、封緘木簡を封じたりする際の紐などをかけるために、木簡の左右側面に施される加工。大別すると、三角形状の場合と、台形状の場合とがある。後者には、意図的に台形にする場合と、加工が粗いために台形になった場合とがある。なお、稀に紐が残存したまま出土することがある。

側面穿孔: 規格性の高い木簡を左右に並べて接続するための紐を通すための加工。

日本の木簡の場合は、前述の考選木簡—古代の役人の勤務評定の際に使用された役人個人単位に作成された木簡—に限られ、冊書としての利用事例はない(紙の利用が可能だったため)。

表面穿孔: 木簡を保管する際に、束ねるための紐などを通すための加工。

d 木簡の大きさ

長さ、幅の現存長、及び厚さについて、最大値を計測して記録する。木簡が元の大きさを留めていない場合は、括弧付きで記すことが多い。但し、原形でなくても、再加工時の形を留めている場合は、廃棄時の状態を重視して括弧を付けないこともある。

e 型式番号

木簡の形を端的に示すための分類番号で、奈文研における平城宮跡の木簡の整理過程で定められた18種類(当初は15種類)の分類を用いることが多い。しかし、形だけでなく機能的な観点も含む分類であるため、純粋な形状のみの観点による分類も試みられている(山中章氏による『長岡京木簡2』が採用した分類など)。また中世や近世の木簡では古代の木簡の整理過程で作られたこの分類に当てはまらない事例が数多い場合もあるため、独自の型式番号を定めている場合もある(草戸千軒町遺跡出土木簡や、江戸城下町の各遺跡出土木簡など)。

f 仮積文

記帳は、出土から間もない段階で、またおそらく最もじっくりと時間をかけられる木簡観察の機会である。それは木簡を解読するための、最も初歩的かつ重要な作業であり、記帳作業に基づいて立てられた最初の解読案が、その後の木簡解読の最も重要な基礎となる。完璧なものである必要はないので、さまざまな可能性を考えておくとよい。

木簡の写真撮影と赤外線装置による観察 記帳が終わると木簡一点一点の同定が可能になる。そこで、3m グリッドの地区ごとに、木簡の通し番号を付ける。R 番号と呼ぶこの番号が、当面の木簡 ID となる。そして、記帳ノートに基づきながら、全ての木簡の撮影を行う。奈文研では、遺構や遺物を撮影するプロのカメラマンを雇用しているが、これはむしろ例外で、調査員が撮影したり、赤外線スキャナーを使ったりということの方が多いだらう。

奈文研の場合、かつてはガラス乾板、1970 年頃からは大判のフィルム（4×5 インチ、ないしキャビネサイズ）を用いるのが一般的だった。いずれにせよ可視光モノクロで、当初はタングステン光源を用いた長時間露光で撮影していたが、90 年代半ば頃からは、ストロボ撮影が一般的になる。赤外線観察装置を日常的に利用できるようになったのもちょうどこの頃からである。ただ、ブラウン管モニタによる観察で、画像保存はできず、精度もよくなかった。赤外線フィルムというのもあったが、35 mm しかなく、しかも要冷蔵という取り扱いが難しいものだった。そのため余程綿密な準備を行わないと、解読に用いるのは難しかった。

赤外線装置を日常的な観察に使えるようになったのは、90 年代半ばのことである。赤外線装置そのものの改良とともに、2.5 インチのミニフロッピー・ディスクにデータを残せるようになり、それを手軽にプリントできるようになった効果は絶大だった。手軽に観察結果を記録に残せるようになったのである。

そしてこれにはもう一つ忘れてはならない背景があったのである。当時それらの機器はある一式 500 万円とまだ高価だったが、そんなことは言っておられないほど切迫した事情があった。1988 年から 1989 年にかけて出土した長屋王家木簡 35,000 点と二条大路木簡 74,000 点の整理解読に、4 人の調査員は追われる日々だったのである。1961 年の平城宮跡最初の発見から四半世紀あまり、全国で出土した木簡がまた 65,000 点ほどだった時代である。そこにデパート建設の事前調査の現場から、総計 11 万点にも及ぶ木簡が出土したのである。内容面の意義はここでは措くこととするが、点数の多さだけからでも、いかに画期的な事件であったかが理解できよう。効率的な整理・解読が何よりも求められたのであった。

木簡の写真撮影とデジタル化 さて、木簡の写真撮影に話を戻す。長屋王家木簡・二条大路木簡出土以前にもカラーフィルムを使用していたが、撮影は限られていた。費用面の問題とともに、文字情報に限れば、カラーよりもむしろモノクロの方が見やすいという事情

があったのである。印画紙への焼き付けの際に覆い焼きなどさまざまな手法を駆使して文字を鮮明にプリントする技術には眼を瞠るものがある。現在のパソコンなどによる画像処理の上をいく技術が磨き上げられていたのである。

90年代、木簡の点数の増加に伴う優品の増加は、カラー撮影の機会を増やしたが、これに拍車をかけたのは、急激なデジタル化の進行であろう。フィルム撮影をデジタル撮影にいち早く切り替えたのは、複雑な経緯はあるが、遺物の中では木簡が最初である。そして現在では、デジタルカメラによるカラー撮影と、フィルター使った赤外線撮影の2種の画像を残すのが、木簡撮影の基本となっている。可視光画像と赤外線画像とでは実はピントが若干ずれるが、この点については、同ピントで同大に撮影できるシステムを開発して解決している。異なる種類の画像を同時に切り出す場合に威力を発揮している。

なお、奈文研では赤外線スキャナーは使っていない。木簡を直接スキャンすることの安全性に不安があるからである。

また、現在ではモノクロ可視光画像の撮影は行なっていないが、モノクロ可視光画像の需要はまだある。それは木簡の報告書である。報告書の図版は木簡に限らず今でもモノクロが主流である。これは、可視光モノクロが遺物の状況を最も忠実に伝え、かつ文字が読みやすいことともに、予算の都合（オールカラーにしても、価格に見合うだけの効果が期待出来なかった）による部分も大きかった。赤外線画像は、デジタル撮影が定着して以後に、可視光モノクロでは判読できない文字の残りの悪いごく一部の木簡にだけ併用する程度であった。

このため、従来の方針を維持するならば、カラーと赤外線という現在定着した撮影方法による限り、カラー画像からモノクロ画像を抽出・作成する必要がある。これは技術的には難しいことではない。

しかし、そこまでするくらいならば、カラーと赤外線の2種類の画像をそのまま掲載するのも一つのあり方ではないかと思う。文字以外の遺物としての情報を総合的に最大限に伝えるには、カラー画像が最適であるし、一方、文字が読めなければ木簡のデータとしてはあまり意味がない。

全ての木簡について赤外線画像の撮影を行うようになったのなら、これを是非活用すべきである。しかし、赤外線画像だけでは、遺物としての木簡の情報としては不十分である。それならば、遺物としての最大限の情報をもつカラー画像をそのまま用いればよいのではないか。遺物としての情報を伝えるものとしてのカラー画像をメインとし、文字情報に特

化した情報を伝える赤外線画像を併用するという考え方である。今後よりよい木簡情報を提供できるよう、方針の切り替え時期をにらみながら、さらに検討を加えていきたいと思う。速やかな情報公開を図るという観点からは、場合によっては、印刷媒体としての図録という公開方法そのもののあり方にも再考が必要になるかも知れない（遺憾ながら、平城宮木簡には図録未刊行のものが多々あり、長屋王家木簡・二条大路木簡も当初の見通しに反して図録の刊行が大幅に遅れているという現実がある）。

撮影が終われば、木簡は比較的溫度変化の少ない収蔵庫に収められて、当面の間休息状態に入る。次に述べる木簡概報、あるいは正式報告書としての木簡図録編集時に実物で最終確認を行うことはあるが、以後毎年夏に行う溶液の確認作業（水替え）を除くと、原則として木簡を取り出すことはない。

写真撮影後は、撮影した写真が観察の基本となる。フィルム撮影を行っていた頃は、印画紙に原寸大に焼き付けたものを作成し、これを B4 判大の厚紙の台紙に貼り、遺物番号順に並べて保管し、いつでも閲覧できるようにした。そして以後の所見は台紙に書き込むようにし、実物確認に伴う知見もここに集約し、概報や図録刊行に備えたのである。台紙を並べ替えることで、報告順も定まることになる（写真台紙は、現在使用を始めているアノテーションツールの端緒とってよいシステムである）。

木簡の報告書 概報では、概ね年度ごとの出土木簡を整理し、出土遺構の概要と、主要な木簡の積文と法量・型式番号、それに出土地区を掲載している。写真は優品など一部に限られる。考古資料としての木簡の性格に鑑みれば、積文の公表も発掘調査の知見の公表後が望ましいが、出土文字資料としての重要性を考慮して、調査知見の公開前であっても、必要な遺跡の情報とともに公開することが多い。概報には個々の木簡の解説は付さない。また、図録刊行時には正式な木簡番号を与えるため、概報段階では番号は付さなかったが、図録刊行までかかる年月が長期間にわたるため、最近では概報ごとに通し番号を付すようにしている。木簡データベースでは、通し番号を付けなかった概報の木簡についても、通し番号を併記している。概報は元々は内部資料の扱いであったが、現在は紙媒体での頒布とともに、奈文研の学術情報リポジトリ PDF を公開しており、利便性が高まった。

図録には、削屑を含む出土木簡のうち、1文字以上読める全ての木簡の写真を掲載する。かつては調査次数順、今では遺跡の一定のまとまりごとに刊行している。1 平城宮木簡、2 平城京木簡、3 藤原宮木簡、4 飛鳥藤原京木簡、の4つのシリーズを刊行している。1と3は従来はコロタイプ印刷を用い、比較検討に便利ないように製本せずにバラの状態に紙帙に

入れた。今では、印刷方式は高精細印刷に改めている。2 と 4 はシリーズ開始当初から製本状態で刊行している。

解説は別冊とし、木簡番号を付した上で、釈文、法量と型式番号、出土地区の情報を掲載し、必要最小限の場合が多いが、合わせて木簡一点ごとの解説を付す。概報編集後の知見によって、釈文が改められることも多く、以後図録の釈文が、機関としての正式な釈文となる。

概報、図録刊行後には、その情報を木簡データベースに速やかに搭載している。概報自体には写真掲載は僅かだが、データベースには、写真台紙の画像を搭載しており、概報掲載の全ての木簡について写真の閲覧が可能である。なお、データベースについての詳細は馬場報告に譲る。

木簡の保存処理 図録の刊行が終われば、木簡の整理も大詰めである。残るは科学的保存処理のみである。図録は木簡のもつあらゆる情報を引き出した上で、それらを整理して刊行される。引き出すべき情報がもうなくなって初めて保存処理を行うというスタンスである。木製品としての観察が水漬け状態でないと充分には行えないのと、経験則であるが、水漬け保管の木簡が安定するのに数年を要するためである。それとともに、保存処理が必ず成功するとは限らないという事情も当初その背景にはあったとみられる。

現在では技術の進歩がそうした心配を杞憂にした。しかし、それとともに新たな課題が浮上している。保存処理後の再積読によって、読めなかった部分が読めるようになったり、読みを改める必要が生じたりするケースが多く発生するようになってきたことである。これには、赤外線装置や撮影方法の技術改良や、それを日常的に活用できるようになった影響が大きい。

図録の刊行によって木簡固有の ID である木簡番号を定めて公表した釈文を変更するのはあまり好ましいことではない。それならば、保存処理を先に行なってから釈文を決めればよいという考え方も当然出て来よう。確かに、それにも一理はあるとは思う。文字の解説という観点のみに限れば確かにそうなのだが、前述のように出土からあまり時をおかずに保存処理を行うのは遺物にとっても、また情報の抽出という観点からも避けるべきだというのが、現在の私たちの共通認識である。

実際出土からかなり早い段階で保存処理されている木簡も奈文研以外の機関では少ない。これはどちらかといえば予算面の要因による部分が多いのであるが、一概には判断できない難しい課題である。

私たち自身について言えば、保存処理は図録ないしそれに準じる報告書刊行後に行うという原則を堅持しつつ、保存処理による文字鮮明化の可能性に配慮して、保存処理後には必ず赤外線装置による積文の照合を行ない、修正の必要があれば修正を厭わないと、割り切って考えることにしている。修正の公表の場としては、木簡概報と木簡データベースを活用している。

木簡の展示・公開 次に木簡の展示・公開について述べる。水漬け状態の木簡は、出土直後の現地説明会などで速報的に展示することはあるが、展示の機会は多くない。保存処理後の木簡についても、実物の展示は従来あまり行われて来なかった。

しかし、2003年に平城宮跡大膳職推定地出土木簡が、木簡として初めて国の重要文化財となり（2017年に平城宮跡出土木簡として、国宝に昇格。現在木簡の指定は、国宝1件、重要文化財7軒。古文書と考古遺物の指定の2種類がある）、保存を前提としてではあるが、一定の展示・公開を行うことにした。

奈文研では、2007年以来、毎年秋の正倉院展の時期に合わせて、平城宮跡資料館で木簡の実物展示を行なっている。2週間に一度の展示替えという国宝の紙の文書よりも厳しい基準を設けてではあるが、文字資料という比較的地味な展示ではあるが、多くの観覧者を迎えている。日本古代の木簡の文字は、基本的に役人たちの事務作業の産物であるため、あとの時代の古文書よりもむしろ読みやすい。木簡データベースのアクセス数からもわかる通り、今も使っている漢字に対する潜在的な興味はかなりあり、展示に工夫をすれば、さらに多くの人々に迎え入れられることが期待できよう。

木簡の解説についての考え方 木簡の解説は一度行えばそれで終わりというものではない。今読めなくても、けっして諦める必要はない。それは大別して3つの要因による。一つにはこの保存処理による文字の鮮明化の可能性、二つめには赤外線装置など、解説補助装置の改良、そして三つには類例の増加、すなわち私たち自身の木簡解説のノウハウの蓄積である。木簡の積文は変わりうるものだという共通認識にするようにしている。

再解説による積文の修正にあたって私たちが重視していることがある。それは、積文の修正は、解説の前進を原則とするというスタンスである。読めていなかった部分が読めるようになるのは全く問題ないが、読めていたものを削除するのは、明らかな誤りは別として、代案を提示できる場合に限ることとしている。同様に、読めていた文字は、万一劣化して見えなくなるようなことがあっても、「□」に改めることはない。出土からまもなくの最も状態の良かったはずの時点での読みは、最大限尊重されなければならないと考える

からである。

なお、付言すると、木簡の解読は、複数の調査員の共同作業で行うのが望ましい。1人が原案を作るにしても、複数の調査員が、できれば実物で、難しければ赤外線画像で確認するのがよい。最近では解読ソフトの開発も行われているが、それらも機械任せにするのではなく、木簡を読む複数の眼の一つとして活用するのがよい。

木簡は脆弱な遺物である。将来への保存が常時の公開はもちろん、研究者の調査希望への対応も難しいのが普通である。このため、調査機関は、それに応えられるだけの情報を細大漏らさず適切に取り出して、公開する責任を負う。調査機関に課せられる責務は、他の遺物に比べ格段に大きいといわなければならない。

おわりに—木簡調査における調査機関の役割—

調査機関と資料 資料はみんなのものである。文化財として、いわば国民共有の財産である。しかし、資料は自ら語ることはできない。そこでその手助けを行なうのが調査機関の役割である。その意味では、調査機関は史料のもつ情報のメッセンジャーに過ぎないが、私たち調査機関の手を借りなければ、その情報は公になることはないのである。調査機関はそれを客観的にあるがままに伝える責任を果たさなければならない。資料を生かすのも殺すのも、いわば調査機関次第なのである。

これは実は難しい課題である。遺物の情報を的確に取り出すには、一定の研究が必要なことは言うまでもない。しかし、未公表の資料の研究で許されるのは、その資料の必要最小限の性格解明までである。それ以上は未公表資料の私物化以外のなにものでもない。調査機関に属する研究者の役割は、たとえば言えば、料理の素材の提供であって、それに料理の手を加えてはならないのである。

文化財であることに加えて資料としての脆弱さが相俟って、木簡の場合調査機関の果たすべき役割はことのほか大きい。しかし、そうであればなおのこと、どこまでが必要で、どこからが許されないか、その線引きが実はたいへんに難しく、ともすれば越えてはならない境界を越えてしまいかねない。研究者であることは容易いが、木簡に限らず調査機関において資料を扱う者は、調査者であるのが理想である。その意味では、調査機関に属する研究員は、研究者であるより調査者であれ、このことを常に自戒したいと思っている。

木簡調査と調査機関 最後に木簡調査における調査機関の果たすべき役割について述べた

い。木簡は原則として考古遺物である。そのため木簡の文字情報は考古遺物としての情報を前提に成り立つ。したがって、文字情報についても調査機関が責任を負うべきものと考ええる。つまり、木簡の解読は、木簡を使う研究者が行うものではなく、調査者（機関）が発掘調査成果の一環として、責任をもって行うべきものである。木簡を史料として活用する研究者が、独自の解読に基づいて研究を行うというのは好ましくない。もちろん調査機関にも限界はあり、研究者の協力は不可欠である。しかし、研究者が報告書と異なる新しい読みが提示できるとしても、それを採用するかどうかを最終的に決めるのは、発掘調査を実施してその木簡を調査・公表した調査機関の仕事であり、かつ責務ではなかろうか。

こうした理念に対して、現実には厳しい。木簡を調査する機関に木簡を解読できる調査員が所属している機関は稀だからである。奈文研でさえ、文献担当の調査員は6人に過ぎない。他には、奈良県立橿原考古学研究所に1人、九州歴史資料館に2人など僅かに過ぎない。しかも、木簡の発掘調査にも実際に従事しながら木簡など整理や解読にあたっているものということになると、奈文研の調査員が唯一であろう。

もちろん、これには理由があるのであって、対応できる調査員を常置する必要があるほどに木簡が出土するフィールドをもつ機関はないし、またそのような予算的余裕のある機関はほとんどないという事情がある。

このことは、もう一つの深刻な課題を生むことになる。それは、木簡を発掘し、整理、解読し、保存してゆく一つひとつのノウハウが継承されないという難題である。これは奈文研においてさえ看過できない状況であるから、他機関はいうに及ばず、日本の木簡調査全体の課題であるのは明らかだろう。日本の木簡は、調査面で、また今回はあまり触れることができなかつたが研究の面においても、今大きな岐路に立たされている。

〔附記〕本稿は、2019年9月6日―8日に中国・北京において開催された、「首届中日韓出土簡牘研究国際論壇」（首都師範大学歴史学院・中国社会科学院簡帛研究中心・奈良文化財研究所・日本木簡学会・韓国木簡学会・韓国国立慶州文化財研究所の共催）における報告原稿に基づくものである。

平城宮の発掘調査—その課題と展望—

渡辺 晃宏

はしがき

日本古代の都城のうち、平城宮は最も恵まれた遺跡である。遺跡の範囲が確定しており、その大半が国有化され、かつ特別史跡・世界遺産として手厚い保護を受けている。また、遺跡の遺存状態が良好で、かつ廃都後永らく耕作地と利用されてきたため、その後の時代の遺跡の重層性がほとんどない。さらに、一九五九年以来国の予算による継続的な発掘調査が連綿と続けられてきているという点も特筆に値する。他の都城遺跡に比べると、まことに恵まれた調査環境にあるといわねばなるまい。同じ奈良の都であっても、都市平城京が開発の波にさらされているのに比べると、その点は歴然であろう。

飛鳥時代の遺跡に比べれば、平城宮の遺跡や遺構はかなり定型化している。藤原宮・京に比べても、それは明らかである。しかも、かつて古代律令国家のピークは大宝律令施行に求められ、平城宮の時代は律令国家の崩壊過程と見做されてきた。しかし、六〇年に及ぶ継続的な発掘調査の結果明らかになってきたのは、平城宮がけっして初めから完成された都でもなく、まして下降過程にある都ではないという事実だった。僅か足かけ七五年にしかならない、しかも途中で五年間の空隙のある都ではあったが、平城宮の遺構は少なくとも前半と後半、多いところでは六時期にも及ぶ変遷が確認できる。そしてその試行錯誤の過程で平安宮に受け継がれている要素が生み出されていったことが見通せるようになってきた。平城宮の時代はまさに、日本古代律令国家の建設期であり、平城宮跡にはその過程が土に刻まれて明瞭な形で遺存していることが明らかになってきたのである。これは、併行する文献からみた日本古代史研究の深化とも対応した知見であった。

前後の時期の都と比較する場合の平城宮跡最大の特徴は、その不整形な形状であろう。その理由もまた、律令国家の建設過程にあたるという、平城宮の歴史的 position に起因することが見えるようになってきた。平城宮はけっして静的な都ではなく、ダイナミックに変化する動的な都だったといっても過言ではないのである。

奈良（国立）文化財研究所（以下、奈文研）による六〇年に及ぶ継続的な発掘調査は、

ようやく道半ばに達したところである。調査面積としては、これまでに発掘を終えたのは、一三〇ある平城宮跡のうち四割弱であるが、国有化されているのは全体の八割強であり、左右対称の建物配置が想定される中枢区画は、原則として東半分のみが発掘調査に留め、西半分は将来の検証に委ねるという方針であるから、実際には一〇〇%の調査となるわけではない。これまでの調査成果で、平城宮とその時代の歴史的な位置付けはかなり明確になってきている⁽¹⁾。

しかし、まだ解明すべき課題は多い。そのため、今後さらに継続的な調査を進めていくにあたっては、これまでに何がわかったかではなく、現状で何がわからないか、折返し地点を過ぎた地点で今後の検討課題を整理しておくのは無意味なことではないだろう。本稿はそのための筆者なりの現状認識の提示であり、解明された成果については必要最小限の記述に留めることをご寛恕いただきたい。所見の批正を仰ぐことで、今後の調査指針にながしかの貢献ができれば幸いである。

一 中枢部の構造と変遷—二つの大極殿・朝堂院—

大極殿・朝堂院・内裏などの中枢区画は、これまでの発掘調査において特に重点的に解明されてきた部分である。端的にまとめるならば、移動する大極殿（前半は朱雀門北、後半は壬生門北）、併存する朝堂院（奈良時代を通じて朱雀門北と壬生門北に併存、かつ壬生門北は新旧二時期が重層して存在）、動かない内裏（奈良時代を通じて壬生門北に存在）と整理でき、朱雀門北＝第一次、壬生門北＝第二次という当初の捉え方から、朱雀門北＝中央区、壬生門北＝東区という新しい理解が定着してきた（奈良文化財研究所二〇一〇、渡辺二〇二〇）。

今後大枠の理解が大きく変わることはないであろうが、個々にみるならば、まだいくつかの重要な課題が未解決のまま残されている。（一）中央区朝堂院の奈良時代後半の機能、（二）東区朝堂院の南に位置する朝集院の奈良時代前半の様相、（三）朝集院南の式部省・兵部省地域の奈良時代前半の様相、などである。以下、順に述べよう。

（一）中央区朝堂院の奈良時代後半の機能

中央区朝堂院は東西各二堂、計四堂の長大な朝堂からなる。類似の施設は他の宮城には見られない。前半は第一次大極殿院の南に続く儀式空間であり、第一次大極殿を使う際には、朝堂院南門と朱雀門の間に展開する広場空間も含めて一体として機能した。恭仁遷都

に伴う大極殿の移築に際しては、朝堂院の移築は行わず、還都後もずっと存在し続けたとみられている。したがって、第一次大極殿院の跡地が太上天皇宮としての西宮に改造され、第一次大極殿院南門・東楼・西楼が解体されたあと、西宮と中央区朝堂院は南北一体の敷地を構成していたはずである。西宮の南限は第一次大極殿院の南限よりも約九五 m 北に移っているから、朝堂院の面積自体はかなり広がっていた。内裏と東区朝堂院は機能的に無関係だったわけだから、西宮と中央区朝堂院が一体として機能したとは考えられない。西宮造営後の中央区朝堂院の機能が改めて問われなければならない。

一般に想定されているのは、平安宮の朝堂院とその西に位置する饗宴の空間である豊楽院との位置関係が、奈良時代後半の平城宮の東区朝堂院と中央区朝堂院との関係と平行であることから、中央区朝堂院は饗宴の空間だったのではないかという理解である。しかし、「朝堂に饗す」などの記録が、中央区朝堂院なのか、東区朝堂院なのか、明確に区別できるわけではない。さらに、饗宴の空間という理解が、第一次大極殿院のあった前半期の中央区朝堂院にまで遡りうるのかもまた明証があるわけではない。前半の中央区朝堂院が大極殿儀式の際の官人の列立空間であることはいえても、建物としての朝堂の使用方法を示す史料は実はないのである。

奈良時代後半における中央区朝堂院の機能を理解するのに、これを難しくしている要素がもう一つある。それは、称徳天皇の大嘗祭が中央区朝堂院で営まれたあと、同じ朝堂院の朝庭に、九尺等間を基本とする左右対称の掘立柱建物からなる空間が営まれていることである（奈良文化財研究所二〇〇五b）。時期を確定する明確な徴証は得られていないが、西宮に関連する施設の可能性が高いとみられることから考えると、称徳天皇の大嘗祭挙行直後の神護景雲年間、または平城太上天皇が西宮に住んだ八〇九年から八二四年までの時期のいずれかが候補となるだろう。しかし、平城太上天皇の時期の場合、大極殿相当の建物まで設けているのに、その南面にこれを遮蔽する形で殿舎区画を設けることは考えにくく³⁾、称徳天皇が西宮に居住した時期とみるのが穏当と思われる。その場合、注目すべきは金子裕之氏の法王宮説である（金子裕之二〇〇五）。法王として称徳天皇を支えた道鏡の宮殿法王宮が平城宮内に設けられたことは明らかだが、新たに宮殿区画を建設する余地が宮内にあったとは考えにくい。その点、称徳天皇の内裏である西宮（太上天皇宮）の前面の中央区朝堂院朝庭は、まさに打って付けの場所だった。九尺等間という、平城宮の宮殿区画の基本的な単位である一〇尺等間よりも一回り小さな規模で建てられているのも、天皇を補佐する法王道鏡の宮殿として相応しいといってよかろう。

遺構の性格については、なお慎重な議論が必要であろうが、その点は措くとしても、この宮殿区画の建設によって、中央区朝堂院の朝堂は、実質的にはその機能を失ったとみななければならない。建物としては奈良路代末まで存続したとみて差し支えないものの、中央区の朝堂は、実質的に生命を終えていた可能性も考えられる。

このように中央区朝堂院の朝堂については、豊楽院機能の継承の問題も含め、奈良時代を通じた機能変遷について、検討すべき余地が残されているわけである。この点を考える際のネックは、中央区朝堂院の発掘調査が未完であることであろう。朝堂の発掘調査は完了しているものの、朝庭部分の調査は、北端の称徳天皇の大嘗宮本体部分について行われただけで、大嘗祭関連の幄舎などの付属施設や、上述の法王宮の可能性のある宮殿の展開についてはほとんど未解明のままである。中央区朝堂院の朝庭東半の解明は不可欠の課題である。

(二) 東区朝堂院の南に位置する朝集院の奈良時代前半の様相

平城宮の朝集院は、東区朝堂院の南に位置する区画で、南北棟の朝集堂が東西に各一棟ずつ建つ。その機能は、朝政に参加する官人の待機場所との理解が一般的である。東区朝堂院、及びその正殿でありかつ内裏外郭の天皇出御空間でもある建物は、奈良時代前半に掘立柱建物（大安殿）として建てられ、奈良時代後半にはほぼ同じ位置で礎石建物（第二次大極殿）に建て替えられている様相が発掘調査によって明らかになっている。ところが、その南に隣接する朝集院は、これとは異なるに様相を呈していることが明らかになってきた。すなわち、一九六〇年代の調査で既に存在がわかっていた礎石建ちの朝集堂の下層に、朝堂と同様奈良時代前半の掘立柱の朝集堂があったのではないかと当初考えていたが、調査を進めた結果、下層掘立柱建物は存在しないことがわかったのである。その後同様に礎石建物しか存在しない状況は、朝集院南門についても確認された⁽⁴⁾。

そうすると、可能性としては二つあって、前半には朝集堂がなかったか、遷都当初から礎石建物だったかのいずれかということになるだろう。朝集堂は藤原宮でも存在が確認されているわけであるから、遷都当初の平城宮に朝集堂がなかったとは考えにくい。そのスペースを確保しているのであるから、遷都当初から建設されていたと考えるのが自然ではあるだろう。但し、課題はある。物的証拠がないことが一つ。もう一つは、区画施設については築地塀になる前に、掘立柱塀の段階が確認されていることである。すなわち、掘立柱塀の区画の中に礎石建物がある状況が想定できるか、という問題である。しかもこの段階の掘立柱塀による朝集院区画は、北側の朝堂院区画と幅が揃わず、やや幅広の区画を構

成する（奈良文化財研究所二〇〇四c）。さらに藤原宮の朝集院区画塀は、朝堂院築地回廊の内側に取り付いており、朝堂院よりも朝集院の方が東西幅がやや狭く（奈良文化財研究所二〇〇四b）、平城宮朝集院は藤原宮ともまた異なる状況を呈している。

このように、朝集院区画は、歴史的な流れの中で説明が容易でない変遷を辿っているのである。発掘調査についていえば、前半に掘立柱建物が存在した可能性はほぼなくなったといえるが、朝集院区画の整合的理解という点では、朝集院東辺の市道部分の調査が困難な状況もあって、なお築地塀下層の調査は不十分とはいえない状況である。奈良時代前半期の平城宮朝集院の様相については、残された課題が大きいといわねばならないだろう⁽⁵⁾。

（三）朝集院南の式部省・兵部省地域の奈良時代前半の様相、

奈良時代後半に双子の官衙式部省・兵部省が建設される、（二）の南に接する部分についても、ことに奈良時代前半の様相に関しては、なお残された課題が大きいと考える。

この地域についても、朝堂院の発掘調査成果を受けて、下層に掘立柱建物がある可能性を考慮した調査が行われたが、奈良時代前半に掘立柱塀による区画は設けられていたものの、建物は存在しないことが明らかになっている（奈良国立文化財研究所一九九四・奈良文化財研究所二〇〇五a、など）。また、礎石建ちの式部省・兵部省が奈良時代前半に遡る可能性は、それらが奈良時代半ばの整地の上に構築されていることから、明瞭に否定されている。この点は朝集院の存在形態とは明らかに異なっている。

ただ、歴史的変遷を考える場合に課題となるのは、区画塀のみからなるこの地域を奈良時代前半に設けた目的であろう。それというのも、藤原宮においては、朝集院南面がすなわち宮南限であり、朱雀門は朝集院南門を兼ねる位置に設けられているからである。換言すれば、藤原から平城に遷都する際に、朝集院の南の宮南面大垣との間に、もう一つのブロックを、しかも遷都当初は区画施設のみで実質的な利用が今のところ確認されていない特異なブロックを確保した理由が、まだ充分には説明できていないのである⁽⁶⁾。

中央区では、朝堂院南門と朱雀門との間に広大な広場空間が確保されている。中央区と東区の朝堂院の南限は、東西に揃う位置に設定されているから、仮に東区の朝集院南限の位置に宮南面大垣が置かれたとしても、中央区には朝集院と同じ南北長さの広場は確保できたはずである。それにもかかわらず、朱雀門をさらに南に置くことで、その約二倍の面積を確保することができた。建設した順序からいえば、東区下層が遷都時点までにほぼ完成し、中央区は遷都後にじっくり建設を開始したことが明らかであるが、遷都当初東区南端に空閑地を設けたのは、中央区南端に十分な空閑地を確保することが目的だったので

はないだろうか。東区の朝集院の南に藤原宮にはなかったブロックを設けたのは、中央区の儀式空間の整備の副産物だったとみるわけだが、これが正鵠を射る解釈かどうかはなお今後の検討を俟ちたい。

さらにもしもこれが当を得た解釈であったとしても、このブロックが奈良時代後半に式部省・兵部省の敷地となる契機がどこにあったのかは、また別に検討を要する課題である。式部省：文官担当、兵部省：武官担当として、官人の人事を分掌する官司として大宝令に位置付けられた両省が、国政の最高審議の場である大極殿・朝堂院の前面に位置するのは、まことに相応しい⁷⁾が、遷都当初は人事は実質的には式部省が一手に掌握していた。発掘調査成果によると、その式部省は遷都当初奈良時代後半の壬生門内東ではなく、その東隣に位置していた（奈良文化財研究所二〇〇四 a）。東区中軸上ではなくそこから東に外れてはいるものの、宮南限には位置していたのである。このことは、中央区の広場空間の確保の副産物として設けられた東区南端の空閑地に何らかの特別の意義が付与されていたことを示すとともに、宮南限に中軸に近い位置に人事担当官司を置く構想が遷都当初からあったことを意味すると考えてしかるべきだろう。奈良時代後半には、後者が前者よりも重視されて、空閑地を放棄し、双子の官衙式部省・兵部省を壬生門内の東区中軸線上に建てることになるわけで、その経緯の理解にあたっては、なぜ東区中軸上には空閑地が必要でなくなったのかという視点からの説明も求められるだろう。それは奈良時代前半の朝集院南の空閑地の機能とも密接に関わってくる。事実としては、この部分の機能が中央区の朱雀門内の空閑地に統合・吸収されたと理解するしかないだろうが、十分な論理でこれを説明する術をもたないのが現状である。

加えて、以上の議論は、朝集堂が遷都当初になかったはずはないという、未確定の発掘調査成果を前提としている点にも注意を要する。朝集院区画が東区朝堂院の礎石建物への建て替えと同時に建設された、すなわち奈良時代前半に朝集院がなかった可能性も皆無ではないからである。もっとも、この場合も奈良時代前半に存在した空閑地（この場合は中央区と同規模）を奈良時代後半に潰していることにかわりはないから、求められる説明は共通のものである。

二 宮殿名称の同定をめぐって

文献資料から知られる平城宮内の中枢施設としてその同定に最も異論があったのは西宮

と中宮である。西宮は称徳天皇の亡くなった宮殿として『続日本紀』に見える一方、内裏北外郭官衙の土坑S K八二〇出土木簡の門号木簡、いわゆる西宮兵衛木簡にも登場する(奈良国立文化財研究所一九六六・一九六九)。後者の分析によって、以降所在地のすぐ南西に位置する東区北方の内裏とみる説と、第一次大極殿院の跡地の宮殿とみる説とがあって決め手がなかった。しかし、中央区朝堂院における称徳天皇の大嘗宮の発見によって、称徳天皇の亡くなった宮殿は第一次大極殿院の跡地の宮殿であることが確定し、この問題のみならず平城宮の宮殿名称の同定のための定点が得られることになった(奈良文化財研究所二〇〇五b)⁽⁸⁾。

この結果、西宮の兵衛の「西宮」についても、通時代的に同一の宮殿を指すとみるのが自然であるから、第一次大極殿院跡地の宮殿の可能性が極めて高くなったと考える。東・西は相対的な位置関係であって、時期によりまた史料により指示するものが異なる可能性を全くは否定はできないものの、第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮の造営年代は、考古学的には平城還都直後まで遡り得るので、西宮兵衛の「西宮」が第一次大極殿院跡地の西宮と同一宮殿と考える支障にはならないだろう。

中宮については、第一次大極殿院とみる説(奈良国立文化財研究所一九九一)もあったが、現在では内裏とその外郭の出御空間の呼称を中宮(院)とみる説(奈良国立文化財研究所一九九三)でほぼ落ち着いている。第一次大極殿院は儀式空間であって、居住空間である「宮」の呼称は相応しくないのもその根拠の一つである。

一方、東宮については、東張り出し部南半の呼称(東院地区)と考えるのが一般的である。同地区は、元々皇太子の居住空間、東宮として造営され、のちに東院、さらに楊梅宮へと変遷したと理解されている(橋本二〇一一、岩本一九九一)。八世紀には皇太子が存在しない期間も長いため、即位した天皇が皇太子時代に住んでいた東宮を離宮として活用することも多かった。そのため、東宮の呼称は、皇太子の居住空間としてだけでなく、平城宮の一般的な宮殿施設の呼称の一つとして、東院と同義にも用いるようになったとみられている。

平城宮の宮殿名称は、大略以上のように捉えられるようになってきたが、なおさらに検討を要する史料がいくつか散見する。例えば、七五二年(天平勝宝四)東大寺大仏開眼供養の際に留守官が置かれた東宮と西宮については、東宮を東院地区の呼称と考え、西宮を内裏と捉えるのが一般的であろう。そして、東宮の方が高位の留守官を置いていることを、孝謙天皇が内裏よりも東院を重視している徴証と理解し、東宮の方が格が高かったと説明

してきた（渡辺二〇〇九）。しかし、西宮兵衛木簡よりもさらに五年ほど降る時期であるから、第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮が完成している可能性はさらに高い。したがって、これを第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮、すなわち太上天皇宮としても聖武天皇の宮殿と捉え得る可能性はないのだろうか。もしそう考えてよければ、東宮も通常いわれる東院ではなく、孝謙天皇の宮殿としての内裏を指すとみるのが自然である。そうであれば、内裏に太上天皇宮よりも高位の留守官が置かれるのはさして不思議なことではないだろう。

もう一つ問題の残る資料を挙げると、東方官衙の焼却土坑S K一九一八九の衛府関係木簡に「東宮守」「西宮守」として登場する「東宮」と「西宮」である（奈良文化財研究所二〇〇九）。「守」とあることから明らかなように、これは東宮や西宮の警備を担当した兵衛、近衛などの兵士の歴名の報告書である。門号木簡のように宮殿区画内の特定の施設ではなく、宮殿全体の警備を分担しているが、木簡の機能としては同じとみてよかろう。二条大路木簡の門号木簡に、警備場所として皇后宮が門と並んで列記されているのが参考になろう（奈良国立文化財研究所一九九五b）。

東方官衙の焼却土坑S K一九一八九の衛府関係木簡は神護景雲年間から宝亀二年頃までを主体としている（奈良文化財研究所二〇〇九）。そのため、厳密には神護景雲年間の称徳朝か、宝亀年間の光仁朝か区別して考えるべきところだが、一般的には、前述の大仏開眼会の際の留守官の記事と同様に、東宮＝東院、西宮＝内裏、と理解されている。しかし、この点もなお検討の余地が残されているのではないだろうか。

東方官衙の焼却土坑S K一九一八九の衛府関係木簡の全貌はまだ明らかになっていないが、これまでのところ、東宮・西宮は登場するが、中宮は見えない。これは、中宮が東区下層の内裏とその外郭の出御空間（大安殿）を指すこと（奈良国立文化財研究所一九九三）と軌を一にしている。中央区が西宮に改造され、東区に第二次大極殿と上層朝堂院が成立した段階では、天皇の出御空間は東区に限定されることになったため、中宮の呼称は不要になったためと考えられる。

西宮は一貫して中央区の第一次大極殿院跡地の太上天皇宮の空間を指すと解するのが妥当とみられるから、もし中宮が登場せず、西宮と東宮のみしか現れないのならば、東宮は必ずしも東院と理解する必要はなく、前述の大仏開眼会の際の留守官の記事について考えたのと同様に、東宮＝内裏の可能性も考慮すべきなのではないだろうか。称徳の居住空間としての対比で東・西を考えるよりも、単純に東西の併存する天皇の居住空間＝内裏と、太上天皇の居住空間＝西宮、という対比で東・西を考える方がはるかに自然であろう。

ただ、これもあくまで可能性の域であって、これを実証するのはなかなか困難である。その場合、神護景雲年間か、宝亀年間かで、状況が実は微妙に変わってくる。称徳が西宮に住んだ神護景雲年間であれば、内裏には居住者はおらず、東宮＝東院の可能性はなお捨てきれない。一方、称徳没後の宝亀年間であれば、逆に西宮には居住者がおらず、また東院は、楊梅宮への造り替えが始まっているはずで（完成は七七三年〈宝亀四〉）、居住者がいるのは内裏のみである。居住者がいない宮殿も警備の対称になっている可能性があるわけである。この課題を解決するための情報はまだかなり不足している。なによりも東院中枢部の解明はまだこれからである。東院が居住空間として機能していたのか、それとも儀式空間に過ぎないのかが問われることになるだろう。宮殿名の同定は、平城宮の解明にとって、古くてなお新しい課題なのである。なお、東院については、次節で再説する。

三 東院と西南苑池

東院 南部から西部にかけての継続的な発掘調査で様相解明が進んでいる⁹⁾。全体として、六時期に及ぶダイナミックな遺構変遷があり、概ね天皇の代替わりごとに改作が行われ、平城宮末期の光仁天皇の時代には、宮内離宮楊梅宮に造り替えられた。本来は皇太子が居住する東宮だったはずの空間が、皇太子不在の時期が長く続いたこともあり、即位した天皇の宮内離宮として使われるようになった結果である。

特徴的な遺構を挙げると、まず西辺では、当初楼閣宮殿の可能性も考えられた、大規模の倉庫群と思われる遺構が南北に展開する（奈良国立文化財研究所一九九九）。また、西北部から北部にかけては、大規模な厨空間が設けられていることが明らかになってきた。宮内最大級の井戸やそこから流れる水をためて作業を行う覆屋を伴う炊事空間、宮内では初となる地上式の竈が八基以上接続する調理空間など、他に例を見ない遺構の発見が相次いでいる（奈良文化財研究所二〇一八・二〇一九）。

前節でも述べたように、中軸線上の中枢部分の解明はまだ途上であるが、中央部には回廊に囲まれた施設がダイナミックな変遷を辿りながらも継続的に営まれているようで、その実態解明はなお今後の課題である。東院というと、現在の宇奈多理神社の南東に展開する宮東南隅の庭園、いわゆる東院庭園が著名である（建物とともに庭園が復原され、特別名勝にも指定されている）が、これはあくまでも東院に附属する園池空間であり、主体は宇奈多理神社北西の高台に存在するであろうことが、ようやく共通の理解になりつつある。

なお、東院の北側には、張り出し部中央に開く門に連なるとみられる東西の宮内道路が位置する。東院西北隅にあたるこの宮内道路の南側溝からは、奈良時代最末期の延暦年間の年紀をも春宮坊や皇后宮職関連の木簡が出土している（奈良国立文化財研究所一九九五a）。出土位置からみて、東院西北部に春宮坊や皇后宮職が所在した可能性を示唆する資料であり、楊梅宮とこれらの官司、およびそれらが支える皇太子の居所東宮や皇后宮との関係が問われることになる。東院西辺から北辺にかけて展開しているとみられる、これらの木簡の廃棄元とみられる地域の解明にも配慮が必要であろう。

東院については、検討されるべき課題がこのほかにもある。ここでは二点にしぼって紹介しておきたい。一つは東院の設定時期についてである。東院を含む張り出し部の付け根の位置にある小子部門は、造営が遷都からやや遅れると当初いわれていた。しかし、小澤毅氏の検討によって、遷都直後から存在していたことが明らかになった（小澤一九九四）。したがって、東張り出し部の設置が遷都から大幅に遅れることは考えにくくなったが、南面大垣に先行する掘立柱塀が東院南門の西側しか存在しないなど、造営の進捗が単純ではなかった様子が窺える。そのため、大幅に遅れるのではないにしても、張り出し部の設定自体が遷都からやや遅れるのではないかという提起が井上和人氏によってなされている（井上二〇〇四）。

ただ、いずれにしても東院を含む張り出し部の設定、換言すれば東への拡張に伴う東南隅の切り欠きの設定は、多分に現実的な要請に基づくものだったとみられる⁽¹⁰⁾。というのは、下ッ道は平城宮・京の形状決定以前に既に先行して存在していたからである。朱雀大路と朱雀門をずらす選択肢はあり得なかつただろう。しがたって、朱雀門の位置は、その造営開始以前からもはや動かすことはあり得なかつた。朱雀門、下ッ道の拡張による朱雀大路の造作開始以前に、既存の下ッ道の位置によって朱雀門・朱雀門の位置は決まっていたのである。このため、たとえ平城宮域が東に拡張することがあっても、シンメトリー性を維持するために朱雀門・朱雀大路の位置を東へ移動させる選択肢は初めから存在し得なかつた。南面から見たシンメトリー性の維持という理念を維持する限り、平城宮・京の設定にとって下ッ道の存在自体が、もはや動かしがたい大前提になっていたわけである。

ここで、従来あまり検討対象としてこなかつたことだが、中枢区画を二カ所設けたことによる宮域の不足を補うための東への拡張という、東張り出し部の設定の根本的な要因にかかわる命題についても課題が残ることを述べておきたい。それは、拡張した東張り出し部の北半については、東北官衙と称すべき官衙域として設計されたことが、造酒司の存在

やその北側で行われた部分的なトレンチ調査によって明らかになってきているのに対し、南半は皇太子の居住空間、東院として設計されているからである。つまり、北半は藤原宮に見合う官衙域の確保という目的に適う土地利用であるのに対し、南半は藤原宮には所在が確認されていない東宮であって、不足分の確保という目的では説明できない土地利用だからである。東への拡張によって確保できた官衙空間は、京城六坪分に過ぎない。

藤原京遷都の時、皇太子はいなかった。六九七年八月に即位した文武天皇は、同年二月に立太子したとされるが、皇太子制度自体まだ未確立だった可能性が高く⁽¹¹⁾、しかもその地位にあること僅か半年で即位している。その後、平城遷都まで、皇太子が置かれることはなかった。一方、皇太子の居住空間については、藤原宮の復元では宮内に東宮は想定されていない。また、平城京が模範とした唐長安城では、太極宮の東に東宮、西に掖庭宮が隣接して設けられており、それらの南位置する官庁街、皇城とともに、城壁で囲まれた一郭を構成していた。日本で後宮が確立するのは奈良時代末の光仁天皇の時代以降であり、しかも内裏の中に寄生する形で存在した⁽¹²⁾ので比較はできないが、東宮については独立した空間を宮城の東側に設けている点で、平城宮のあり方は唐長安城と共通している。

このように、東への拡張によって確保できた空間の半分が東宮（後の東院、楊梅宮）だったことを重視するならば、東への拡張の真の目的は、唐長安城に倣った東宮の宮城内への取り込みだったとみるべきなのではなかろうか。あるいは当然のこととしてあまり強調されてこなかっただけかも知れないが、この点をあえて述べておきたいと思う。

なお、こうして平城宮内の取り込まれる形で新たに設定された東宮の主が、平城遷都の段階ではまだ正式に定まっていなかったものの、七一四年（和銅七）に立太子し正式に皇太子になった首皇子、後の聖武天皇であることは言を俟たない。平城宮は、既に広くいわれていることだと思うが、将来天皇となるべき首皇子の宮として造営された宮殿だったといっても過言ではないわけである。その点を重視するならば、宮南辺部分が仮に未完成であったとしても、この七一四年六月の立太子の段階までに東宮は完成していたと考えるのが自然である。そうであるならば、東張り出し部の設定は、造営に要する時間を考えると、限りなく平城遷都当初の時点に遡り得ることになるだろう。

東院についてのもう一つの課題は、東院の玉殿についてである。『続日本紀』によれば、称徳天皇が東院に新たに建てた建物には瑠璃の瓦が葺かれ、玉殿と称されたという。瑠璃瓦が施釉瓦を指すとみられている。平城宮内では、東院地区において特に緑釉瓦の・塙の出土が集中しており、この玉殿を初めとする称徳天皇の時期の宮殿に関わる遺物と考えら

れてきた。確かに、東院地区の施釉瓦の出土は平城宮内では突出しているが、平城京内まで視野を広げると、東院以上に施釉瓦の出土が顕著に見られる場所がある。平城宮からほど近い左京二条二坊十一・十二坪である⁽¹³⁾。このうち十二坪は、回廊で囲まれた特異な空間を構成し公的施設と目されており、しかも「相撲所」などの墨書土器が出土していることから、単なる官衙ではなく、離宮のような空間だったのではないかと早くから注目を集めてきた坪である。その後の調査で、北側の十一坪にも左右対称のかなり格式の高い特異な空間が展開することが明らかになり、両坪の一体性も指摘されるようになってきた。施設名の特定は現時点ではまだ難しいが、左京二条周辺に存在したとみられる梨原宮などが後補にのぼっている。この十一・十二坪の施釉瓦の出土は点数においても、密度においても平城宮・京内で群を抜いており、施釉瓦の出土を東院玉殿の徴証とみるならば、むしろこの左京二条二坊十一・十二坪こそ東院玉殿の所在地として相応しいのである。この点については、これ以上考察を進めるための材料をもたないのが残念であるが、平城宮東張り出し部の遺跡名の比定にも関わってくる重要な問題であり、既往の発掘調査成果の検討や今後の周辺の調査成果の累積に期待したい。

東院について、もう一点付け加えるならば、東面宮城門についても言及が必要かも知れない⁽¹⁴⁾。発掘調査成果と現在知られる史・資料から考える限り、東面宮城門としては、張り出し部の付け根位置、東院南面中央、張り出し部中央の三ヵ所で、順に小子門（後に的門と改称）、建部門、県犬養門と考えるのが現時点では最も整合的と考えるが、このうち建部門と考えた東院南門についてはなお課題が残る。すなわち、第一に、東院南門は平城宮の一施設である東宮（東院、楊梅宮）の門であって、必ずしも平城宮の門として機能していたわけではないことである。そして第二に、他の宮城門と同様の規模になるのが、奈良時代末の楊梅宮に改造された時期まで降り、それ以前は小規模の門だったことが発掘調査で明らかになっていることである。上記の比定は、これらの点も考慮したうえでの仮説であって、今後の出土文字資料の増加にはなお注視していきたいと思う。なお、楊梅宮の時期の東院西面には礎石建ちの門が検出されている⁽¹⁵⁾。南面門が大型化し南からの動線が重視される時期においてもそうであるなら、南門が小規模だった時期についても、天皇からの動線を考えるならば、東院の正面はむしろ西面だったとみるのが自然であろう。東院が、実質的には西面を正面としていた可能性を考慮しておく必要があるだろう。

西南苑池 平城宮と周辺には、嶋と呼ぶさまざまな苑池施設があったことが知られている⁽¹⁶⁾。今も残る水上池や御前池、あるいは遺構として確認されている東院庭園や法華寺阿弥

陀浄土院などが知られているが、それらが文献に記録されたどの施設にあたるのか明らかになっていない。ここではこのうち西南苑池についてのみ課題を整理しておきたい。

宮西南部には秋篠川旧流路が地割となってその痕跡を留めている。地割を辿ると、平城京造営前までの秋篠川は、現在の県道谷田・奈良線の秋篠川に架かる橋のあたりから南南東方向に流れ、奈文研の敷地を横切って佐伯門南で平城宮跡内に入り、宮西南部を斜行して流れ、南面西門若犬養門の西を抜ける位置を通っていたとみられる。

七六二年(天平宝字六)三月に、宮西南に新たに池亭を造営したことが知られており(『続日本紀』同年同月壬午条)、これとこの流路の地割を関連付ける理解もある。ただ、そうすると、奈良時代後半のこの時期まで遷都から半世紀余りの間、この旧流路はほとんど手つかずのままに置かれていたことになろうが、そのようなことはあり得るのだろうか。それになによりもこれは保良宮の造営が進められている時期の話で、平城宮に関する記事と解釈するのは難しいと思う。

そもそも、こうした旧流路の地割を考える場合、それがいつの流路の痕跡なのかは俄には決めがたい。その点を少し整理おくと、平城宮・京の遺跡と流路の時期関係は、①平城宮・京の廃絶後に流路ができた場合、②平城宮・京造営より前に流路ができた場合の二つが考えられよう。そして、②はさらに a 平城宮・京造営時点以前に埋まった(あるいは埋められた)場合と、b 平城宮・京廃絶後より後に埋まった場合とに分けられる。a の場合は奈良時代には敷地として利用されていた可能性が高く、b の場合は敷地として利用していなかったか、あるいは流路を生かした庭園施設などとしての利用が想定できる。このうち、② a の場合は、官衙や宅地としての区画設定がなされるはずで、流路の痕跡は地割りとしては残らないのではないかと漠然と考えてきた。例えば、平城宮内裏北外郭官衙では、市庭古墳(平城天皇陵古墳)が前方後円墳であったことを示す周濠の痕跡を発掘調査で確認しているが、それが地割として残っていたわけではなく、地上の地割はあくまで官衙区画のそれが残されていただけであった⁽¹⁷⁾。このことから、逆に方形を基本とする官衙や宅地の地割の中に、これを乱す流路の痕跡が地割として遺存している場合には、官衙や宅地としては利用されていない(② b)か、利用されても後に流路で破壊されている(①)かのいずれかであろうと考えてきたのである。

ところが、奈文研の敷地の発掘調査では、地上に残る地割に明瞭に流路の痕跡が認められるにもかかわらず、これを横切る一条南大路の南北両側溝や、大路を横断して両側溝をつなぐ南北溝が遺構として良好に遺存しているのを確認できた(奈良文化財研究所二〇一

六b)。しかも、平城京として機能していた八世紀においても、流路だった部分が低湿地化してその利用には困難を伴っていた様子が認められるだけでなく、流路内と流路外とで南側溝の遺構に数十cmの段差が生じるほどの沈下が、流路を埋めた部分において発生していることを確認したのである（但し、その発生が京廃絶直後か、その後徐々に沈下していったのかは、必ずしも明瞭に捉えられているわけではない）。

すなわち、奈文研敷地の秋篠川流路のような大規模な遺構の場合、これをいかに丁寧に埋め、さらに整地を施したうえで官衙や宅地として活用したとしても、埋めた部分では大規模な地盤沈下が生じるため、都城としての機能を失った後（直後か、ある程度の時間をおいてかは断言できない）、ここを耕作地として利用する段階では、埋めたはずの旧流路部分が沈下し、これが耕作地の地割として顕在化してくるのであろう。つまり、地上における流路の痕跡の遺存と、奈良時代における遺構の遺跡とは、けっして両立し得ないわけではないのである。地上に流路の痕跡が遺存していても、奈文研敷地における発掘調査は、②aの可能性があると明らかにしてくれたわけである。これは当初の予想に反するいわば見込み違いの成果ではあったが、奈文研敷地の発掘調査における重要な成果の一つである。

こうした理解に基づけば、平城宮西南部の秋篠川旧流路の痕跡の残る地域の利用形態についても、通常の官衙区画が展開していた可能性を考慮する必要があるのではなかろうか。この旧流路部分を含む数少ない調査事例である南面西門、若犬養門の発掘調査では、実際流路の地割内からも遺構を検出している。中央区朝堂院の西側には西方官衙と呼ぶべき広大な官衙区画が展開が想定できるが、宮西端の馬寮地区を除いて発掘調査はまだほとんど行われていない。今後の調査の進展が期待される地域である。

四 官衙地域ほか

官衙地域は、平城宮の中でも最も広大な面積を占めるにもかかわらず、その解明が一番遅れている。しかし、限られた成果の中で明らかになってきたのは、官衙がその職掌に応じて、それぞれ極めて個性的な様相を呈していることである。しかも平城京時代の七五年間にダイナミックな変遷を遂げていることも明らかになりつつある。また、遺物が豊富なのも実務空間ならではの特徴である。そのうち、今後の課題となりそうなところをいくつか取り上げておく⁽¹⁸⁾。

東方官衙 現在、平城宮跡の発掘調査において、奈良文化財研究所が東院と並んで集中的に解明を進めている地域である。平城宮跡としては初めての、トレンチ調査による遺跡の概要把握をまず行ったうえで、主要部分の面的発掘にも進めるという方式で調査を進めている。そのなかで、大極殿・朝堂院の東側にあたるこの地域には、平安宮と同様に、太政官・中務省・民部省など、国政の中枢を担う主要官衙が所在したことが見え始めている。古代律令国家の解明に重要な役割を担う成果が期待されよう。

また、この地域は第二次大極殿・朝堂院付近の尾根と、法華寺から東院にかけての尾根間の筋に当たる地域であり、今後も木簡など出土文字資料の発見への期待も大きい。その一端は、既に前述の焼却土坑SK一九一八九の発見が明らかにしている。

ところで、東院と東方官衙は、小子門から北に延びる宮内道路を挟んで接するが、両者の関係は明確にはなっていない。この道路は地割としても明瞭に確認できるが、道路上に建物が建てられる時期もあり、東院と東方官衙の接点については、報告書も未刊行のため、その性格は不詳のままである。また、谷筋にあたるこの地域には、溝が複雑に展開している。まず、東方官衙の中央には内裏東大溝SD二七〇〇が貫流している。東方官衙には南北に四つの官衙ブロックが想定されているが、それらはSD二七〇〇によってそれぞれ東西別々の官衙に分割されているわけである。ただ、東方官衙の南に接し、SD二七〇〇の真南に当たる位置は奈良時代前半の式部省、奈良時代末の神祇官の敷地であって、ここではSD二七〇〇の延長部は確認されていない⁽¹⁹⁾。したがって、SD二七〇〇は東方官衙のいずれかの地点で東に折れ、次に述べるSD三四一〇に合流していたはずであるが、北から三つ目のブロックまででは、その痕跡は確認されていない（奈良文化財研究所二〇一〇b）。

次に、東方官衙東辺には神祇官東側の東面大垣西側の雨落溝に連なるSD三四一〇などの排水路があって南流している。SD三四一〇は小子門から北に延びる宮内道路の西側溝の役割を果たす南北溝である。今述べたように、SD二七〇〇も東方官衙のどこかの地点でこれに合流しているはずである。一方、東院西辺には他の地域では見られない斜行する溝が何条か確認されている⁽²⁰⁾。これらは小子門内側で収束し、最終的にはSD三四一〇と、小子門西からその前面に延びる東一坊大路の西側溝となるSD四九五一の二条の溝となって東面大垣の両側を南流することになる。これらの溝からは多量の遺物も出土しているが、溝相互の関係はなお明確でない部分がある⁽²¹⁾。東院と東方官衙の接点部分の実態解明は、今後進められるであろう東方官衙の最南端の官衙ブロックの解明に委ねられていることに

なる。

西方官衙 第一次大極殿院・中央区朝堂院の西方は、西端の馬寮地区、西池宮周辺を除くとほとんどまだ発掘は手つかずである。中央大溝から刑部省や弾正台を示す墨書土器の出土が見られるが、これら平安宮では朝堂院の西側に展開していた官衙が、平城宮ではどこに位置していたのかは興味もたれるところである。前述の西南苑池との関係も含めて大事な検討課題となろう。

大蔵省 大蔵省には税物を収納する大規模な倉庫群があったとみられる。平城宮ではまだその痕跡は全くつかめていない。平安宮では宮北方に位置したが、平城宮でもそうなのか、平城宮と平安宮の比較研究の面でも注目される。

奈良時代前半の兵部省 壬生門内の東西対象の位置に置かれた奈良時代後半の式部省・兵部省の前身の所在について、式部省は東隣からの移転が明らかになったが、兵部省は前半の所在地について、いまだその想定も困難状況である。その所在地は、奈良時代前半の官衙配置を考える上で、是非とも解明したい情報である。

官衙名比定の適否 発掘調査で全容が明らかになり、官司名比定がされているものであっても、なお疑念の残る官司がある。例えば、宮内省復原建物として四棟の掘立柱建物や築地塀・北門の建物復原が進んだ官司について、宮内省説には不利な情報が多い。また、内裏北の内膳司、西宮北の大膳職についても、物的な証拠が得られているわけではなく、あくまで推定の域を出ない⁽²²⁾。

五 平城宮跡の解明に向けて

平城宮跡のうち、これまでの六〇年間で調査を終えたのは、遺跡全体のまだ四割弱に過ぎない。しかもそのペースは年々落ちてきている。六〇年間の前半三〇年間と後半三〇年間の調査面積を比較するならばそれは歴然である。全容の解明までにまだ数世代にわたる息の長い事業であるのは明らかな事実であるが、調査面積が増えれば、それによって明らかになる事実は等比級数的に増大していく。何よりも継続が大きな力となる事業である。

これまでに発掘調査を終えたのは、大極殿、朝堂院などの儀式・政務運営空間、天皇の居住空間である内裏、東院庭園、南面・西面などの宮城門の一部、ごく一部の官衙などに過ぎない。現在、調査は東院の主体部、及び東方官衙に主力が注がれているが、なおほとんど未発掘のまま残されている地域も多い。特に第一次大極殿・西宮と中央区朝堂院の西

側に展開する官衙ブロックは、宮西辺の馬寮地域を除くとほぼ未解明である。また、東張り出し部北半の宮東北隅部分も官衙ブロックの様相もほとんど未解明である。そのほか一部調査に着手したものの、なお解明に補足調査の必要な箇所も多い。

本稿では、思い付くままに未解明の課題を列挙してきた。これはまだほんの氷山の一角であろう⁽²³⁾。平城宮の発掘調査はまだ四割弱であり、その全容解明は前途遼遠の感がある。しかし、これまでの発掘調査成果を真に生かすためにも、今後も継続的な発掘調査体制が維持され、日本古代国家の建設過程の実態が明らかにされてゆくことを切に願うものである。

最後にもう一言付け加えるならば、東院南方遺跡の保存と解明が、平城宮跡のそれと不可分であることを強調しておきたい。ここは厳密には平城宮ではないが。南面の左右対称性を維持するために敢えて切り欠いた部分であり、平城宮に取り込まれてもおかしくなかった場所である。二条大路木簡の分析からは、藤原麻呂宅の所在地と目されているが、一方で宮南梨原宮のような離宮の想定地でもある。東院南方遺跡は平城宮の特異な形のキーになる場所であり、その土地利用のあり方の解明は、平城宮の構造を考える上でも重要な情報となるだろう。是非とも平城宮に準じて取り扱わねばならない遺跡である。

註

(1) 平城宮・京の発掘調査の最新の成果の概要をまとめたものとしては、奈良国立文化財研究所二〇一〇 a、渡辺二〇一〇、渡辺二〇一四、渡辺二〇二〇を、また文献を中心とする当該時期の通史としては、渡辺二〇〇九を参照のこと。なお、平城宮跡の発掘調査成果は、『平城宮発掘調査報告』として順次刊行されているがまだ 17 冊にとどまっており、体系的な報告がなされているわけではないが、『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』、『奈良国立文化財研究所年報』、『奈良文化財研究所紀要』などに調査後との概要報告がある。本稿の叙述に関連するものについては、参考文献として掲げてある。また、奈良文化財研究所二〇一六 a に、平城宮跡の地区ごとの発掘調査成果のまとめがあり、概要を把握するには便利である。

(2) 豊楽院と朝堂院の関係についての研究としては、橋本一九九五がある。

(3) 平城太上天皇の平城西宮の遺構については、奈良国立文化財研究所一九八二 a、奈良文化財研究所二〇一一 a に詳しい。

(4) 朝集院と東朝集堂の発掘調査成果については、奈良文化財研究所二〇〇三 b、奈良文化

財研究所二〇〇四 c、奈良文化財研究所二〇〇五 c、奈良文化財研究所二〇〇六 b、奈良文化財研究所二〇〇七 a などを参照のこと。

- (5) 七四〇年(天平一二)に平城京から遷都した恭仁京の中枢部の解明が進んでいる。今後、恭仁宮の朝堂院・朝集院のあり方は、平城宮前半期の状況の理解の上で重要な知見を提供することが期待される。
- (6) この点については、渡辺二〇一〇でも図中に「？」を付して指摘したことがある。
- (7) 式部省と兵部省は、大宝令で人事を分掌する官司として対等に位置付けられていたが、実際には平城遷都の時点では式部省が武官も含めて人事全般を掌握していた。両省が実質的にも対等の官司になるには、平城遷都後さらに二〇年の時日を要した。その過程や要因については、渡辺一九九五 b で検討したことがある。
- (8) この点については、渡辺二〇〇六でも論じたことがある。
- (9) 東院中枢部の最近の発掘調査成果については、奈良国立文化財研究所一九九九、奈良文化財研究所二〇〇六 a ・二〇〇七 b ・二〇〇八・二〇一〇 c ・二〇一一 b ・二〇一二・二〇一四・二〇一八・二〇一九などを参照のこと。また、東院庭園については、既に発掘調査報告書が刊行されている(奈良文化財研究所二〇〇三 a)。
- (10) 東張り出し部が設けられた理由やその評価については、渡辺二〇一九でも述べたが、本稿でも以下再度検討を加えている。
- (11) 日本古代の皇太子制度については、荒木一九八五を参照のこと。
- (12) 後宮の成立過程については、橋本二〇一一を参照のこと。
- (13) 平城京左京二条二坊十一坪・十二坪の発掘調査成果は、平城京左京二条二坊十二坪水道局庁舎建設予定地発掘調査会一九八四、奈良国立文化財研究所一九九八 b、奈良文化財研究所二〇一七 b などを参照のこと。この地が有数の施釉瓦埴の出土地であることとその評価については、今井二〇一八に詳しい。
- (14) 東面宮城門の門号については、渡辺一九九五 a、西本二〇〇八、山下二〇一五などの検討がある。なお、北面の宮城門についても課題が残る。北面門はまだ一つも遺構としては確認できていない。北面中門は朱雀門の真北にはないことはわかっている(奈良国立文化財研究所一九八九)ので、歌姫街道との交点が候補地だが、東門は水上池との関係、西門は御前池との関係が、平城宮の北方に展開する松林苑との取り付きも含めて検討課題となろう。また、平城宮造営前の下ッ道(現状では第一次大極殿院内で検出しているのが最北(奈良国立文化財研究所一九八二 a))の探索も課題である。

- (15) 第二二次調査で検出したS B 三一一六（奈良国立文化財研究所一九六五）。奈良文化財研究所二〇一一b・二〇一二・二〇一四などの遺構変遷図には、S B 三一一六が図示されている。
- (16) 平城宮の苑池については、金子二〇一四などを参照のこと。
- (17) 奈良国立文化財研究所一九七六。市庭古墳の復元については、岸本一九九五を参照のこと。
- (18) 井上二〇〇八は、平城宮の官衙ブロック全域を総合的に検討した今後の発掘調査の指針すべき研究成果である。
- (19) 神祇官の発掘調査成果については、奈良国立文化財研究所一九九二・一九九七を参照のこと。なお、西大溝は二条大路北側溝まで貫流することが予想されるものの未調査部分の距離はあまりにも長い。延長部分に近い二条大路上にはこれを南北に横切る溝が検出されており（奈良文化財研究所二〇一七a）、西大溝との関係が想定されている。平城宮の排水体系を考える上で不可欠の情報となろう。
- (20) 例えばS B 八六〇〇は、遷都当初の近い時期の木簡を含み、東院の造営と深く関係する遺構である。奈良国立文化財研究所一九七八、川越・渡邊・西口二〇〇八などを参照のこと。
- (21) 小子門周辺の木簡が出土した溝相互の関係や出土状況については、奈良国立文化財研究所一九八一・一九九八aなどを参照のこと。
- (22) 宮内省、大膳職、内膳司の比定をめぐる問題点については、渡辺二〇二〇で述べた。後二者の官司内からは木簡も出土している（いずれも国宝）。二〇〇三年・二〇一〇年にこれらの木簡が重要文化財に指定された際に、大膳職推定地出土木簡、内膳司推定地出土木簡のように、「推定」の語句を付したのは、かかる点を考慮したものである。
- (23) 奈文研が二〇一九年一〇月に開催した東京講演会「奈良の都、平城宮の謎を探る」においても、今後解明すべき課題についてパネルディスカッションを行ったので、併せて参照されたい（奈良文化財研究所二〇二〇）。

【参考文献】

- 荒木敏夫 一九八五『日本古代の皇太子』吉川弘文館
- 井上和人 二〇〇四「平城宮東院地区の造営年代一周辺条坊道路施工の実態から一」井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社（初出は二〇〇二）

- 井上和人 二〇〇八「平城宮内の平面構造の研究」井上和人『日本古代都城制の研究 藤原京・平城京の史的意義』吉川弘文館（初出は二〇〇五年）
- 今井晃樹 二〇一八「平城京左京二条二坊の施釉瓦塼―第二七九次他」『奈良文化財研究所紀要二〇一八』
- 岩本次郎 一九九一「楊梅宮考」『甲子園短期大学紀要』一〇
- 小澤毅 一九九四「平城宮小子門の再検討」『奈良国立文化財研究所年報一九九四』
- 金子裕之 二〇〇五「平城宮の法王宮をめぐる憶測」奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム 古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編『古代日本と東アジア世界』（奈良女子大学二一世紀COEプログラム報告集六）
- 金子裕之 二〇一四「平城宮の園林とその源流」金子裕之（春成秀爾編）『古代都城と律令祭祀』柳原出版（初出は二〇〇三年）
- 川越俊一・渡邊淳子・西口壽生 二〇〇八「平城宮土器大別の検討（一）―前半期SD八六〇〇出土土器を中心に―」『奈良文化財研究所紀要二〇〇八』
- 岸本直文 一九九五「市庭古墳の復元」奈良国立文化財研究所『文化財論叢Ⅱ』同朋社出版
- 奈良国立文化財研究所 一九六五「昭和三九年度平城宮跡発掘調査概要 第二二次調査―東面北・中門外側」『奈良国立文化財研究所年報一九六五』
- 奈良国立文化財研究所 一九六六・一九六九『平城宮木簡一』（『平城宮発掘調査報告Ⅴ』）
- 奈良国立文化財研究所 一九七六『平城宮発掘調査報告Ⅶ―内裏北外郭の調査』
- 奈良国立文化財研究所 一九七八「東院地区の調査―第一〇四次」『昭和五二年平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九八一『平城宮木簡三』
- 奈良国立文化財研究所 一九八二 a『平城宮発掘調査報告Ⅺ―第一次大極殿院地域の調査』
- 奈良国立文化財研究所 一九八二 b 「（平城宮）南面西門（若犬養門）の調査―第一三三次」『昭和五六年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九八九「宮北面中門推定地の調査―第一九一―四次」『昭和六三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九九一『平城宮発掘調査報告ⅩⅢ―内裏の調査二』
- 奈良国立文化財研究所 一九九二「式部省東官衙の調査―第二三六次」『一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九九三『平城宮発掘調査報告ⅩⅣ―第二次大極殿院の調査』

- 奈良国立文化財研究所 一九九四「(平城宮)式部省北半部の調査—第二二九・二三五次」
『奈良文化財研究所年報一九九三』
- 奈良国立文化財研究所 一九九五 a 「造酒司の調査—第二五〇・二五九次」『一九九五年
度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九九五 b 『平城京左京二条二坊・三条二坊—長屋王邸・藤原麻
呂邸—発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所 一九九七「式部省東方官衙の調査—第二七三次」『奈良国立文化
財研究所年報一九九七—Ⅲ』
- 奈良国立文化財研究所 一九九八 a 「式部省東方・東面大垣の調査—第二七四次」『奈良
国立文化財研究所年報一九九八—Ⅲ』
- 奈良国立文化財研究所 一九九八 b 「左京二条二坊十一坪の調査—第一第二八九次・第二
八二—一六次・第二八二—一〇次」『奈良国立文化財研究所年報一九九八—Ⅲ』
- 奈良国立文化財研究所 一九九九「東院地区の調査—第二九二・二九三—一〇次」『奈良
国立文化財研究所年報一九九九—Ⅲ』
- 奈良文化財研究所 二〇〇三 a 『平城宮発掘調査報告 X V—東院庭園地区の調査』
- 奈良文化財研究所 二〇〇三 b 「(平城宮)第二次朝集殿院南門の調査—第三二六次」『奈
良文化財研究所紀要二〇〇三』
- 奈良文化財研究所 二〇〇四 a 「東区朝堂院南辺官衙の変遷と出土木簡」『平城宮木簡六』
- 奈良文化財研究所 二〇〇四 b 「(藤原宮)朝堂院東南隅・朝集殿院東北隅の調査—第一
二八次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇四』
- 奈良文化財研究所 二〇〇四 c 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三四六・三五五次」『奈
良文化財研究所紀要二〇〇四』
- 奈良文化財研究所 二〇〇五 a 『平城宮発掘調査報告 X VI—兵部省地区の調査』
- 奈良文化財研究所 二〇〇五 b 「中央区朝堂院の調査—第三六七・三七六次」『奈良文化
財研究所紀要二〇〇五』
- 奈良文化財研究所 二〇〇五 c 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三七〇次」『奈良文化財
研究所紀要二〇〇五』
- 奈良文化財研究所 二〇〇六 a 「(平城宮)東院地区西北部の調査—第三八一次」『奈良
文化財研究所紀要二〇〇六』
- 奈良文化財研究所 二〇〇六 b 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三九四・三九九次」『奈

- 良文化財研究所紀要二〇〇六』
- 奈良文化財研究所 二〇〇七 a 「(平城宮) 朝集殿院の調査—第三九九次」 『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』
- 奈良文化財研究所 二〇〇七 b 「(平城宮) 東院地区の調査—第四〇一次」 『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』
- 奈良文化財研究所 二〇〇八 「(平城宮) 東院地区の調査—第四二一・四二三次」 『奈良文化財研究所紀要二〇〇八』
- 奈良文化財研究所 二〇〇九 「(平城宮) 東方官衙地区の調査—第四二九・四四〇次」 『奈良文化財研究所紀要二〇〇九』
- 奈良文化財研究所 二〇一〇 a 『図説平城京辞典』 柊風舎
- 奈良文化財研究所 二〇一〇 b 「(平城宮) 東方官衙地区の調査—第四四〇・四六六次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一〇』
- 奈良文化財研究所 二〇一〇 c 「(平城宮) 東院地区の調査—第四四六次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一〇』
- 奈良文化財研究所 二〇一一 a 『平城宮発掘調査報告 X VII—第一次大極殿院地区の調査二』
- 奈良文化財研究所 二〇一一 b 「(平城宮) 東院地区の調査—第四四六・四六九次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一一』
- 奈良文化財研究所 二〇一二 「(平城宮) 東院地区の調査—第四八一次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一二』
- 奈良文化財研究所 二〇一四 「(平城宮) 東院地区の調査—第五〇三」 『奈良文化財研究所紀要二〇一四八』
- 奈良文化財研究所 二〇一六 a 「発掘調査の概要」 『平城宮跡整備報告書』
- 奈良文化財研究所 二〇一六 b 「(平城京) 右京一条二坊四坪・二条二坊一坪・一条南大路・西一坊大路の調査—第五三〇次・第五四六次・第五六〇次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一六』
- 奈良文化財研究所 二〇一七 a 「平城京朱雀門周辺・朱雀大路・二条大路の調査—第五五二次・第五六六次・第五七七次・第五七八次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一七』
- 奈良文化財研究所 二〇一七 b 「平城京左京二条二坊十一坪の調査—第五六三次・第五七一次」 『奈良文化財研究所紀要二〇一七』
- 奈良文化財研究所 二〇一八 「(平城宮) 東院地区の調査—第五八四・五八七・五九三次」

- 『奈良文化財研究所紀要二〇一八』
- 奈良文化財研究所 二〇一九「(平城宮) 東院地区の調査—第五九五次」『奈良文化財研究所紀要二〇一九』
- 奈良文化財研究所 二〇二〇「パネルディスカッション まだまだある平城宮の謎」『奈良の都、平城宮の謎を探る』
- 西本昌弘 二〇〇八「初期平安宮にいたる宮城十二門号」西本昌弘『日本古代の王宮と儀礼』塙書房(初出は一九九九年)
- 橋本義則 一九九五「平安宮草創期の豊楽院」橋本義則『平安宮成立史の研究』塙書房(初出は一九八四年)
- 橋本義則 二〇一一「日本の古代宮都—内裏の構造変遷と日本の古代権力」橋本義則『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館(初出は二〇〇六年)
- 平城京左京二条二坊十二坪水道局庁舎建設予定地発掘調査会、一九八四『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』
- 山下信一郎 二〇一五「日本古代の都城と宮城十二門—東面宮城門の変遷を中心に」館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版
- 渡辺晃宏、一九九五 a 「平城宮東面宮城門号考—東院南門(S B 一六〇〇〇)の発見によせて」虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館刊
- 渡辺晃宏 一九九五 b 「兵部省の武官人事権の確立と考選制度—平城宮東区朝堂院南方官衙の発掘調査の成果をめぐって」奈良国立文化財研究所『文化財論叢Ⅱ』同朋社出版
- 渡辺晃宏 二〇〇六「平城宮中枢部の構造—その変遷と史的位置」義江彰夫編『古代中世の政治と権力』吉川弘文館
- 渡辺晃宏 二〇〇九『平城京と木簡の世紀』(日本の歴史〇四)講談社(初出は二〇〇一)
- 渡辺晃宏 二〇一〇「平城宮の建設と構造」『季刊考古学』一一二
- 渡辺晃宏 二〇一四「平城京と貴族の生活」『岩波講座日本歴史』第三卷、岩波書店
- 渡辺晃宏 二〇一九「平城宮の歴史的 위치—遷都のその契機」奈良文化財研究所『藤原から平城へ—平城遷都の謎を解く』
- 渡辺晃宏 二〇二〇『日本古代国家建設の舞台—平城宮』(シリーズ「遺跡を学ぶ」一四四)新泉社

〔附記〕本稿は、広瀬和雄・山中章・吉川真司編『講座畿内の古代学』第Ⅲ巻王宮と王都(雄山閣、二〇二〇年)に、「平城宮—課題と展望—」として収録されたものを再録したものである。なお、図は扉裏のカットとして収録した(4頁、10頁、106頁)。

基盤研究(A)

「平城宮・京跡出土木簡とその歴史環境のグローバル資源化」成果報告書

東京農工大学

中川正樹

1. はじめに

表記の科学研究費補助金を分担させていただき、章末の文献欄に示した発表をすることができた。ここでは、主要な成果を要約する。

2. 発表成果

主要な成果を要約する。

(1) 劣化した木簡文字の画像改善 [7]

深層ニューラルネットワークにより、ノイズが少ない文字パターンの単独文字認識率は飛躍的に向上したが、歴史文書のように画像の劣化が激しいと文字認識率は非常に下がる。また、歴史文書のように学習パターンが不足し、正解コードを付与するコストが過大になる対象では、深層ニューラルネットワークの弱点が露呈する。

本研究は、歴史文書で画像が著しく劣化しノイズが多い文字画像を復元するために、CAGAN と命名したアテンション付きの敵対的生成ネットワークを提案した。これにより、文字認識率が改善し、考古学者の解読を助けることが期待できる。深層ニューラルネットワークはスキップ接続を含んだ U-Net に基づき、敵対的損失（大域的損失）と階層的アテンション損失（局所的損失）を縮小させるべく学習させる。奈良の平城京から出土した木簡から切り出した汚損の著しく、かつ、よく使われる漢字 118 字種に対して実験を行ったところ、文字形状は適切に復元され、文字認識率が有意に改善することが確認された。

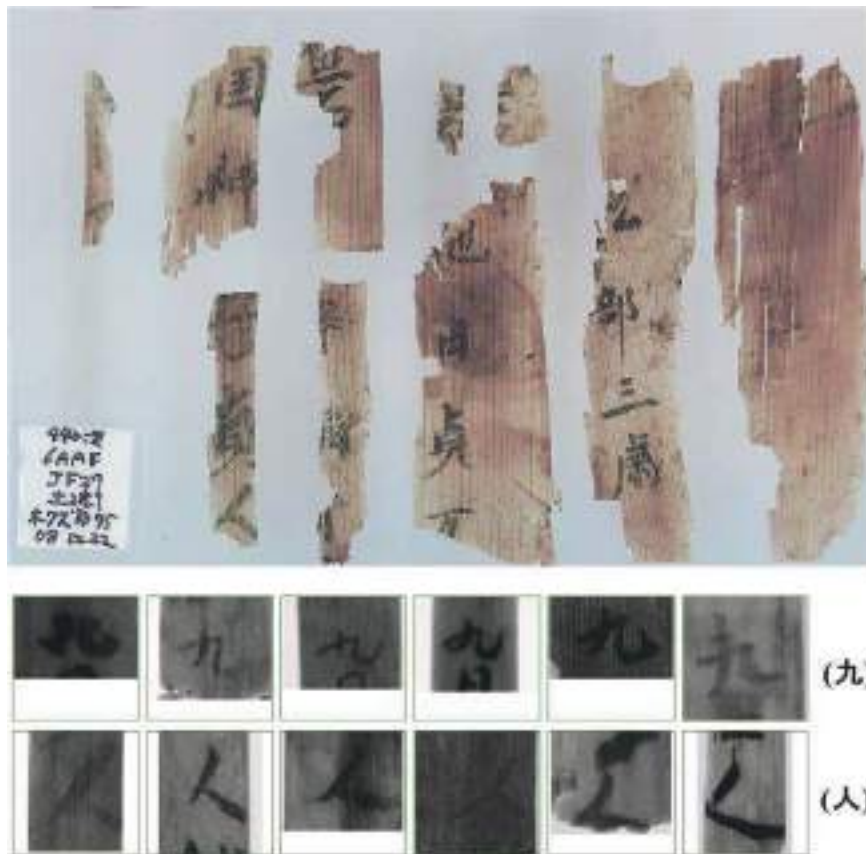


図1-1. 木簡とその破片, 「九」と「人」の文字画像.

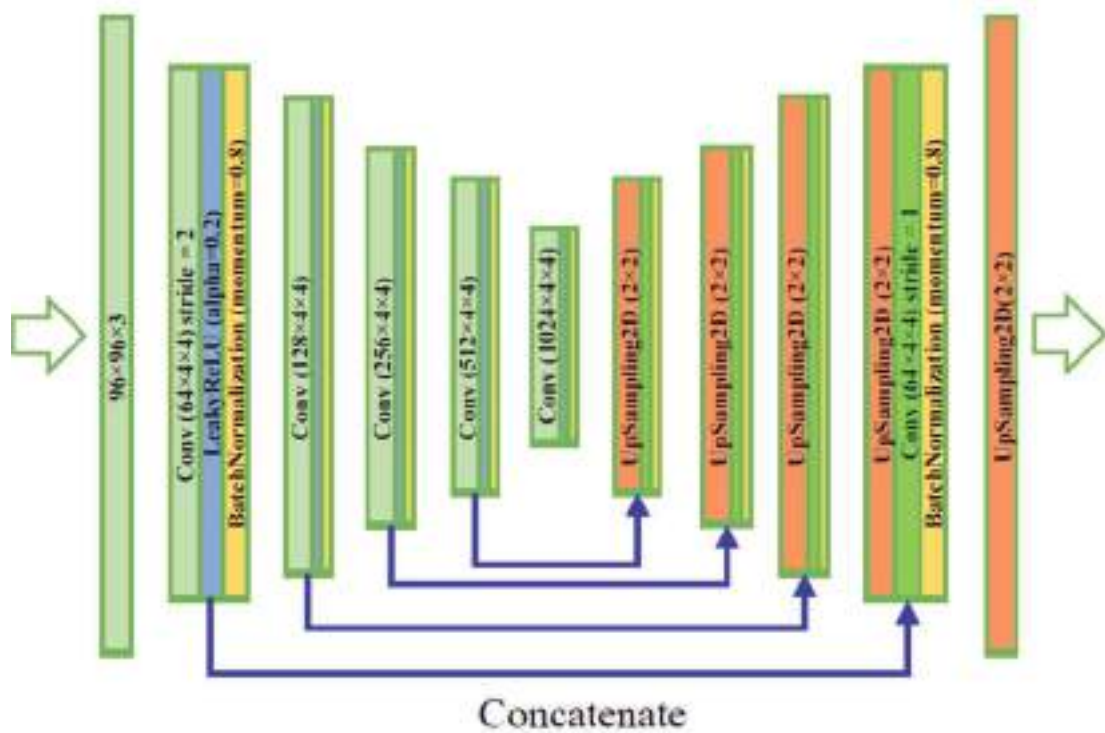


図1-2. スキップ接続を含んだU-Net.



図1－3．文字画像の復元例．

(2) 変体仮名の認識 [2]

本研究では、PRMU コンテストでの日本語歴史文書のくずし字認識モデルを示した。PRMU コンテストは3つのレベルがある：レベル1：単文字認識；レベル2：縦方向の3文字認識；レベル3：縦横方向の3文字以上の文字列である。本研究では、PRMU コンテストで優勝したレベル2とレベル3の方法に注目する。基本的に、文字切り出しをしない手法を採用し、特徴抽出のためのCNN；フレーム予測のための双方向長短期記憶(BLSTM)；テキスト認識のためのCTCからなる。これをDeep Convolutional Recurrent Network (DCRN)と命名した。また、DCRNモデルにおいて、事前学習されたCNNアプローチとEnd-to-Endアプローチをレベル2のデータセットで比較した。次に、レベル3ではDCRNを適用する前に、行切り出しと複数行連結の方法を提案した。さらに、レベル3に対し、2次元のBLSTM(2DBLSTM)の方法も評価した。そして、相互検証(Cross-validation)による評価を示した。言語モデルなしで、レベル2の3文字列の認識で89.10%の精度を達成し、レベル3の縦横方向の3文字以上の文字列認識で87.70%の精度を達成した。

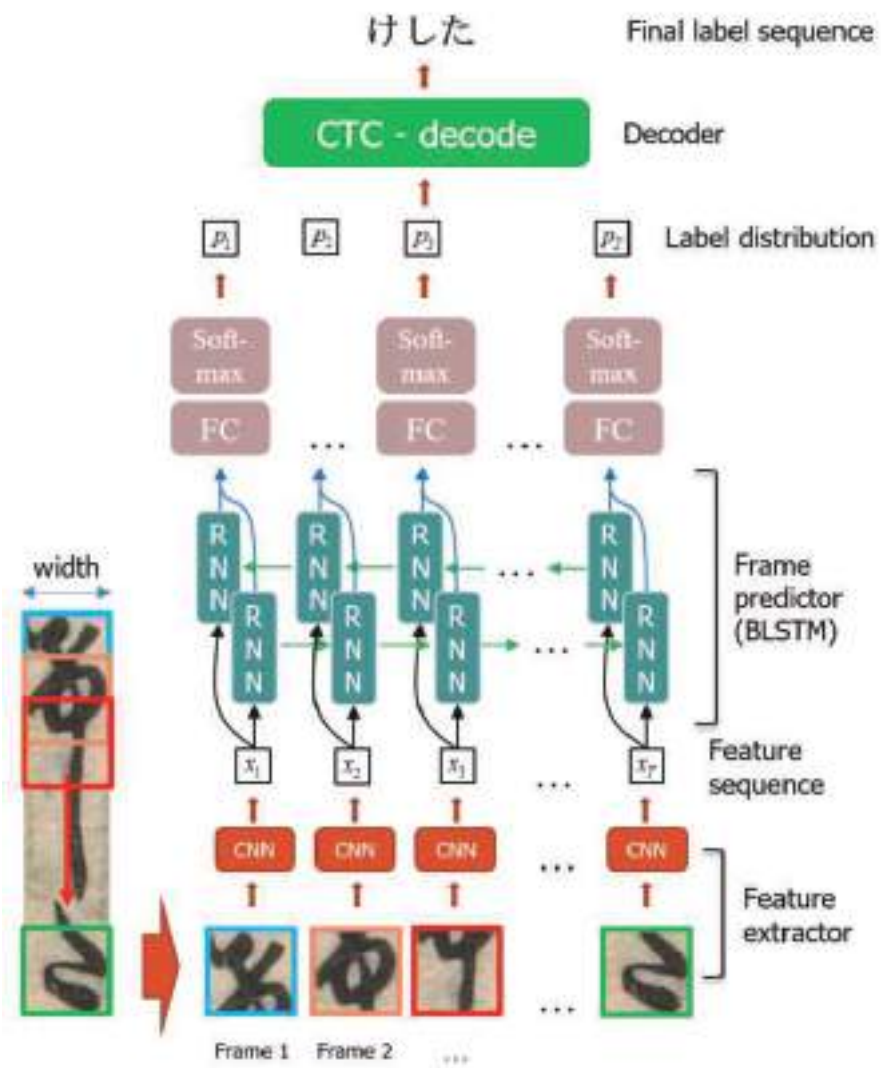


図 2 - 1 . DCRNのネットワーク構造.



(a) 正しく認識された例.



(b) 誤認識例 (赤字が誤認識箇所).

図 2 - 2. DCRN-o_12_Lv3による認識例.



図3-3. ACseq2seqによる誤認識例（赤字が誤認識箇所）.

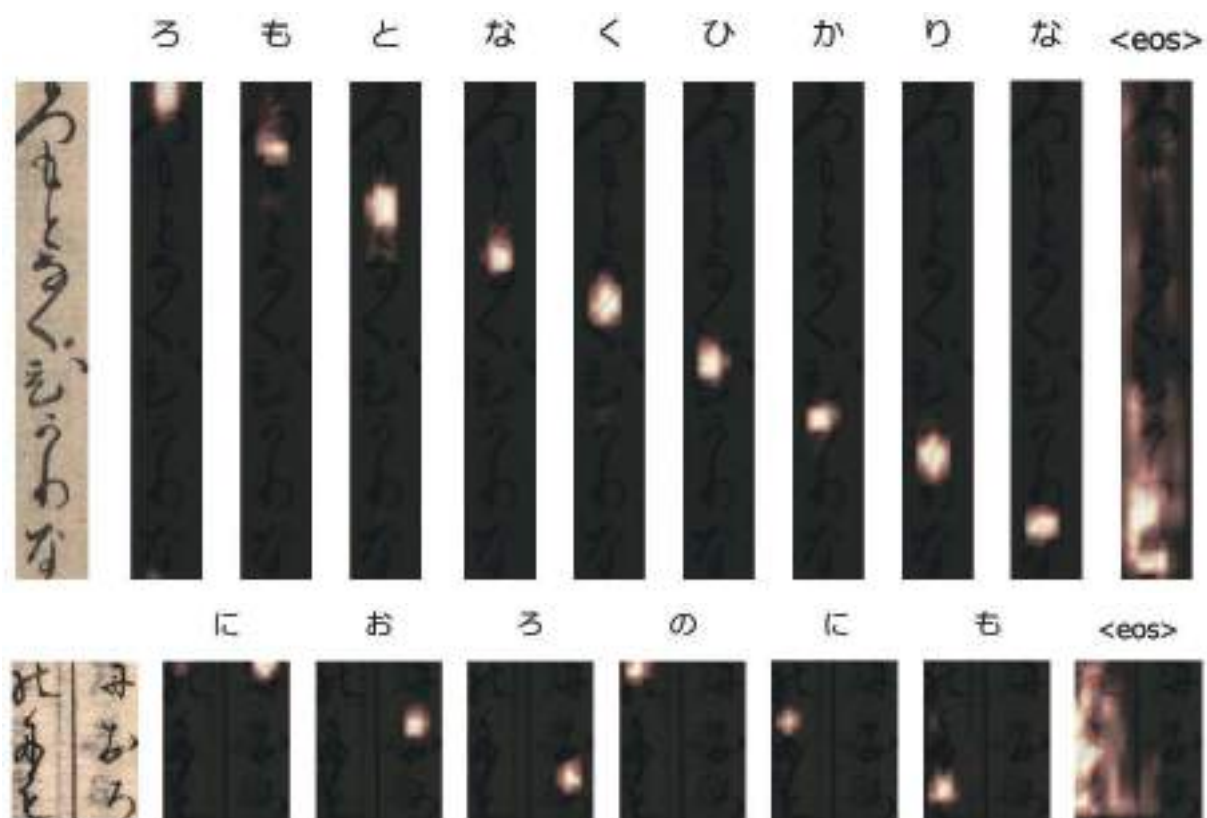


図3-4. 縦書きの1行と複数行を認識した際のアテンションの視覚化.

引き続き、行切り出しなしで日本の歴史文書の複数行テキストを認識するために、注意メカニズムによる縦横エンコーダデコーダ (ARCED) モデルを提案した。本モデルは、特徴抽出器、横縦-エンコーダ、および注意メカニズムによるデコーダの 3 つの部分がある。エンコーダに横縦 BLSTM を導入し、デコーダに Residual LSTM を導入した。本モデルを、標準のクロスエントロピー損失関数によってエンドツーエンドで学習させた。実験では、PRMU コンテストのくずし字データセットで ARCED モデルを評価した。実験結果は提案モデルが最先端のパフォーマンスを達成することを示した。さらに、エンコーダの横縦 BLSTM とデコーダの Residual LSTM が、ARCED モデルの精度向上に寄与することを示した。

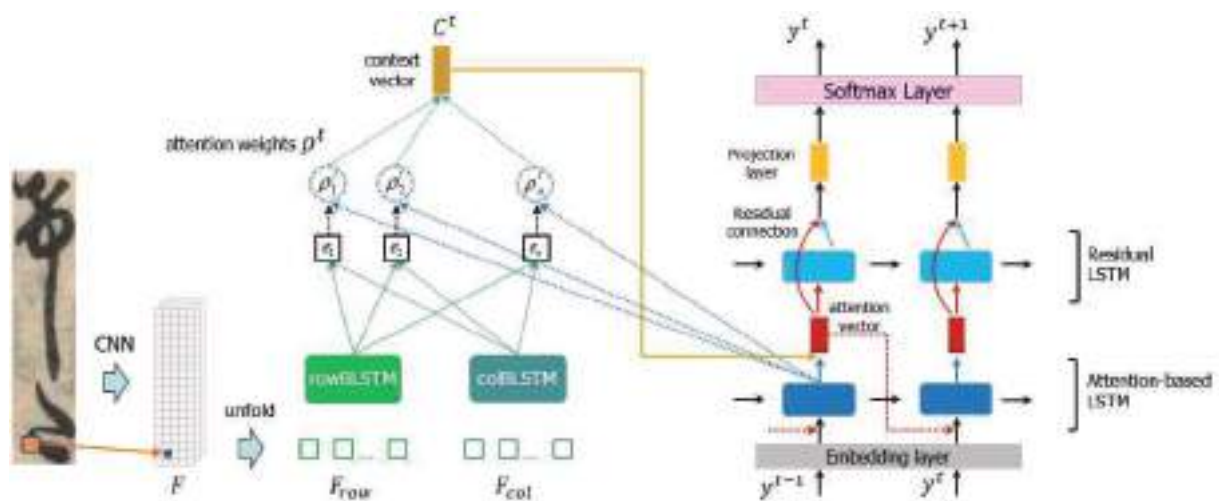


図 3-5. ARCED のネットワーク構造 (パラメータ ρ^t, C^t, y^t は、時刻 t における、注意の重み、文脈ベクトル、そして、出力を示す)。

(4) 古文書画像の領域分割 [15]

日本の歴史的な文書画像からの領域分割に、完全畳み込みネットワーク (FCN) を使用することを提案した。学習された FCN モデルは、様々な背景と様々なサイズの文書画像からテキスト部分を切り出す。ただし、FCN の欠点は、画素レベルで正解ラベルを付与しなければならないことであり、特に歴史的な文書の場合は費用がかかる。そこで、文字領域ごとに大津の二値化法を採用することにより、日本古典籍 (PMJT) データセットに属する全部ドキュメント画像の画素にラベルを準備した。他の問題に、背景画素数とテキスト画素数の不均衡がある。そこで、学習中には背景画素数とテキスト画素数の比率に基づいて、重み付きパ

ラメータを勾配に乗算する．実験の結果によると，画素レベルのセグメンテーションの精度は約92%である．訓練されたモデルはより少ない労力で多数の画像を処理するために使用でき，歴史的な文書処理分野の研究者にとって有用である．

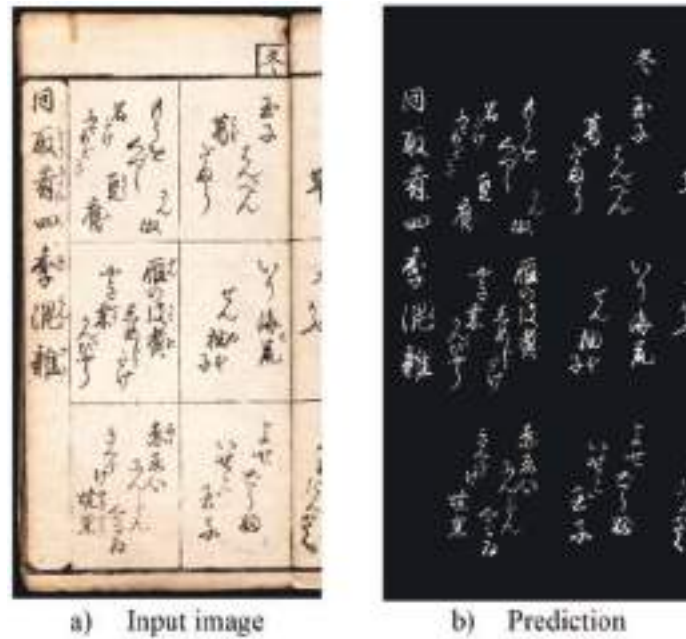


図4-1．表形式の歴史文書のセグメンテーション例．

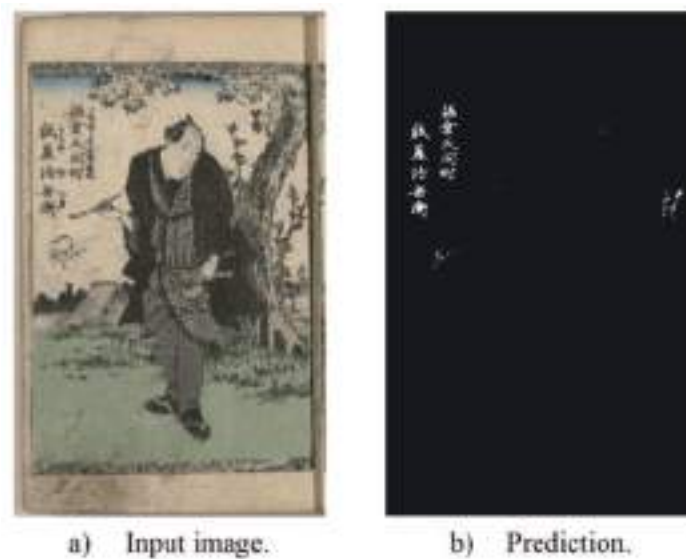


図4-2．図を含んだ文書のセグメンテーション例．

(5) 歴史文書における筆者識別 [12]

本研究は，歴史文書における筆者識別のための注意層に基づくニューラルネットワークを提案した．このネットワークは，二値化またはセグメンテーションなどの前処理段階を必

要としない。これは、畳み込みニューラルネットワーク（CNN）を使用した特徴抽出器，キーポイントを選択するための注意層，そして，抽出されたキーポイントを集約することによって代表ベクトルを形成するための一般化された深部神経VLADモデル，の3つの主要な部分からなる。ネットワーク全体は，交差エントロピー損失関数とTriplet 損失関数の組合せによってエンドツーエンドで学習される。多く筆者からの約120,000枚の歴史文書破片を集めたHisFragIR20データセットを用いて評価したところ，最新の結果と比較して，MAP（mean average precision）と一位候補が正解である率（第一位候補正解率）が優れていることを示した。

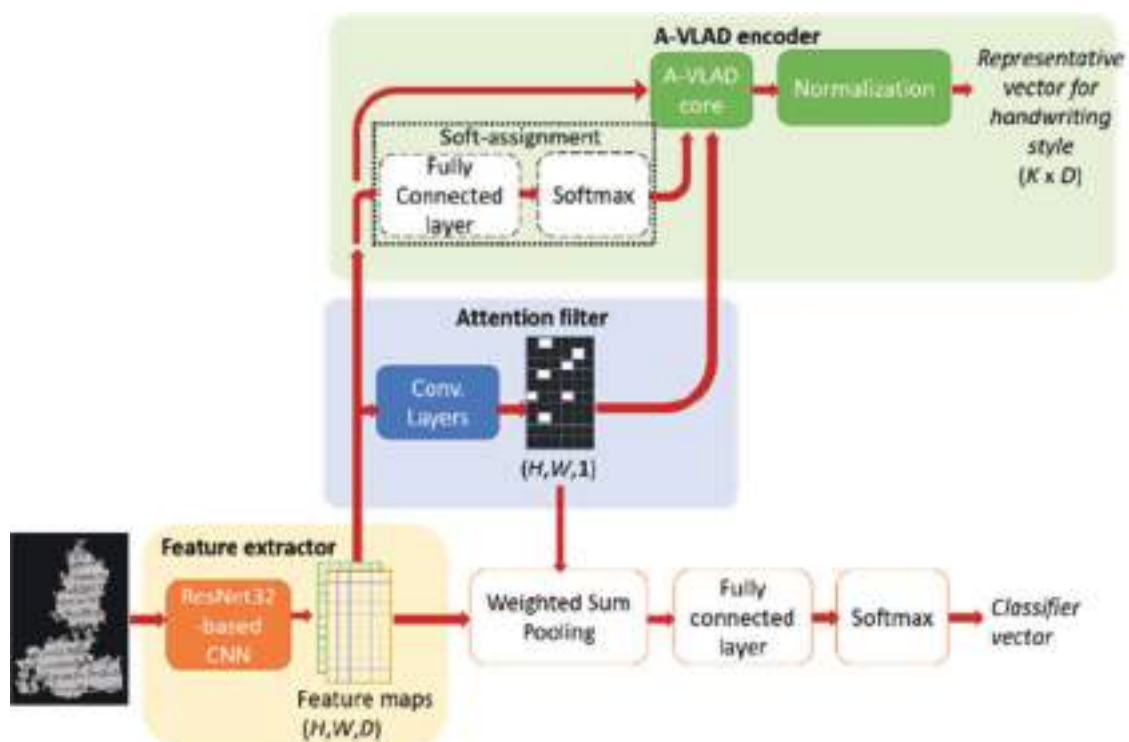


図5-1. A-VLADのネットワーク構造。

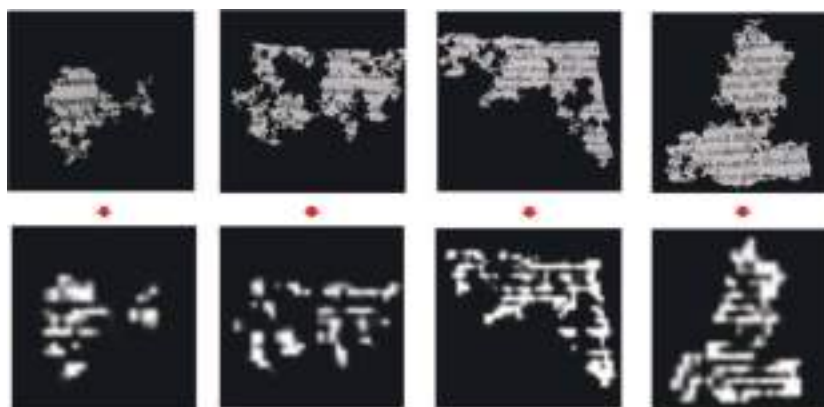


図5-2. 入力画像と注意フィルター。

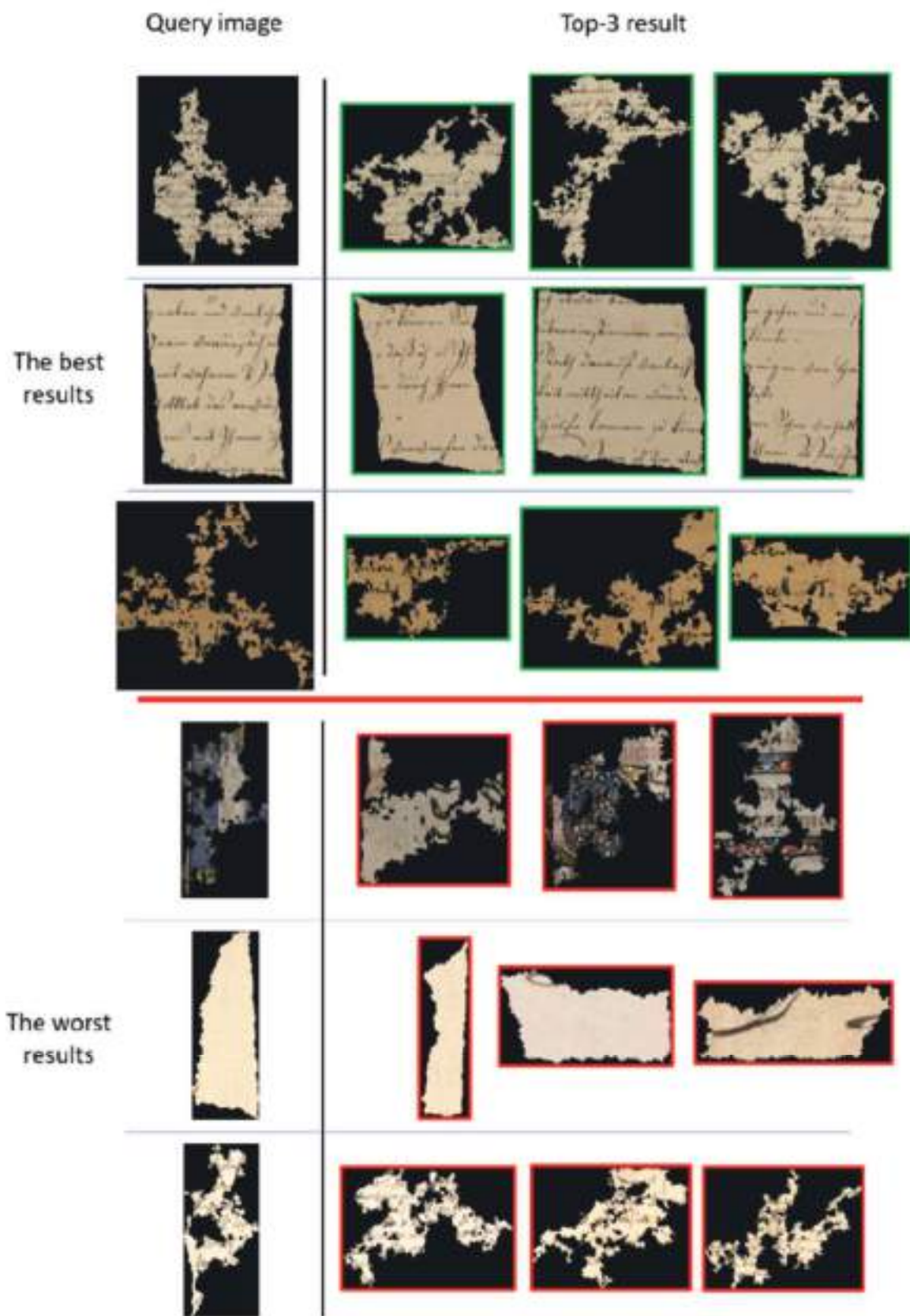


図5-3. HisFragIR20 テストセットにおける最良結果と最悪結果.

(6) 手書き文字画像からの筆記過程の復元 [11]

オフライン手書きの日本語漢字画像から動的なオンライン手書き軌跡を復元するための深層ニューラルネットワークを提案した。日本語の漢字は複数のストロークで構成されているため、これは難しい作業である。提案するモデルは、畳み込みニューラルネットワークのエンコーダ、注意層を備えた長短期記憶ネットワークのデコーダ、および、ガウス混合モデル (GMM) の3つの主要コンポーネントからなる。エンコーダは特徴抽出に焦点を合わせ、デコーダは抽出された特徴を参照し、GMMパラメータの時系列を生成する。注意層は軌跡回復の重要な要素である。GMMは提案されたモデルが学習したサンプルに過剰適合しないように、スタイルのバリエーションに堅牢性を提供する。提案手法を視覚的検証と手書き文字認識の両方によって評価した。オフラインの手書き認識精度を向上させるために復元されたオンラインの軌跡を使用する最初の試みである。視覚的検証によりいくつかの問題が明らかになったが、認識実験では復元された軌跡のオンライン認識を組み合わせることによって、手書き文字認識の精度が向上することを確認できた。



図6-1. 注意層のあるなしに関わらず正しく復元できた例.

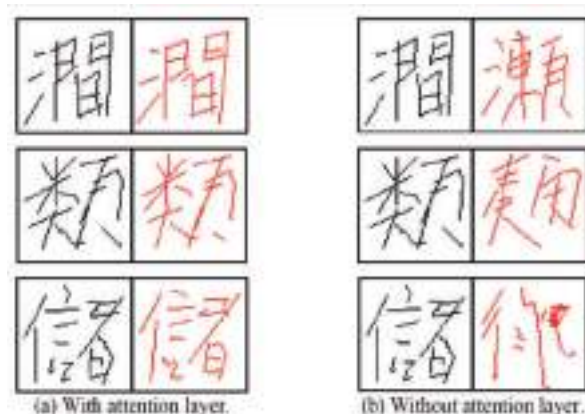


図6-2. 注意層を用いることで成功した例.

(7) 同一木簡からの木簡片の特定 [9, 16]

本研究では、Siamese ニューラルネットワークを用いて、様々なサイズの木簡破片をマッチングする方式を提案した。この Siamese ネットワークは、大域平均プーリングと最適化された Resnet エンコーダ (GA-S-net) で構成される。また、大域平均プーリングを空間 Pyramid プーリング層に置き換えて、新しい Dense Absolute Difference 層 (SP-S-net) を追加し、より精度が高いネットワークも検討した。これらのネットワークで2つの破片が同じ木簡からかどうかを判断する実験のために、日本の奈良時代に使用された平城京遺跡から発掘された268個の完全な木簡から37,760破片のサンプルを生成した。テストデータセットでの両方のネットワークの結果は、ROC (Receiver Operating Characteristic) 曲線の AUC (Area Under the Curve) で約90%とほぼ等しい。ただし、大きな破片に対する AUC では SP-S-net の方が97.1%と、GA-S-net の93.8%より優れている。

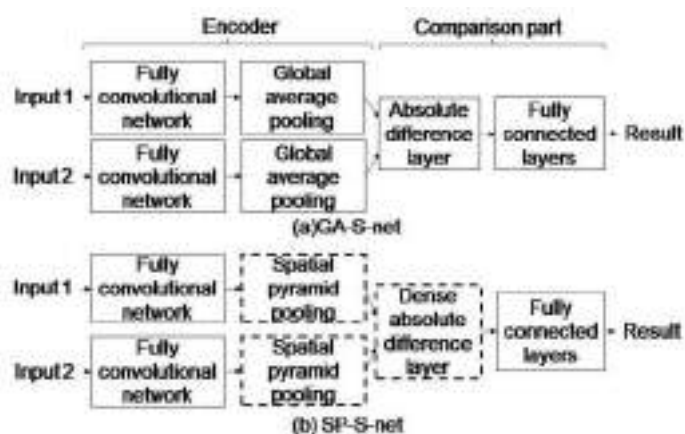


図 7 - 1. GA-S-net (a) と SP-S-net (b).

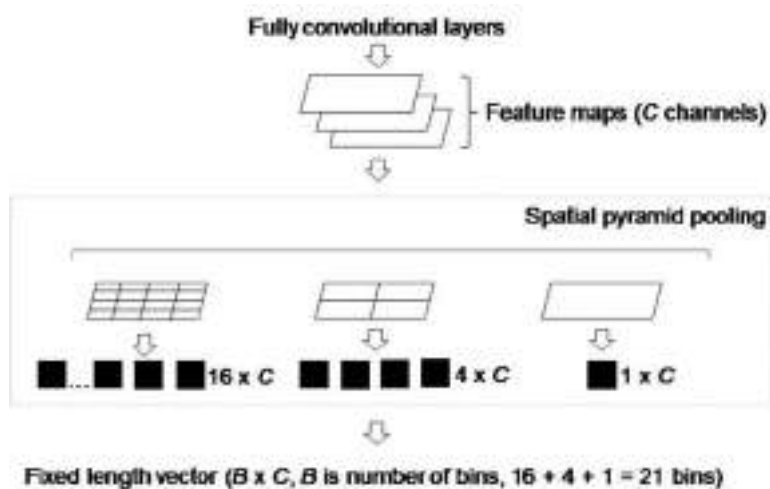


図 7 - 2. 空間 Pyramid プーリング層.

引き続き、注意層を用いたニューラルネットワークA-VLADによって、2つの様々なサイズ木簡破片が同じタブレットからのものであるかどうかを判定する方式を提案した。本手法は、二値化またはセグメンテーションなどの前処理段階を必要としない。畳み込みニューラルネットワーク (CNN) を使用した特徴抽出器、キーポイントを選択するための注意層、そして、抽出されたキーポイントを集約することによって代表ベクトルを形成する一般化された深部神経VLADモデルの3つの部分から構成される。ネットワーク全体は、交差エントロピー損失関数とTriplet 損失関数の組合せによってエンドツーエンドで学習される。実験のために、日本の奈良時代に使用された平城京遺跡から発掘された556個の完全な木簡を分解し、13,205破片のサンプルを生成した。A-VLADモデルは、木簡データセットの最先端の方法よりも75.5%のMAPと87.9%の第一位候補正解率を達成した。考古学者が木簡の断片を元の木簡に組み立てるのをサポートできる可能性がある。

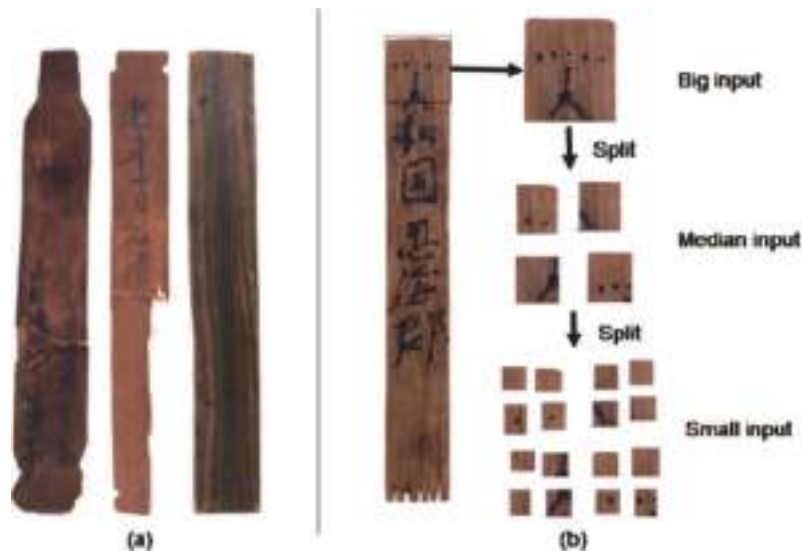


図7-3. 元の木簡 (a) と準備したサンプル (b).

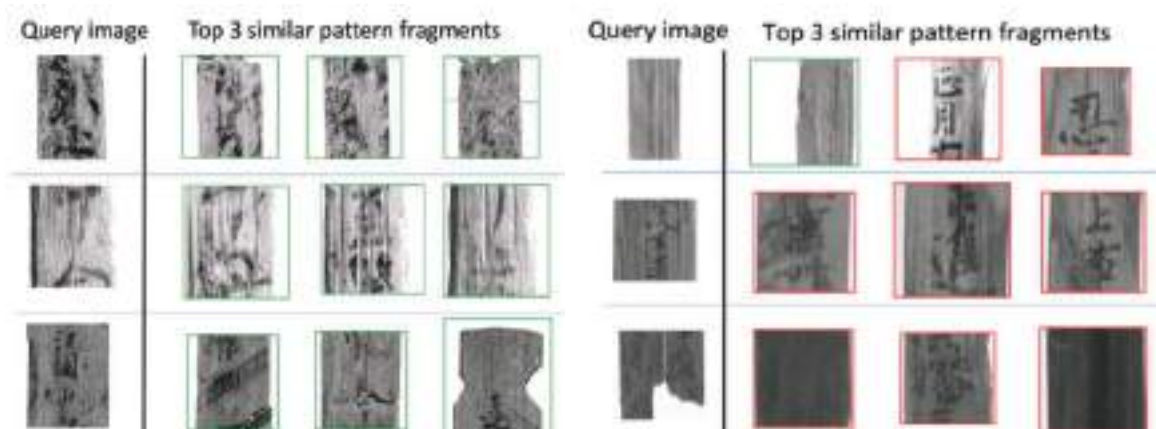


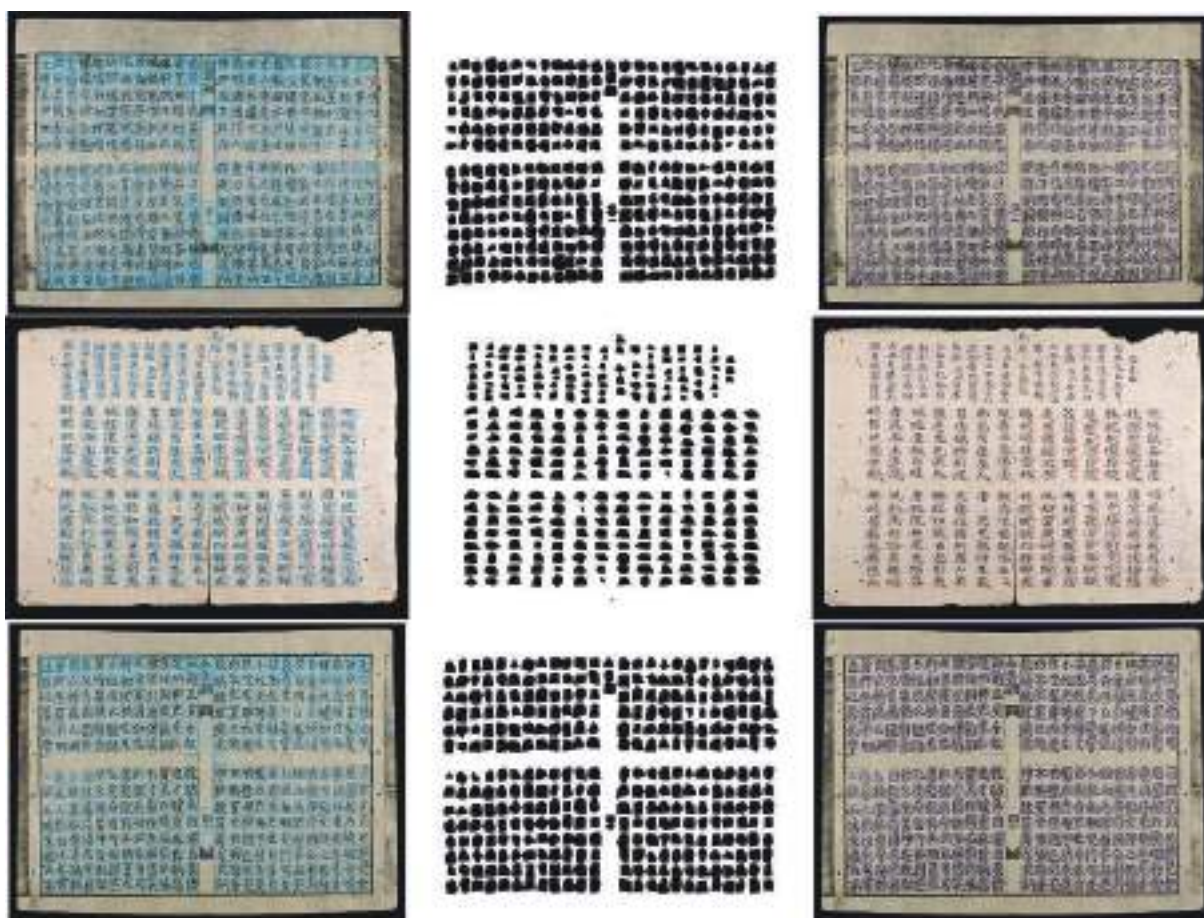
図7-4. テストセットに対する成功例と失敗例.

(8) ベトナム古文字文書の認識 [3]

ノムは、現代のアルファベットによる文字が使われるまで、千年にわたり使われたベトナムの古文字であり、それで記述された多くの書籍が残っている。しかし、書籍の経年的劣化とそれを読める人の減少により、ノム書籍の電子化が喫緊の課題である。本論文は、ノム文書を電子化するための畳み込みニューラルネットワークによるセグメンテーションと文字認識の方法を提示している。ノムのページを前処理し、文字に分割し、文字認識する。U-Netを用いてセグメンテーションマップを作製し、そこから文字を抽出する。そして、大分類と詳細分類を用いた文字認識を行う。そして、CTCによる言語モデルを用いて文章としてもっともらしい文字列を確定する。射影とボロノイ図によるセグメンテーションが81.23%のIoUであったことに対して、本方式は92.08%のIoUを達成し、文字認識においても、修正二次識別関数と学習ベクトル量子化を用いた従来手法の認識率を飛躍的に更新して、85.07%の認識率を達成した。大分類と詳細分類による二段階の認識、ごま塩ノイズを含めた学習パターンによる学習、アテンション層の採用が認識率の向上に貢献した。



図8-1. ノム文書の例.



射影とボロノイ図による分割 本方式による分割 文字領域の抽出

図8-2. ノム文書のセグメンテーション.

(9) 人工パターンによるオフライン手書き日本語認識モデルの学習 [5]

本研究では、オフライン手書き日本語テキスト認識のため、深層畳み込み再帰ネットワークモデル (DCRN) を提案した。DCRNモデルでは、1) CNNによって入力画像から特徴の列を抽出する畳み込み特徴抽出器；2) BLSTMによって特徴の列から候補文字と確率の組の列を予測する再帰層；3) CTCによって候補文字と確率の組の列を文字列に変換する転写層、の3つの部分で構成される。本モデルの学習には大量の学習データが必要であるため、コーパスの文章と文字データセットから合成データ生成方法を提案した。実験では、DCRNモデルと合成データ生成方法の有効性を評価した。実験の結果は、DCRNモデルがTUAT Kondateデータセットの最先端の認識精度より高い精度を達成し、生成したデータなしで96.35%に対して、生成したデータありで98.05%の文字レベルの認識精度を達成した。

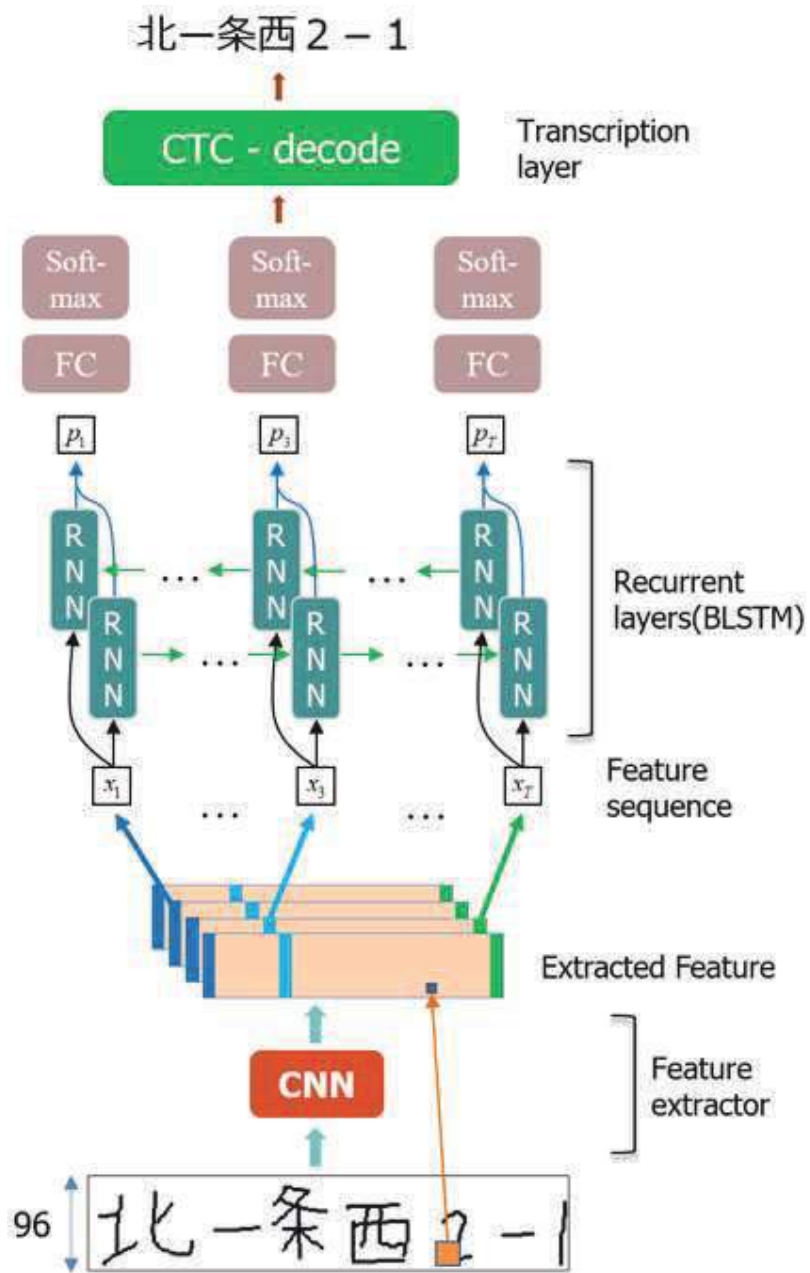


図9-1. DCRN モデルのネットワーク構造.

(kentaroy@hands.ei.tuat.ac.jp)

(kentaroy@hands.ei.tuat.ac.jp)

しばらくこのまま直進して、旧甲州街道にぶついたら左折してくれ。

しばらくこのまま直進して、旧甲州街道にぶついたら左折してくれ。

今、携帯電話を買った、その場で現金千円がキャッシュバック。

今、携帯電話を買った、その場で現金千円がキャッシュバック。

拝啓 春暁の候貴社益々ご隆昌のこととお喜び申し上げます

拝啓春暁の候貴社益々ご隆昌のこととお喜び申し上げます

〒532-0033 大阪市淀川区新高3丁目9番14号

〒532-0033大阪市淀川区新高3丁目9番14号

(a) 正しく認識された例.

してお皿に並べる。塩とオリーブオイルをかける。

してお皿に並べる。塩とオリーブオイルをかける。→してお皿に並べる。塩とオリーブオイルをかける。

図1 バイグラムの確率有限オートマンによる表現

図1 バイグラムの確率有限オートマンによる表現 → 図1 バイグラムの確率有限オートマンによる表現

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区

〒802-0003福岡県北九州市小倉北区 → 〒802-0003福岡県北九州市小倉北区

4/12(水) 14:00に成田第1ターミナル出口Aにて

4/12(月)14:00に成田第1ターミナル出口Aにて → 4/12(月)14:00に成田第1ターミナル出口Aにて

自宅は府中市にあるので毎朝自転車通学です。

自宅は府中市にあるので毎朝自転車通学です。→自宅は府中市にあるので毎朝自転車通学です。

(b) 誤認識例 (赤字が誤認識箇所).

図9-2. 正認識例と誤認識例.

(10) 意味的セグメンテーションによる手書き日本語文章認識 [10]

近年、畳み込みニューラルネットワークと再帰ニューラルネットワークを利用した事前のセグメンテーションをしない手書き文字列認識が注目を集めている。あるデータには良い結果を示しているが、課題も残っている。余程たくさんの学習パターンを与えない限り、文字間隔の違いや文字線の幅、字形などの手書きスタイルの違いや、文字の傾き、行のうねりなどに頑健でない。本論文では、従来の課題を克服したセグメンテーションに基づく日本語手書き文字列認識を提案する。本手法は、文字列を高い精度で文字に分割できる意味的セグメンテーションのモデルを採用している。意味的セグメンテーションモデルは、U-Net のエンコーダ・デコーダモデルに従い、その他の手法も併用している。U-Net より深い ResNet101 を使い、Atrous 畳み込みと空間ピラミッドプーリングを採用し、引き続いて CNN で文字画像を認識する。そして、結果の文字候補列を言語文脈で最適な文字列に確定する。提案する方法は、セグメンテーションの IoU を Atrous 畳み込みと空間ピラミッドプーリングをしない場合の 89.32% から 94.96% に高めた。セグメンテーションなしの手法が手書きスタイルの違いに極めて鋭敏であるのに対して本手法は頑健である。下図は、文字間隔や線幅、字形の変化に頑健であることを示している。



図 10-1. 本手法によるセグメンテーション例.

(1 1) 2次元自己アテンションCNNによる手書き認識 [13]

オフライン手書き文字列認識は、様々な背景、ノイズ、多様な筆記スタイル、文字間の接触などの問題が今も挑戦的である。本研究では、手書きテキスト行を認識するための、2D 自己注意による畳込み再帰ネットワーク (2D-SACRN) のモデルを提案した。2D-SACRN モデルは、1) 入力画像から特徴の列を抽出する 2D 自己注意による畳込み特徴抽出器、2) 特徴の列から候補文字と確率の組の列に変換するエンコーダ、3) 候補文字と確率の組の列から文字列に変換する CTC デコーダ、の 3 つの部分で構成される。このモデルでは、入力画像での遠い依存関係を取得するため、特徴抽出器に 2D 自己注意メカニズムを導入した。実験では、IAM (英語)、Rimes (フランス語)、および、TUAT_Kondate (日本語) の 3 つのデータセットで 2D-SACRN モデルを評価した。実験結果は、提案された 2D-SACRN モデルがすべてのデータセットの最先端のモデルより精度が高いことを示した。

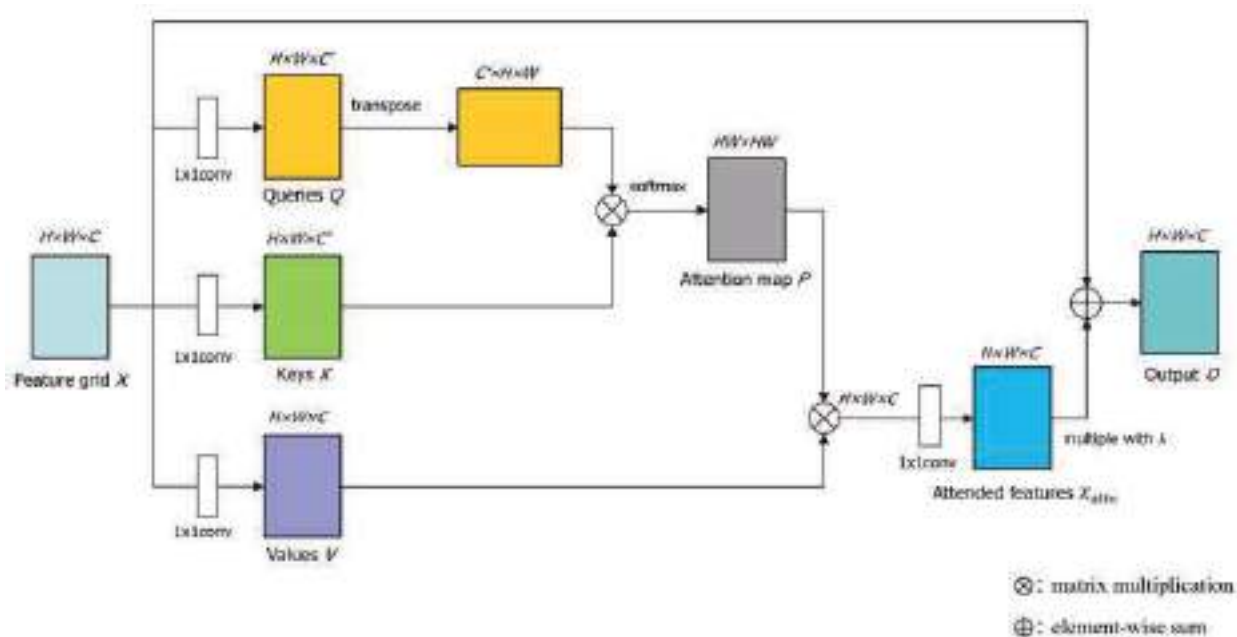


図 1 1 - 1. 2次元自己アテンションCNNの構造.

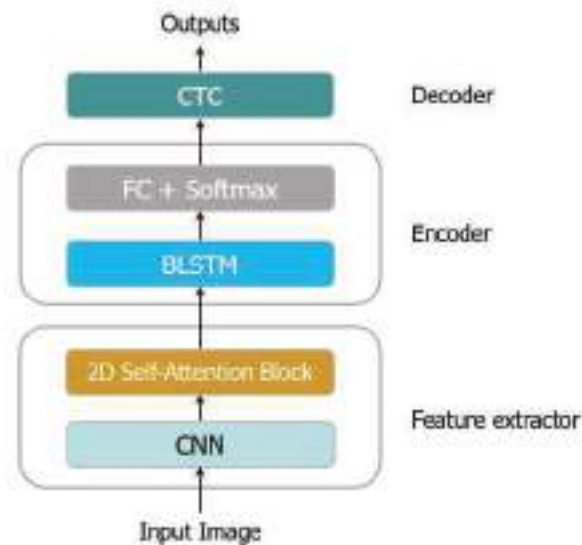


図 1 1 - 2 . 2D-SACRN のネットワーク構造.

(1 2) 再帰ニューラルネットワークによるオンライン手書き日本語認識 [6]

本研究では、再帰ニューラルネットワーク (RNN) によって、オンライン手書き日本語の文字とテキスト行を認識を試みた。RNNを使用したオンライン中国語手書き認識に関するいくつかの成功した研究があるが、漢字や仮名などの様々な文字種のために、日本語の高精度を達成することは困難である。さらに、RNNの学習には文字クラスごとに多数のサンプルが必要である。したがって、元のサンプルに5つの異なる変換操作を適用して、いろいろな変形を伴う人工パターンを生成する。オンライン手書き日本語テキストには、Kondateデータセットを使用する、日本語の文字セット全体を網羅しているわけではない。そこで、コーパスの文とNakayosiおよびKuchibueデータセットの孤立した文字パターンを使用して、テキスト行を生成する。さらに、手書き文字パターンは異なる解像度の様々なデバイスで収集されたものを利用しているため、いくつかの前処理プロセスを適用し、認識に有用な特徴を抽出する。認識モデルでは、単独文字認識と手書きテキスト認識に、さまざまな双方向長短期記憶ネットワーク (BLSTMネットワーク) を実装した。単独文字認識のための最良モデルは、Nakayosiで97.91%、Kuchibueで97.74%の精度を達成した。手書きテキスト認識の最良モデルは、Kondateで86.31%、生成されたテキスト行で83.15%の文字認識率を達成した。

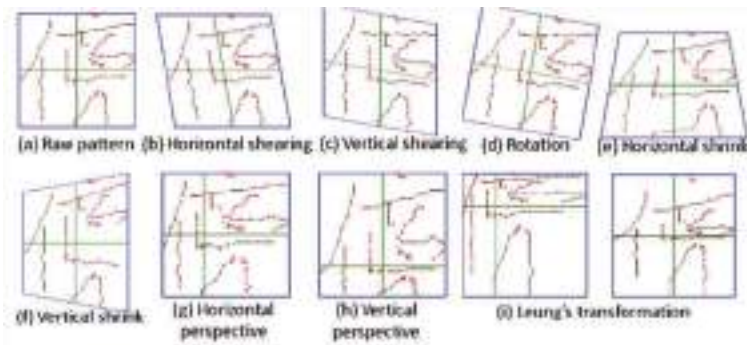


図 1 2 - 1. 変換操作 5 種類とそれらを合わせた変換.



図 1 2 - 2. 生成された手書きテキスト例.

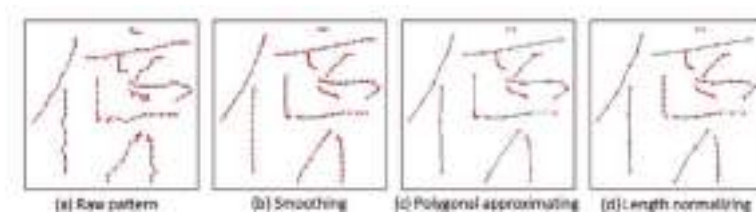


図 1 2 - 3. 前処理の結果.

(1 3) 再帰ニューラルネットワークによる日本語・中国語手書き認識 [14]

本研究では、日本語と中国語のオフライン手書きテキスト行画像を認識するための再帰型ニューラルネットワーク変換器 (RNN-Transducer) モデルを提案した。オフライン手書きテキスト認識に RNN-Transducer モデルを採用した最初のアプローチである。本モデルは 3 つの主要な部分からなる。視覚的特徴エンコーダは、CNN によって入力画像から視覚的特徴を抽出し、BLSTM によって視覚的特徴をエンコードする。言語文脈エンコーダは、埋め込みレイヤーと LSTM によって入力画像からの言語特徴をエンコードする。ジョイントデコーダは完全に接続された層とソフトマックス層によって、視覚的特徴と言語的特徴を組み合わせる最終的なラベルシーケンスにデコードする。提案されたモデルは、入力画像からの視覚的情報と言語的情報の両方を利用する。実験では、Kuzushiji データセットと SCUT-EP T データセットでモデルを評価した。実験結果は提案モデルが最先端のパフォーマンスを達成することを示す。

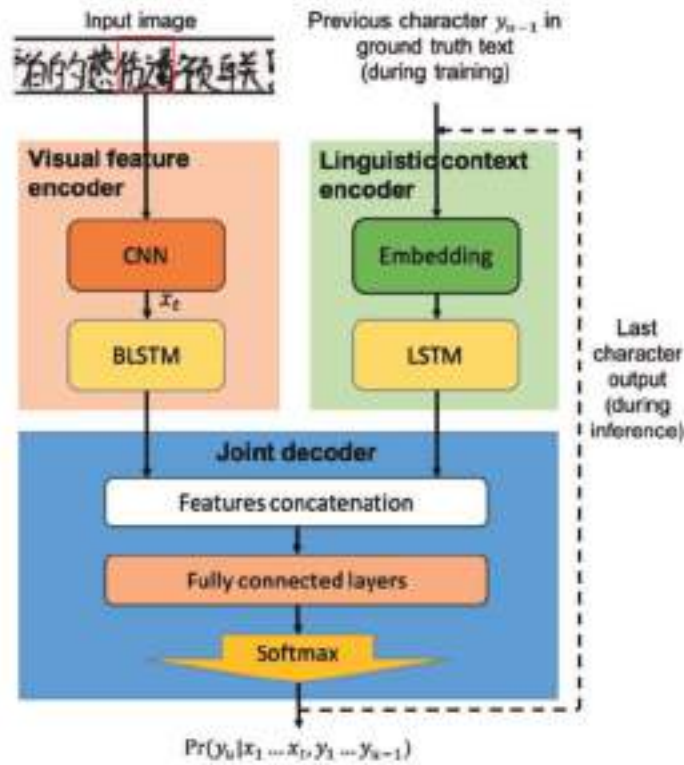


図1 3 - 1. RNN-Transducerのアーキテクチャ.

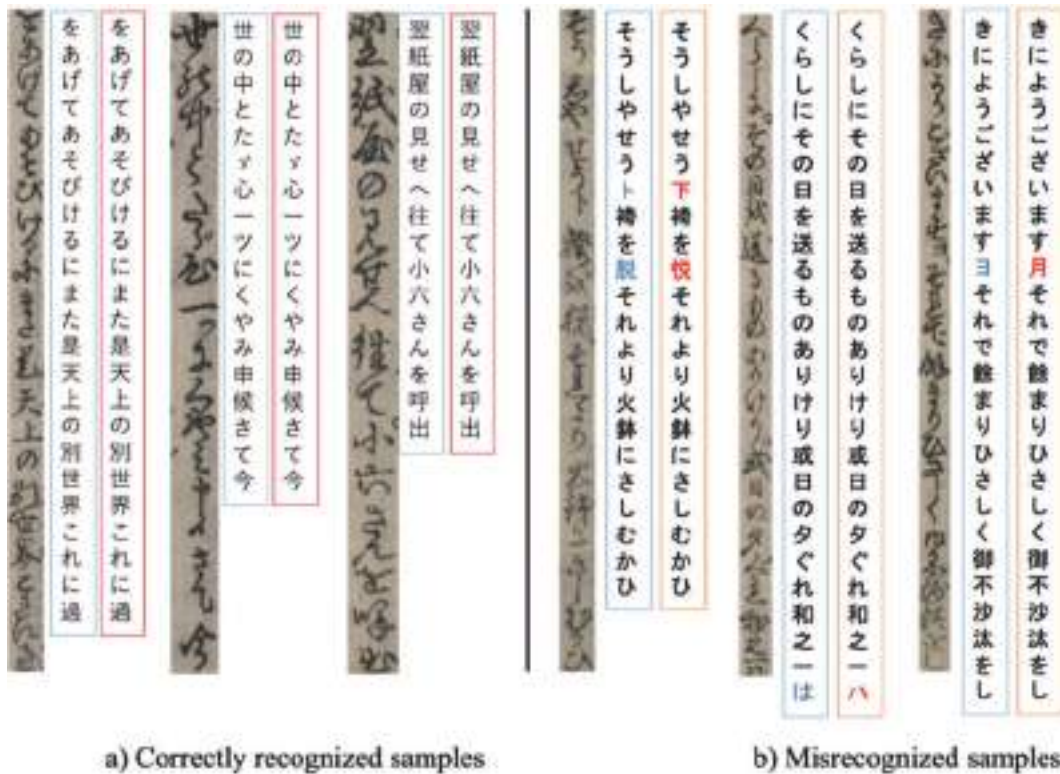


図1 3 - 2. Kuzushijiデータセットにおける正認識例と誤認識例（赤字が誤認識）.

最高峰，让后人景仰。
最高峰，让后人景仰。
的忧愁、 繁 闷之情。
的忧愁、繁闷之情。
的忧愁、繁闷之情。
与其文化底蕴和 文化发展 有关
与其文化底蕴和文化发展有关
与其文化底蕴和文化发展有关
材料中肇事者那位颇有影响的朋友以及法医没有
材料中肇事者那位颇有影响的朋友 没有
材料中肇事者那位颇有影响的朋友 没有
缺而不 君子博学而日参省乎己
君子博学而日参省乎己
君子博学而日参省乎己

a) Correctly recognized samples

架子，这时，再谈法治建立，就无异于痴人说梦了。但
架子，这时，再说法治建立，就无异于痴人说梦啦！但
架子，这时，再谈法治建立，就无异于痴人说梦了。但
的热情。③对工人阶级的了解，《资本论》使他的视野更开阔。
的热情。③对工人阶级的了解，资本论使他的视野更开阔。
的热情。③对工人阶级的了解，《资本论》使他的视野更开阔。
③读书严谨，务求创新，对马克思主义不成其为死读书，而是灵活掌握。
③读书严谨，务求创新，对马克思主义不成其为死读书，而是灵活掌握。
③读书严谨，务求创新，对马克思主义不成其为死读书，而灵活掌握。
该标识由数字和字母组成，中国的印章和英文中国
该标识由数字和字母组成，“中国”的印章和英文中国
该标识由数字“和”字母组成，“中国”的印章和英文中国

b) Misrecognized samples

图 1 3 - 3. SCUT-EPT データセットに対する正認識例と誤認識例（赤字が誤認識）。

発表文献

(1) 査読付き論文誌論文

- [1] Réjean Plamondon, Giuseppe Pirlo, Éric Anquetil, Céline Rémi, Hans-Leo Teulings, Masaki Nakagawa: “Personal Digital Bodyguards for e-Security, e-Learning and e-Health: A Prospective Survey,” *Pattern Recognition*, Vol. 81, pp. 633-659 (2018.9).
- [2] Nam Tuan Ly, Kha Cong Nguyen, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: “Recognition of Anomalously Deformed Kana Sequences in Japanese Historical Documents,” *IEICE Trans. on Inf. & Syst.*, Vol.E102-D, No.8, pp.1554-1564 (2019.8).
- [3] Kha Cong Nguyen, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: Nom document digitalization by deep convolution neural networks, *Pattern Recognition Letters*, Vol. 133, pp.8-16 (2020.5).
- [4] Nam Tuan Ly, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: An attention-based row-column encoder-decoder model for text recognition in Japanese historical documents, *Pattern Recognition Letters*, Vol. 136, pp.134-141 (2020.8).

(2) 査読のある国際会議

- [5] Nam Tuan Ly, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: “Training an End-to-End Model for Offline Handwritten Japanese Text Recognition by Generated Synthetic Patterns,” *International Conference on Frontiers in Handwriting Recognition*, Buffalo, USA, pp.74-79 (2018.8).
- [6] Hung Tuan Nguyen, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: “Online Japanese Handwriting Recognizers using Recurrent Neural Networks,” *International Conference on Frontiers in Handwriting Recognition*, Buffalo, USA, pp.345-440 (2018.8).
- [7] Kha Cong Nguyen, Seiji Hotta and Masaki Nakagawa: “A Character Attention Generative Adversarial Network for Degraded Historical Document Restoration,” *Proc. of ICDAR 2019*, Sydney, Australia, pp.420-425 (2019.9).
- [8] Nam Tuan Ly, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: “An attention-based end-to-end model for multiple text lines recognition in Japanese Historical Documents,” *Proc. of ICDAR 2019*, Sydney, Australia, pp.629-634 (2019.9).
- [9] Trung Tan Ngo, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: A Siamese Network based

- approach for matching various sizes of excavated wooden fragments, Proc. International Conference on Frontiers in Handwriting Recognition, (ICFHR), Dortmund, Germany, pp.307-312, (2020.9).
- [10] Kha Cong Nguyen, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: A Semantic Segmentation-based Method for Handwritten Japanese Text Recognition, Proc. International Conference on Frontiers in Handwriting Recognition, (ICFHR), Dortmund, Germany, pp.127-132, (2020.9).
- [11] Hung Tuan Nguyen, Tsubasa Nakamura, Cuong Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: Online trajectory recovery from offline handwritten Japanese kanji characters, Proc. International Conference on Pattern Recognition, (ICPR), Milan, Italia, pp. 8320-8327 (2021.1).
- [12] Trung Tan Ngo, Hung Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: A-VLAD: An End-to-End Attention-based Neural Network for Writer Identification in Historical Documents, Proc. 16th International Conference on Document Analysis and Recognition, Lausanne, Switzerland, pp.396-409 (2021.9).
- [13] Nam Tuan Ly, Hung Tuan Nguyen and Masaki Nakagawa: 2D Self-Attention Convolutional Recurrent Network for Offline Handwritten Text Recognition, Proc. 16th International Conference on Document Analysis and Recognition, Lausanne, Switzerland, pp.191-204 (2021.9).
- [14] Trung Tan Ngo, Hung Tuan Nguyen, Nam Tuan Ly and Masaki Nakagawa: Recurrent neural network transducer for Japanese and Chinese offline handwritten text recognition, Proc. 1st Workshop on Document Images and Language, Lausanne, Switzerland, pp.364-376 (2021.9).
- (3) 査読のないシンポジウム・研究会論文
- [15] Hung Tuan Nguyen, Cuong Tuan Nguyen, Masaki Nakagawa, Asanobu Kitamoto : Text Segmentation for Japanese Historical Documents using Fully Convolutional Neural Network, じんもんこん 2019 論文集, Vol. 2019, pp. 253-260 (2019.12).
- [16] Trung Tan Ngo, Hung Tuan Nguyen, Masaki Nakagawa: Neural Network-based Local Feature Descriptors for Matching Excavated Mokkan Fragments of Various Sizes, to appear in PRMU (2021.12).

III
資料編



図3 平城宮跡発掘調査地点図（2019年12月現在。数字は調査回数。*は本文で取り上げた主要地点）

平城京編年史料集成(稿)

渡辺晃宏 編

例 言

一、本資料集は、平城京について考えるための素材、及び平城京の住人名の典拠となる史料を、『続日本紀』・正倉院文書を主体とする諸史料から蒐集し、年代順に排列したものである。但し、個々の寺院に関する史料は、原則として割愛した。採録した史料の主要なものとその底本は次の通りである。

続日本紀……新日本古典文学大系(岩波書店)

長屋王家木簡……奈良(国立)文化財研究所『平城京木簡』・『平城宮発掘調査出土木簡概報』

二条大路木簡……奈良(国立)文化財研究所『平城京木簡』・『平城宮発掘調査出土木簡概報』

平城宮・京跡出土木簡……奈良(国立)文化財研究所『平城宮木簡』・『平城宮発掘調査出土木簡概報』

正倉院文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、宮内庁正倉院事務所ホームページ「正倉院宝物検索一文書検索」

正倉院丹裏古文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、宮内庁蔵版・正倉院事務所編『正倉院宝物』北倉Ⅱ(毎日新聞社)

天平年間写経生日記……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』

東大寺献物帳……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、宮内庁正倉院事務所ホームページ「正倉院宝物検索一文書検索」

法隆寺献物帳……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、国立文化財機構ホームページ「e国宝」

東大寺文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年

東南院文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ東大寺文書
 薬師院文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、『平安遺文』、早稲田大学ホームページ
 「古典籍総合データベース」
 唐招提寺文書……奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』
 唐招提寺旧蔵田券写……奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』、『平安遺文』
 東寺文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、上島有編『東寺文書聚英』（同朋社出版）
 随心院文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年、西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』
 （東京堂出版）
 中村文書……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年
 九条家本延喜式紙背文書……東京国立博物館古典籍叢刊編集委員会『九条家本延喜式』（思文閣出版）
 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年
 大安寺伽藍縁起并流記資財帳……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年
 京北班田図……東京大学史料編纂所『荘園絵図聚影』、石上英一『古代荘園史料の基礎的研究』（塙
 書房）
 京都国立博物館蔵大般若波羅蜜多經……奈良国立博物館『奈良朝写経』（東京美術）、田中塊堂『日
 本古写経現存目録』（思文閣）
 談山神社所蔵大般若波羅蜜多經……奈良国立博物館『奈良朝写経』（東京美術）、田中塊堂『日本古
 写経現存目録』（思文閣）
 灌頂梵天神策経……『寧楽遺文』、田中塊堂『日本古写経現存目録』（思文閣）
 大唐内典録……奈良国立博物館『奈良朝写経』（東京美術）、東京大学史料編纂所『大日本古文書』
 編年、田中塊堂『日本古写経現存目録』（思文閣）
 太朝臣安萬侶墓誌銘……奈良国立文化財研究所『日本古代の墓誌』
 小治田朝臣安萬侶墓誌銘……奈良国立文化財研究所『日本古代の墓誌』
 日本靈異記……日本古典文学大系（岩波書店）

全体として採録の基準については編者の主観による部分が大きく、また掲載すべくして逸した史料も
 多いことと思うが、ご寛恕いただきたい。

- 一、史料は項目ごとに網文を立て、網文には一から五六二までの通し番号を付した。従って、同一日付の網文が複数存在する場合や、同一史料を複数の網文に掲げた場合もある。同一網文に関連する史料は a、b、c……の枝番号を付して、一括して掲げた。ほとんど同文の場合などは、主要な史料を掲げるにとどめた。なお、網文はできるだけ平易な表現を用いるように努めた。
- 一、史料は原文のまま掲げ、適宜返り点を付した。直接当該網文に関連しない部分については、適宜省略し、（前略）、（中略）、（以下略）などとした。
- 一、文書類のうち、写真が公開されている史料については、極力写真と対校して現行の釈文を検討するように努め、必要に応じて適宜釈読を改めた場合がある。
- 一、平城京やその住人に関わる語句は適宜ゴシックで表示した。また、索引を作成して網文番号（枝番号がある場合は枝番号も）で示した。
- 一、編集にあたっては、先行研究として奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点（代表 舘野和己氏）編『平城京史料集成（一）』（奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報告集 Vol.3、2005 年）、同『平城京史料集成（二）』（同 Vol.10、2007 年）を随時参照させていただいた。末尾ながら、記して深甚の謝意を表する。

文武天皇四年（七〇〇）

- 一 三月十日 道昭が死去する。平城京右京の禪院は、道昭が藤原京に建てた禪院を弟子たちが移建したものである。

〔続日本紀〕文武天皇四年三月己未（十日）条

道照和尚物化。天皇甚悼惜之。遣使弔賻之。和尚河内国丹比郡人也。俗姓船連。（中略）後遷都平城也、和尚弟及弟子等奏聞、徙建禪院於新京。今平城右京禪院是也。此院多有經論。書迹楷好、並不錯誤。皆和上之所将来者也。

慶雲五年 和銅元年（七〇八） 一月十一日改元

- 二 二月十五日 元明天皇が、四神の守りが図にかない、三山が鎮めをなす平城の地への遷都を宣言する。

〔続日本紀〕和銅元年二月戊寅（十五日）条

詔曰、朕祗奉上天、君臨宇内。以菲薄之徳、処紫宮之尊。常以爲、作之者勞、居之者逸。遷都之事、必未遑也。而王公大臣咸言、往古已降。至于近代、揆日瞻星、起宮室之基。卜世相土、建帝皇之邑。定鼎之基永固、無窮之業斯在。衆議難忍、詞情深切。然則京師者、百官之府、四海所歸。唯朕一人、豈独逸予、苟利於物、其可遠乎。昔殷王五遷、受中興之号。周后三定、致太平之称。安以遷其久安宅。今平城之地、四禽叶図、三山作鎮、龜筮並從。宜建都邑。宜其營構資、須隨事奏。亦待秋收後、令造路橋。子来之義、勿致勞擾。制度之宜、令後不加。

- 三 九月三十日 阿倍宿奈麻呂と多治比池守を造平城京司長官に、中臣人足・小野広人・小野馬養を造平城京司次官に任じる。坂上忍熊を大匠に、また、判官七人、主典四人を任じる。

〔続日本紀〕和銅元年九月戊子（三十日）条

以正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂・從四位下多治比真人池守、爲造平城京司長官。從五位下中臣朝臣人足・小野朝臣広人・小野朝臣馬養等、爲次官。從五位下坂上忌寸忍熊爲大匠。判官七人、主典四人。

和銅二年（七〇九）

- 四 九月二日 元明天皇が、新京造営の地を巡回し、同地の人々を慰撫する。

〔続日本紀〕和銅二年九月乙卯（二日）条

（前略）是日、車駕巡撫新京百姓焉。

五 十月十一日 造平城京司に対し、京の造営に伴って古墳を破壊するようなことがあれば、手厚く祀るべきことを指示する。

〔続日本紀〕和銅二年十月癸巳（十一日）条

勅造平城京司。若彼墳隴、見発掘者、隨即埋斂、勿使露棄。普加祭酹、以慰幽魂。

和銅三年（七一〇）

六 四月二十三日 多治比水守を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕和銅三年四月癸卯（二十三日）条

以従三位長屋王為式部卿。（中略）従四位下多治比真人水守為右京大夫。（以下略）

七 七月七日 平城京内の人々に対し、戸ごとに穀一斛を支給する。

〔続日本紀〕和銅三年七月丙辰（七日）条

左大臣舍人正八位下牟佐村主相摸瓜。文武百官因奏賀辞。賜祿祿有差。京裏百姓、戸給穀一斛。相摸進位二階、賜繩一十疋・布廿端。

八 和銅三年 平城遷都に際し、新田部親王が右京五条二坊九・十・十五・十六坪の地の班給を受ける。

〔続日本紀〕天平宝字七年五月戊申（六日）条

大和上鑑真物化。（中略）又施新田部親王之旧宅以為戒院。今招提寺是也。和上預記終日。至期端坐、怡然遷化。時年七十有七。

※ 唐招提寺は平城京右京五条二坊西北の九・十・十五・十六の四坪に位置するので、新田部親王宅がこの四坪を占めていたのは明らかであろう。新田部親王は七三五年（天平七）に亡くなっており、平城遷都当初からこの地に居住していたとみられる。

九 和銅三年 平城遷都に際し、長屋王が左京三条二坊一・二・七・八坪の地の班給を受け、北宮と称する。

a 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』一、一五六）

（表）雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣広足
右人請因倭舞

（裏）故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂
少允船連豊

220 × 37 × 3 011

※ 平城京左京三条二坊八坪東南隅の南北溝状土坑SD四七五〇出土木簡。同坪は、一・二・七坪とともに、平城遷都時から奈良時代前半を通じて四坪占地の宅地を構成しており、この木簡の出土を最も重要な根拠として、七二九年（神亀六）まで長屋王の宅地であったことが明らかになっている。

長屋王家木簡は、いわゆる伝票木簡を中心に七一六年（靈龜二）後半のものが主体を占めるが、文書木簡について和銅の年紀を有するものが大半で、この木簡も長屋王家木簡のうちでは比較的早い平城遷都直後の和銅年間の木簡である可能性が高い。平城遷都に伴って、この地に宅地の班給を受けたとみられる。

b [長屋王家木簡] 溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』一、四五四）

「封」北宮進上 津税使

300 × 27 × 3 043

※ 北宮は、長屋王発願の大般若経、いわゆる和銅経の奥書や、神龜三年山背国愛宕郡出雲郷計帳にも見え、かつては長屋王の妻吉備内親王の呼称とみられていたが、この木簡の出土によって、長屋王の父高市皇子の香具山宮を継承する宅地の名称とみるべきことが明らかになっている。

一〇 和銅三年 平城遷都に際し、藤原不比等が左京一条二坊十一・十二・十三・十四坪、二条二坊九・十・十五・十六坪の地の班給を受ける。

〔続日本紀〕天平神護二年十月壬寅（二十日）条

奉請隅寺毘沙門像所現舍利於法華寺。簡下点氏々年壯有容貌者。五位已上廿三人。六位已下一百七十七人。捧持種々幡蓋、行列前後。其所着衣服、金銀・朱紫者、恣聽之。詔百官主典已上礼拜。詔曰、（中略）復勅〈久〉、此寺〈方〉朕外祖父先〈乃〉太政大臣藤原大臣之家〈仁〉在。今（以下略）

※ 隅寺の毘沙門像から出現したという仏舍利を法華寺に収め、またこれを祝って道鏡を法王位に就けることを述べる称徳天皇の宣命。その第四段に、此寺すなわち法華寺が、称徳天皇の外祖父太政大臣藤原不比等の家にあたることを述べる。法華寺が藤原不比等宅を改造した寺院であることを示す最も基本的な史料であり、平城遷都に伴い、藤原不比等がこの地に宅地の班給を受けたことがわかる。なお、一条南大路以北の宅地の形状は、平城遷都以前から所在したとみられる東北隅部分の海龍王寺の存在などの影響により、不規則になっている。

一一 和銅三年頃 奈良京（ならのみやこ）から、薬の運搬にあたった駟使丁の逃亡などについて連絡する。

〔平城京跡出土木簡〕右京一条二坊四坪SD三二二〇（『平城京木簡概報』四四—一八下（一四四））

〔自カ〕

（表）□奈良京申 □□□□□□□□合□□□合□

（裏）□平散持仕奉駟使丁逃下是奉上 平散□无□四月十二日

252 × (14) × 6 081

※ 薬（平散）を持ち逃げした駟使丁の逃亡とその調達の善後策などについて、所管官司の新京の部署から旧京の部署へ連絡する木簡。差し出し側で廃棄されたことになる。年紀は記されていないが、平城遷都直後の時期の資料とみられるので、和銅三年にかけておく。

和銅五年（七一二）

一二 二月十九日 京・畿内の高齢者などに、絁・綿・米・塩を支給する。

〔続日本紀〕和銅五年二月戊午（十九日）条

詔、賜_二京畿高年鰥寡憊独者_一、絁・綿・米・塩_一、各有_レ差。高年僧尼亦同施焉。

和銅六年（七一三）

一三 正月四日 左京職が、祥瑞として、稗が粟と一茎となったものを献上する。

〔続日本紀〕和銅六年正月戊辰（四日）条

備前国献白鳩。伯耆国献嘉瓜。左京職献_二稗化為_二禾一茎_一。

一四 六月十九日 暈縹色を染めて献上した右京の人支半于刀らに、位階を授け、物を賜う。

〔続日本紀〕和銅六年六月辛亥（十九日）条

右京人支半于刀、河内国志紀郡人刀母離余叡色奈、並染_二作暈縹色_一而献之。以_レ劳各授_二従八位下_一、并賜_二絁十疋・糸卅絢・布卅端・塩十籠・穀一百斛_一。

和銅七年（七一四）

一五 十二月二十六日 新羅使の平城京への入京にあたり、布勢人・大野東人が騎兵を率いて三椅でこれを迎える。

〔続日本紀〕和銅七年十二月己卯（二十六日）条

新羅使入京。遣_二従六位下布勢朝臣人・正七位上大野朝臣東人_一、率_二騎兵一百七十_一迎_二於三椅_一。

和銅八年 靈龜元年（七一五） 九月二日改元

一六 五月九日 初めて京職に印を配布する。

〔続日本紀〕靈龜元年五月己丑（九日）条

始充_二京職印_一。

一七 六月十七日 資産を蓄えた諸国の人二〇戸を、平城京に移貫する。

〔続日本紀〕和銅八年六月丁卯（十七日）条

諸国人廿戸、移_二附京職_一。由_二殖貨_一也。

一八 八月二十五日 畿外に浮浪した京の人々を、現地の戸籍に付け、課役を徴収することとする。

〔続日本紀〕和銅八年八月甲戌（二十五日）条

京人流_レ宕畿外_レ、則貫_レ當国_レ而從_レ事。

一九 八月二十八日 左京の人、高田久比麻呂が、靈龜を献上する。

〔続日本紀〕和銅八年八月丁丑（二十八日）条

左京人大初位下高田首久比麻呂獻_レ靈龜_レ。長七寸、闊六寸、左眼白、右眼赤。頸著_レ三公_レ、背負_レ七星_レ。前脚並有_レ離卦_レ、後脚並有_レ一爻_レ。腹下赤白兩点、相_レ次八字_レ。

二〇 九月二日 祥瑞の靈龜を得た左京の人高田久比麻呂に位階と物を給う。

〔続日本紀〕靈龜元年九月庚辰（二日）条

受_レ禪、即_レ位于大極殿_レ。詔曰、（中略）粵得_レ左京職所_レ貢瑞龜_レ。（中略）獲_レ瑞人大初位下高田首久比麻呂、賜_レ從六位上并緇廿疋・綿卅屯・布八十端・稻二千束_レ。

二一 十一月十九日 右京職が長屋王宅に草を届ける。

〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城木簡概報』二一、二三上（二一九））

（表）○右京職雇民右二人持草十二尺束 人別六尺束

（裏）○□□□ 靈龜元年十一月十九日 広嶋

306 × (13) × 3 081

※ 日下に署す広嶋は長屋王家の家政機関の職員としても頻出する人物の可能性があり、そうであるならば、草を届けた右京職雇民に対する食料支給の伝票木簡の可能性もある。

靈龜二年（七一六）

二二 五月十六日 元興寺を平城京左京六条四坊に移建する。

〔続日本紀〕靈龜二年五月辛卯（十六日）条

（前略）始徙_レ建元興寺于左京六条四坊_レ。

靈龜三年（七一七） 十一月十七日改元
養老元年

二三 四月六日 伊勢に出立する伊勢斎王久勢女王を、百官が平城京外まで見送る。

〔続日本紀〕養老元年四月乙亥（六日）条

遣_レ久勢女王_レ侍_レ于伊勢太神宮_レ。從_レ官賜_レ祿各有_レ差。是日發入。百官送至_レ京城外_レ而還。

二四 六月一日 三つ子の女兒を産んだ右京の人、素性仁斯に、衣食と乳母を給う。

〔続日本紀〕養老元年六月己巳朔（一日）条

右京職言、素性仁斯一産_レ三女_レ。賜_レ衣糧并乳母一人_レ。

二五 七月二十二日 左右京職の史生をそれぞれ四人増員する。

〔続日本紀〕養老元年七月己未（二十二日）条

加_二左右京職史生各四員_一。

二六 和銅・靈龜年間 陰陽寮や長屋王宅で官人の考選木簡が作成される。

a 〔平城宮跡出土木簡〕SD五七八〇（『平城木簡概報』六、三下(一一)）

(表)少初位下高屋連家麻呂^{年五十}_{右京} 六考日并千九十九^{六年中}

(裏)陰陽寮

291 × 30 × 9 015

b 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』一、四〇〇）

无位二田造美知^{年卅四}_{左京} 「日二百六十三」

304 × 26 × 7 015

c 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』一、四〇一）

従八位上小治田朝臣五百足^{年卅五}_{右京} 「不仕」

300 × 24 × 6 015

d 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』一、四〇二）

无位王難波麻呂^{年卅二}_{右京} 「不仕」

285 × 22 × 11 015

e 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城木簡概報』二一、二八下(二九三)）

无位井戸臣百嶋^{年廿九}_{右京} 上日^{日三百廿六} 夕^{二百六} 「并五百卅二」

269 × 22 × 7 015

f 〔長屋王家木簡〕溝状土坑SD四七五〇（『平城京木簡』二、二六六九）

初位上中臣部千稻[□]_{左京}

091

※ a は出土遺構の年代観から、和銅・靈龜年間頃のものと考えられている。一方、長屋王家の考課木簡には、山背国愛宕郡出雲郷計帳に見える出雲臣安麻呂のものがあり（『平城京木簡』二、二〇八五）、年齢の比較から、七一三年（和銅六）のものであることが明らかになる。したがって、b から f までも同時期の遺物の可能性が考えられる。

養老二年（七一八）

二七 九月二十三日 法興寺（飛鳥寺）を平城京に移建する。

〔続日本紀〕養老二年九月甲寅（二十三日）条
遷_二法興寺於新京_一。

二八 養老二年以前 陰陽寮が所属官人の考文を作成する

〔正倉院文書〕官人考試帳 続々修第一九帙一一卷①(4)裏＋続修二八⑦＋続々修第一九帙一一卷④裏（『大日本古文書』二四、五五二一五五四）

陰陽師

中上

正七位下行陰陽師高金蔵〈年五十八／右京〉

能〈太一 遁甲 天文 六壬式／算術 相地〉 日参佰玖
恪勤匪懈善 占卜効驗多者最

従七位下守陰陽師文忌寸広麻呂〈年五十／右京〉

能〈五行占／相地〉 日貳佰玖拾肆
恪勤匪懈善 占卜効驗多者最

陰陽博士

従六位下行陰陽博士緑兄麻呂〈年卅三／右京〉

能〈周易經及樸莖太一遁甲／六壬式 算術相地〉 日貳佰捌拾玖
恪勤匪懈善 占卜効驗多者最

天文博士

従六位下行天文博士王中文〈年卅五／右京〉

能〈太一 遁甲 天文 六壬式／算術 相地〉 日貳佰柒拾
恪勤匪懈善 占卜効驗多者最

漏刻博士

正七位上行漏刻博士池辺史大嶋〈年五十七／右京〉

能〈匠〉 日参佰拾壹
恪勤匪懈善 訪察精審庶事兼举最

（中間欠）

大初位上守大属守部連豊前〈年卅九／右京〉

恪勤匪懈善 日参佰拾玖
勤於記事稽失无隠最

大初位下守少属大宅岡田臣末足〈年五十一／右京〉

恪勤匪懈善 日貳佰玖拾捌
勤於記事稽失无隠最

□従駕人□□□□之

※ 『大日本古文書』は、天平年中として収録するが、内容から養老二年以前のものであることが明らかになっている（野村忠夫『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年）。

養老三年（七一九）

二九 十月十四日 京・畿内、及び七道諸国の軍団兵士の数を削減する。

〔続日本紀〕養老三年十月戊戌（十四日）条

減_レ定_レ京畿及七道諸国軍団并大小殺兵士等_レ数_レ、有_レ差。但志摩・若狭・淡路三国兵士並停。

養老五年（七二一）

三〇 三月七日 水旱の害により左右兩京と畿内五ヵ国の調と七道諸国の庸を免除する。

〔続日本紀〕養老五年三月癸丑（七日）条

勅日、（中略）朕君_レ臨四海_レ、撫_レ育百姓_レ、思_レ欲家之貯積、人之安樂_レ。何期、頃者旱澇不_レ調、農桑有_レ損。遂使_レ衣食乏短、致_レ有_レ飢寒_レ。言念_レ於茲_レ、良增_レ惻隱_レ。今減_レ課役_レ、用助_レ産業_レ。其**左右兩京及畿内五国**、並免_レ今歲之調_レ。自余七道諸国亦停_レ当年之役_レ。

三一 六月十日 京と諸国に課していた輕税の徴収を停止する。

〔続日本紀〕養老五年六月乙酉（十日）条

太政官奏言。（中略）又**京及諸国**、因_レ官人月俸_レ、收_レ斂輕税_レ。自_レ今以去、皆悉停_レ之。随_レ令給_レ事力_レ、不_レ得_レ遠役_レ他、致_レ使_レ艱辛_レ。若有_レ收課_レ、一月卅錢。（中略）奏可之。

三二 六月二十六日 藤原麻呂を左右京大夫に任じる

〔続日本紀〕養老五年六月辛丑（二十六日）条

辛丑、以正四位下阿倍朝臣広庭為_レ左大弁_レ。（中略）從四位上藤原朝臣麻呂為_レ**左右京大夫**。（以下略）

養老六年（七二二）

三三 八月十四日 少雨で稲が稔らないため、平城京及び諸国の本年分の田租の徴収を免除する。

〔続日本紀〕養老六年八月壬子（十四日）条

詔曰、如_レ聞、今年少雨、禾稻不_レ熟。其**京師及天下諸国**当年田租、並宜_レ免之。

三四 十一月十九日 元明太上天皇の一周忌供養を十二月七日より平城京と畿内の諸寺において行うこととし、經典の書写と仏具の施入を行う。

〔続日本紀〕養老六年十一月丙戌（十九日）条

詔曰、朕精誠弗_レ感、穆_レ罔_レ從。降_レ禍彼蒼_レ、閔_レ凶遘及。太上天皇奄棄_レ普天_レ。（中略）故奉_レ為太上天皇_レ、敬_レ写華嚴經八十卷・大集經六十卷・涅槃經卅卷・大菩薩藏經廿

卷・觀世音經二百卷、造灌頂幡八首・道場幡一千首・着牙漆几卅六・銅鉢器一百六十八・柳箱八十二。即從十二月七日、於京并畿内諸寺、便屈請僧尼二千六百卅八人、設齋供也。

養老七年（七二三）

三五 二月十四日 元正天皇が平城京を巡行し、京戸の戸主に、種粃・布・鍬を給う。

〔続日本紀〕養老七年二月己酉（十四日）条

詔曰、乾坤持施、寿載之徳以深。皇王至公、亭毒之仁斯広。然則居南面者、必代天而闢化、儀北辰者、亦順時以涵育。是以、朕巡京城、遥望郊野、芳春仲月、草木滋榮。東侯始啓、丁壯就隴畝之勉、時雨漸注、蟄蠢有浴灌之悦。何不流寬仁以安黎元、布淳化而濟万物乎。宜給戸頭百姓、種子各二斛・布一常・鍬一口、令農蠶之家永無失業、宦学之徒專忘私。

三六 九月七日 平城京左京の無位紀朝臣の家から、両眼の赤い白亀が献上される。

a 〔続日本紀〕養老七年十月癸卯（十一日）条

左京人无位紀朝臣家献白亀。長一寸半、広一寸、両眼並赤。

※ 養老七年十月乙卯（二十三日）条（三六b）によると、献上された日付には、何らかの誤りがあるとみられる。「七日」を「十一日」と読み誤ったうえ、該当する干支によって、十月癸卯にかけたものか。

b 〔続日本紀〕養老七年十月乙卯（二十三日）条

詔曰、今年九月七日、得左京人紀家所献白亀。仍下所司、勘検凶謀、奏稱、孝經援神契曰、天子孝、則天龍降、地亀出。熊氏瑞応図曰、王者不偏不党、尊用耆老、不失故旧、徳沢流洽、則靈亀出。是知。天地靈貺、国家大瑞。寔謂、以朕不徳。致此顯貺。宜共親王・諸王・公卿・大夫、百寮在位、同慶斯瑞。仍曲赦。出亀郡免今年租調。親王及京官主典已上、左右大舍人・授刀舍人・左右兵衛・東宮舍人、賜禄有差。紀朝臣家授従六位上。絁廿疋、綿卅屯、布八十端、稻二千束。大倭国造大倭忌寸五百疋、絁卅疋、綿一百屯、布廿端。

三七 十二月十五日 七月六日の死去した太安萬侶が埋葬される。

〔太朝臣安萬侶墓誌銘〕

左京四條四坊従四位下勲五等太朝臣安萬侶 以癸亥

年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

※ 『続日本紀』は同年七月庚午（七日）条に死没記事を掲げるが、『続日本紀』編纂の際の誤りとみるべきか。

養老八年
神龜元年 (七二四) 二月四日改元

三八 二月四日 聖武天皇の即位に伴い、大赦を行い、平城京と畿内の調を免除する。
また、官人と平城京内の僧に物を給う。

〔続日本紀〕神龜元年二月甲午（四日）条

受_レ禪即_二位於大極殿_一。大_二赦天下_一。詔曰、（中略）天下兵士減_二今年調半_一。京畿悉免之。（中略）又百官官人及京下僧尼大御手物取賜治賜（久止）詔天皇御命、衆聞食宜。

三九 五月五日 聖武天皇が重閣中門に出御し、騎射を見る。騎射には、官人以下、平城京・畿内・近江国などの装備を整えられる者の参加を認め、兵士以上には禄を給う。

〔続日本紀〕神龜元年五月癸亥（五日）条

天皇御_二重閣中門_一、觀_二獵騎_一。一品已下至_二无位豪富家_一、及左右京・五畿内・近江等国郡司并子弟・兵士、庶民勇健堪_二裝飾_一者、悉令_レ奉_二獵騎事_一。兵士已上普賜_レ禄有_レ差。

四〇 十月一日 僧尼帳の記載に不備がある平城京と諸国の僧尼に公験を發行する。

〔続日本紀〕神龜元年十月丁亥朔（一日）条

治部省奏言、勘_二檢京及諸国僧尼名籍_一、或入道元由、披陳不_レ明。或名存_二綱帳_一、還落_二官籍_一。或形貌・誌・鬢、既不_二相当_一、惣一千一百廿二人。准_二量格式_一、合_レ給_二公験_一、不_レ知_二処分_一。伏聽_二天裁_一。詔報曰、白鳳以来、朱雀以前、年代玄遠。尋問難_レ明。亦所司記注、多有_二粗略_一。一定_二見名_一、仍給_二公験_一。

四一 十一月八日 平城京内の五位以上、及び庶人で余力のある者たちに、瓦葺きの柱と壁を赤白に塗り分けた建物を建てさせる。

〔続日本紀〕神龜元年十一月甲子（八日）条

太政官奏言、上古淳朴、冬穴夏巢。後世聖人、代以_二宮室_一。亦有_二京師_一、帝王為_レ居。万国所_レ朝、非_二是壯麗_一、何以表_レ徳。其板屋草舎、中古遺制、難_レ當易_レ破、空_二殫民財_一。請仰_二有司_一、令_二五位已上及庶人堪_レ當者構_二立瓦舎_一、塗為_二赤白_一。奏可之。

神龜二年 (七二五)

四二 九月二十二日 天地の災異が続くため、三千人を得度させ、平城京の左京・右京と大倭国の諸寺において、七日間の經典転読を行わせる。

〔続日本紀〕神龜二年九月壬寅（二十二日）条

詔曰、朕聞、（中略）朕以_二寡薄_一、嗣_二膺景凶_一。戦線兢兢、夕惕若厲、懼_二一物之失_一所、睠_二懷生之便安_一、教命不_レ明。至誠無_レ感、天示_二星異_一、地顕_二動震_一。仰惟_二災眚_一、責深在_レ予。昔殷宗楯_レ徳、消_二雉雉之冤_一、宋景行_レ仁、弭_二熒惑之異_一。遙瞻_二前軌_一、寧忘_二誠惶_一。宜_レ令_二所司_一、三千人出家入道、并左右京及大倭国部内諸寺、始_二今月廿三日_一一七日転読_上。憑_二此冥福_一、冀除_二災異_一焉。

四三 十二月二十一日 平城京と諸国の死刑と徒刑の軽減を命じる。

〔続日本紀〕神龜二年十二月庚午（二十一日）条

詔曰、死者不可生。刑者不可息。此先典之所重也。豈無恤刑之禁。今所奉在京及天下諸国見禁囚徒、死罪宜降從流。流罪宜從徒。徒以下並依刑部奏。

神龜三年（七二六）

四四 正月二日 京職が白鼠を献上する。

〔続日本紀〕神龜三年正月辛巳（二日）条

京職獻白鼠。大倭国獻白龜。

四五 六月十四日 左右京、畿内・六道諸国の病者に、医薬と食物を支給する。

〔続日本紀〕神龜三年六月庚申（十四日）条

詔曰、夫百姓或染沈痼病、經年未愈。或亦得重病、昼夜辛苦。朕為父母、何不憐愍。宜遣医薬於左右京・四畿及六道諸国、救療此類、咸得安寧。依病輕重、賜穀振恤。所司存懷、勉稱朕心焉。

四六 九月二日 京官の史生と京の坊令に、朝服と把笏の制を施行する。

〔続日本紀〕神龜三年九月丁丑（二日）条

令京官史生及坊令、始着朝服把上笏。

神龜四年（七二七）

四七 正月三日 左京職が白雀を献上する。

〔続日本紀〕神龜四年正月丙子（三日）条

天皇御大極殿受朝。是日、左京職獻白雀。（以下略）

四八 二月二十三日 農作業を開始する季節にあたり、京戸の六位以下庶人に至るまでの戸主に、塩と穀を支給する。

〔続日本紀〕神龜四年二月丙寅（二十三日）条

詔曰、時臨東作、人赴田疇。膏澤調暢、春事既起。思九農之方茂、冀五稼之有饒。順是令節、仁及黎元。宜賜京邑六位已下至庶人戸頭人塩一顆、穀二斗上。

神龜五年（七二八）

四九 五月十六日 左右京で出水の被害にあった七〇〇烟あまりに、布・穀・塩を支給する。

〔続日本紀〕神龜五年五月辛亥（十六日）条

左右京百姓遭澇被損七百余烟、賜布・穀・塩各有差。

五〇 九月十九日 皇太子某王を那富山に埋葬する。

〔続日本紀〕神龜五年九月壬子（十九日）条

葬_二於_一那富山_一。時年二。天皇甚悼惜焉。為_レ之廢_レ朝三日。為_二太子幼弱_一、不_レ具_二喪礼_一。但在_レ京官人以下及畿内百姓素服三日。諸国郡司、各於_二当郡_一举哀三日。

※ 九月十三日に亡くなった（『続日本紀』神龜五年九月丙午（十三日）条）皇太子某王の埋葬。

神龜六年
天平元年（七二九）八月五日改元

五一 正月十六日 平城京と畿内の官人以下に、酒・食の代価を支給して一日の宴を給う。

〔続日本紀〕天平元年正月丁未（十六日）条

勅、孟春正月、万物和悦。宜_レ給_二京及畿内官人已下酒食價直、并舗一日_一。

五二 二月九日 小治田朝臣安麻呂が埋葬される。

〔小治田朝臣安萬侶墓誌銘〕

右京三条二坊從四位下**小治田朝臣安**

萬侶大倭国山辺郡都家郷郡里崗安墓

神龜六年歲次己巳二月九日

（副板一）

左琴神龜六年二月九日

（副板二）

右書神龜六年二月九日

※ 『続日本紀』には、養老三年正月に正五位上に昇叙（同年同月壬寅条）して以降の記事はなく、從四位下昇叙や死没年月日は不明。

五三 二月十日 左京の人漆部造君足と中臣宮処連東人の密告があったため、この夜、固関を実施し、式部卿藤原宇合らに六衛府の兵士を率いて左大臣長屋王の宅を包囲させる。

〔続日本紀〕天平元年二月辛未（十日）条

左京人從七位下漆部造君足、无位中臣宮処連東人等告_レ密称、左大臣正二位長屋王私学_二左道_一、欲_レ傾_二国家_一。其夜、遣_レ使固守_二三関_一。因遣_二式部卿從三位藤原朝臣宇合、衛門佐從五位下佐味朝臣虫麻呂、左衛士佐外從五位下津嶋朝臣家道、右衛士佐外從五位下紀朝臣佐比物等_一、將_二六衛兵_一、圍_二長屋王宅_一。

五四 二月二十一日 左右京に曲赦を実施し、長屋王のにより徴発された人々との雑徭を免除する。また、長屋王を密告した左京の人漆部造君足らに、食封と功田などを給う。

〔続日本紀〕天平元年二月壬午（二十一日）条

曲_二-赦_一左右京大辟罪已下_一、并免_下縁_二長屋王事_一-徴發百姓雜徭_上。又告人漆部造君足、中臣宮処連東人並授_二外從五位下_一、賜_二封卅戸、田十町_一。漆部駒長從七位下。並賜_レ物有_レ差。

五五 六月二十日 左京職が、背に「天王貴平知百年」の文字のある亀を献上する。

a [続日本紀] 天平元年六月己卯（二十日）条

左京職献亀。長五寸三分、闊四寸五分。其背有_レ文云、天王貴平知百年。

b 『続日本紀』天平元年八月癸亥（五日）条

天皇御大極殿。詔曰。（中略）京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等（伊）負_レ凶亀一頭献（止）奏賜（不尔）、（以下略）

※ 祥瑞の亀の発見者は河内国古市郡の人、賀茂子虫であった（『続日本紀』天平元年八月癸亥（五日）条）。左京職が献上しているのは、賀茂子虫が平城京に勤務する官人で、発見地が左京内だったためであろうか。

五六 八月五日 祥瑞出現による天平改元に伴い、左右両京の田租、京内の僧尼の父の租・調・庸などを免除する。

[続日本紀] 天平元年八月癸亥（五日）条

（前略）又左右両京今年田租、在京僧尼之父今年所_レ出租賦、及到_二大宰府_一-路次駅戸租調、自_二神龜三年_一-已前官物未納者、皆免。（以下略）

五七 八月十日 聖武天皇の夫人藤原光明子を皇后とし、左京三条二坊一・二・七・八坪を皇后宮とする。

a [続日本紀] 天平元年八月戊辰（十日）条

詔立_二正三位藤原夫人_一-為_二皇后_一。

b [二条大路木簡] 二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、一三上（八四）

（表）二門 佐伯 皇后宮 雪 少山田 画師 壬生 借馬番長
大伴 丈 土部 参河 下 太野番長

（裏）合一十二人 依数入奉宮 長二人謹状

241 × 24 × 2 011

※ 光明立後の宣命の布告は、二週間後の八月二十四日に、内裏に五位以上と諸司の長官だけを内裏正殿の前庭に召し入れて行う異例の形式で行われた（『続日本紀』天平元年八月壬午（廿四日）条）。立后後の光明子の住まい、すなわち皇后宮は、同年二月まで長屋王宅だった左京三条二坊一・二・七・八坪の没官地が充てられたことが、二条大路木簡の分析から判明した（「二条大路木簡と皇后宮」奈良国立文化財研究所『平城京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』一九九五年）。ここでは、当地の皇后宮を示す史料として、その警備担当兵士の歴名木簡を一例として掲げる。

五八 十一月七日 京と畿内諸国の班田使を任じる。

〔続日本紀〕天平元年十一月癸巳（七日）条

任_二京及畿内班田司_一。

五九 養老・神亀年間 右京一条四坊の国覺薩比登が、何かの物品を請求する。

〔平城宮跡出土木簡〕斜行溝SD四九五ー（『平城宮木簡』三、三一九〇）

〔誠カ〕

（表）右京一条四坊戸主国覺忌寸薩比登□

（裏）欲給故牒 右如件

(226) × 23 × 4 019

※ 出土遺構は、平城宮小子門北の東院西辺を東北から西南方向に流れる斜行溝。養老年間の木簡や郷里制下の荷札（『平城宮木簡』三、三一九六ー三一九八、三二〇〇）、及び「神亀」と記す墨書土器（『平城宮墨書土器集成』一、九四六）が相伴しているの、便宜養老・神亀年間にかけておくこととする。

天平二年（七三〇）

六〇 三月 平城京右京七条二坊の黄君満侶が、経師として大般若経を书写する。

〔大般若波羅蜜多経卷第五百廿二奥書〕（興福寺永恩具経）京都国立博物館蔵

天平二年歳次庚午三月上旬始写大般若経

一部六百卷 右京七条二坊黄君満侶奉

※ 田中塊堂『日本古写経現存目録』は、同卷五百二十六（松浦弘氏旧蔵）にも同様の奥書があるとする。なお、黄君満侶は、天平十八年から天平勝宝二年にかけて、正倉院文書に黄君万呂として頻出する写経生。

六一 九月二十九日 平城京の東郊の山麓で、多数の人々を妖言により惑わす者がいるため、これを禁じる。

〔続日本紀〕天平二年九月庚辰（二十九日）条

詔曰、（中略）又近_レ京左側山原、聚_二集多人_一、妖言惑_レ衆。多則萬人、少乃数千。如_レ此徒深違_二憲法_一。若更因循為_レ害滋甚。自_レ今以後、勿_レ使_二更然_一。（以下略）

天平三年（七三一）

六二 八月二十五日 豊作により、平城京と諸国の田租の半分を免除する。

〔続日本紀〕天平三年八月辛丑（二十五日）条

詔曰、如_レ聞、天地所_レ貺、豊年最好。今歳登_レ穀。朕甚嘉_レ之。思_下与_二天下_一共受_中斯慶_上。宜_レ免_二京及諸国今年田租之半_一。（以下略）

六三 九月二日 左右京職の奏言により、先に構築が認められた三位以上の宅の大路に面した門は、その没後には撤去することとする。

(前略) 正五位上佐伯宿祢豊人為**左京亮**。(以下略)

七一 十月十七日 紀清人を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平四年十月丁亥(十七日)条

(前略) 從五位上紀朝臣清人為**右京亮**。(以下略)

七二 十一月二十七日 平城京と畿内及び二監に曲赦を実施し、また平城京と大倭国の七〇歳以上と鰥寡惻独の人らに綿を支給する。

〔続日本紀〕天平四年十一月丙寅(二十七日)条

(前略) 又曲**赦京及畿内二監**、天平四年十一月廿七日昧爽已前徒罪已下。其八虐劫賊、官人枉法受財、監臨主守自盜、盜所監臨、強盜・窃盜、故殺人、私鑄錢、常赦所不免者、不在此例。其**京及倭国百姓年七十以上、鰥寡惻独不能自存者**、給綿有差。

天平五年(七三三)

七三 八月 右京職が天平五年の計帳を作成する。

A断簡

〔正倉院文書〕正集九②(『大日本古文書』一、四八一—四八三)

右京三条三坊

戸主於伊美吉子首戸 手実

天平五年

去年計帳定良賤口拾伍人(男六 奴四人/女四人 婢一人)

今年計帳見定良賤大小口拾伍人

不課口拾肆人

男伍人(一人六位 四人小子)

女肆人

賤口伍人(奴四人/婢一人)

課口壹人

見輸壹人(正丁)

課戸主從六位上於伊美吉子首年柒拾玖

下野国薬師寺造司工

嫡子於伊美吉豊人年拾肆

小子

男於伊美吉伊賀麻呂年肆拾柒

正丁(左下脣黒子)

女於伊美吉酒刀自売年參拾貳

正女(左頬黒子)

伊賀麻呂男於伊美吉足次年拾陸

小子(鼻上黒子)

男於伊美吉石次年拾壹

小子

男於伊美吉馬養年捌

小子

女於伊美吉古阿麻売年貳拾

少女(頸左黒子)

寄口市往刀自売年肆拾參

正女

弟市往伊毛売年參拾貳

正女

戸主奴大伴年陸拾参 和銅七年逃

奴尼麻呂年陸拾壹

奴黒栖年捌

奴小黒栖年柒

婢乎売年柒拾参 和銅七年逃

天平五年七月十二日文進伊賀麻呂

令大初位下尾張連牛養 勘守部小床

(別筆)〈正丁一〉百廿紙二

(紙面に「右京之印」十顆アリ)

G断簡 (A断簡に続く。中間欠)

[正倉院文書] 正集九⑧ (『大日本古文書』一、四九三一四九四)

女烏那刀自古売年式拾柒 正女〈頸黒子〉

女烏那古乃売年式拾参 正女〈左眉上黒子〉

姪烏那広君年式拾参 正丁〈左頬黒子〉

姉烏那牛売年式拾陸 正女〈右高頬黒子〉

姉烏那刀弥売年式拾捌 正女〈鼻左辺黒子〉

余斯売女虫売年式拾肆 正女

文進戸主 天平五年七月四日**坊令**大初位下尾張連牛養

(別筆)〈正丁三〉役身申 紙二 勘〈守部小床〉

(紙面に「右京之印」四顆アリ)

D断簡 (G断簡に接続)

[正倉院文書] 正集九⑤ (『大日本古文書』一、四八九)

右京三条三坊

戸主三上部麻呂戸 手実 天平五年

去年計帳定良口式拾参人〈男十四人／女九人〉

帳後新附式人〈女〉

今年計帳見定良大小口式拾伍人

不課口式拾人

(紙面に「右京之印」三顆アリ)

E断簡 (D断簡に続く。中間欠)

[正倉院文書] 正集九⑥ (『大日本古文書』一、四八九一四九〇)

右件式人帳後生益

文進戸主

天平五年七月八日**坊令**大初位下尾張連牛養

(別筆)〈正丁四〉己身役申 紙四枚 勘〈他田東人〉

右京三条三坊 (「**四坊戸主箭集宿祢石依戸** 合貫」上部余白に右から左に)

戸主細川椋人五十君戸 手実 天平五年

去年計帳定良口玖人〈男三人／女六〉

今年計帳見定良大小口玖人

不課口玖人

男參人〈小子二 篤疾一〉

女陸人〈正女三 次女一 少女一 小女一〉

C断簡 (E断簡に続く。中間欠)

〔正倉院文書〕正集九④(『大日本古文書』一、四八八一—四八九)

課戸主秦小宅枚床年参拾捌

正丁〈左頬黒子〉

母韓人智努女年陸拾

正女〈左頬疵〉

男秦小宅虫麻呂年捌

小子

女秦小宅富女年捌

小女

弟秦小宅石床年式拾肆

正丁〈養老七年八月逃〉

妹秦小宅逆女年参拾式

正女〈同月逃〉

妹秦小宅大宅女年式拾玖

正女〈同月逃〉

妹秦小宅小宅女年式拾捌

正女〈左目上黒子〉

妹秦小宅真榔女年式拾柒

正女〈同年逃〉

妹秦小宅木葉年式拾伍

正女〈同年逃〉

妹秦小宅刀自女年拾玖

少女〈同年逃〉

天平五年七月十一日文進智努女

坊令大初位下尾張連牛養

(別筆) 正丁一

(紙面に「右京之印」七顆アリ)

B断簡 (C断簡に続く。中間欠)

〔正倉院文書〕正集九③(『大日本古文書』一、四八三一—四八八)

女物部連族刀自女年拾肆

小女

女物部連族小刀自女年柒

小女

女物部連族秋田女年肆

小女

女物部連族秋穂女年式

緑女生益、

戸主婢薬女年参拾式

新附

子嶋奴古麻呂年式拾肆

[×伍]
奴赤人、年参拾陸

新附

戸主物部連族五百戸別項

物部連族豊前年壹

物部連族秋穂女年式

右式人帳後生益

移合婢薬女年参拾式

右奴婢帳後從撰津国住吉郡田辺郷戸主正七位上

田辺史真立戸来附

奴赤人〈年卅五〉

右件奴帳後從**九条四坊戸主高向主寸人成戸**來附
坊令大初位下尾張連牛養

(別筆)〈正丁一／少丁四〉二百四十 紙四 勘金月足

右京三条三坊

天平五年

戸主出庭德麻呂戸手実

去年計帳定良口拾伍人〈男六人／女九人〉

帳後破除耆人〈女〉

今年計帳見定良大小口拾肆人

不課口拾貳人

男肆人〈並小子〉

女捌人〈五人正女 一人少女 一人耆女 一人小女〉

課口貳人

見輸貳人〈正丁 遭服母〉

輸調

課戸主出庭德麻呂年伍拾陸

正丁〈頸左黒子／母服〉

男出庭人麻呂年拾伍

小子

男出庭家足年柒

小子

女出庭御比売年參拾

正女〈額黒子〉

女出庭小黒女年貳拾伍

正女

女出庭真黒女年貳拾

少女

弟出庭小虫年肆拾捌

正丁〈左手上黒子／母服〉

男出庭君麻呂年拾陸

小子

男出庭縹麻呂年拾耆

小子

女出庭摘女年拾貳

小女

小虫姉出庭刀自売年伍拾耆

正女

女紀朝臣虫女年參拾肆

正女

妹出庭家虫女年肆拾肆

正女

姑出庭麻須売年捌拾肆

耆女〈左目盲〉

戸主出庭德麻呂戸別項

母出雲部子孫女年捌拾捌

天平五年五月死

右一人帳後破除

文進中務史生出庭臣乙麻呂

天平五年六月九日**坊令**大初位下尾張連牛養

(別筆) 紙二 勘他田東人

右京三条三坊

戸主次田連福德戸手実

天平五年

去年計帳定良賤口貳拾人〈男七人 奴三人／女四人 婢六人〉

帳後破除耆人〈婢〉

新附耆人〈婢〉
 今年計帳見定良賤大小口式拾人
 不課式拾人
 男柒人〈一人兵衛 一人舎人 一人文身／三人小子 一人緑子〉
 女肆人〈一人正女／三人小女〉
 賤〈三人奴／六人婢〉

不課戸主次田連福德年参拾

正丁**左兵衛**〈左日本黒子〉
 正女〈左目後黒子〉

母広幡造広女年陸拾
 (紙面に「右京之印」二十四顆アリ)

L断簡 (B断簡に続く。中間十一行分欠)

〔正倉院文書〕正集九⑬ (『大日本古文書』一、五〇一)

奴得麻呂年玖
 婢与佐売年参拾捌
 婢美豆伎女年拾柒
 婢加富女年式
 婢古比伎売年参拾肆
 婢阿尼売年柒
 婢弟売年参

(紙面に「右京之印」二顆アリ)

F断簡

〔正倉院文書〕正集九⑦ (『大日本古文書』一、四九〇—四九三)
 (女力)

妻少初位下上村主刀自古年参拾捌	正女
嫡子八多朝臣牛養年拾柒	少丁〈左高頬辺黒子〉
男八多朝臣宅守年捌	小子
男八多朝臣小鯛麻呂年捌	小子
男八多朝臣足麻呂年柒	小子
男八多朝臣宅主年参	緑子
男八多朝臣広主年参	緑子
女八多朝臣小主女年拾陸	小女
女八多朝臣黒女年拾柒	少女
女八多朝臣乙虫女年拾式	小女
女八多朝臣乙女年玖	小女
女八多朝臣虫名女年陸	小女
女八多朝臣広刀自女年式	緑女
女八多朝臣乙姉女年式	緑女
妹八多朝臣波多虫女年参拾柒	正女
妹八多朝臣東女年参拾伍	正女
課戸八多朝臣斯毗年式拾参	正丁〈右眉黒子〉

母弥麻奈秋庭女年陸拾貳	次女
姉八多朝臣稻庭女年肆拾肆	正女
姉八多朝臣古刀自女年參拾柒	正女
姉八多朝臣虫名女年參拾肆	正女
斯毗奴勇麻呂年伍拾貳	
課戸八多朝臣白麻呂年柒拾參	耆老
嫡子八多朝〈臣〉大橋年參拾柒	正丁
男八多朝臣足勝年拾陸	小子
男八多朝臣若足年拾伍	小子
女八多朝臣淨浜女年參拾壹	正女
女八多朝臣虫名女年貳拾玖	正女
女八多朝臣比女年貳拾	小女
女八多朝臣古牟志女年捌	小女
女八多朝臣田持女年拾陸	小女

戸主八多朝臣虫麻呂戸別項

八多朝臣広刀自売年二

八多朝臣乙姉年二

右件二人帳後生益

天平五年七月十日文進牛養

令從七位下上村主石弓

(朱書) 依身役申錢不輸 紙四 勘以已

(紙面に「右京之印」十三顆アリ)

H断簡 (F断簡に接続)

[正倉院文書] 正集九⑨ (『大日本古文書』一、四九四—四九五)

右京八条一坊

戸主少初位上秦常忌寸秋庭戸 手実 天平五年

去年計帳定良口貳拾柒人〈男九人／女十八人〉

帳後新附壹人〈女〉

今年計帳見定良大小口貳拾捌人

不課口貳拾參人

男肆人〈三人小子 一人篤疾〉

女拾玖人〈十人正女 二人少女 四人小女 一人緑女 二人耆女〉

課口伍人

見不輸壹人〈中男〉

見輸肆人〈一人初位 一人兵士 二人正丁〉

輸調錢

課戸主少初位上秦常忌寸秋庭年參拾肆 正丁〈左目後黒子／**圖書寮装漢生**〉

祖母太臣族結女年陸拾陸 耆女〈右指黒子〉

母忌部弥祁斯年伍拾 正女〈右手眇〉

(紙面に「右京之印」六顆アリ)

M断簡 (佐佐木信綱氏・角田文衛氏旧蔵断簡) (F断簡に続く。中間欠)

『正倉院文書拾遺』六四 (『大日本古文書』二四、一六)

年参拾壹	正女〈額口眇〉
妹椋垣伊美吉己里売年参拾壹	正女〈黒子〉
嫡母勝部造依羅売年伍拾玖	正女
姪椋垣伊美吉安志麻年参拾壹	次丁〈右足不便〉
課戸椋垣伊美吉意伎麻呂年肆拾壹	正丁〈右頬黒子／御富侍人充〉
妻椋垣伊美吉子姉売年参拾玖	正女〈右頬黒子〉
嫡子椋垣伊美吉浄麻呂年拾玖	少丁〈右目上黒子〉

(紙面に「右京之印」六顆アリ)

J断簡 (M断簡に続く。中間欠)

〔正倉院文書〕正集九⑩ (『大日本古文書』一、四九七一五〇〇)

女椋垣伊美吉都久売年拾	小女
弟椋垣伊美吉古得年伍拾伍	癩〈右頬黒子〉
妻少子部連阿弥売年伍拾参	正女〈右目下黒子〉
女椋垣伊美吉阿尼売年貳拾肆	正女〈左手黒子〉
女椋垣伊美吉古阿尼売年貳拾参	正女〈額黒子〉
女椋垣伊美吉小粳売年貳拾貳	少女
女椋垣伊美吉真粳売年拾壹	小女
(朱書) 妹椋垣伊美吉刀美売年陸拾壹	次女〈右鼻柱黒子〉
「近江割往」妹椋垣伊美吉須美売年肆拾伍	正女〈右手黒子〉
妹椋垣伊美吉乎波売年肆拾貳	正女〈左頬黒子〉
妹椋垣伊美吉麻佐売年肆拾	正女〈左手黒子〉
妹椋垣伊美吉須美乃売年参拾玖	正女
妹椋垣伊美吉牟志比売年参拾壹	正女〈左手黒子〉
姪女椋垣伊美吉東売年拾肆	小女
姪椋垣伊美吉千足年拾玖	少丁〈左手黒子〉
姪椋垣伊美吉千嶋 _(マ) 年年拾肆	小子
姪女椋垣伊美吉広浜売年伍拾陸	正女〈左手球黒子〉
姪女椋垣伊美吉大谷売年伍拾肆	正女〈左頬黒子〉
姪女椋垣伊美吉刀自売年参拾壹	正女〈左手黒子〉
姪女椋垣伊美吉古刀自売年参拾壹	正女〈左手黒子〉
姑椋垣伊美吉御富売年捌拾壹	耆老
女粟田吉売年肆拾陸	正女〈左頬黒子〉
甥粟田臣族宿奈麻呂年貳拾	少丁〈左手黒子〉
甥粟田臣族三田麻呂年拾玖	少丁〈左手黒子〉
宿奈麻呂男粟田臣族太麻呂年肆	小子

男栗田臣族沙弥年式	緑子
女栗田臣族三嶋売年式	緑女
寄口婢人宇太売年柒拾壹	耆女〈左目上黒子〉
宇治連族古刀自売年肆拾	正女〈右目上黒子〉
阿太肥人床持売年参拾玖	正女〈左手黒子〉
高宮村主部大富売年柒拾参	耆女〈頬黒子〉
三丈船麻呂年拾伍	小子
秦真墨年拾玖	少丁〈右頬黒子〉
穴太部大宅年捌拾参	耆老〈右目尻黒子〉
棕垣殿麻呂年玖	小子
棕垣小殿年陸	小子
棕垣佐加志年参拾肆	正丁〈大宅侍人充／鼻上黒子〉
男棕垣佐加麻呂年陸	小子
桧前部意富佐売年柒拾伍	耆女
棕垣繩売年伍拾参	正女〈左口上黒子〉
棕垣庄売年陸拾壹	正女〈額左黒子〉
棕垣勇売年肆拾伍	正女〈左手黒子〉
桧前部売斐売年伍拾壹	正女〈左頬黒子〉
戸主奴古麻呂年参拾参	右鼻疵
奴犬麻呂年参拾壹	右頬黒子

(紙面に「右京之印」十七顆アリ)

K断簡 (J断簡に続く。中間欠)

〔正倉院文書〕正集九⑫(『大日本古文書』一、五〇〇—五〇一)

男参人〈一人廢疾 二人小丁〉

女陸人

課口肆人

見輸肆人〈二人正丁 一人次丁／一人初位正丁〉

輸調錢

課戸主大初位上韓人田忌寸大國年陸拾 正丁〈額上黒子〉

○次行(微存)

(紙面に「右京之印」三顆アリ)

I断簡 (K断簡に続く。中間欠)

〔正倉院文書〕正集九⑩(『大日本古文書』一、四九五—四九七)

右京八条一坊

戸主国覺忌寸弟麻呂戸 手実 天平五年

去年計帳定良賤口拾参人〈男七人 奴一人／女五人〉

帳後破除老人〈男〉

新附老人〈男〉

今年計帳見定良賤大小口拾参人

不課口柒人

男壹人〈緑子〉

女伍人〈二人正女／三人小女〉

賤口壹人〈奴〉

課口陸人

見不輸貳人〈少丁〉

見輸肆人〈二人正丁 一人逃正丁／一人兵士〉

輸調錢

(朱書)「依居住移**左京**」

課戸主国覓忌寸弟麻呂年参拾肆

正丁

母刀自女年伍拾参

正女

男国覓忌寸伊賀麻呂年貳

緑子

女国覓忌寸玉虫女年拾肆

小女

女国覓忌寸賀豆郎女年伍

小女

兄国覓忌寸東人年参拾伍

正丁〈養老五年四月逃〉

弟国覓忌寸大人年貳拾陸

正丁〈右目上黒子〉

姉国覓忌寸小虫年参拾陸

正女〈右頬黒子〉

(紙面に「右京之印」九顆アリ)

七四 天平五年八月頃 右京職が戸口損益帳を作成する。

A断簡

〔正倉院文書〕続々修一九帙七卷⑦裏 (『大日本古文書』一、五〇二一五〇三)

死亡柒人〈男二 奴二／女三〉

〈従八位下〉

路真人古於岐奈年卅八

氷宿祢刀弥女年卅二

上件二口並天平四年死

路真人馬主年九

天平四年死

路真人真影女年二

天平元年死

咋田史真利女年卅二

神龜五年死

奴殿麻呂年卅五

奴蘆麻呂年卅六

上件二口並天平三年死

附

割往貳人〈奴一／婢一〉

(朱書)「条合」 奴金麻呂年十五

割附

(朱書)「条合」 婢小加美女年廿二

〈上件二口以天平三年帳割往**左京**／**五条**
四坊戸主大初位下鳥取連嶋麻呂戸附〉

折生戸貳烟

B断簡

〔正倉院文書〕続々修一九帙七卷⑩裏 (『大日本古文書』一、五〇三一五〇四)

女路真人加氣女年八

女路真人小加気女年七
姉路真人於美奈女（年脱力）五十六
姪路真人首名年廿五
姪女路真人我人女年十
婢加美女年五十
奴小金麻呂年十二〈上件十五口折生戸^即以牛養為／戸主〈所〉貫同坊〉

戸主從七位下勲十二等路真人并於年卅八

男路真人諸男年十五
男路真人広成年九
女路真人鑰取女年八
姉路真人中刀自女年卅八
妹路真人屋主女年卅五
姪路真人倭麻呂年八
婢雨間女年六十一〈上件八口折生戸^即以并於為戸主、〈所〉／貫同坊〉

割来柒人〈女一 奴二／婢四〉

(別筆) (朱書)
「並合」 「坊合」 従母大伴宿祢宿奈女年五十九
(朱書) 「坊合」 婢麻己等女年五十八
(朱書) 「坊合」 婢衣女年卅三
(朱書) 「坊合」 男石麻呂年十九

※ 天平五年は籍年にあたる。前回の戸籍である神龜四年（七二七）以降の戸口の變動を、毎年の計帳に記された別項をもとに集成した帳簿であろう。

七五 天平五年八月頃 皇后宮職が、右京職史生私告東人の皇后宮職における上日を右京職に送付する。

〔正倉院文書〕 続修一六③(2) (『大日本古文書』九、四七八—四七九)

(前略)

皇后宮職移 **右京職**

史生大初位上私告東人 上日捌拾捌 夕六十一

写紙四百廿九張

右起〈去〉二月廿日尽五月卅日、上日并写紙

等如件、今注状故移

(後略)

七六 是年 干害・飢饉・疫病のため、左右京と諸国で借貸を実施する。

〔続日本紀〕 天平五年是年条

左右京及諸国 飢疫者衆。並加_二賑貸_一。

天平六年（七三四）

七七 四月二十一日 災害が頻発するため、平城京と畿内に民情調査のための使者を派遣する。

〔続日本紀〕天平六年四月壬子（二十一日）条

遣_レ使於京及畿内_一、問_レ百姓所_レ疾苦_一。詔曰、比日天地之災有_レ異_レ於常_一。思、朕撫育之化、於_レ汝百姓_一有_レ所_レ闕失_一歟。今故、發_レ遣使者_一問_レ其疾苦_一。宜_レ知_レ朕意_一焉。（以下略）

七八 五月二十八日 左右京の徭銭の納期を九月以降とし、また少丁からの徴収をやめる。

〔続日本紀〕天平六年五月戊子（二十八日）条

太政官奏稱、**左右京百姓**、夏輸_レ徭銭_一甚不堪_レ弁。宜_レ其正丁・次丁、自_レ九月_一始令_レ輸_レ之、少丁勿_レ輸_一。（以下略）

七九 五月二十八日 百姓の窮乏により、左右京と芳野・和泉二監、畿内四国に対し、大税の借貸を実施する。

〔続日本紀〕天平六年五月戊子（二十八日）条

（前略）又天平四年亢旱以来、百姓貧乏、宜_レ限_レ一年_一借_レ貸**左右京・芳野・和泉・四畿内百姓**大税_上。（以下略）

八〇 七月二十七日 葛井広往が優婆塞として貢進される。

〔正倉院文書〕氏名欠優婆塞貢進文 続々修第二八帙三卷⑧裏（『大日本古文書』二四、四二一四三）

葛井連広往年十八〈貫右京九条三坊戸頭葛井連恵文之男〉

読経	法華経一部	最勝王経一部
	方広経一部	涅槃経十卷
	僧伽吒経一部	弥勒経三卷
	仏頂経一卷	阿弥陀経一卷
誦経	理趣経一卷	薬師経一卷
	不空罽索陀羅尼	仏頂陀羅尼
誦論	因明論一卷	百法論并卅唯識
	唯識論二卷〈解文〉	唱礼具足

天平六年七月廿七日

（楽書）「乎弥奈女」

（他ニモ「謹」「読」「第」「巻」「方」ナド多数の習書アリ。末尾の異筆「土 雀 阿 倍 民 志紀 春日 坂 人 大石 阿 丸 土 大 角 漢 許 王」ハ、二次文書ノ写経事業ニ関ハル経師等ノ姓トミラレル。）

八一 十月四日 平城京内の死罪を赦す。

〔続日本紀〕天平六年十月辛卯（四日）条
曲_レ赦京中死罪_一。

天平七年（七三五）

八二 二月十七日 新羅使金相貞らが平城京に入る。

〔続日本紀〕天平七年二月癸卯（十七日）条
新羅使金相貞等入_レ京。

八三 五月二十三日 平城京と畿内・二監の困窮者に賑恤を行う。

〔続日本紀〕天平七年五月戊寅（二十三日）条
勅、朕以_レ寡徳_一臨_レ馭万姓_一。自_レ暗_レ治機_一未_レ克_レ寧濟_一。迺者災異頻興。咎徴仍見。戰戰兢兢、責在_レ予矣。思_レ緩_レ死愍_レ窮_一以存_レ寛恤_一。可_レ大_レ赦天下_一。自_レ天平七年五月廿三日昧爽_一已前大辟罪已下、咸赦除之。其犯_レ八虐_一、故殺人、謀殺殺訖、監臨主守自盜、盜_レ所_一監臨_一、強盜・竊盜及常赦所_レ不_レ免、並不_レ在_レ赦限_一。但私鑄錢人、罪入_レ死者降_レ一等_一。其京及畿内・二監高年鰥寡惻独篤疾等、不_レ能_レ自存_一者、量加_レ賑恤_一。百歳已上穀一石、八十已上穀六斗、自餘穀四斗。（以下略）

八四 十一月三日 左京職が符（？）を発給する。

〔正倉院文書〕左京職符？ 続統四二⑤（『大日本古文書』二四、三七七）
十一月三日

（紙面に日付の上に「左京之印」一顆アリ。）

※ 左端は、続修四二②（『大日本古文書』一、六三一）に接続カという（『正倉院文書目録』二続修）。『大日本古文書』は天平一八年七月一日に類収しているが、この接続の想定により、「十一月三日」は天平七年である可能性が高いことがわかる。

八五 十一月五日 左京職が、東市司に対し正倉に用いる鑱の進上を督促する。

〔正倉院文書〕左京職符 続統四二②（『大日本古文書』一、六三一）

職符 東市司

鑱一具（正倉料）

右從彼市平価進上。依用
可令漆塗下、至今日不
上。此今可用。知状進
送。持来之日、將給価直。
符到奉行。

少属衣縫連人君

天平七年十一月五日

八六 十一月九日 左京職が東市司に対し、今日中に幣帛を購入して進上するように指示する。

〔正倉院文書〕正集四⑧(1) (『大日本古文書』二、六四一)

職符 東市司

奉神幣帛五色〈絶〉各一丈
布参端、鯨一連 堅魚
一連、海藻一連、塩一尻
〈折櫃一口〉

右件之物等、以利錢買、限
今日内進上職家、符到
奉行

大進大津連「船人」

少属衣縫連「人君」

天平七年十一月九日

(紙面に「左京之印」十二顆アリ)

八七 十一月十一日 左京職が東市司に対し、正倉内室の押釘を市で購入して進上するよう指示する。

〔正倉院文書〕正集四⑧(2) (『大日本古文書』二、六三一—六三二)

職符 東市司

錢二百文
右為正倉内室押釘用、以件
錢随口使口市易進上、其委曲
状有便口、符到奉行

少進春日藏首「大市」

少属衣縫連「人君」

天平七年十一月十一日

八八 十一月廿日 左京職が、価格を精査した上で瑠璃玉を使者の坊令御母石勝に付して舍人親王装束所に進上するよう、東市司に指示する。

〔正倉院文書〕正集四⑧(4) (『大日本古文書』二、六三二—六三三)

職符 東市司

瑠璃玉四口〈径二寸、若無者壺一十許口、〉
右平章其価、便付遣使坊
令御母石勝進送舍人親王葬装束所、符到奉行

大進大津連「船人」

大属四比「元孫」

十一月廿日

※ 舍人親王は天平七年十一月十四日に死去しており (『続日本紀』同年同月乙丑条)、

天平七年の文書とわかる。

坊令御母石勝は、東市の所在する左京八条、あるいは舎人親王宅のあったとみられる（近江俊秀氏説）左京三条の坊令であろう。

八九 閏十一月五日 左京職が安拝常麻呂の八月の盗難被害を東市司に伝える。

〔正倉院文書〕正集四⑧(3) (『大日本古文書』二、六三四—六三五)

謹解 申所盗物事

合壹拾参種

麻朝服一領、葛布半臂一領、帛禪一要、麻糸抜一箇、
帛被一盖、紵帳一張、調布帳一張、被篔一合、
緑裳一要、青裳一要、斜一面（枝継所管作、口左方均、右方ノ於往疵、枝所継於中
藁可挟入穴）

赤漆真弓一枝（小々削黒漆端）、幌二具

右等物、**六条二坊安拝常麻呂**之家、以去八月

廿八日夜所盗、注状以解

天平七年閏十一月五日

中宮職舎人少初位上中臣酒人宿祢久治良

左大舎人寮少属大初位上安拝朝臣常麻呂

職符 東市司

〔×七カ〕
件所盗物文、以去八月廿八日申送如前

大進大津連「船人」

少属衣縫連人君

（紙面に「左京之印」十四顆アリ）

※ 左京職符は、安拝常麻呂の盗難届の奥の余白に書かれている。盗難届は閏十一月五日付けであるのに、左京職移に「以去八月廿八日申送」とあるのは不審。あるいは、「以」は申送日ではなく、単にその日付けの盗難の事実を申送したということか。それとも、安拝の常麻呂の盗難届の提出が後出しということなのかも知れない。

九〇 天平七年頃 左京職が、東市司に対し何らかの連絡を行う。

〔正倉院文書〕正集四⑧(5) (『大日本古文書』二、六三二—六三三)

職牒 東市司

（後欠）

天平八年（七三六）

九一 正月十八日 右京職が白土を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇 (『平城京木簡』三、四五二七)

(表) ○ **右京職** 申白土進事 〈合車二両 人一荷進上白土六□〉^{〔石カ〕}

(裏) ○ 天平八年正月十八日□□榎井忌寸□益^{〔付使カ〕} ^{〔国カ〕}

351 × (29) × 5 081

九二 四月七日 右京職が鼠・鶏などを進上する。

〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』三一、一二下（一〇〇））

(表) **右京職** □ 鼠□□□□□□^{〔進カ〕} □^{〔隻鶏カ〕} ○

(裏) 四月七日□ □○

289 × 37 × 3 011

※ 右京職の天平九年四月六日付の鼠の進上状（**一〇九**。SD五一〇〇出土。『平城木簡概報』三一、一二下（一〇〇））の存在からみて天平九年の可能性もあるが、SD五一〇〇出土木簡と異なり、SD五三〇〇出土木簡には天平九年に降るものが一点も確認できないことから、ここでは天平八年と考えておく。

九三 四月八日 左京職が鼠三十隻・雀八隻を、右京職が鼠三十隻・雀十隻を進上する。

a 〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、七下（三二））

(表) ○ **左京職** 進上 鼠卅隻 雀八隻

(裏) ○ 天平八年四月八日

160 × 27 × 3 011

b 〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二九、一三上（六四））

○ **右京進** 鼠卅隻 雀十 四月八日

364 × 46 × 5 011

※ 四月七日付けの進上状（**九二**）と同様に、天平九年の可能性が皆無ではないものの、ここでは天平八年と考えておく。

九四 四月十三日 左京職が雀二十五隻・鼠十九頭を進上する。

〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八上（三三））

(表) ○ **左京職** 進 〈雀廿五隻／鼠一十九頭〉

(裏) ○ 天平八年四月十三日 〈**従六位上行少進勲十二等百濟王「全福」**〉

200 × 35 × 4 011

九五 四月十四日 左京職が鶏一隻・雀二隻・馬宍三村・鼠十六頭を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八上（三四））

（表）○左京職 進〈鶏一隻／雀二隻〉〈馬宍三村／鼠一十六頭〉

（裏）○ 天平八年四月十四日 〈従六位上行少進勲十二等百濟王「全福」〉

199 × 35 × 4 011

九六 四月十五日 左京職が鼠二十隻を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二九、一三上（六一））

〔左カ〕

（表）□京職 進 鼠貳拾隻

〔進勲十二等カ〕

（裏） 天平八年四月十五日 〈□□□□□百濟王「全福」〉

220 × (29) × 3 081

九七 六月十四日 左京五条が小子に功銭を払って拾わせた槐花を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇上（三七））

〔拾カ〕

（表）左京五条進槐花一斗八升〈坊監中臣君足／□小子五人功銭十五文〈功別五／升〉〉

（裏） 天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂

262 × 31 × 3 011

※ 裏面に署す坊令は、左京五条の責任者。左京五条の住人の可能性が高い。

九八 七月十四日 元正太上天皇の病氣平癒を祈るために、京、畿内、七道諸国の僧尼の病者に湯薬・食料を給し、高齢者などに賑給を実施する。

〔続日本紀〕天平八年七月辛卯（十四日）条

詔曰、比来、太上天皇寢膳不_レ安。朕甚惻隱、思_レ欲平復_一。宜_レ奉為_レ度一百人_一、都下四大寺七日行道_上。又京畿内及七道諸国百姓并僧尼有_レ病者_一、給_レ湯薬・食粮_一。高年百歳以上穀人四石、九十以上三石、八十以上二石、七十以上一石。鰥寡_一・癯疾・篤疾、不_レ能_レ自存_一者、所司量加_レ賑恤_一。

九九 七月二十二日 左京職が鼠二十一隻を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八上（三五））

（表）左京職進鼠貳拾壹隻

（裏） 天平八年七月廿二日従七位下行大属勲十二等膳造「石別」

(240) × (20) × 4 081

一〇〇 八月二日 参議兵部卿藤原麻呂の家政機関が、左京二条二坊五坪で活動する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城京木簡』三、四五―一三）

〔表〕中宮職移兵部省卿宅政所
┌池辺波利 ┌大鳥高国 ┌八多徳足 ┌史戸広山
└太宿奈万呂└川内馬飼夷万呂└村国虫万呂└大荒木事判
┌杖部広国 ┌日下部乙万呂 ┌東代東人 ┌太屋主
└秦金積 └太東人 └山村大立 └陽侯吉足

〔裏〕
┌狭井石楯 右十九口舎人等考文錢人別三文成選六文又官仰給智
┌馬国人 識錢人別一文件錢今早速進来勿怠緩
└他田神口 大属
〔護カ〕 少進 天平八年八月二日付舎人刑部望麻呂

261 × 42 × 3 011

※ 「兵部省卿」は藤原不比等の四男藤原麻呂。この木簡を手がかりに、二条大路木簡に藤原麻呂の家政機関の木簡が含まれていることが明らかになり、その出土地の分布の特徴から、それらが二条大路木簡出土地の北側に当たる左京二条二坊五坪で使用された木簡であることが判明し、左京二条二坊五坪における藤原麻呂の居住が想定されることになった（「二条大路木簡と皇后宮」奈良国立文化財研究所『平城京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』一九九五年）。但し、当地で藤原麻呂の家政機関が活動していたことは確実とみられるが、そこが麻呂の宅地であったかどうかはなお明確でない部分がある。

一〇一 九月十八日 左京職が鼠二十一隻を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八上（三六））

〔表〕左京職進鼠廿一隻

〔裏〕天平八年九月十八日従七位下行大属勲十二等膳造「石別」

205 × 31 × 2 011

一〇二 十月二十三日 右京三条が礫を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇下（四三））

〔表〕右京三条進礫六斛 乗車式両〈一礼比古□□／物部連加保□〉

〔裏〕天平八年十月廿三日坊令文伊美吉牟良自

360 × 48 × 4 011

※ 裏面に署す坊令は、右京三条の責任者。右京三条の住人の可能性が高い。

一〇三 十月二十五日 右京職が鼠二十五隻を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八下（三九））

右京職進鼠貳拾伍隻 天平八年十月廿五日正八位上行大属田辺史「真上」

290 × (27) × 5 081

一〇四 十月二十七日 左京職が鼠八隻・馬六村を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、八上（三七））

（表）左京職 進鼠八隻 馬六村

（裏）天平八年十月廿七日〈少進正七位上勲十二等春日藏首「大□」〉

(193) × 32 × 4 019

※ 日下の左京少進は、春日藏首大市であろう。

一〇五 十月二十九日 平城京右京七条二坊の台千嶋が、盗みにより豎子を解任される。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城木簡概報』二四、六下（一五））

（表）右京七条二坊戸主勲十二等台忌寸千嶋之戸口千人〈年十六〉

（裏）右人所盗依豎子放依状注坊令等宣令知〈八年十月廿／九日〉

330 × 35 × 6 011

※ 坊令は、右京七条二坊の坊令。同じ遺構から出土した「右京…条二坊戸主台」（『平城木簡概報』三〇、一〇下（一六二））と書かれた削屑も、これに関連する資料であろう。

一〇六 十一月十日 左京職が鼠二十頭を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』三〇、五上（五））
〔十一カ〕

左京職 進鼠廿頭〈天平八年□□月十日／従六位上行少進勲十二等百濟王「全福」〉

208 × 38 × 4 011

一〇七 十一月十九日 不作のため、平城京と、四畿内・二監の租を免除する。

〔続日本紀〕天平八年十一月甲午（十九日）条

詔、免京・四畿内、及二監国今年田租。以秋稼頗損也。

一〇八 天平七、八年頃 藤原麻呂の資人とみられる葛木乙万呂が七条三坊の戸口であることが、両面墨書の削屑に見える。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（北）SD五三〇〇（『平城京木簡』三、五五〇九）

（表）□ 七 七 七

□七条三坊戸□葛木乙万呂

〔京カ〕 〔頭カ〕

（裏）□

□謹解 申応煌炊

091

※ 葛木乙万呂は、二条大路木簡の藤原麻呂の家政機関に関わる宿直や食料支給の木簡に多数見える。二条大路木簡は、七三五、六年頃（天平七、八）を主体とする木簡群で、二条大路北側の濠状遺構SD五三〇〇の木簡には、七三六年より新しいものは見られない。

天平九年（七三七）

一〇九 四月六日 右京職が物品（鼠などか）を進上する。

〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』三一、一二下（一〇〇））

（表）右京職進 □□隻 天平九年四月六日

（裏） □ □

310 × 20 × 5 011

一一〇 五月十九日 疫病と災害により、平城京内の病に伏す僧尼と人々に賑給を実施する。

〔続日本紀〕 天平九年五月壬辰（十九日）条

詔曰、四月以来、疫旱並行、田苗焦萎。由是、祈禱山川、奠祭神祇、未得効驗、至今猶苦。朕以不徳、実致茲災。思下布寛仁、以救民患。宜令下国郡審録、冤獄、掩骼埋骸、禁酒断屠。高年之徒、鰥寡惻独、及京内僧尼男女臥疾、不能自存者、量加賑給。又普賜文武職事以上物。大赦天下。自天平九年五月十九日昧爽以前死罪以下、咸従原免。其八虐劫賊、官人受財枉法、監臨主守自盜、盜所監臨、強盜・窃盜、故殺人、私鑄錢、常赦所不免者不在赦例。

一一一 九月二十八日 平城京と四畿内、及び二監の僧尼以下、沙弥・沙弥尼以上の二三七六人に綿と塩を給う。

〔続日本紀〕 天平九年九月己亥（二十八日）条

（前略）因施兩京四畿二監僧正已下沙弥尼已上、惣二千三百七十六人、綿并塩各有差。

※ 兩京は、左京・右京兩京の意か。

一一二 十月二日 平城京内の徭錢の徴収を廃止する。

〔続日本紀〕 天平九年十月壬寅（二日）条

令左右京職停収徭錢。

一一三 十二月二十三日 穗積老を左京亮に、門部王を右京大夫に、太国吉を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕 天平九年十二月壬戌（二十三日）条

外従五位下菅生朝臣古麻呂為神祇大副。（中略）外従五位下穗積朝臣老人為左京亮。従四位下門部王為右京大夫。外従五位下太朝臣国吉為亮。

天平十年（七三八）

一一四 正月十九日 左京職が鼠十二頭を進上する。

〔二条大路木簡〕 二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』三一、一二上（九三））

(表)左京職進 鼠拾貳頭

(裏) 天平十年正月十九日 従七位下行少属衣縫連 「人君」

227 × 17 × 3 011

一一五 二月十二日 右京職が鼠十頭を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇上（三八））

〔十カ〕
右京職進鼠拾頭 天平□年二月十二日少属□

(179) × (12) × 3 019

一一六 二月十四日 左京職が鼠を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、九下（三四））

(表)左京職進 鼠□□

(裏)天平十年二月十四日 従七位下行少属衣縫連人君

225 × 34 × 3 011

一一七 四月十六日 左京職が鼠十四頭を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、九下（三二））

(表)左京職進鼠十四頭

(裏)天平十年四月十六日 従七位上行大属□□「石別」

169 × 27 × 3 011

一一八 四月十七日 国家の隆平を祈るために、平城京と畿内・七道諸国に 最勝王経を 転読させる。

〔続日本紀〕天平十年四月乙卯（十七日）条

詔、為_レ令_二国家隆平_一、宜_レ令_二京畿内七道諸国_一三日内転_レ読最勝王経_一。

一一九 五月六日 右京職が物品を進上したか。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』三一、一二上（九六））

〔朝臣カ〕
(表)「□ □ □臣臣勢□□□□」

(裏)「□□□□□」天平十年五月六日少属大網君「智麻呂」 「□□」

(265) × (8) × 3 081

※ 大網智麻呂は右京職の少属。表面は現状では習書しか残っていない、本来は鼠などの進上の記載があったのであろう。

一二〇 六月六日 右京職が物品を進上する。

〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇上（四一））

（表）右京□ □○

（裏）進送如前 六月六日**少属大綱君智万呂**○

242 × 45 × 5 032

※ 年紀はないが、日下に同じ大綱智麻呂が署す天平十年の進上状とみられる木簡（**一一九**）があり、この時期の左右京職の進上木簡の署名者が時期によって偏在している状況から考えて、これも同じ天平十年とみて大過ないとみられる。進上した物品は、六月八日付の木簡（**一二一**）の事例からみて、槐花の可能性が高いか。但し、切り込みある形状を取る点は、一連の京職からの鼠や槐花の進上木簡の中では例外的である。

一二一 六月八日 右京職が槐花を進上する。

a 〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇上（三九））

右京四条進槐花六斗（六月八日**少属大綱君／智万呂**）○

264 × 37 × 3 011

b 〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇下（四二））

（表）右京□槐花（**八条**四斗／**五条**三斗五升）六月八日○

（裏）**少属大綱君智万呂** ○

(209) × 38 × 3 019

c 〔二条大路木簡〕二条大路濠状遺構（南）SD五一〇〇（『平城木簡概報』二二、一〇上（四〇））

〔右カ〕

（表）□**京九条**進□槐花白□ □月八日○

（裏）**少属大綱君智万呂** ○

224 × 22 × 3 011

※ 同日付とみられる槐花の進上木簡。これらにも年紀はないが、六月六日付の木簡（**一二〇**）と同様に、天平十年とみて大過ないとみられる。

槐花の調達（街路樹として植えられている槐の花を拾わせるのであろう）は条を主体として行わせているが、日下の署名からわかるように、貢進は右京職を通じて行われている。この点は、同じ右京でも礫の場合坊令が署名しているのとは異なっており、また同じ槐の貢進であっても、左京からの貢進では左京職の役人が署名しているのとは異なっている。あるいは、坊令が署名している場合も、条の役人としてというよりは、京職の構成員の一人として署していると解し、条としての独立性は留保すべきなのかも知れない。

一二二 閏七月七日 大伴麻呂を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平十年閏七月癸卯（七日）条

以從五位下阿倍朝臣沙弥麻呂為二少納言一、（中略）外從五位下大伴宿祢麻呂為二右京亮一、
（以下略）

一二三 十月三日 平城京と、畿内、芳野・和泉監の租を免除する。

〔続日本紀〕天平十年十月丁卯（三日）条

免二京畿内、芳野・和泉監今年田租一。

一二四 天平十年頃 左京職が、天平十年の正税帳を提出する。

〔正倉院文書〕正集九①（『大日本古文書』二、一〇六）

左京職解 申収納天平十年正税事

合天平九年定税穀參萬壹仟捌伯柒拾肆斛參斗貳升

稻穀參萬壹仟柒伯壹拾捌斛參斗貳升

籾振量定貳萬參仟貳伯參拾陸斛參斗伍升肆合

〈振入二千一百一十二斛／三斗 斛別入一斗〉

定貳萬壹仟壹伯貳拾肆斛伍升肆合

未籾捌仟肆伯捌拾壹斛玖斗陸升陸合

天平九年除耗壹伯陸拾斛貳斗貳升肆合 〈斛別／二升〉

定捌仟參伯貳拾壹斛柒斗肆升貳合

（後欠）

（紙面に「左京之印」九顆アリ）

一二五 天平十年から天平十二年まで 過所に関わるとみられる従人歴名が作成される。

〔正倉院文書〕過所？ 続修二八②（『大日本古文書』二四、五五六）

撰津国百齊郡東郷長岡里戸主調

乙麻呂之戸口調大山〈年十八〉右一人、調乙麻呂従〈人〉、

左京一条三坊戸主奈良日佐広公〈年卅三〉

大養徳国添下郡村国郷郡里大倭

連弓張戸房立野連安麻呂〈年卅八〉

左京六条四坊戸主草首広田戸口草

首大志麻呂〈年十八〉

右三人、伎佐麻呂従人、

※ 『大日本古文書』は、天平年中に「従人勘籍」として収録する。しかし、まず年紀については、「大養徳国」の表記からみて大倭を大養徳に改めた（『続日本紀』天平九年十二月丙寅条）七三七年（天平九）十二月以降であることは明らかで、また郷里制の表記から、七四〇年（天平十二）以前であるとみられるから、七三八年から七四〇年までの間にほぼ絞られよう。

一方、内容については、勘籍関連の可能性も否定できないが、少し時代は降るが造東大寺司が左京職に対してしばしば過所の発給を請求しているのが参考になる

(造東大寺司移左京職。続修別集一①(『大日本古文書』三、四〇一—四〇二))。
『正倉院文書目録』二続修が、過所の可能性を考えているのも、恐らくこのためであるろう。

天平十二年(七四〇)

一二六 十二月十五日 聖武天皇が恭仁京を造営する。

〔続日本紀〕天平十二年十二月丁卯(十五日)条

皇帝在前幸_レ恭仁宮_一、始作_レ京都_一矣。太上天皇・皇后在後而至。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

天平十三年(七四一)

一二七 正月十一日 恭仁京遷都を報告するために、使者を派遣して伊勢大神宮と七道の諸社に奉幣する。

〔続日本紀〕天平十三年正月癸巳(十一日)条

遣_レ使於伊勢大神宮及七道諸社_一奉_レ幣。以_レ告_レ遷_レ新京_一之状_上也。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一二八 三月八日 平城京左京八条二坊の高千嶋・橘が大般若經の書写を発願する。

〔大般若波羅蜜多經第四百七十一奥書〕談山神社蔵

天平十三年歲次辛巳三月八日發願

左京八条二坊高史千嶋 高史橘

※ 田中塊堂『日本古写經現存目録』は、第五百八十一(文殊院蔵)、第五百九十九(東京国立博物館蔵)にも、同様の奥書があるとする。なお、恭仁京遷都中の期間にあたるが、平城京を指すとみてよかろう。

一二九 閏三月七日 右京職が、刑部省の指示により、奴足人らを右京の籍帳から除いたことを大養徳国に伝える。

〔東南院文書〕第五櫃第七卷(『東大寺文書』三、一五三。『大日本古文書』二、二八一—二八二)

右京職移 大養徳国司

奴足人〈年卅六〉

男掠人〈年十〉

男黒人〈年四〉

男大名麻呂〈年十一〉

女久理夜女〈年六〉

右得刑部省去天平十二年九月一日移備、檢案内故従五位下大宅朝臣広麻呂、上件足人等依己賤訴、去養老七年五月八日判

給已訖。除籍附大養徳国添上郡志茂郷少初位下大宅朝臣賀是麻呂戸者、職依移旨、除籍帳訖。以状故移。

天平十三年潤三月七日 **従七位上行大属勲十二等鳥取連御扶**

亮外従五位下勲十二等大伴宿祢

※ 一連の文書により、同様の手続きが山背国や撰津職においても実施されたことが知られる（天平十三年六月廿六日山背国司移、天平十五年五月一日撰津職移）。

※ この右京職移には奴婢の旧籍の明記がないが、天平勝宝元年 11 月 3 日の大宅可是麻呂貢賤解（**二〇九**）にも対応する 5 人の記載が次のように見え、戸主鞠智足人は、奴足人が戸主として姓を得ていたのではないかと考えられている。

奴足人年卅四

奴棕人年十八

奴黒人年十二

奴大名麻呂年十一

[婢]

奴久理夜売年十四〈已上五人**右京四條四坊即足人戸口**〉

天平勝宝元年は天平 13 年の 8 年後であり、年齢がそれぞれ 8 歳加算されているのも辻褄が合う（但し、大名麻呂のみは加算なし）。これらの奴婢は、本来大宅可是麻呂の父広麻呂の奴婢であったらしい。ところが、いつからか奴婢身分を脱して右京四條四坊に良民として編附されたため、広麻呂がこれを訴え出て養老 7 年に奴婢身分に戻すことが決定した。その後も右京の籍に編附されたままになっていたが、天平 13 年に至って刑部省の指示で右京の籍から除籍されたことがわかる。

なお、翌天平勝宝 2 年 5 月 17 日の大宅可是麻呂貢賤解（**二一九**）では、

奴足人年卅四

奴棕人年十八

奴黒人年十二

奴大名麻呂年十一

婢久理夜女年十四

となっており、「所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤」の中に含まれていて、旧籍の記載はない。

なお、天平勝宝 2 年 5 月 17 日大宅可是麻呂貢賤解（東南院文書五櫃七卷）には、

奴鎰取年八〈足人之男在**右京四條四坊戸主鞠智足人戸口**以前天平十一年勘

及び、

婢辛刀自女年卅五

婢加良閑女年卅五

婢狛刀自女年卅三〈已上三人婢三嶋女之女〉

婢黒刀自女年廿一〈足人之女 已上四人在**右京四條四坊奴戸主鞠智足人戸口**〉

の記載があり、これは天平勝宝元年 11 月 3 日大宅可是麻呂貢賤解（東南院文書五櫃八卷）の次の記載、

婢辛刀自売年卅五

婢加良閑売年卅五

婢狛刀自売年卅三

婢黒刀自売年廿一

奴鑑取年八〈已上五人**右京四條四坊戸主鞠智足人戸口**〉

に対応するものである。

これらによれば、婢黒刀自女・奴棕人・奴黒人・奴大名麻呂・婢久理夜女・奴鑑取は、足人の子であろう。婢三嶋女は、天平勝宝元年 11 月 3 日大宅可是麻呂貢賤解（二〇九）によれば「山背国久西郡紀里戸主水尾君真熊戸口」であるから、彼女とその 3 人の子の婢辛刀自女・婢加良閨女・婢狛刀自女は、奴足人との何らかの関係で（年齢は離れているがあるいは婚姻？）、右京四條四坊の鞠智足人の子に編附されたとみられる。そして、理由は不詳だが、三嶋女の 3 人の子と、足人の子のうち最年長の黒刀自女と最年少の鑑取の計 5 人が、最後まで右京四條四坊の鞠智足人の戸に残されたことになる。但し、これまた理由不詳ながら、父足人（鞠智足人）と母三嶋女が賤身分に戻されたにもかかわらず、足人が戸主となっていた鞠智足人の戸自体は存続し、5 人の子どもたちがその戸口として存続していたことになる。

一三〇 八月二十八日 平城京の東西両市をを恭仁京に移す。

〔続日本紀〕天平十三年八月丙午（二十八日）条

遷平城二市於恭仁京。

一三一 九月四日 恭仁遷都に伴い、左右京の京戸の調と租、四畿内の租を免除する。

〔続日本紀〕天平十三年九月辛亥（四日）条

免左右京百姓調・租、四畿内田租。縁遷都也。

※ この時点までに平城京の京戸が全て恭仁京の京戸に移管されていたかどうかは不詳。平城京に京戸として附貫されていた人々を対象にしている可能性がある。

一三二 九月八日 遷都により、大赦を行う。

〔続日本紀〕天平十三年九月乙卯（八日）条

勅、以京都新遷大赦天下。天平十三年九月八日午時以前天下罪人、大辟已下、已發覺・未發覺、已結正・未結正、無問輕重、咸釈放却。其流人未達前所、已達前所、及年満已編付為百姓、亦咸釈放還。其在流所生子孫、父母已亡、無可隨還者、亦不限年之遠近、情願還、皆録名聞奏。但不願還者恣聽之。又縁逆人広繼入罪者咸從原免。又大養徳・伊賀・伊勢・美濃・近江・山背等国、供奉行宮之郡、勿収今年之調。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三三 九月十二日 恭仁京の人々に宅地を班給する。また、賀世山西路を以東を左京、以西を右京とする。

〔続日本紀〕天平十三年九月己未（十二日）条

遣木工頭正四位下智努王、民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂、散位外從五位下高岳連河

内、主税頭外従五位下文忌寸黒麻呂四人、班給**京都**百姓**宅地**。従**賀世山西路**以東為**左京**、以西為**右京**。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

天平十四年（七四二）

一三四 二月五日 恭仁宮が未完成のため、紀飯麻呂を大宰府に派遣して新羅使金欽英を饗し、国に帰らせる。

〔続日本紀〕天平十四年二月庚辰（五日）条

詔、以**新京**草創宮室未成、便令右大弁紀朝臣飯麻呂等饗**金欽英**等於**大宰**、自彼放還。（以下略）

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三五 二月五日 近江国甲賀郡に通じる恭仁京東北の道を開く。

〔続日本紀〕天平十四年二月庚辰（五日）条

（前略）是日、始開**恭仁京東北道**、通**近江国甲賀郡**。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三六 六月五日 夜、恭仁京で飯のような物が降る。

〔続日本紀〕天平十四年六月戊寅（五日）条

夜**京中**往往雨飯。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三七 八月二日 平城京と四畿内、七道諸国の国司に、孝子・順孫・義夫・節婦・力田の者の名を報告させる。

〔続日本紀〕天平十四年八月甲戌（二日）条

令**左右京四畿内七道諸国司**上**孝子・順孫・義夫・節婦・力田**人之名。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三八 九月四日 聖武天皇が恭仁京に戻る。

〔続日本紀〕天平十四年九月乙巳（四日）条

車駕還**恭仁京**。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一三九 九月十七日 恭仁京と畿内に班田使を派遣する。

〔続日本紀〕天平十四年九月戊午（十七日）条

遣**巡察使**於七道諸国。又任**左右京畿内班田使**。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一四〇 十月十四日 左京大夫県犬養石次が死去する。

〔続日本紀〕天平十四年十月乙酉（十四日）条

参議**左京大夫**従四位下県犬養宿祢石次卒。

一四一 十一月五日 平城京と畿内の租を免除する。

〔続日本紀〕天平十四年十一月丙午（五日）条

免**左右京畿内**今年田租。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一四二 十一月十四日 尼宝蔵が、優婆夷小治田於比売を貢進する。

〔正倉院文書〕尼宝蔵優婆夷貢進解 続々修二三帙五卷③(1)裏（『大日本古文書』八、一三三一—一三四）

謹解 申貢出家人事 （異筆）「声書好」

小治田朝臣於比売〈年冊／右京五条一坊戸主小治田朝臣比売比戸口〉

読経 法花経一部〈訓〉 最勝王経一部

頌 不空羼索陀羅尼 十一面陀羅尼

如意陀羅尼 八名普密陀羅尼

天平十四年十一月十四日

（自署）「師主尼宝蔵」

一四三 十一月十五日 大安寺僧菩提が、右京四条四坊の秦大蔵連喜達を優婆塞として貢進する。

〔正倉院文書〕続修別集四七③（『大日本古文書』二、三一四—一三一五）

秦大蔵連喜達〈年廿七／右京四条四坊戸主〉従六位下秦大蔵連弥智庶子

梵本陀羅尼 仏頂陀羅尼 千手陀羅尼

般若陀羅尼 如意陀羅尼

読経 涅槃経一部 法花経一部

最勝王経一部 梵網経一卷 疏二卷

理趣経一卷〈暗誦〉 瑜迦菩薩地 中論一部

肇論一卷〈已上破文〉 文選上帙音 脩行十二年

天平十四年十一月十五日**大安寺**僧菩提

※ 「戸主」は秦大蔵連喜達本人の属性のように記されているが、「庶子」とあることからみても、従六位下秦大蔵連弥智にかかる記載であろう。

一四四 十一月十五日 優婆塞県犬養宿祢大岡が貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続々修二七帙三卷④裏（『大日本古文書』八、一三八—一三九）

県犬養宿祢大岡〈年十七／左京一条三坊戸主懸（県）犬養宿禰忍人戸口〉

読経 法華経一部

最勝王経一部

方広経一部
理趣経一卷
金剛般若経一卷
薬師経一卷
観世音経一卷
阿弥陀経一卷
多心経一卷
誦経 観世音経一卷
多心経一卷

唱礼具

天平十四年十一月十五日

(異筆)「道証師」

一四五 十一月十五日 小治田□麻呂が出家人として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続修別集二五①(2)裏 (『大日本古文書』二、三一五一三一六)

〔小〕 〔臣 麻〕

□治田朝□□□□〈左京六条一坊戸主大初位下小治田朝臣三立男〉(半存)

脩行年五歳

読経

法花一部

最勝王経一部

理趣経

金剛盤若経

千手経〈陀羅尼誦〉

薬師経〈誦〉

阿弥陀経

仏頂経〈陀羅尼誦〉

十一面経〈陀羅尼誦〉 多心経〈誦〉

天平十四年十一月十五日

「□積寺僧学達」

※ 人名部分の积読は、東京大学史料編纂所『正倉院文書目録四 続修別集』(東京大学出版会、一九九九年)による。

一四六 十一月二十三日 僧靈福が、左京三条二坊の槻本連堅満侶を優婆塞として貢進する。

〔正倉院文書〕続修一八① (『大日本古文書』二、三一九一三二〇)

僧靈福謹解 申貢度人事

槻本連堅満侶〈年廿八／左京三条二坊戸主従八位上槻本連大食戸口〉

読経

法華経一部〈音訓〉

即開題

最勝王経一部〈音訓〉

涅槃経一部〈音訓〉

注維摩経一部〈訓〉

方広経一部〈音訓〉

弥勒経一部〈音訓〉

金剛般若一卷〈音訓〉

千手経一卷〈音訓〉

仏頂経一卷〈音訓〉

摩訶摩耶経一卷〈音訓〉

浄飯王経一卷〈音訓〉

誦經

法花經第一卷

理趣經一卷

藥師經一卷

千手陀羅尼〈了〉

仏頂陀羅尼

百法論

浄行八年

天平十四年十一月廿三日

一四七 十二月九日 大原長額が優婆塞として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続々修二三帙五卷②(5)裏 (『大日本古文書』八、一五三—一五四)

大原史長額 〈年卅六／右京八条四坊戸主大原史足人戸口〉

読經

法華經一部

最勝經一部

涅槃經一部

方広經一部

弥勒經一部

雜經種々

広百論一部

十一面經

法華經陀羅尼

方広經善見王子懺悔

唱礼六時皆

浄行十四年

天平十四年十二月九日

一四八 十二月十二日 右京一条三坊戸主曾祢連伊甘志が、戸口の曾祢造牛養を優婆塞として貢進する。

〔正倉院文書〕続修一八② (『大日本古文書』二、三二—三二二)

謹解 申貢出家人事

曾祢造牛養 〈年十八／右京一条三坊戸頭正五位上曾祢連伊甘志之戸口〉

読經

法花經一部〈八卷〉

最勝王經一部〈十卷〉

涅槃經一部〈卅卷〉

大波若經一部〈六百卷〉

誦經

理趣經一卷

藥師經一卷

唱礼具足

学習論

唯識論一部〈十卷〉

仏地經一部〈七卷〉

貢

天平十四年十二月十二日

貢

正五位上曾祢連伊甘志

一四九 天平十四年頃 優婆夷丹波史橋女が貢進される。

〔正倉院文書〕優婆夷貢進解 続々修二三帙五卷①(2)裏 (『大日本古文書』八、一三五—一三六)

謹解 申丹波史橋女

(マ、)

**左京五条四坊夫人丹破史
東人戸口**

読経 法華経一部
最勝王経一部
薬師経一卷
理趣経一卷
千手経一卷
方広経一部
誦経呪 心経一卷
千手呪
唱礼具
浄行十五年

※ 「夫人」は不詳。あるいは、「人夫」の意か。なお、一七九に見える左京四条四坊の丹波史東人との関係は定かではない。

一五〇 天平十四年頃 石上部嶋君が出家人として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続修別集二五①(3)裏 (『大日本古文書』二、三一六一三一七)

〔石〕 〔年〕
□上部君嶋君 〈□□□／左京四条二坊戸主石上部君鷹養之戸口〉
誦 最勝王経第三卷
多心経
十一面陀羅尼
読 最勝王経一部
観世音経
唱礼

一五一 天平十四年頃 百齊弟麻呂が出家人として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続修二八⑫ (『大日本古文書』二、三一七一三一八)

百齊連弟麻呂 〈年十六／左京五条五坊戸主百齊連弟人戸口〉
読経 法華経一部 〈音〉
最勝王経一部 〈音〉
方広経一部 〈音〉
本願薬師経一卷 〈音〉
七仏薬師経一卷 〈音〉
咒媚経一卷 〈音〉
理趣経一卷 〈音〉
誦経 最勝王経第八卷
唱礼一具 〈倭〉

浄行六年

師主元興寺僧平撰

天平十五年（七四三）

一五二 六月三十日 藤原仲麻呂を左京大夫に、鴨角足を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平十五年六月丁酉（三十日）条

以_レ從五位下中臣朝臣清麻呂_一為_レ神祇大副_一、（中略）從四位上藤原朝臣仲麻呂為_レ左京大夫_一、外從五位下鴨朝臣角足為_レ右京亮_一、（後略）

天平十六年（七四四）

一五三 閏正月一日 官人を朝堂に集め、恭仁・難波いずれを都とすべきかについて、意見を述べさせたところ、恭仁京を挙げる者がやや多いことがわかる。

〔続日本紀〕天平十六年閏正月乙丑朔（一日）条

詔、喚_レ會百官於朝堂_一、問曰、恭仁・難波二京何定為_レ都_一。各言_レ其志_一。於_レ是陳_レ恭仁京便宜_一者、五位已上廿四人、六位已下百五十七人。陳_レ難波京便宜_一者、五位已上廿三人、六位已下一百卅人。

一五四 閏正月四日 市人にいずれを都とすべきかを問うたところ、恭仁京を挙げる者が多数を占める。

〔続日本紀〕天平十六年閏正月戊辰（四日）条

遣_レ從三位巨勢朝臣奈弓麻呂、從四位上藤原朝臣仲麻呂_一、就_レ市問_レ定_レ京之事_一。市人皆願_レ以_レ恭仁京_一為_レ都_一。但有_レ願_レ難波_一者一人、願_レ平城_一者一人上。

一五五 閏正月九日 京職に指示し、諸寺や人々に対して造作を督励させる。

〔続日本紀〕天平十六年閏正月癸酉（九日）条

更仰_レ京職_一令_レ諸寺百姓皆作_レ舍宅_一。

一五六 二月二日 恭仁宮留守が保管していた鈴印を難波宮に運ばせ、恭仁宮と平城宮に留守を置く。

〔続日本紀〕天平十六年二月丙申（二日）条

中納言從三位巨勢朝臣奈弓麻呂、持_レ留守官所_一給鈴印_一詣_レ難波宮_一。以_レ知太政官事從二位鈴鹿王、木工頭從五位下小田王、兵部卿從四位上大伴宿祢牛養、大藏卿從四位下大原真人桜井、大輔正五位上穗積朝臣老五人_一、為_レ恭仁宮留守_一。治部大輔正五位下紀朝臣清人、左京亮外從五位下巨勢朝臣嶋村二人、為_レ平城宮留守_一。

一五七 二月二十一日 恭仁京の人々が自由に難波宮へ移転することを認める。

〔続日本紀〕天平十六年二月乙卯（二十一日）条

恭仁京百姓情願遷難波宮者、恣聽之。

※ 恭仁京と難波宮に関する記事であるが、便宜掲げる。

一五八 二月二十六日 難波宮に遷都し、京戸の人々の自由な行き来を認める。

〔続日本紀〕天平十六年二月庚申（二十六日）条

左大臣宣、勅云、今以難波宮定為皇都。宜知此状。京戸百姓任意往来。

※ 恭仁京と難波宮に関する記事であるが、便宜掲げる。

一五九 十二月十日 大宅諸姉が、平城京左京九条四坊の優婆塞漆部豊嶋を出家人として貢進する。

〔正倉院丹裏古文書〕優婆夷貢進解 第一二七号外包裏（『大日本古文書』二五、一六四）

漆部連豊嶋〈年十六〉 大宅諸姉謹貢

右人、左京九条四坊戸主従八位下漆部連虫

麻呂之戸口

誦〈法華經 阿弥陀經／多心經 觀世音經〉

天平十六年十二月十日

天平十七年（七四五）

一六〇 正月一日 大楯檜を立て、紫香樂宮へ遷都を宣言する。

〔続日本紀〕天平十七年正月己未朔（一日）条

廢朝。乍遷新京、伐山開地以造宮室。垣牆未成、繞以帷帳。令兵部卿従四位上大伴宿祢牛養、衛門督従四位下佐伯宿祢常人樹大楯檜。〈石上・榎井二氏、倉卒不及追集。故令二人為之。〉

※ 恭仁京と紫香樂宮に関する記事であるが、便宜掲げる。

一六一 正月十二日 平城京左京四条四坊の優婆塞奈良日佐浄足が出家人として貢進される。

〔正倉院丹裏古文書〕優婆夷貢進解 第四七号内包裏（『大日本古文書』二五、一〇四—一〇五）

貢 出家人事

奈良日佐浄足〈年十三〉

右人、以去年七月十八日役使寺所優婆塞。

至于今年尽勞。

以前人、左京四条四坊戸主従八位上奈良日佐

牟須万呂之男。

天平十七年正月十二日「玉祖人主」

一六二 四月二十日 左京職が民部省に天平十七年五月分の公糧を申請する。

〔正倉院文書〕正集四③（『大日本古文書』二、四一五一四一六）

左京職移民部省

合応給米壹斛壹斗肆口升、塩壹升壹合陸夕、布式段〈日□□〉

米壹斛壹斗陸升〈人別日二升〉 塩壹升壹合陸夕〈人別日二夕〉

右直丁武宜都広麻呂・大伴部麻呂、并式人料、

布式段〈人別一段〉

右廩丁山部小国・大伴部古麻呂、并式人料

以前、来五月式拾玖箇日料、所請公糧

如件、以移

天平十七年四月廿日**大属正八位下大伴「大国」**

従七位下守少進当麻真人「吉嶋」

「*合」

「*勘」

「*志合」

（紙面に「左京之印」十一顆アリ）

一六三 四月 右京職が民部省に天平十七年五月分の公糧を申請する。

〔正倉院文書〕正集四⑤（『大日本古文書』二、四七九）

右京職移 民部省

直丁式人

廩式人

応請米壹斛壹斗陸升、塩壹升壹合陸夕〈已上直丁□／人料〉

布式段〈廩二人料〉

以前、来五月料、所請如前、以移

（後欠）

（紙面に「右京之印」六顆アリ）

一六四 五月二日 地震が起こったため、京内の諸寺で最勝王経の転読を行う。

〔続日本紀〕天平十七年五月己未（二日）条

地震。令_下京師諸寺限_上一七日_中転_中読最勝王経_上。（以下略）

※ 紫香樂の都に関する記事であるが、便宜掲げる。

一六五 五月二日 太政官が諸司の官人を呼び出してどこを都とすべきかを問うたところ、みな平城京がよいと答える。

〔続日本紀〕天平十七年五月己未（二日）条

（前略）是日、太政官召_上諸司官人等_中、以_上何処_中為_レ京_上。皆言、可_レ都_上平城_中。

一六六 五月四日 平城京の薬師寺に四大寺の僧を集め、都とすべき場所を問うたところ、平城京がよいと答える。

〔続日本紀〕天平十七年五月辛酉（四日）条

(前略) 遣_二大膳大夫正四位下栗栖王於_一平城藥師寺_一、請_二集四大寺衆僧_一、問_下以_二何処_一為_上京。僉曰、可_下以_二平城_一為_上都。

一六七 五月六日 聖武天皇が恭仁宮に戻る。

〔続日本紀〕天平十七年五月癸亥（六日）条

(前略) 車駕到_二恭仁京泉橋_一。于_レ時、百姓遥望_二車駕_一、拜_二謁道左_一、共称_二万歳_一。是日、到_二恭仁宮_一。

※ 恭仁京に関する記事であるが、便宜掲げる。

一六八 五月十日 恭仁京の市人が平城京に戻る。

〔続日本紀〕天平十七年五月丁卯（十日）条

(前略) 是日、**恭仁京市人**徙_二於平城_一。晝夜争行相接無_レ絶。

一六九 五月十一日 平城還都に際し、光明皇后が父藤原不比等の旧宅を皇后宮とする。

〔続日本紀〕天平十七年五月戊辰（十一日）条

(前略) 是日、行_二幸平城_一。以_二中宮院_一為_二御在所_一、**旧皇后宮**為_二宮寺_一也。諸司百官各歸_二本曹_一。

※ 平城還都を示す記事で、宮寺すなわち法華寺が、元光明皇后の住まいであったことがわかる。二条大路木簡の分析によって立后当初の光明皇后の皇后宮は、長屋王宅のあった平城京左京三条二坊一・二・七・八坪に設けられた可能性が高いことが明らかになったため、「旧皇后宮」は、(のちに) 皇后 (になる) 光明子が (立后前の夫人だった時に) 元住んでいた場所の謂いと解釈すべきであろう。正倉院文書によると、法華寺の初見は七四八年 (天平十九) であるから、平城還都の時点で藤原不比等の旧宅がすぐに寺に改められたとは考えられない。「為宮寺」は、父藤原不比等の旧宅を皇后宮とした光明子が、のちにそこを法華寺に改めたことを踏まえた表現であろう。

一七〇 九月十九日 聖武天皇の不予のため、平城宮の鈴印を難波宮に運ばせる。

〔続日本紀〕天平十七年九月癸酉（十九日）条

(前略) 天皇不予。勅_二平城・恭仁留守_一固_レ守_二宮中_一。悉追孫王等詣_二難波宮_一。遣_レ使取_二平城宮鈴印_一。

一七一 九月十九日 聖武天皇の不予のため、平城京と畿内の諸寺、及び名山において薬師悔過を行う。

〔続日本紀〕天平十七年九月癸酉（十九日）条

(前略) 又令_二京師畿内諸寺及諸名山淨処_一行_二薬師悔過之法_一。(以下略)

一七二 九月二十日 平城京と諸国に大般若経百卷を写させる。

〔続日本紀〕天平十七年九月甲戌（二十日）条

(前略) 令_二京師及諸国_一写大般若経合一百部。又造_二薬師仏像七軀高六尺三寸_一、并写_二

経七卷。

一七三 九月二十三日 平城京右京八条二坊の幡文広隅の所属が記される。
〔正倉院丹裏古文書〕仕丁送文 第三四号外包裏（『大日本古文書』二五、八七）
幡文広隅〈年廿一／右京八条二坊戸主少初位上幡文広足戸口〉
天平十七年九月廿三日

一七四 十月二十一日 右京職が民部省に天平十七年十一月分の公糧を申請する。
〔正倉院文書〕正集四⑤（『大日本古文書』二、四七八—四七九）
右京職移 民部省
応請米壹斛貳斗、塩壹升貳合、綿肆屯
右直丁二人、廩二人、并四人〈直丁日別米二升、塩二夕、廩別綿二屯〉
以前十一月料所請如件以移
天平十七年十月廿二日**正七位上行大属松連「小槻」**
大進従六位下勲十二等布勢朝臣「宅主」
（紙面に「右京之印」十顆アリ）

一七五 十月二十八日 右京の人尾張王が、河内国において白亀を得る。
〔続日本紀〕天平十七年十月辛亥（二十八日）条
河内国司言、**右京人**尾張王、於部内古市郡古市里田家庭中、得白亀一頭。長九分、闊七分、兩目並赤。

一七六 十月 左京職が民部省に天平十七年十月・十一月分の公糧を申請する。
〔正倉院文書〕正集四④（『大日本古文書』二、四一六）
左京職移民部省
請公糧直丁貳人〈一人直丁／一人廩丁〉
直丁大伴部麻呂、廩丁大伴部古麻呂
応給米壹斛貳斗（六斗十月料／六斗十一月料）、塩壹升貳合（六合十月料／六合十一月料）
右直丁老人料□□□□
（後欠）
（紙面に「左京之印」七顆アリ）

一七七 天平十七年頃 氷金弓が優婆塞として貢進されたか。
〔正倉院文書〕優婆塞貢進解断簡カ（写疏所請綺緒紙解の一次文書か） 続々修四二帙四卷⑨（『大日本古文書』八、五九〇—五九一）
「泳」**氷宿禰金弓**〈年廿二／左京一条一坊戸主従八位下氷宿禰広万呂戸口〉
〔写疏所〕請綺緒四丈八尺四寸
弁中辺論一部〈三卷〉 肇論一卷〈已上四卷各着一尺六寸〉
金光明経疏一部〈八卷〉 枢要一部〈四卷／已上十二卷各二尺〉 四分律抄一部〈六卷

各三尺)

(マヽ)

已上十八卷各

右間所仰疏等緒請如前、以解。

天平十七年十二月廿一日阿刀酒主」

※ 左京一条一坊は全て平城宮の範囲内であり、条数ないし坊数に何らかの誤りがあるものと思われる。

※ 一行目の記載と、二行目以降の写疏所請綺緒紙解は無関係。一行目は恐らく優婆塞貢進解などの記載の一部(ないしその写し)で、その余白に写疏所請綺緒紙解を二次的に記入したものであろう。この文書の裏面は、写一切経所解(『大日本古文書』一五、九七一九八。天平宝字五年正月二十五日類収)に利用されているが、断簡末尾下部に「謹貢」の別筆の二文字が認められる。これは表面の記載が、優婆塞貢進解の一部である根拠となろう。

一七八 天平十七年頃 秦人乙麻呂が優婆塞として貢進される。

[正倉院文書] 優婆塞貢進解 続修二八⑩(『大日本古文書』二四、二九八—二九九)

謹解 申請出家事

秦人乙麻呂年壹拾陸〈左京四条三坊戸主秦人虫麻呂口者〉

合読経参拾卷

法華経一部〈八卷〉

最勝王経一部〈十卷〉

[方広カ]

□□経一部〈三卷〉

弥勒経一部〈三卷〉

(後欠)

※ 年紀を欠き、『大日本古文書』、天平十七年八月一日に類収する。

一七九 天平十七年頃 丹波年足が優婆塞として貢進される。

[正倉院文書] 優婆塞貢進解 続々修第三四帙一卷③(1)裏(『大日本古文書』二四、二九九—三〇〇)

丹波史年足〈年廿五／左京四条四坊戸主丹波史東人戸口〉

読経

法華経一部〈音訓〉

最勝王経一部〈音訓〉

涅槃経一部〈音〉

方広経一部〈音〉

弥勒経一部〈音〉

金剛波若経〈音訓〉

薬師経〈音訓〉

十一面経〈音訓〉

理趣分〈音〉 千手經〈音訓〉
 誦陀羅尼 千手陀羅尼
 波若陀羅尼
 方広陀羅尼
 合

※ 年紀を欠き、『大日本古文書』、天平十七年八月一日に類収する。なお、一四九に見える左京五条四坊の丹破史東人との関係は定かではない。

一八〇 天平十七年頃 坂本沙弥麻呂が優婆塞として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続々修第二六帙五卷⑤裏（『大日本古文書』二四、三〇〇）

坂本君沙弥麻呂〈年十三／左京七条一坊戸主池田朝臣夫子戸口〉

誦 多心經 十一面陀羅尼
 読 最勝王經 觀世音經
 藥師經 唱礼 （異筆）「不」

※ 年紀を欠き、『大日本古文書』、天平十七年八月一日に類収する。なお、「不」との異筆の注記は、貢進されたものの、出家を認められなかったことを示すとみられる。

一八一 天平十七年頃 寺妹麻呂が優婆塞として貢進される。

〔正倉院文書〕優婆塞貢進解 続々修第一一帙二卷(5)裏（『大日本古文書』二四、三〇一）

寺史妹麻呂〈年廿／右京三条三坊戸主寺史足之戸口〉

読 法華經一部
 最勝王經一部
 誦 最勝王經第七卷
 觀世音經
 八名普蜜陀羅尼經
 咒 絹索陀羅尼
 金鐘陀羅尼
 唱礼具 （異筆）「淨行四年」

※ 年紀を欠き、『大日本古文書』、天平十七年八月一日に類収する。

天平十八年（七四六）

一八二 正月二十八日 三つ子を産んだ右京の人大辛刀自売に正税を給う。

〔続日本紀〕天平十八年正月庚辰（二十八日）条

右京人上部乙麻呂之妻大辛刀自売一産三女。給正税四百束。

一八三 三月七日 右京の人尾張王が河内国で得た白亀が大瑞にあたるため、六位以下の叙位などを行う。

〔続日本紀〕天平十八年三月己未（七日）条

（前略）勅曰、朕君_レ臨四海、憂_レ勞兆民、未_レ致_レ隆平、稍有_レ慙_レ德。粵得_レ治部卿從四位上石上朝臣乙麻呂等奏稱、正五位下河内国守大伴宿祢古慈斐解稱、於_レ所部古市郡内、**右京人**尾張王獲_レ白亀一頭。長闊短小。形象異_レ常者。謹檢_レ瑞_レ凶及援神契云、王者德沢洽、則神龜来。孝道行、則地龜出。実合_レ大瑞_レ者。斯蓋乾坤垂_レ福、宗社降_レ靈、河洛呈_レ祥、幽明協_レ度。祇對_レ天_レ貺喜懼交懷。孤以_レ薄_レ德何堪_レ忝受_レ。百官共悦、良当_レ朕意_レ。宜_レ天下六位以下皆加_レ一_レ級_レ。孝子・順孫・義夫・節婦及力田者二_レ級。唯正六位上免_レ当_レ戸今年租_レ。其進_レ龜人特叙_レ從五位下_レ。賜_レ物准_レ例。出_レ龜郡者免_レ今年租調_レ。

一八四 三月十六日 平城京と畿内における寺院の土地売買禁止を徹底する。

〔続日本紀〕天平十八年三月戊辰（十六日）条

太政官処分、凡_レ寺家買_レ地、律令所_レ禁。比年之間占買繁多。於_レ理商量、深乖_レ憲法_レ。宜令_レ京及畿内嚴加_レ禁制_レ。（以下略）

一八五 七月十一日 近江国が奴婢五人を買い進上する。

〔東南院文書〕第五櫃第四卷（『東大寺文書』三、九六一九七。『大日本古文書』二、二五五。九、二五四一二五五）

近江国司解 申進上買賤事

合伍人〈奴四人／婢一人〉	価稻伍仟束
奴持麻呂年卅九〈車匠〉	価一千四百束
奴氣麻呂年廿五	価一千束
奴飯長年廿	価一千束
奴石君年十一	価六百束
婢白売年廿五	価一千束

〔原脱〕

右被守從三位藤朝臣仲麻呂宣、上
件賤買進上如前謹解

天平十八年七月十一日

從三位行式部卿兼左京大夫東山道鎮撫使守藤原朝臣仲麻呂

正七位上行少掾舩連家足

外從五位下行介茨田宿祢枚万呂

正五位上行左衛士佐兼員外介勲十二等坂上伊美吉

※ 近江守藤原仲麻呂が左京大夫を兼任していることが知られるため掲げる。なお、正文ではなく、写しである。

一八六 八月八日 壬生宇太麻呂を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平十八年八月丁亥（八日）条

以_レ從五位下伊香王_ヲ為_シ雅樂頭_ト。（中略）外從五位下壬生使主宇太麻呂為_シ右京亮_ト。

一八七 九月三日 伊勢齋王県女王の出立に際し、大臣以下は平城宮宮城門外まで、諸司官人は平城京外まで見送る。

〔続日本紀〕天平十八年九月壬子（三日）条

先_レ是県女王為_シ齋王_ト。至_レ是發入。大臣已下送_シ出門外_ト。諸司亦送至_シ京外_ト而還。

一八八 九月二十日 多治比真人犢養を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平十八年九月己巳（二十日）条

以_{シテ}正四位下石上朝臣乙麻呂_ヲ為_シ右大弁_ト。（中略）從五位下多治比真人犢養為_シ左京亮_ト。

天平十八年（七四六）

一八九 十二月十日 平城京と畿内諸国の兵士の徴発を再開する。

『続日本紀』天平十八年十二月丁巳（十日）条

（前略）又京畿内及諸国兵士依_レ旧点差。

天平十九年（七四七）

一九〇 正月二十七日 七道諸国で受戒した沙弥尼が平城京に入るの禁止する。

〔続日本紀〕天平十九年正月癸卯（二十七日）条

制、令_{シテ}七道諸国沙弥尼等_ヲ、於_テ当国寺_ニ受戒、不_レ須_シ更入_シ京_ト。

一九一 二月十一日 法隆寺が平城京右京九条二坊に庄一処を所有する。

〔法隆寺伽藍縁起并流記資財帳〕（『大日本古文書』二、六一八）

法隆寺

伽藍縁起并流記資財事

（中略）

合処処庄肆拾陸処

合庄庄倉捌拾肆口 屋壺伯拾壺口

右京九条二坊一処

（以下略）

一九二 二月十一日 大安寺が平城京左京七条二坊十四坪と七条三坊十六坪に園地を一箇所ずつ所有する。

〔大安寺伽藍縁起并流記資財帳〕（『大日本古文書』二、六一八）

大安寺三綱言上

伽藍縁起并流記資財帳

(中略)

合藪地式処〈一在**左京七条二坊十四坪**／一在**同京同条三坊十六坪**〉

(以下略)

一九三 三月十日 布勢宅主を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平十九年三月乙酉(十日)条

以**從四位下藤原朝臣八束**為**治部卿**。(中略) 從五位下布勢朝臣宅主為**右京亮**。(以下略)

一九四 七月七日 干害のため、平城京左京・右京の田租を免除する。

〔続日本紀〕天平十九年七月辛巳(七日)条

詔曰、自**去六月**、**京師**亢旱。由是、奉幣帛名山祈雨諸社、至誠無驗、苗稼焦凋。此蓋朕之政教不德於民乎。宜免**左右京**今年田租。

一九五 十一月四日 吉備真備を右京大夫に任じる。

a 〔続日本紀〕天平十九年十一月丙子(四日)条

以**外從五位下中臣丸連張弓**為**皇后宮亮**。(中略) 春宮大夫兼学士**從四位下吉備朝臣真備**為**右京大夫**。

b 『続日本紀』宝龜六年十月壬戌(二日)条

前右大臣正二位勳二等吉備朝臣真備薨。右衛士少尉下道朝臣国勝之子也。(中略) 累遷、七歳中、至**從四位上右京大夫兼右衛士督**。(以下略)

天平二十年(七四八)

一九六 四月二十二日 元正太上天皇の死去にあたり、平城京と四畿内、及び七道諸国に三日間の挙哀を命じる。

〔続日本紀〕天平二十年四月辛酉(二十二日)条

(前略) 勅、令**左右京、四畿内及七道諸国**、挙哀三日。

一九七 四月二十五日 写書所が写經生の出家志願者リストを作成する。

a 〔正倉院文書〕続修二八⑧(『大日本古文書』三、七八一八一)

写書所解 申願出家人事

八

合廿七人

○六人部臣身万呂〈年卅四 勞三年／美濃国方県郡志淡思郷戸主六人部臣山村戸口〉

春日部曾万呂〈年十八 勞一年／撰津国西城郡美努郷戸主春日部荒熊戸口〉

○**海犬甘連広足**〈年卅八 勞三年／**左京六条二坊戸主海犬甘連万呂戸口**〉

○大伴連蓑万呂〈年廿九 勞三年／紀伊国那賀郷戸主大伴連伯万呂戸口〉

- 子部連乙万呂〈年卅 勞三年／大倭国宇陀郡笠間郷戸主忍坂忌寸乙万呂戸口〉
- ㄟ少初位上治田連石万呂〈年卅七 勞十年／尾張国海部郡三宅郷戸主私部男足戸口〉
- ㄟ少初位下伊福部厚万呂〈年卅七 勞三年／美濃国山県郡片野郷戸主伊福部五百江戸口〉
- 大弓削若万呂〈年廿九(「二」に重書訂正)勞三年／下総国海上郡城内郷戸主大弓削刀良戸口〉
- 文部臣曾祢万呂〈年卅九 勞二年／上総国山辺郡岡山郷戸主文部臣古万呂戸口〉
- 无日置造養万呂〈年卅六 勞三年／左京三条三坊戸主日置造男成戸口〉
- 次田連麻佐毗〈年廿五 勞二年／右京七条三坊戸主正八位上次田連東万呂戸口〉
- ㄟ大友日佐広国〈年卅七 勞三年／近江国蒲生郡桐原郷戸主大友日佐千嶋戸口〉
- 山下造咋万呂〈年廿三 勞三年／右京九条二坊戸主少初位上山下老戸口〉
- 羽栗臣国足〈年廿六 勞三年／近江国犬上郡尼子郷戸主羽栗臣伊賀万呂戸口〉
- 岡屋君石足〈年廿七 勞四年／右京五条三坊戸主岡屋君大津万呂戸口〉
- ㄟ茨田連兄万呂〈年廿三 勞三年／山背国紀伊郡堅井郷戸主布勢君家万呂戸口〉
- ㄟ山部宿祢針間万呂〈年卅五 勞一年／左京八条一坊戸主正六位下山部宿祢安万呂戸口〉
- 荒田井直族鳥甘〈年卅三 勞三年／尾張国愛智郡成海郷戸主少初位下荒田井海見戸口〉
- 荒田井直族牛甘〈年廿九 勞三年／尾張国愛智郡成海郷戸主少初位上荒田井益万呂戸口〉
- ㄟ
- 无倭史人足〈年廿二 勞三年／左京一条二坊戸主倭史真首名戸口〉
- ㄟ土師連東人〈年十八 勞一年／山背国愛当郡大野郷戸主土師連万呂戸口〉
- ㄟ吳金万呂〈年十八 勞二年／右京六条三坊戸主国百嶋戸口〉
- 君子嶋守〈年廿二 勞三年／常陸国久慈郡久慈郷戸主君子浄成戸口〉
- 鴨県主道長〈年十八 勞四年／山背国愛当郡〉
- 鴨祢疑白髮部防人〈年十八 勞四年／山背国愛当郡〉
- 无久米直熊鷹〈年五十 勞一年／伊予国久米郡天山郷(即)戸主〉
- 无身安宿戸造黒万呂〈年卅五 勞一年／河内国安宿郡奈加郷戸主正七位下安宿造真ㄟ〉
- ㄟ坊舎人无位石村部能(熊力)鷹〈年廿五 勞七年／左京一条三坊戸主新田部真床戸口〉
- 私部乙万呂〈年卅六 勞一年／信濃国更科郡村神郷戸主私部知万呂戸口〉

天平廿年四月廿五日阿刀酒主

伊福部男依

志斐麻呂

又

- ㄟ秦家主〈年廿二／伊勢国朝明郡葦田郷戸主船木臣東君戸口〉
- ㄟ村山連首万呂〈年廿五／河内国丹比郡狭山郷戸主少初位上村山連浜足戸口〉

※ 事書きに人数訂正があるが、リストと人数は合致しない。

- b [正倉院文書] 続々修二四帙六卷⑤(2)裏(『大日本古文書』一〇、二六四一二六六)
- 六人部〈臣〉身万呂〈美濃国〈方県郡〉志淡郷戸主六人部山村戸口／年卅四〉
 - 春日〈部〉虫万呂〈年十／八撰津国西城(成)郡美努郷〈戸主〉春日部荒熊戸口〉
 - 〈海〉犬甘〈連〉広足〈年卅八／左京六条二坊〈戸主〉海犬甘万呂戸口〉
 - 大伴〈連〉養万呂〈年廿九／紀伊国那賀郷戸主大伴連伯万呂戸口〉

子部〈連〉乙万呂〈年卅／大倭国宇陀郡笠間郷戸主忍坂忌寸乙万呂戸口〉
治田〈連〉石万呂〈年卅七／尾張国海部郡三宅郷戸主私部男足戸口〉
〈少下〉伊福部厚万呂〈卅七／美濃国山県郡片野郷戸主伊福部五百江戸口〉
君子嶋守〈年廿二／常陸国久慈郡久慈郷戸主君子浄成戸口〉
大弓削若万呂〈年廿九／下総国海上郡城内郷戸主大弓削刀良戸〉
丈部〈臣〉曾祢万呂〈年卅九／上総国山辺郡岡山郷戸主丈部〈臣〉古万呂戸口〉
日置〈造〉養万呂〈年卅六／左京三条三坊戸主日置〈造〉男成戸口〉
次田〈連〉麻佐比〈年廿五／右京七条三坊戸主〈正八位上〉次田連東万呂戸口〉
大友日佐広国〈年卅七／近江国蒲生郡桐原郷戸主大友日佐千嶋□〉
山下造咋万呂〈年廿三／右京九条二坊戸主少上山下造老戸口〉
羽栗臣国足〈年廿六／近江国犬上郡尼子郷戸主羽栗臣伊賀万呂戸口〉

※ この文書は、当初姓が省かれている場合が多く、労の注記もない。また、筆跡も行書の崩れた書風で書かれており、最初の文書の下書きの一部とみられる。

一九八 四月二十七日 元正太上天皇の死去にあたり、平城京の寺院において、七日ごとに誦經を行わせる。

〔続日本紀〕天平二十年四月丙寅（二十七日）条

（前略）自是之後、毎至七日、於京下寺誦經焉。

一九九 十月二十一日 平城京左京一条三坊の大原櫛上が東大寺に奴婢を売却し、立券手続きが行われる。

〔中村文書〕大原真人櫛上奴婢売買券（『大日本古文書』三、一二六一—一二七）

一条令解 申売買奴婢立券事

婢黒女年参拾参歳

婢積女年捌歳

婢真積女年伍歳

奴積麻呂年肆歳

部内**三坊戸主正七位下大原真人今城戸口大原真人櫛上**之奴婢

右、得櫛上申状云、上件奴婢、以錢貳拾貫充価直、売遷**東大寺**已訖。望請依式欲立券者。令問虚実、方知実状。仍勒証人並三綱名申送如件。謹以解。

天平廿年十月廿一日賤主**大原真人櫛上**

証兵部省少丞正七位下**大原真人今城**

（裏書）

「進置公文

合五卷 枚二枚

一卷官奴婢帳 一卷諸国買奴文 一卷寺買奴文

一卷加是万呂奴帳 一卷五千戸帳 一枚撰津 一枚大宅解文」

※ 大原真人今城（今木）は、もと今城王。七三九年（天平十一）四月に高安王らとともに、大原真人姓をたまわったのであろう（『続日本紀』天平十一年四月甲子条）。

本文書の発給主体の一条令は、平城京左京一条の坊令。大宝令・養老令で規定さ

れた坊令を条令と称するようになるのは、平城遷都によって、坊令の統轄区域が横並びの坊、すなわち条を単位とすることになったのに伴うとみられ、本文書の一条令がその最古の事例とみられる。唐招提寺所蔵「家屋資財請返解案」にも条令とみえ、長岡京遷都後以降は、条令の表記が一般化する。

二〇〇 十月二十七日 平城京左京四条三坊（三条四坊か）戸主小治田藤麻呂が、家・墾田を東大寺に売却する。

〔内閣文庫所蔵東大寺文書〕太政官符案（『東大寺文書』五、四一〇—四一一。『大日本古文書』二四、五二五—五二六）

太政官符伊賀国守正六位上池田朝臣足床等

家壺区（在伊賀国阿拝郡柘殖里者）

地式町

墾田七町一段

屋捌宇

板倉柒間

価銭柒拾貫文

以前、奉 勅旨僞、**左京四条三坊戸主小治田朝臣弟**

麻呂戸同姓藤麻呂之家地并墾田、為**東大寺**庄得

買已訖。宜仰所司、令立券文者。国宜承知、准勅施

行。符到奉行。

左中弁正五位上阿倍朝臣 左大史正六位上勲十一等文伊美吉

天平廿年十月廿七日

※ 本文書は鎌倉時代の写しとみられる。同内容の写しは、東大寺文書（未成巻文書）にも含まれている（『東大寺文書』一一、一七四—一七五）。二〇二は、同じ案件にかかる内容で、本文書は、二〇二に「三条四坊」とあるのを「四条三坊」と記す。また、二〇二で戸主とする小治田藤麻呂を戸主小治田弟麻呂の戸口とするのは、二〇二にはなくかつそれと両立し得ない情報である。これらをそのまま信じるならば、次文書との間で戸の分割が行われ、小治田藤麻呂を戸主とする戸が新たに西南に位置する別の坊に立てられたことになる。しかし、天平二十年は籍年というわけでもなく、少なくとも「三条四坊」と「四条三坊」については、本文書が条と坊を取り違えた可能性が高いとみられる。

二〇一 十月二十八日 平城京と畿内・七道諸国の田租を免除する

〔続日本紀〕天平二十年十月乙丑（二十八日）条

詔、免**京畿内七道諸国**田租。

二〇二 十一月十九日 平城京左京三条四坊戸主小治田藤麻呂が、家・墾田を東大寺に売却する。

〔東南院文書〕第三櫃第一巻（『東大寺文書』二、八五一—八八。『大日本古文書』三、一三三—一三六）

小治田藤麻呂解 申立売買舎宅并墾田等券事
家壺区〈地貳町／在阿拝郡柘殖郷〉

(中略)

墾田柒町貳伯陸拾陸歩

(中略)

価銭柒拾貫

右**左京三条四坊戸主小治田朝臣藤麻呂**家并墾等頓

売**東大寺**已訖仍注状以解

天平廿年十一月十九日戸主小治田朝臣藤麻呂

祖母池田朝臣宅持売

姑小治田朝臣比売比等咩

天平感宝元年六月廿四日擬主帳稻置代首宮足

大領外從六位下敢朝臣安万呂

国判聽許已訖

天平感宝元年六月廿四日史生從七位下大石村主大鱈

正六位上行守池田朝臣足床

「通了」

(紙面に「伊賀国印」四二顆アリ)

二〇三 天平二十年 平城京左京七条の人、他田日奉部直神護が、下総国海上郡の大領への就任を願い出る。

[正倉院文書] 正集四四② (『大日本古文書』三、一五〇)

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舎人左京七条人從八位下海上国造他田日奉

部直神護〈我〉、下総国海上郡太領司〈尔〉仕奉

〈止〉申故〈波〉、神護〈我〉祖父小乙下忍、難波 朝庭

少領司〈尔〉仕奉〈支〉父追広肆宮麻呂、飛鳥

朝庭少領司〈尔〉仕奉〈支〉、又外正八位上給〈豆〉藤

原朝庭〈尔〉大領司〈尔〉仕奉〈支〉、兄外從六位下勳

十二等国足、奈良朝庭大領司〈尔〉仕奉〈支〉。神

護〈我〉仕奉状、故兵部卿從三位藤原卿位分資

人、始養老二年至神龜五年十一年、中宮舎人、

始天平元年至今廿年、合卅一歳、是以祖父・

父・兄〈良我〉仕奉〈祁留〉次〈尔〉在故〈尔〉海上郡大領

司〈尔〉仕奉〈止〉申

天平二十一年

天平感宝元年 (七四九) 四月十四日改元

天平勝宝元年 七月二日改元

二〇四 四月十五日 平城京と畿内の僧尼に物品を給う。

〔続日本紀〕天平勝宝元年四月戊申（十五日）条

大臣以下諸司仕丁以上、賜祿各有差。京畿内僧尼等施物、亦各有差。

二〇五 五月十一日 金の発見に関わった左京の人朱牟須売、製鍊を担当した左京人戸浄山など、陸奥産金の関係者に叙位を行う。

〔続日本紀〕天平勝宝元年五月甲辰（十一日）条

陸奥国介従五位下佐伯宿祢全成、鎮守判官従五位下大野朝臣横刀並授（従五位上）。大掾正六位上余足人、獲金人上総國人丈部大麻呂並従五位下。左京人无位朱牟須売外従五位下。私度沙弥小田郡人丸子連宮麻呂授（法名応宝）入師位。冶金人左京人戸浄山大初位上。出金山神主小田郡日下部深淵外少初位下。

二〇六 六月十日 左京職が、東大寺に対し、左京六条一坊戸主犬上都可比女から買得した婢の価直を支払うよう依頼する。

〔東南院文書〕第五櫃第十一卷（『東大寺文書』三、一八三—一八四。『大日本古文書』三、二五九—二六〇）

左京職移 東大寺

婢弟女

〔婢カ〕

□秋女（已上二人六条一坊戸主犬上朝臣真人戸口犬上朝臣都可比女之賤）

〔都可比カ〕

右得□□□女訴状云、上件婢等、以去

三月立券、売納東大寺已訖。然寺未

与其価至今。訴申已經数月、都無処

分者、□□□状、案関市令云。売買

奴婢立券付価。然即立券理応付（価）。若

未与価、所訴合理。仍具訴状、移送

如件。至早処分、故移。

天平感宝元年六月十日 従七位上行少属平群臣「広道」

正六位上行少進猪名真人「東万呂」

「入本」

（紙面に「左京之印」一七顆アリ）

二〇七 十月一日 造東大寺司が職事の選文を作成する。

〔正倉院丹裏古文書〕造東大寺司解（職事等選文） 第三四号内包紙紐裏＋同内包裏＋第四三号内包裏＋第五七号内包裏＋第三八号内包裏＋第一二一号外包括紙紐表（『大日本古文書』二五、八七一—八八、一〇一—一〇二、一一四—一一六）

（第三四号内包括紙紐表）

「勘了」

造東大寺司解 申職事等成選事

（第三四号内包裏）

合天平勝宝元年足選肆人〈二人六位／二人八位〉

五考成選肆人

職事
一人三考中上 二考分番中上

長上
二人考一中上 四考分番中上

長
一人二考中上 四考分番〈二考中上 一向上等／一考中等〉

右件成選、等第孔目如前。

次官正六位上佐伯宿祢今蝦夷〈年卅一／左京人〉

右人、元舍人監舍人。天平十六年成選。
十七年四月廿五日叙從七位下、十八年三月
七日動上一階、廿一年四月一日特授六
階。

天平十七年中上 上日參伯伍拾貳
〔恪勤匪善カ〕 [合カ]
□□□懈□ 恭慎 儼 无 容止□礼最

(第四三号内包裹)

(判官正八位上安部朝臣真道〈年□□〉／右京人)

右人、元舍人監舍人。天平十六年成選、
十七年四月廿五日叙從八位下、十八年三月
七日動上一階、廿一年四月一日動上二階

天平十七年中上 上日貳伯捌拾參
恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最
十八年中上 上日貳伯捌拾伍
恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最
十九年中上 上日參伯貳拾壹
恪勤匪懈^(マ) 恭慎 儼 无 容止合礼最
廿年中上 上日參伯貳拾
恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最
右四年舍人考
天平勝宝元年上 上日貳伯捌拾玖
恪勤匪懈善 訪察精励

(第五七号内包裹)

右一年才長上考

前件一人、五考、日惣壹仟壹伯拾伍、一考長
上中上、二考分番中上、一考上等、一考中等。

「勘了」

長上正八位上路虫麻呂〈年五十七／大倭国添上郡人〉

右人、元皇后宮舍人、天平十六年成

選。十七年四月廿五日叙少初位上、十八

年三月七日動上一階、廿一年四月一日

十九年二月十五日特授三階、廿一年四

月一日動上二階

(第三八号内包裹)

天平十七年中上 上日貳伯玖拾壹

恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最

十八年中上 上日貳伯捌拾壹

恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最

十九年中上 上日參伯肆拾

恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最

廿年中上 上日參伯拾貳

恪勤匪懈善 恭慎 儼 无 容止合礼最

右四年舍人考

天平勝宝元年中上 上日貳伯柒拾伍

(第一二一号外包括紙紐表)

恪勤匪懈善 職脩事理最

右一年才長上考

前件一人、五考、日惣壹仟肆佰玖拾玖、一考

(後欠)

二〇八 十月十一日 右京九条三坊戸主中宮省舍人文広河が、東大寺に対し婢を売却する。

〔東南院文書〕第五櫃第九卷(『東大寺文書』三、一六四—一六五。『大日本古文書』三、三二一)

謹解 申進賤事

婢阿古売年廿八〈右京九条三坊戸主文伊美吉広川／婢印左肩上黒子頸左黒子〉

直壹拾貫

右件婢進状録謹以解

婢進人中宮省舍人文伊美吉広河

相知進沙弥信守

天平勝宝元年十月十一日

二〇九 十一月三日 大宅可是麻呂が東大寺に貢進する奴婢の目録を作成する。

〔東南院文書〕第五櫃第八卷(『東大寺文書』三、一五七—一六三。『大日本古文書』三、三二二—三二七)

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解 申貢進賤事

合陸拾壹人

奴卅六人

婢廿五人

婢飯虫咩年卅四

婢伊蘇壳年卅三〈已上二人山背国綴喜郡甲作里戸主粟国加豆良郡人麻呂戸口〉

奴人足年廿八〈一人山背国綴喜郡山本里戸主錦部田祢戸口〉

奴麻呂年六十八

奴古麻呂年六十七

婢多比壳年八十九

奴豐足年卅四

奴小男年卅五

奴八男足年卅一

婢秋夜壳年卅

婢刀自壳年卅七

奴手見年六十

婢三嶋壳年五十八

婢和伎毛壳年卅三〈已上十一人山背国久西郡紀里戸主水尾君真熊戸口〉

奴牛廿年卅六

奴由多氣年卅七

奴真甘年廿四

奴千吉年卅二

奴真吉年廿八

婢真枝足壳年廿八

奴安麻呂年六十五

婢奈為壳年卅八

婢香留壳年廿五

奴小君年五十一〈已上十人山背国紀伊郡邑薩里戸主輕部牛甘戸口〉

奴酒麻呂年卅三

奴乙麻呂年卅二〈已上二人山背国紀伊郡邑薩里戸主茨田連族小墨戸口〉

奴与止麻呂年卅二

奴蕪原年廿一

奴豐土年十一

婢白刀自壳年十八

婢古刀自壳年十八

婢千繼壳年十一〈已上六人山背国乙訓郡山崎里戸主間人造東人戸口〉

奴雲足年十四〈一人山背国羽東里戸主長岡坂本国麻呂戸口〉

奴足人年卅四

奴棕人年十八

奴黑人年十二

奴大名麻呂年十一

〔婢〕

奴久理夜売年十四 〈已上五人右京四條四坊即足人戸口〉

奴弓張年五十七

奴古麻呂年卅五

婢広売年廿六

婢稻咩年廿一 〈已上四撰津国嶋上郡野身里戸主輕部造弓張戸口〉

婢刀自咩年卅五

奴法麻呂年六十

奴大國年六十三

奴枳波美年五十

婢衣屋咩年七十三

婢飯刀自咩年卅四

婢姉咩年六十二 〈已上七人同郷戸主辛矢田部君弓張戸口〉

右卅九人大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤

奴國勝年十四

奴若麻呂年十四

婢古刀自売年十四 〈已上三人山背国紀伊郡大里郷戸主茨田連族智麻呂戸口〉

婢辛刀自売年卅五

婢加良閑売年卅五

婢狛刀自売年卅三

婢黒刀自売年廿一

奴鎰取年八 〈已上五人右京四條四坊戸主鞠智足人戸口〉

奴足嶋年十

奴猪麻呂年九

奴広嶋年十九

婢古阿祢年十五 〈已上四人撰津国嶋上郡濃味里戸主辛矢田部君川内〉

右十二人未除本籍

以前貢於**東大寺**賤等歴名如件謹以解

天平勝宝元年十一月三日

二一〇 十一月十九日 宇佐八幡の大神が、託宣を下し、平城京に向かう。

〔続日本紀〕天平勝宝元年十一月己酉（十九日）条

八幡大神託宣、向_レ京。

二一一 十一月二十一日 伊賀国安拝郡柘殖郷の敢安万呂が元興寺三論衆から墾田を買得する。

〔東南院文書〕第三櫃第一卷（『東大寺文書』三、一五七—一六三。『大日本古文書』三、三三四—三三五）

柘殖郷長解 申常地売買墾田立券事

神田柴段 〈上〉 〈限東**紀寺**田 限西石部大万呂田／限南**京戸敢朝臣**糴万呂田 限北物

部広万呂田)
柘殖郷戸主敢臣安万呂之売墾田者
付価錢捌貫〈天平勝宝三年歳次辛卯年始常地作料／一年直米四斛〉
右墾田買得処**元興寺**三論衆
以前墾田売買人、依法式立券者如件。仍
具録状申送以解

天平勝宝元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂
田主敢臣安万呂 左手食指（画指）
証人 壬生少粳 同姓
石部石村
卯代万呂
筆取壬生浄足
税長石部果安麻呂

（年紀及び日下署名部分に印三顆アリ）

二一 十二月十八日 平群郡に迎えた宇佐八幡神が平城京に入る。宮南の梨原宮に神宮を新造する。

〔続日本紀〕天平勝宝元年十二月戊寅（十八日）条
遣五位十人、散位廿人、六衛府舍人各廿人、迎八幡神於平群郡。是日入京。即於宮南梨原宮、造新殿以為神宮。請僧卅口、悔過七日。

二二 天平年間 平城京右京七条四坊の尾張倉人古弟麻呂の所属が記される。

〔正倉院丹裏古文書〕仕丁送文 第三四号外包括紙紐表（『大日本古文書』二五、八六一―八七）

尾張倉人古弟麻呂〈年十／右京七条四坊戸主高麗人部祁宇利黒麻呂戸口〉

※ 『大日本古文書』は、丹裏文書を全て天平勝宝五年六月十五日にかけるが、これは丹の斤量を定めた日付に基づくためである。一次文書の年代はこれより遡り、例えば天平十七年のものなどがあるので、ここでは年紀のないものについては、便宜天平年間としておくこととする。

なお、「仕丁送文」は『大日本古文書』の頭注に従った文書名である。貢進仕丁歴名帳（二一四）の一部であってもおかしくはない。右京は四人分が完存しているが、一名に「不」の記載があるから、この断簡が入る余地が全くないわけではなさそうである。

二三 天平年間 貢進仕丁歴名が作成される。

〔正倉院丹裏古文書〕貢進仕丁歴名帳 第三八号内包表＋第三九号外包括紙紐表＋第五七号内包表＋第四三号内包括紙紐表＋同外包括紙紐表＋同内包表＋第三四号内包表＋同内包括紙紐表（『大日本古文書』二五、九一一―九五）

布師首家守〈年十六／左京九条一坊戸主布師首麻知麻呂戸口〉

読経 法花経一部
最勝経一部
理趣経一部
薬師経一卷
金剛般若一卷
阿弥陀経一卷
誦経 □ □
(後欠)

二一六 神亀・天平年間 平城京左京六条五坊の檜磐嶋が、大安寺の銭の交易を担当し、閻羅王の使者に召される難を逃れる。

〔日本国現法善悪霊異記〕中巻第廿四縁

閻羅王使鬼得所召人之賂以免縁第廿四

檜磐嶋者、**諾楽左京六条五坊**人也。居_二-住于**大安寺**之西里_一。聖武天皇世、借_二-其**大安寺**修多羅分銭卅貫_一、以往_二-於越前之都魯鹿津_一、而交易以之運超、載_レ船将_二-来家_一之時、忽然得_レ病、思_二-留_レ船单独来_レ家、借_レ馬乘来。至_二-于近江高嶋郡磯鹿辛前_一、而睽之者、三人追来。後程一町許、至_二-于山代宇治椅_一之時、近追附、共副往。磐嶋問之、何往人耶。答言曰、閻羅王闕召_二-於猶磐嶋_一之往使也。磐嶋聞問、見_レ召者我也。何故召耶。使鬼答言、我等先往_二-汝家_一而問之。答曰、商往未_レ来故、至_二-於津_一而求。当相欲_レ捉者、有_二-四王使_一、誂言、可_レ免。受_二-寺交易銭_一、而奉_レ商故。故暫免耳。召_レ汝累_レ日、而我飢疲。若有_二-食物_一耶。磐嶋云、唯有_二-干飯_一。与_レ之令_レ食。使鬼云、汝病_二-我氣_一故不_レ依_二-近_一。而但莫_レ恐。終望_二-於家_一、備_レ食饗之。鬼云、我嗜_二-牛穴味_一故、牛穴饗。捕_レ牛鬼者我也。磐嶋云、我家有_二-斑牛二頭_一。以_レ之進故、唯免_レ我也。鬼言、我今汝物多得_レ食。其恩幸故、今免_レ汝者、我入_二-重罪_一、持_二-鉄杖_一、応_レ所_レ打_二-百段_一。若有_二-与_レ汝同年之人_一耶。磐嶋答言、我都不_レ知。三鬼之中、一鬼議言、汝何年耶。磐嶋答云、我年戊寅也。鬼云、吾聞、率川社許相八卦誂、与_レ汝同有_二-戊寅年人_一。宜_二-汝替_一者。召_二-将彼人_一。唯汝饗、受_二-牛一頭_一也。為_レ令_レ脱_二-我所_レ打_レ之罪_一、呼_二-我三名_一、奉_レ誂_二-金剛般若経百卷_一。一名高佐麻呂、二名中知麻呂、三名槌麻呂。夜半出去。明日見之、牛一死也。磐嶋參_二-入**大安寺**南塔院_一、請_二-沙弥仁耀法師_一、〈未_レ受_レ戒之時也。〉語_レ欲_レ奉_レ誂_二-金剛般若経百卷_一。仁耀受_レ請、経_二-二箇日_一、誂_二-金剛般若経百卷_一訖。歴_二-三箇日_一、使鬼来云、依_二-大乘力_一、脱_二-百段罪_一。自_二-常食_一復倍_二-飯一斗_一而賜。喜、貴。自_レ今以後、毎_レ節為_レ我修福供養。即忽然失。磐嶋、年九十余歳而死。大唐徳玄、被_二-般若力_一、脱_二-閻羅王使所_レ召之難_一。日本磐嶋、受_二-寺商銭_一脱_二-閻羅王使鬼追召之難_一也。売_レ花女人、生_二-切利天_一。供_レ毒掬多、返生_二-善心_一者、其斯謂之矣。

※ 説話ではあるが、居住地の明記があるので便宜掲げておく。明確な年紀は書かれていないが、「聖武天皇世」の話とするので、神亀・天平年間としておく。なお、左京六条に五坊はなく、「大安寺之西里」とあることからみて、左京六条三坊の誤りと考えられる。

二一七 天平勝宝元年頃 平城京の東市の位置を指示する指図が作成される。

〔天平年間写経生日記〕平城京市指図 知恩院蔵（『大日本古文書』一一、一〇六）



※ 平城京の東市の位置を指示するための図とみられる。6マス（坪に相当）に「市」の記載があり、右端の2マスの「市」の文字は抹消されている。関係史料の分析により、平城京の東市は、左京八条三坊の五・六・十一・十二の四坪占め、東市東半には南北に運河が流れていたことが明らかになっている（**二三八b**）。当該坪とその周辺の発掘調査によって、十一・十二坪にはこの運河とみられる南北溝を検出し、これらの四坪が東市であることはほぼ裏付けられたとよいが、文字資料をはじめ、市であることの何らかの物証が得られるところまでには至っていないのが現状である。

（国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』1992年、より転載）

天平勝宝二年（七五〇）

二一八 五月八日 平城宮の中宮安殿で百人の僧を招いて仁王経講読を行う。あわせて、平城京と四畿内、七道諸国においても講読を行う。

〔続日本紀〕天平勝宝二年五月乙未（八日）条

於中宮安殿、請僧一百講仁王経。并令左右京、四畿内、七道諸国講説焉。

二一九 五月十七日 大宅可是麻呂が、東大寺に貢進する奴婢の目録を作成する。

〔東南院文書〕第五櫃第七卷（『東大寺文書』三、一四三—一四九。『大日本古文書』三、三九五—四〇一）

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解 申貢賤事

合陸拾壹人

奴參拾捌人

卅二人〈付可是麻呂之戸賤〉

六人〈未除本籍〉

婢貳拾參人

十八人〈付可是麻呂之戸賤〉

五人〈未除本籍〉

奴飯村年十八

奴大倉年廿四

奴宮麻呂年廿六

奴牛甘年卅六

奴安麻呂年九十四

奴大麻呂年九十一

奴人足年廿八
奴麻呂年六十八
奴古麻呂年六十七
奴豐足年卅四〈以天平勝宝二年九月五日求来〉
奴八男足年卅一
奴小男年卅五
奴真甘年廿六
奴手見年六十
奴千吉年卅二〈以天平勝宝二年七月十三日自出来〉
奴真吉年廿八
奴安麻呂年六十五
奴布佐麻呂年四〈奈為女子〉
奴小君年五十一
奴酒麻呂年卅三
奴乙麻呂年卅二
奴与止麻呂年卅二
奴藪原年廿一
奴宇氣麻呂年十四
奴足人年卅四
奴掠人年十八
奴黑人年十二
奴大名麻呂年十一
奴弓張年五十五
奴大国年六十一
奴枳波美年卅八
奴法麻呂年五十二

右卅二人所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤

奴鎰取年八〈足人之男在右京四條四坊戸主鞠智足人戸口以前天平十一年勘〉

奴国勝年十四〈刀美女男〉

奴若麻呂年十四〈刀美女男在山背国紀伊郡大里郷戸主茨田連族知麻呂戸口以前養老五年勘〉

奴足嶋年十

奴猪麻呂年九

奴広嶋年十九〈已三人死婢船木刀自女之男在摂津国嶋上郡濃味郷戸主辛矢田部君川内戸口以和同元年勘〉

右六人未除本土籍

婢飯持女年廿二

婢刀美女年七十

婢麻刀自女年六十

婢秋夜女年卅

婢刀自女年卅七
婢多比女年八十九
婢三嶋女年五十八
婢和伎毛女年卅三
婢真枝足女年廿八〈以天平勝宝二年九月五日求来〉
婢奈為女年卅八
婢香留女年廿五
婢満女年七
婢久理夜女年十四
婢衣屋女年七十一
婢姉女年六十
婢飯刀自女年卅二
婢広女年十八
婢稻女年十三

右十八人所貫可是麻呂戸賤

婢辛刀自女年卅五

婢加良間女年卅五

婢狛刀自女年卅三〈已上三人**婢三嶋女之女**〉

婢黒刀自女年廿一〈**足人之女** 已上四人在**右京四條四坊奴戸主鞠智足人戸口**〉

婢古刀自女年十二〈**奴弓張之女** 在撰津国嶋上郡濃身郷戸主奴輕部弓張戸口以天平十二年勸

右五人未除本土籍

以前奴婢於**東大寺**奉獻如前以解

天平勝宝二年五月十七日

※ 以下は、天平勝宝元年奴婢帳（**二〇九**）に見えず、天平勝宝二年奴婢帳（**二一九**）に見える者。

奴飯村年十八
奴大倉年廿四
奴宮麻呂年廿六
奴安麻呂年九十四
奴大麻呂年九十一
婢飯持女年廿二
婢刀美女年七十
婢麻刀自女年六十
婢満女年七

また、以下は、天平勝宝元年奴婢帳（**二〇九**）に見え、天平勝宝二年奴婢帳（**二一九**）に見えない者。

婢飯虫咩年卅四
婢伊蘇売年卅三〈已上二人山背国綴喜郡甲作里戸主粟国加豆良郡人麻呂戸口〉
奴由多氣年卅七

奴豊土年十一

婢白刀自売年十八

婢古刀自売年十八

婢千継売年十一〈已上六人山背国乙訓郡山崎里戸主間人造東人戸口〉

奴雲足年十四〈一人山背国羽束里戸主長岡坂本国麻呂戸口〉

奴古麻呂年卅五

婢刀自咩年卅五

なお、天平勝宝二年奴婢帳（二一九）の年齢は、天平勝宝元年奴婢帳（二〇九）をそのまま引き継いでいる場合がなぜか多いが、次に目立つのは1年後であるにもかかわらず2歳若くなっている例である。

二二〇 五月二十四日 平城京で驟雨が降り、河川が氾濫する。

〔続日本紀〕天平勝宝二年五月辛亥（二十四日）条

（前略）京中驟雨。水潦汎溢。又伎人・茨田等堤往往決壊。

二二一 五月二十四日 造東大寺司が左京職に対し、過所の発給に便宜を図ることを依頼する。

〔正倉院文書〕続修別集一①（『大日本古文書』三、四〇一一四〇二）

造東大寺司移左京職

左大舎人大初位下土師宿祢志太流

中宮舎人少初位上葛井連荒海

右比来事繁、屢請過所。然此司作物

太忙、不堪移書。仍今以件人、永為請過

所使。乞職察状、自今已後、使至処分、

故移。

天平勝宝二年五月廿四日主典従七位上葛井連

判官正六位下上毛野君

二二二 七月カ 浄清所における土器製作用の土・薪・藁などの資材調達や平城京への運搬を担当した者の功が計算される。

〔正倉院文書〕浄清所解 続々修第四四帙三卷②裏（『大日本古文書』一一、三五〇）

浄清所解 申作土器事

合式人 単功壺伯柒拾捌人

讃岐石前〈相作堀土運打薪採藁備并進京〉単功八十九人

借馬秋庭女〈作手〉単功八十九人

田坏二千四百口 功廿四人〈々別日百口〉「十口充錢三文」

鏡形九百九十口 功卅三人〈々別日卅口〉「十口充八文」

片塊三百六十口 功九人〈々別日卅口〉「十口充五文」

片佐良六百六十口 功廿二人〈々別日卅口〉「十口充八文」

小手洗六口 功一人「一口充六文」

惣作器肆仟肆伯拾陸口

天平勝宝三年（七五一）

二二三 三月五日 平城京左京七条二坊の丹比勇万呂が、解深密經疏一部十卷を返却する使を務める。

〔正倉院文書〕 經疏出納帳 塵芥二四③裏（『大日本古文書』二四、五一〇—五一—）
（前略）

解深密經疏一部十卷〔九カ〕
〈永金師書者／使犬甘木積万呂〉 天平勝寶元年□月□□

知常世馬人

「以天平勝寶三年三月五日返送。使左京七条二坊丹比勇万呂 知葛野人足
舍人伊香家成 史生阿刀 他田水主」

（以下略）

二二四 七月廿七日 平城京左京五条三坊戸主阿倍嶋麻呂が、近江国甲可郡の墾田・野地を弘福寺大修多羅衆に売却する。

〔東寺文書〕 礼二（『大日本古文書』三、五一三一—五一四）

甲可郡司解 申売買墾田并野地立券事

合墾田貳拾壹町 野地參町〈東谷 南溝 西川／北佐遲谷竟〉在藏部郷者

右左京五条三坊戸主從五位上阿倍朝臣嶋麻呂墾田者

以前、得嶋麻呂申状稱、以己墾田并野地、売与大倭国高市郡弘福寺大修多羅衆已訖。所得價錢貳佰參拾貫者。仍勒売買兩人取連署名、依式立券如件。仍具録事状、附使大初位上鷹養君安麻呂申上以解。

売人從五位上阿倍朝臣「嶋麻呂」

買弘福寺大修多羅衆

大鎮兼大上坐法師「蓮勝」

少鎮僧「榮猶」

上坐僧「林藏」

都維那僧「榮脩」

寺主兼大学頭僧「惠興」

少学頭僧「善勝」

天平勝宝三年七月廿七日 主帳无位川直百嶋

擬大領外正七位上甲可臣「乙麻呂」

〔少カ〕

□領无位甲可臣「男」

国判依請

介從五位下熊凝朝臣「五百嶋」

少掾正六位上播美朝臣「奥人」

員外少目正七位上穴太史「老」

医師少初位上物部□□連「□□」

天平勝宝三年八月二日

(紙面に「近江国印」二二顆アリ)

※ 釈文は、上島有『東寺文書聚英 図版編』(同朋社出版、一九八五年)の写真によって適宜改めた。

二二五 九月頃 俱舎宗の布施勘定帳が作成される。

[正倉院文書] 俱舎宗写書布施勘定帳 続々修第一三帙六卷 (『大日本古文書』一二、一四八—一六一)

(端裏書)「俱舎集 (マヽ) 云々」

(追筆)「二百七十四卷」

俱舎宗

小乗入蔵録下〈小乗経律惣二百三十七部九百九十四卷九十二帙／別生疑経之類不預茲数入蔵録外次第編載〉

小乗経一百八十四部 五百四十九卷 四十七帙

└小乗律五十三部 四百四十五卷 四十五帙

小乗経重単合訳 一百六部三百三十六卷三十帙

(中略)

転法輪経一卷〈或云法輪転経**京中諸蔵**並是転法輪論／非是本経応須簡択 三紙〉(「二貫」)

俱舎宗

※ いわゆる布施勘定帳の一卷。「京中諸蔵」とは。平城京内の諸寺院の経蔵(ないしそこに架蔵されている經典)の総称とみられる。

天平勝宝四年(七五二)

二二六 二月二十一日 天平十六年に改姓された平城京と諸国の雑戸を旧来通り使役することとする。

[続日本紀] 天平勝宝四年二月己巳(二十一日)条

京畿諸国鉄工・銅工・金作・甲作・弓削・矢作・梓削・鞍作・鞆張等之雑戸、依_二天平十六年二月十三日詔旨_一、雖_レ蒙_二改姓_一、不_レ免_二本業_一。仍下_二本貫_一、尋_二檢天平十六年以前籍帳_一、每_レ色差_レ発、依_レ旧役使。

二二七 八月十七日 平城京の巫覡十七人を捉え、伊豆・隱岐・土左に配流する。

[続日本紀] 天平勝宝四年八月庚寅(十七日)条

捉_二京師巫覡十七人_一、配_二于伊豆・隱岐・土左等遠国_一。

二二八 天平勝宝四年 左京八条一坊の人。民伊美吉若麻呂と財首三氣女が、父母のために、灌頂梵天神策経を书写する

〔灌頂梵天神策經奥書〕『続古経題跋』(『寧樂遺文』中、六二二)

天平勝宝四年辰**左京八条一坊民伊美吉若麻呂・財首三氣女**、右二人、為父母願

※ 田中塊堂『日本古写経現存目録』は、岩崎友次朗氏旧蔵とする。なお、この奥書については写真での確認ができなかった。

天平勝宝五年（七五三）

二二九 七月十九日 左京の人石上部君男嶋らが、大宝元年に父登与がたまわった上毛野坂本君姓への改姓を許される。

〔続日本紀〕天平勝宝五年七月戊午（十九日）条

左京人正八位上石上部君男嶋等卅七人言、己親父登与、以去大宝元年、賜上毛野坂本君姓。而子孫等籍帳猶注石上部君。於理不安。望請、随父姓欲改正之。詔許焉。

二三〇 九月五日 高潮の被害に遭った摂津国御津村に対する賑恤を実施し、被害に遭った浜辺の人々を京内の空地に移転させる。

〔続日本紀〕天平勝宝五年九月壬寅（五日）条

摂津国御津村南風大吹。潮水暴溢。壊損廬舎一百十余区、漂没百姓五百六十余人、並加賑恤。仍追海浜居民遷置於**京中空地**。

※ 大阪湾を北上した台風に伴う高潮の被害に関すると思われる記事で、京は近隣の難波京を指すと考えられるが、便宜掲載する。

天平勝宝六年（七五四）

二三一 四月五日 藤原武良志を左京亮に、文上麻呂を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平勝宝六年四月庚午（五日）条

以從五位上中臣朝清麻呂為神祇大副。(中略)從五位下藤原朝臣武良志為**左京亮**。外從五位下文忌寸上麻呂為**右京亮**。(以下略)

二三二 九月四日 紀飯麻呂を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕天平勝宝六年九月丙申（四日）条

以正四位下安宿王、為兼内匠頭。(中略)從四位上紀朝臣飯麻呂為**右京大夫**。

二三三 九月十五日 平城京と諸国の田租は収穫の有無にかかわらず全輸とし、出挙の利息を三割に改める。

〔続日本紀〕天平勝宝六年九月丁未（十五日）条

勅、如聞、諸国司等、貪求利潤、輸租不實、挙税多欺。由是、百姓漸勞、正倉頗空。宜令**京及諸国**田租、不論得不、悉皆全輸。正税之利举十取三。但田不熟、至下免調庸限上者、准令处分。又覽去天平八年格、国司等所部交関、運物無限者、

禁断既訖。然猶不_レ肯_二承行_一。貪濁成_レ俗。朕之股肱、豈合如_レ此。自_レ今以後、更有_二違犯_一、依_レ法科罪。不_レ須_二矜宥_一。

二三四 十月十四日 平城京と畿内・七道諸国に対し、双六禁止令を出す。

〔続日本紀〕天平勝宝六年十月乙亥（十四日）条

勅、官人百姓、不_レ畏_二憲法_一、私聚_二徒衆_一、任_レ意雙六。至_二於淫迷_一、子無_二順父_一、終亡_二家業_一、亦虧_二孝道_一。因_レ斯、遍仰_二京畿七道諸国_一、固令_二禁断_一。其六位已下、無_レ論_二男女_一、決杖一百。不_レ須_二蔭贖_一。但五位者、即解_二見任_一、及奪_二位禄・位田_一。四位已上、停_レ給_二封戸・職田_一。国郡司阿容不_レ禁、亦皆解任。若有_二糾_一告_二廿人已上_一者、无位叙_二位三階_一、有位賜_レ物_二絶十疋、布十端_一。

天平勝宝七歳（七五五）

二三五 三月二十七日 造東大寺司が、伊美吉の文字を脱した右京の人秦祖父らの公験の改正を申請する。

〔正倉院文書〕続修別集四七⑦（『大日本古文書』四、五〇一五一）

造東大寺司解 申訴闕姓字雜工人事
合肆人

仏工无位秦祖父〈年廿九／右京人〉

鑄工无位秦船人〈年卅三河内国／高安郡人〉

鑄工无位秦常大吉〈年廿八／山背国葛野郡人〉

銅工无位秦物集広立〈年卅六／山背国葛野郡人〉

（追書）「上件二人依預不止」

右得件祖父等訴云、天平勝宝四年籍、授秦伊美吉姓已訖。今補雜工所授公験無伊美吉字。望請改正公験、欲授伊美吉字者。司計其訴、理不可黙。仍具状便付祖父等申送。謹請官裁、謹解、

天平勝宝七歳三月廿七日主典正七位上美努連「奥万呂」

長官正五位上兼下総員外介佐伯宿祢「今毛人」判官正六位上河内画師〈使〉

次官外従五位下勲十二等大藏伊美吉「萬里」判官正六位上兼下野員外掾上毛野君「真人」

二三六 七月二十三日 越前国の国医師六人部東人が一切経の書写を發願する。

〔大唐内典録卷第十奥書〕根津美術館所蔵六人部東人等知識一切経（『大日本古文書』二五、一九四—一九五）

原夫、一乘發軔、馳鹿苑之微言、六宗分鑣、振龍宮之秘冊。由是、摩騰入漢導其源、羅什遊晋研其奧。自茲以降、帰仰寔繁、可謂覺迷之逸、軌拯溺之慧筏者也。弟子国医師従八位上六

人部東人幸逢 聖代、預忝微官、寸祿之余、弗
及尊親。是以、發弘誓願、奉為 四恩、率知識等、敬
写一切經律論焉。伏願、藉斯至善、莊嚴国家、
淳化出於三五之先、聖壽超於万億之外。次
願、背世尊靈、並怡神淨域、享福香台末、願合
門眷属及知識等、龍天衛護、万善慶集、広暨
含識、同霑此類、俱出九居、早成仏果。

天平勝宝七歳歳次乙未七月廿三日

用紙參拾玖張

写**左京捌条貳坊三尾淨麻呂**

一校丹生郡秦嶋主

二校国大寺僧闡光

裝潢匠左京八条四坊直代東人

※ この奥書については、廣岡義隆氏の詳細な訳注がある（上代文献を読む会『上代写
經識語注釈』勉誠出版、二〇一六年）

二三七 十二月二十八日 東大寺に伊賀国名張郡の板蠅杣を施入する。

〔東大寺文書〕孝謙天皇東大寺領施入勅（『大日本古文書』四、八四）

勅

板蠅杣壺処

在伊賀国名張郡

四至〈東限名張河 南限齋王上路／西限小倉■立薊小野 北限八口前高峯并鏡滝〉
以前奉十月七日 勅、所入如件。

天平勝宝七歳一二月廿八日

奉勅

從二位行大納言紫微令中衛大將近江守藤原朝臣 仲麻呂

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣 永手

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率右馬監加茂朝臣 角足

天平勝宝八歳（七五六）

二三八 二月六日 相模国が造東大寺司に、平城京左京八条三坊にあった調邸を売却する。

a 〔薬師院文書〕相模国朝集使解（『大日本古文書』四、一一四—一一五）

相模国朝集使解 申売買地事

調邸壺町〈在左京八条三坊者〉得価錢陸拾貫文

右得件錢価売与造東大寺司既畢。但

捺印文者追得申送。仍録事状以解。

天平勝宝八歳二月六日雜掌足上郡主帳代丈部人上

鎌倉郡司代外從八位上勳十等君子「伊勢万呂」

御浦郡司代大田部直「圀成」
国司史生正八位下茨田連「薩毛智」

司檢

長官佐伯宿祢「今毛人」 主典葛井連「根道」

※ 以下、薬師院文書については、早稲田大学古典籍総合データベースで公開されている写真に基づいて適宜改めた場合がある。

b [薬師院文書] 東西市庄解 (『大日本古文書』四、一〇九)

東西市庄解 申勘定庄地事

自堀河東向行長六丈〈北面〉

自南面東向行長七丈

堀河広二丈

自堀河西向行長卅二丈〈北面〉

自南面西向行長卅一丈

自堀河西向直卅貫

東方直廿貫

天平勝宝八歳正月十二日吳原伊美吉「飯成」

大石能歌「阿古麻呂」

布勢君「足人」

伊部造「子水通」

※ この他、関連文書として、天平勝宝七歳五月七日相模国司牒、天平勝宝七歳十一月十三日相模国司牒（いずれも薬師院文書）がある。

二三九 四月二十九日 平城京の左京・右京と四畿内に医師・禪師・官人を派遣し、疫病の治療に当たらせる。

[続日本紀] 天平勝宝八歳四月壬子（二十九日）条

遣_二医師・禪師・官人各一人於_一左右京四畿内_一、救_二療疹疾之徒_一。（以下略）

二四〇 五月二十二日 聖武太上天皇の三七日にあたり、平城京の左京・右京の諸寺で經典を読誦する。

[続日本紀] 天平勝宝八歳五月乙亥（二十二日）条

三七。於_二左右京諸寺_一誦經焉。（以下略）

二四一 六月十二日 孝謙天皇が、左京五条六坊の園と倉などを東大寺に施入し、左京職がこれを確認する。

[随心院文書] 孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅 (『大日本古文書』四、一一八—一一二)

勅

奉入**東大寺**宮宅及田園等

五条六坊園〈葛木寺以東〉

地肆坊〈坊別一町二段廿四歩〉

四至〈東少道 南大道 西少道并**葛木寺**／北少道并**大安寺園**〉

倉參宇

檜皮葺甲倉一字〈長一丈八尺三寸 広一丈六尺／高一丈二尺〉

草葺板倉二字

一字〈長二丈八尺八寸 広二丈六尺／高一丈六尺一寸 着鑱〉

一字〈長二丈七尺二寸 広二丈五尺／高一丈六尺六寸 着鑱〉

以前、奉去五月廿五日 勅、所入如件。

天平勝宝八歳六月十二日

從二位大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足

從五位上行紫微少忠葛木連戸主

葛木寺東所 地肆坊 〈**左京五条六坊**〉

(繪図アリ)

左京職勘上件式所 天平勝宝九歳正月四日**正七位上行少属坂上伊美吉子老**

正六位上大進坂合部宿祢友足

正七位下行大属松連庭足

二四二 六月二十一日 光明皇太后が、聖武太上天皇遺愛の品々を東大寺廬舎那仏に献納する。

〔東大寺献物帳〕国家珍宝帳(『大日本古文書』四、一二一一一七一)

奉為 太上天皇捨国家珍宝等

入東大寺願文 皇太后御製

妾聞、悠々三界、猛火常流、杳々五道、毒

網是壯。所以自在大雄、天人師仏、垂法

鈎而利物、開智鏡而濟世。遂使擾々群

生入寂滅之域、蠢々品類趣常樂之庭、

故有歸依則滅罪无量、供養則獲福无

上。伏惟、

先帝陛下、徳合乾坤、明並日月、崇三宝

而遏惡、統四摂而楊休、声籠天竺、菩提

僧正涉流沙而遠到 化及振旦。鑒真和

上凌滄海而遙来。加以天惟薦福、神祇呈

祥、地不惜珎、人民称聖、恒謂千秋萬歳、合

歡相保、誰期幽塗有阻、闕水悲涼、靈寿無

増、穀林揺落、隳駟難駐、七々俄来、茶襟転

積、酷意弥深、披后土而無徴、訴皇天而不

弔、将欲爰託勝業、式資 聖靈、 故今奉為

先帝陛下、捨国家珍宝、種々翫好、及御帶
牙笏弓箭刀劍、兼書法樂器等、入**東大**
寺、供養廬舍那仏、及諸仏菩薩一切賢
聖、伏願持茲妙福、奉翼
仙儀、永馭法輪、速到花藏之宝刹、恒受妙
樂、終遇舍那之法筵、將普賢而宣遊、共
文殊而展化、仁霑百億、德被三千、又願
今帝陛下、寿同法界、福類虚空、劫石尽而
不尽、海水竭而無竭、身心永泰、動息常安、
復乃天成地平、時康俗阜、萬姓奉无為之
化、百工遵有道之風、十方三界、六道四生、同
霑此福、咸登妙果
献 廬舍那仏

(中略)

右件、皆是
先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感
疇昔、觸目崩摧、謹以奉献
廬舍那仏。伏願用此善因、奉資冥
助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾
花藏之宮、住躡涅槃之岸。

天平勝宝八歳六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣「永手」

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣「福信」

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」

從五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

二四三 六月二十一日 光明皇太后が、種々の薬物を東大寺廬舍那仏に献納する。

〔東大寺献物帳〕種々薬帳（『大日本古文書』四、一七一—一七六）

奉 廬舍那仏種々薬

合六十種 盛柒櫃廿一合

(中略)

以前、安置堂内、供養廬舍那仏。若有
縁病苦可用者、並知僧綱、後聽充用。伏願、
服此薬者、萬病悉除、千苦皆救、諸善成
就、諸惡断却、自非業道、長無夭折、遂使
命終之後、往生花藏世界、面奉廬舍那仏、
必欲証得遍法界位。

天平勝宝八歳六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

従三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣「永手」

従四位上行紫微少弼兼中衛少将山背守巨萬朝臣「福信」
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」
従五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

二四四 七月八日 光明皇太后が法隆寺に聖武太上天皇遺愛の一部を品々を献納する。

〔法隆寺献物帳〕（『大日本古文書』四、一七六一—一七七）

献法隆寺

（中略）

奉今月八日 勅、前件並是
先帝翫弄之珍、内司供擬之物、各分数種
謹献金光明等十八寺、宜令常置
仏前長為供養所願。用此善因、奉資
冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾
花藏之宮、住 躡涅槃之岸。

天平勝宝八歳七月八日

従二位行大納言兼紫微令中衛大将近江守藤原朝臣「仲麻呂」

従三位行中務卿兼左京大夫侍従藤原朝臣「永手」

従四位上行紫微少弼兼武蔵守巨萬朝臣「福信」
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」
従五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

二四五 七月二十六日 光明皇太后が、屏風・花氈などを東大寺に献納する。

〔東大寺献物帳〕屏風花氈等帳（『大日本古文書』四、一七七—一七九）

献東大寺

（中略）

右件今月十七日奉 勅、献東
大寺。具如前件。

天平勝宝八歳七月廿六日

従二位行大納言兼紫微令中衛大将近江守藤原朝臣「仲麻呂」

従三位行中務卿兼左京大夫侍従藤原朝臣「永手」

従四位上行紫微少弼兼武蔵守巨萬朝臣「福信」
従四位下守右大弁兼紫微少弼春宮大夫行侍従勲十二等巨勢朝臣「堺麻呂」
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」
従五位上行紫微少忠兼常陸員外介葛木連「戸主」

二四六 八月二十二日 東大寺が、解放された奴婢の編附地と姓名などを報告する。

〔東大寺文書〕東大寺奴婢帳（『東大寺文書』七、五五一—五七。『大日本古文書』四、一八一—一八二）

東大寺 三綱牒上 応所貫従良人等戸事

合柒人〈男三人／女四人〉

凡川内繩麻呂〈年六十一／摂津国河辺郡郡家郷戸主凡川内直阿曇麻呂戸口〉

刑部望麻呂〈年五十一〉

刑部氣麻呂〈年卅九〉

刑部酒屋女〈年卅五／已上三人左京五条二坊戸主正八位下小野朝臣近江麻呂戸口〉

阿刀鮑女〈年卅五／左京三条一坊戸主大初位下阿刀宿祢田主戸口〉

市君黒女〈年五十／左京七条四坊戸主市君船守戸口〉

山辺針間女〈年五十七／左京三条一坊戸主山辺少孝子戸口〉

右上件繩麻呂等、依去天平勝宝七歳十月廿五日恩勅、放賤已訖。又繩麻呂等申云、玄蕃寮宣僞、牒上三綱明文者、今依宣旨、件従良等、可所貫戸并款姓等、注頭如前。以牒上。

天平勝宝八歳八月廿二日都維那僧「暇」

佐官兼上座法師「平栄」

寺主法師「法正」

二四七 十月二十六日 右京職史生出雲豊麻呂の妻だった元婢黒刀自女らが捕捉され東大寺に連れて来られる。

〔東大寺文書〕奴婢見来帳（『東大寺文書』七、五四一五五。『大日本古文書』四、一八六）

「大宅朝臣加是万呂之賤」

婢黒刀自女〈年卅二／右耳羽黒子 左輔車黒子 頤左下黒子〉

「生益」

奴黒君〈年三／「印无」〉「黒刀自女之子 以勝宝九歳死去」

右二人以天平勝宝八歳十月廿六日出来。捉進上人奴藪原。

奴浄水〈年十八〉「黒刀自女之子」

右一人在伊予国

天平勝宝八歳十月廿六日少寺主「聞崇」

都維那「等貴」

「以前黒刀自女申云、始**右京職史生出雲豊麻**

〔黒刀自女申云次〕

■■■■■■■■呂之妻。為即彼戸所貫者、

次今、住糸井里家在私」

「入本」

二四八 十二月十六日 恩勅により養育していた孤児が成人したため、養父紫微少忠葛木戸主の戸に、葛木連の姓を与えて編附する。

〔続日本紀〕天平勝宝八歳十二月乙未（十六日）条

先は是、有恩勅。収集京中孤児而給衣糧養之。至是、男九人、女一人成人。因

賜葛木連姓、編附紫微少忠從五位上葛木連戸主之戸。以成親子之道矣。

天平勝宝九歳 (七五七) 八月十八日改元
天平宝字元年

二四九 四月四日 内裏の屋根裏に天下太平の文字が現れたのを喜び、僧綱と京内の複位以上の僧尼に物を給う。また、六位以上の在京の職事官に官人と月次祭の班幣に預かる社の祝らにも物を給う。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳四月辛巳（四日）条

（前略）於是、三月廿日戊辰、朕之住屋承塵帳裏、現天下太平之字、灼然昭著。斯乃上天所祐、神明所標。遠覽上古、歴檢往事、書籍所未載、前代所未聞。方知、仏法僧宝、先記国家大平、天地諸神、預示宗社永固。戴此休符、誠嘉誠躍。

（中略）其僧綱及京内僧尼復位已上、施物有差。（中略）其在京文武官職事正六位上已上、及月齋社祝等、賜物有差。（以下略）

※ 内裏の承塵の裏に天下太平の文字が現れたことは、『続日本紀』天平宝字元年三月戊辰（二十日）条に見える。

二五〇 四月四日 東大寺の匠丁、造山陵司の役夫、及び左右京と四畿内ほかの諸国の兵士の田租を免除する。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳四月辛巳（四日）条

（前略）又東大寺匠丁、造山陵司役夫、及左右京・四畿内・伊賀・尾張・近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・紀伊等国兵士、并防人・鎮兵・衛士・火頭・仕丁・鼓吹戸人・輪車戸頭、並免今年田租。（以下略）

二五一 四月七日 西南角領が造東大寺司に対し画師の歴名を報告する。

〔正倉院文書〕続修後集一一(1)裏（『大日本古文書』四、二二七一—二二八）

西南角領解 申画師等歴名事

合式拾参人

画師司長上正七位下河内画師次万呂 画師從八位下半太連稻村

從八位下鎗君志比

少初位上大宅臣広足

少初位上画師浄足

少初位上文部臣葛嶋

无位丸部臣国足

无位箕秦画師豊次

无位河内画師古万呂

未選息長丹生真人川守 〈年卅九／右京九条一坊即戸主〉

河内画師鯨 〈年廿五／河内国丹比郡土師里戸主正七位下河内画師次万呂戸口〉

茨田連豊主 〈年廿一／右京六条三坊即戸主〉

錦部連乙万呂 〈年廿三／河内国若江郡錦部里戸主錦部連足国口〉

河内画師広川 〈年廿一／河内国丹比郡土師里戸主河内次万呂戸口〉

辛国連広山 〈年十九／右京八条四坊即戸主〉

「石作連目辟〈年廿一／山背国久世郡奈癸郷戸主從七位下石作君〈足〉戸口〉

「簀秦画師道足〈年十七／近江国犬上郡火田郷戸主簀秦大島戸口〉

右十七人画師司人

「未選息長丹生真人犬甘〈年廿二／右京九条四坊戸主息長丹生真人々主戸口〉

「布師浄足〈年廿二／河内国和泉郡八木郷戸主布師乎万呂戸口〉

右二人東大寺舎人、

「文部臣浜主〈年十七／左京一条二坊戸主文部臣葛嶋戸口〉

「史戸安倍〈年廿／津国西（成脱力）郡安良里戸主正七位下史戸赤万呂口〉

「刑部緑万呂〈年廿五／伯耆国相見郡天万郷戸主刑部広万呂口〉

「物部福万呂〈年十四／近江国犬上郡火田郷戸主建部千万呂戸口〉

右四人里人

天平勝宝九歳四月七日坂合部蓑万呂

* 「上主村宮万呂〈年十七／右京九条四坊戸主從七位下上〈主〉村牛甘戸口〉

「勝継人〈年十九／美濃国不破郡宇保郷戸主勝吉足戸口〉」

辛人大万呂〈年卅三／周防国余色郡神前郷戸主辛人邑与曾戸口〉

家部乙万呂〈年廿八／美作国久米郡委文郷戸主家部年足戸口〉

二五二 六月九日 平城京内において、武官以外の兵器の携行や、二〇騎以上の集団行動を厳禁する。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳六月乙酉（九日）条

制勅五条。〔中略〕除武官以外、不得京裏持兵、前已禁断、然猶不止。宜告所司固加禁断。〔其四〕京裏廿騎已上不得集行。〔其五〕宜告所司嚴加禁断。若有犯者、科違勅罪。

二五三 六月十六日 紀飯麻呂を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳六月壬辰（十六日）条

以從三位石川朝臣年足為神祇伯。〔中略〕從四位上紀朝臣飯麻呂為右京大夫。〔以下略〕

二五四 七月二日 橘奈良麻呂らの田村宮襲撃計画が発覚し、小野東人・答本忠節を左衛士府に拘禁し、道祖王を右京宅に包圍する。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳七月戊申（二日）条

〔前略〕是日夕、中衛舎人從八位上上道臣斐太都告内相云、今日未時、備前国前守小野東人喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相。汝能從乎。斐太都問云、王臣者為誰等耶。東人答云、黄文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所謀者、將若為耶。東人答云、所謀有二。一者、駟率精兵四百、

将_レ囿_二田村宮_一。二者、陸奥將軍大伴古麻呂今向_二任所_一、行至_二美濃関_一、詐称_レ病、請_レ欲_レ相_二見_一二親情_一、蒙_中官聽許_上。仍即塞_レ関。斐太都良久答云、不_二敢違_レ命_一。先_レ是、去六月、右大弁巨勢朝臣堺麻呂密奏、為_レ問_二藥方_一、詣_二答本忠節宅_一。忠節因語云、大伴古麻呂告_二小野東人_一云、有_二人欲_レ劫_二内相_一。汝從乎。東人答云、從_レ命。忠節聞_二斯語_一、以告_二右大臣_一。大臣答云、大納言年少也。吾加_二教誨_一、宜_レ莫_レ殺之。是日、内相藤原朝臣仲麻呂具奏_二其状_一。警_二衛内外諸門_一。乃遣_二高麗朝臣福信等_一、率_レ兵、追_二捕小野東人・答本忠節等_一、並皆捉獲、禁_二著左衛士府_一。又遣_レ兵囿_二道祖王於右京宅_一。

※ 道祖王の父新田部親王は、平城京右京五条二坊九・十・十五・十六坪に宅地をもっていた。この現在の唐招提寺の地が、道祖王の右京宅とみられることについては、*を参照。

二五五 七月八日 反逆に加担した者に対し、平城京と畿内は一〇日以内、それ以外は三〇日以内の自首を促す。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳七月甲寅（八日）条

（前略）又勅曰、百姓之間、若有_二逆人之輩_一、**京畿**十日内、遠処卅日内首訖。若限内能首、並寬_二其罪_一。限内不_レ首、被_二人告言_一、必科_二本罪_一。其首人等並首_二本部官司_一。官司知訖、抄_二其姓名_一奏上。

二五六 七月九日 春宮大夫佐伯今毛人に右京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳七月乙卯（九日）条

（前略）以_二紫微少弼從三位巨勢朝臣堺麻呂_一為_二兼左大弁_一。（中略）春宮大夫從四位下佐伯宿祢毛人為_二兼**右京大夫**_一。（以下略）

二五七 七月十二日 孝謙天皇が南院に出御し、諸司と平城京・畿内の村長以上を召して、橘奈良麻呂の変とその処断についての詔を發布する。

〔続日本紀〕天平勝宝九歳七月戊午（十二日）条

（前略）是日御_二南院_一。追_二集諸司并**京畿内百姓村長以上**_一、而詔曰、（以下略）

二五八 十月六日 京職と国司に対し、運脚夫らへの食料と医薬の支給を命じる。

〔続日本紀〕天平宝字元年十月庚戌（六日）条

勅曰、如聞、諸国庸調脚夫、事畢帰_レ郷、路遠粮絶。又行旅病人、無_二親恤養_一、欲_レ免_二飢死_一、餽_レ口飯_レ生。並辛_二苦途中_一、遂致_二横斃_一。朕念_二乎此_一、深増_二憫矜_一。宜_レ仰_二京国官司_一、量給_二粮食・医薬_一、勤加_二檢校_一、令_レ達_二本郷_一。若有_二官人怠緩不_レ行者_一、科_二違勅罪_一。

二五九 天平宝字元年頃 画師等の歴名が作成される。

〔正倉院文書〕画師等歴名 続修後集一一②裏（『大日本古文書』一三、二二〇）

ㄟ

ㄟ井守伊美吉黒虫〈年口口／右京九条四坊戸主少初位下井守伊美吉広国戸口〉

ㄟ秦嬴姓田主〈年廿五／河内国丹比郡黒山郷戸主秦嬴姓豊麻呂戸口〉

- ㄟ笠新羅〈木〉臣山人〈年廿六／右京七条二坊戸主笠新羅〈木〉臣吉麻呂戸口〉
- ㄟ秦伊美吉継手〈年卅／摂津職嶋上郡〈高於郷〉戸主三尾君麻呂戸口〉
- ㄟ穂積臣浄麻呂〈年卅八／伊勢国志賀郡嶋拔郷戸主志君族祖父戸口〉
〔×右〕
- ㄟ後部高君主〈年卅三／「左」京六条二坊戸主正六位上後部高笠麻呂戸口〉「画」
- ㄟ竹志浄道〈年廿／摂津職百齊郡南部郷戸主正六位下竹志麻呂戸口〉
大友日佐麻須良〈年十六／近江国志賀郡錦部郷大友日佐田麻呂戸口〉
- ㄟ勝族若麻呂〈年廿二／美濃国不破郡新居郷戸主勝族古良比戸口〉
- ※ 西南角領解と関連する可能性がある（『大日本古文書』は、西南角領解（?）として収録）。
- ※ 右端の破損のため微存状態の井守伊美吉黒虫の年齢の一文字目は、「廿」または「卅」であろう。

天平宝字二年（七五八）

二六〇 正月五日 京畿内と七道に問民苦使を派遣することとし、石川豊成を京畿内使に任じる。

〔続日本紀〕天平宝字二年正月戊寅（五日）条

（前略）又詔曰、朕聞、則天施化、聖主遺章、順月宣風、先王嘉令。故能二儀無愆、四時和協、休氣布於率土、仁寿致於群生。今者、三陽既建、万物初萌。和景惟新、人宜納慶。是以、別使八道、巡問民苦、務恤貧病、矜救飢寒。所冀、撫字之道、將神合仁、亭育之慈、与天通事、疾疫咸却、年穀必成、家無寒窶之憂、国有来蘇之樂。所司宜知差清平使、勉加賑恤、称朕意焉。以從五位下石川朝臣豊成為京畿内使。録事一人。正六位下藤原朝臣浄弁為東海・東山道使。判官一人、録事二人。正六位上紀朝臣広純為北陸道使。正六位上大伴宿祢潔足為山陰道使。正六位上藤原朝臣倉下麻呂為山陽道使。從六位下阿倍朝臣広人為南海道使。正六位上藤原朝臣楓麻呂為西海道使。道別録事一人。

二六一 二月二十四日 画工司が東大寺に対し画師の歷名を送付する。

〔正倉院文書〕続修一六⑤（『大日本古文書』四、二五九—二六〇）

画工司移東大寺

佑竹志麻呂

河内稻長〈河内国丹比郡〉

大宅広足〈山背国紀伊郡〉

毛野乙君〈近江国蒲生郡〉

丸部国足〈近江国滋賀郡〉

秦稻守〈左京〉

箕秦豊次〈近江国犬上郡〉

河内古万呂〈河内国丹比郡〉

黄文川主〈山背国久世郡〉

画部河内石嶋〈左京〉

牛鹿足嶋〈右京〉

小長谷広国〈大和国山辺郡〉

箕秦君万呂〈近江国犬上郡〉

秦虫足〈河内国丹比郡〉

黄文三田〈大和国山辺郡〉

河内広道〈河内国丹比郡〉

薙原毛人〈左京〉

新羅人伏麻呂飯万呂〈山背宇治郡〉

以前依中務省今月廿四日宣、且送如件、故移。

天平宝字二年二月廿四日正七位上行令史黄文連 乙万呂
正《七》六位上辛〈別当〉

二六二 八月 任官を行い、安倍広人を右京大進に、海五百依を右京少進に任じる。

〔正倉院文書〕神祇大輔中臣毛人等百七人歴名 続々修第四六帙五卷①(『大日本古文書』
一五、一三〇—一三一)

神大輔中臣毛人 少輔忌部皆万呂 大佑今木虫万呂
少佑中臣槐成 大志忌部諸足 大政官大弁藤原御楯〈兼〉
左中弁石川豊成 外少記田口大立 台大忠中臣浄万呂〈兼〉
中務大丞阿部魚道 少丞田口石足 大録田辺樞実
少録白鳥小田万呂 侍従藤原御楯 内舍人百齊文鏡

加茂
掃守浄足 当麻大庭 石川浄万呂 佐伯人万呂
无位石川弟成 他田人成 阿倍吉備人 阿倍山守

粟田鶴養 大監物佐伯三方 大内記日置蓑万呂

左大舍人大佑 巨勢津万呂 大属百齊秋田 少属大宅真立

右大舍人大佑 丹比公子 大属当麻乙万呂 内蔵頭

安倍甲由 陰陽頭藤原葛万呂 佑中臣志斐猪甘

内匠員助牛鹿小道 内薬頭難波奈良 佑禾田道万呂〈兼〉
主礼頭安倍有万呂 式部少輔藤原久須万呂〈兼〉 少丞大
伴浄足 治部少丞紀家守 雅楽助穂積小東人 贓贖

頭土師蓑万呂 主計大佑志斐豊浜 兵部大輔藤

原真先 少輔紀牛甘 少丞安倍真道 石川
名足 少録土師槐取 造兵少令史中臣水主

大蔵少輔百齊元忠 大丞石川望足 掃守令史土師

古万呂 漆部佑大原津万呂 令史丸部以志 宮

内大輔神名備伊吉 大録中臣部牛甘 大膳〈主醬〉安曇

浄成 木工頭当麻浄足 典薬■味原龍口

内膳典膳高橋広道 彈正川辺石川垣守

右京大進安倍広人 少進海犬五百依 津少進

船虫万呂 大和守藤原真前〈兼〉 伊勢介笠真足

大椽安倍已知 少掾田口牛甘 少目佐味豊永 尾張介水

海三船 掾波多叢万呂 三河目葛井犬甘 駿河掾飯高
嶋守 上総大目船東人 少目丹比鞠負嶋万呂 上野
介県犬吉男 掾波太虫万呂 下野掾石上家成
美濃守上道正道 越前員外介長野君足
大目安倍祖足 丹波守大蔵万呂 介藤原小湯万呂
掾紀佐良志奈 丹後守藤原楓万呂

(以下、裏面)

但馬介石川広成 掾安倍浄目 播磨員外介
当麻浄成〈兼〉 大目坂本男足 少目秦大万呂
備前目大伴宅足 備中少目布勢益立 安芸
目〈加〉陽安人 長門少目船諸上 讃岐大目大津
上万呂 土佐目穴太三宅万呂 筑肥後介大原少万呂
掾大原人足 日向守安倍黒万呂 但對馬史生

日下部阿豆万呂 三川史生安宿乙万呂
衛門府大志日置武相志 中衛府将曹中臣
志斐弓張 右衛士府督大伴犬甘 大尉大和斐太万呂
少志小治田伯 右兵衛少尉阿倍上万呂
三川史生安宿乙万呂
々々々々々々々々々々

(追筆)「合一百七人」

※ 『大日本古文書』は天平宝字五年に類収しているが、天平宝字二年八月四日の任官(一部だが、『続日本紀』同年同月癸卯〈四日〉条にも記事がある)に関する文書であることが明らかになっている(野村忠夫「所謂「上階官人歴名」断簡補考—「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」について—」『続日本紀研究』三一七、一九五六年)。

二六三 九月五日 三千六百卷経の書写に、左京職の史生倭画師小弓が経師として参加する。

[正倉院文書] 続修別集二〇(『大日本古文書』四、三〇一一三一一)

東寺写経所解 申請経師等布施物事

合奉写経式仟肆伯卷

金剛般若経壹仟卷

千手千眼経壹仟卷

新羅索経壹拾部式伯捌拾卷

薬師経壹伯式拾卷

用紙参萬伍仟捌伯式拾張

校紙柒万壹仟陸佰肆拾張〈依二校所乗〉

装横紙参萬柒仟式拾張〈一千二百張標紙／三万五千八百廿張見所写〉

題經式仟肆伯卷

惣応賜布施布壹仟捌拾參端式丈八尺

八百九十五端二丈二尺經師料〈以一端充卅張〉

七十一端二丈六尺校生料〈以一端充千張〉

九十二端二丈三尺裝潢料〈以一端充四百張〉

廿四端題師料〈以一端充百卷〉

經師九十三人

〔乾政官史生從七位上尾張広足 写紙四百廿七張 布十端二丈八尺三寸
(中略)

〔左京史生无位倭画師小弓 写紙二百九十張 布七端一丈五寸
(中略)

高丘連比良麻呂去六月十六日并

以前依坤宮官少疏從六位上池原君粟守等去

七月《六》四日宣、奉《写二千四百卷經》經師等

布施物所請如前、以解。

天平宝字二年九月五日主典正八位上安都宿祢

次官從五位下高麗朝臣

二六四 九月十日 右京の人、辛男床ら一六人に、広田連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平宝字二年九月己卯（十日）条

右京人正六位上辛男床等一十六人賜_二姓広田連_一。

※ 辛男（小）床は、同年八月一日に外從五位下に叙され、『続日本紀』では「辛小床」と旧姓で表記されている（『続日本紀』同年同月庚子朔〈一日〉条）が、正倉院文書に残る詔勅草では「広田連小床」と新姓で記されている（『大日本古文書』四、二八三—二八五）。右京職への改賜姓の申請は八月一日よりも前に行われ、八月一日の叙位の位記には、申請中の新姓が用いられ、一足先に改賜姓が行われたものとみられる。本条は、申請に基づいて太政官で作成された奉勅官符の日付の内容に拠っているとみられる。

二六五 十月十日 考唱不參歷名に左京職の史生和雄弓が見える。

〔正倉院文書〕続々修一八帙六卷②(19)裏（『大日本古文書』四、三四四—三四五）

礼部省史生正八位上山田史浄人

武部史生无位土師宿祢弟主 中解部從六位上韓国連毛人

義部省史生大初位上韓国連千村

節部省史生正八位上広田連広浜

正八位上秦伊美吉豊穂

左京〈職〉史生无位和画師雄弓

《散位大》 右七人考唱不參

二六六 十一月二日 東大寺写経所が、左京職史生倭小弓の行事について、左京職に報告する。

〔正倉院文書〕東大寺写経所移 続々修第一八帙六卷②(15)裏 (『大日本古文書』一四、二二〇—二二一)

(経師上日并行司文案のうち)

東大寺写経所移**左京職**

史生无位倭小弓

写紙伍伯柒拾張 上日捌拾式

右起八月一日迄十一月二日、所写紙并上日如件。仍

注状、即附小弓、以移。

天平宝字二年十一月二日主典安都宿祢

二六七 十一月三日 東大寺写経所が、金剛般若経千二百卷の書写にかかる布施物を申請する。

〔正倉院文書〕東寺写経所解案 続々修第四五帙三卷①(1)裏 (『大日本古文書』一四、二二六一—二三四)

東寺写経所解 申請経師等布施物事

合奉写金剛般若経壹仟貳佰卷

用紙壹萬肆仟肆伯張

校紙貳萬捌仟捌伯張 (《依》二校)

装潢紙壹萬伍仟張 (六百張標紙一万／四千四百張)

題経壹仟貳佰卷

惣応賜布施布 (異筆)「四百卅八端一丈二尺」

三百六十端経師料 (以一端充卅張)

廿八端三丈二 (※「三」) 尺校生料 (以一端充一千張)

卅七端二丈一尺装潢料 (以一端充造紙四百張)

十二端題師料 (以一端充題経一百卷)

経師 (異筆)「七十三人」

○以下写紙并ニ布ノ数ハ、朱字ニテ改訂シタル後、マタ之ヲ擦消セリ、今繁ヲ避ケテ省略ニ従フ

ㄐ乾政官史生従七位上尾張広足 写紙三百廿張 布八端二丈一尺 (※ㄐ「百卅六文」)
(中略)

ㄐ**左京史生无位倭画師男弓** 写紙一百六十八張 布四端八尺四寸 (※「四十九文」)
(中略)

以前依坤宮官少疏従六位上池原君粟守《宣》(去)

八月十六日宣、奉写(金剛般若経)一千二百卷経師等布

施物、所請如前。以解。

(異筆)「造東寺司」

天平宝字二年十一月三日主典正八位上安都宿祢

次官従五位下高麗朝臣

二六八 十一月廿八日 左京四条二坊の市原王から東大寺が買得した伊賀国阿拝郡柘殖郷開田地について、伊賀国が立券手続きを行う。

〔東南院文書〕第三櫃第一卷（『東大寺文書』二、九一一九二。『大日本古文書』四、三四九一三五〇）

伊賀国司解 申売買開田地立券文事

合地壹拾町〈開田四段／畠九町六段〉限〈東界朝宮谷 南界駅道／西南角界藤原夫人地 北界山嶺〉

過価銭玖貫文

右在阿拝郡柘殖郷**左京四条二坊正五位上市原**

王之地如件。此今為 **東大寺**家通分買得已訖。

仍依式立券参通、以一通為国案、以一通為郡案、以一通付寺家案。

天平宝字二年十一月廿八日從六位下目高屋連〈朝集使〉

正六位上行守六人部連「佐婆麻呂」

（紙面に「伊賀国印」一六顆アリ）

二六九 十二月十五日 左京の人、広野王に、池上真人の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平宝字二年十二月癸丑（十五日）条

左京人広野王賜-姓池上真人-

二七〇 十二月二十四日 渤海使楊承慶らが平城京に入る。

〔続日本紀〕天平宝字二年十二月壬戌（二十四日）条

渤海使揚承慶等入**京**。

二七一 天平宝字二年頃 各官司から経師として写経事業に参加する官人の選考が行われる。

〔正倉院文書〕見参経師等歴名 続々修第四五帙三卷③裏（『大日本古文書』二三、一七三一一七四）

「未」末蘇比麻呂〈大蔵／少録〉 「定」尾張広足〈太政／史生〉 「定」山口子虫〈式部〉 「定」掃守笠麻呂〈兵／部〉

「定」糸益人〈民部〉 「定」辛広浜〈大蔵〉 「不」上毛野御井麻呂〈監物〉 「定」垂水

「定」(行間補入) 常世馬人〈右弁官史生〉

祖人〈主計〉 「定」韓国千村〈刑部〉 「不」志貴継椀〈弁官〉 「不」鷹甘安麻

呂〈宮内〉 「定」錦部君麻呂〈玄蕃〉 「定」倭画師小弓 「不」契斤虎〈並**左京**〉

「定」書生 〓答他戸広麻呂 〓道守君麻呂 〓佐太橘

「不」 「定」 「定」 「定」
川原御笠 秦晏子 海豊成 茨田浄野

「未」 「定」
(行間下部補入) 辛国毛人 (解部) 土師乙主 (兵部)
「未」 「未」
春日部馬甘 (中務) 巫部浄嶋 (治部)

見参廿六人

※ 各官司から経師を募る際の帳簿であろう。したがって、「左京」は左京職官人を示す。倭画師小弓が左京職史生であったことと整合する。列举されている者は全部で二六人であるから、候補としての見参した者二六名から選考を行い、「定」「不」「未」の選別を行ったもので、合点は選考途上での何らかの照合とみられる。

なお、『大日本古文書』は宝亀五年十一月六日に類収するが、列举されているメンバーからみると、天平宝字二年の三千六百卷経書写に関わる可能性が高い。

天平宝字三年（七五九）

二七二 五月九日 諸国の運脚の帰路の食料を確保するために、公廩を財源とする常平倉を設置し、合わせて平城京内の穀物価格の安定も図ることとし、所管官司として左右平準署を置く。

〔続日本紀〕天平宝字三年五月甲戌（九日）条

（前略）又勅曰、頃聞、至_二于三冬間_一、市_二辺多_一餓人_一。尋_二問其由_一、皆云、諸国調脚不_レ得_レ還_レ郷。或因_レ病憂苦、或无_レ粮飢寒。朕竊念_レ茲、情深矜愍。宜_レ随_二国大小_一、割_二出公廩_一、以為_二常平倉_一。逐_二時貴賤_一、糴糶取_レ、普救_二還脚飢苦_一。非_二直霑_二外国民_一、兼調_二京中穀價_一。其東海・東山・北陸三道、左平準署掌之。山陰・山陽・南海・西海四道、右平準署掌之。

二七三 五月十七日 大和長岡を左京大夫に、佐味宮守を左京亮に、粟田奈勢麻呂を右京大夫に、阿部三県を右京亮にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕天平宝字三年五月壬午（十七日）条

以_二正五位下大伴宿祢犬養_一為_二左中弁_一。（中略）正五位上大和宿祢長岡為_二左京大夫_一。從五位下佐味朝臣宮守為_レ亮。正五位上粟田朝臣奈勢麻呂為_二右京大夫_一。從五位下阿部朝臣三県為_レ亮。（以下略）

二七四 七月十六日 勅書を偽造した左京の人、中臣楫取を、出羽国の柵戸に移配する。

〔続日本紀〕天平宝字三年七月庚辰（十六日）条

左京人中臣朝臣楫取詐造_二勅書_一。誑_二誤民庶_一。配_二出羽国柵戸_一。（以下略）

二七五 十二月二十四日 渤海使高南申が平城京に入る。

〔続日本紀〕天平宝字三年十二月丙辰（二十四日）条

高南申入_レ京。

※ 渤海使高南申は、同年十月に迎藤原河清使内蔵全成とともに対馬に漂着し（『続日本紀』同年同月辛亥（十八日）条）、その後大宰府に召され（同壬子（二十三日）条）、一二月一九日に難波の江口に到着している（『続日本紀』同月辛亥（十九日）条）。

天平宝字四年（七六〇）

二七六 二月八日 京の丁に付して藝を進上する。

〔正倉院文書〕子部連牛養藝進上文 続々修第四三帙二二卷（『大日本古文書』一四、三〇七一三〇八）

進上三馬藝事 員拾圀

右件藝、京丁付佐々支部小足

四年二月八日子部連牛養

※ 京丁は、平城京から派遣されてきた丁の意味と考えられ、語順は整わないが、京丁の佐々支部小足に付して、藝を進上するの謂いであろう。

二七七 三月十九日 丸部足人が、郡司に駈使され秋田城に綱丁として赴くなどしたため平城京に米を進上できなかったことを詫げる。

〔正倉院文書〕個人蔵 丸部足人啓（国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』。『大日本古文書』二五、二六九一二七〇）

丸部足人頓首頓首死罪死罪謹解 申尊者御足下

足人正身常御馬従仕奉思。然有不令（依）生江臣古万呂

御産業所他人使（乍）足人・安人等。然者郡司取放

雑役令駈使甚無仮。加以阿支太城米綱丁罷入。

由此京米不持参上。仍具注愁状、附物部安人。頓首頓首

死罪死罪、謹解。

天平宝字四年三月十九日丸部足人謹愁状

更解申、下草原田三町（丸部足人二町／物部安人一町）

右欲田地子請。仍具注事状、附物部安人申上。謹解。

（紙面に「丸部足人」朱印三〇顆アリ）

※ 冒頭と末尾の「頓首頓首死罪死罪」は、「●々々々死罪々々」のように踊り字を用いて記している（●は。「屯」と「首」を並べる字形。「頓首」から作り出された字形であろう。単なる書き誤りではないことは、このあとに踊り字が三つ付されていることから明らかであろう。

二七八 五月十八日 平城京内の六大寺において、経典を誦誦する。

〔続日本紀〕天平宝字四年（七六〇）五月丁未（十八日）条

於_二京内六大寺_一誦経。

二七九 六月八日 光明皇太后の死去に伴い、経典書写に参加する文部省官人の歴名が作成される。

[正倉院文書] 文部省経師歴名 続々修第三七帙九卷②裏＋続々修第三帙四卷④(2)裏(『大日本古文書』一四、三四六一三四七)

文部省
合十三人

(異筆 下同ジ)

「送了」信部史生正八位上秦忌寸真藤

「移了」少初位上坂本朝臣真嶋

「移了」義部史生大初位上辛国千村

礼部史生従七位上山田連浄人

散位大初位下矢田部布智

少初位上大伴智麻呂

少初位上大狛乎治

位子秦忌寸八嶋 ○土師宿祢乙足〈十日参〉

大学生无位文忌寸咋麻呂

武部史生土師宿祢弟主 ○従八位下掃守笠麻呂〈十日参〉

左京史生倭画師小弓

天平宝字四年六月八日附即土師乙足

(異筆)「大補中臣朝臣」

又散位少初上檜河内

二八〇 六月十一日 御願経の書写に、左京職史生倭小弓と、右京職史生佐夜枚徳が経師として参加する。

[正倉院文書] 東寺写経所移文部省 続々修第一八帙六卷②(15) (『大日本古文書』一四、三九七一三九八)

(御願経奉写等雑文案のうち)

東寺写経所移文部省

経師^{拾肆}合^{拾肆}人^{拾肆} (諸司史生)

大県道継〈乾政官／左〉

長瀬若麻呂〈糺政官〉

秦真藤(擦消重書)〈信部省〉

坂本真嶋

安勅月足〈已上信部省〉

辛国千村〈義部省〉

山田浄人〈礼部〉

土師弟主

掃守笠麻呂〈已上武部省〉

土師広内〈仁部省〉

額田部人足〈文部留省〉

秦八嶋

土師乙足

秦乳主〈已上三文部位子〉

鼻乙麻呂〈文部生書〉(行間ニ補入)

倭画師小弓〈左京職〉

佐夜枚徳〈右京職〉

秦久世麻呂

檜河内

矢田部布智
大狛乎治
文咋麻呂〈大学生〉
阿閑広人〈散位〉

大伴智万呂
達沙牛甘
雪浄人〈蔭孫〉

右廿六人、自文部省来。

又冊人
又装演四人
又校生十人

右、自所々来。

天平宝字四年六月十一日

二八一 七月二十六日 光明皇太后の七七日の法会を、東大寺と平城京内の諸小寺で行う。

〔続日本紀〕天平宝字四年七月癸丑（二十六日）条

設皇太后七七齋於**東大寺**并**京師諸小寺**。其天下諸国、毎_レ国奉_レ造_二阿弥陀浄土画像_一。仍計_二国内見僧尼_一、写_二称讚浄土經_一、各於_二国分金光明寺_一礼拝供養。

二八二 八月二十二日 新京の諸寺、大尼、神主、主典以上の官人らに、新銭を給う。

〔続日本紀〕天平宝字四年八月己卯（二十二日）条

賜_二新京諸大小寺、及僧綱・大尼・諸神主・百官主典已上新銭_一、各有_レ差。

※ 新京は、保良京または、小治田宮とみられるが、諸大小寺があったかどうかは疑問。新銭は、銅銭万年通宝か。

二八三 八月二十六日 新京の高齡の僧尼曜蔵・延秀らに、絶・綿を給う。

〔続日本紀〕天平宝字四年八月癸未（二十六日）条

施_二新京高年僧尼曜蔵・延秀等卅四人絶・綿_一。

※ 新京については、前項を参照。

二八四 天平宝字四年頃 左京の人散位神門臣諸上の名が見える。

〔正倉院文書〕校生装演手実帳 続々修第二七帙三卷②（『大日本古文書』一四、三一九）

七百七十継 二百冊一〈未継〉 四百冊八〈打未界〉

四百〈絶々在〉 六十三〈界了〉 五十五麻紙〈界了〉

合二千冊《九》〈二〉

（異筆）「散位従八位上神門臣諸上〈**左京人**〉」

※ 異筆とされる部分は、校正装演手実帳末尾の断簡の奥下部に、天地逆に記されている。校正装演手実帳とは無関係の記載で、これに先立つ一次文書の名残とみられる。

二八五 天平宝字四年頃 太師恵美押勝が、楊梅宮の南に宅を営み、内裏を望む楼閣や櫓状の南門を造営する。

〔続日本紀〕宝龜八年九月丙寅（十八日）条

内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨。平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也。

(中略) **太師押勝起宅於楊梅宮南、東西構樓、高臨内裏。南面之門便以為櫓。**人士側目、稍有不臣之譏。于時押勝之男三人並任參議。良繼位在子姪之下、益懷忿怨。乃與從四位下佐伯宿祢今毛人・從五位上石上朝臣宅嗣・大伴宿祢家持等、同謀欲害太師。於是、右大舍人弓削宿祢男広知計以告太師、即皆捕其身。下吏驗之、良繼對曰、良繼獨為謀首。他人曾不預知。於是、強劾大不敬、除姓奪位。(以下略)

※ 藤原良繼の薨伝。七六二年(天平宝字六)と目される藤原良繼らによる太師恵美押勝暗殺未遂事件の記述と絡めて、恵美押勝が楊梅宮の南方に宅地をもち、東西に内裏を遠望できる楼閣を造営し、また南門の櫓にするなどしたため、人々の目をそばだて臣下にあるまじき行為と非難された(恵美押勝絶頂期のことであり、多分に『続日本紀』編纂時に史観が混じるものであろう)ことが見える。この記述だけでは、恵美押勝宅(田村第、田村宮とも)の所在地の特定は困難だが、**左京四条二坊東半の九坪から十六坪まで**の八坪分の地が想定されている(岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」〈『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年))。右の記事に見える楊梅宮が平城宮東院の後身であることも明らかになっており(岩本次郎「楊梅宮考」『甲子園短期大学紀要』一〇、一九九一年)、恵美押勝宅想定地と楊梅宮の位置関係にも矛盾がないこと判明している。

天平宝字五年(七六一)

二八六 正月二十一日 諸司の史生以上に対し、保良京に宅地を班給する。

〔続日本紀〕天平宝字五年正月丁未(二十一日)条

使下司門衛督正五位上粟田朝臣奈勢麻呂、礼部少輔從五位下藤原朝臣田麻呂等、六位已下官七人於**保良京**、班給諸司史生已上**宅地**。

※ 保良京に関する記事であるが、便宜掲げる。

二八七 二月一日 左右京の長官を統合して左右京尹を置き、正四位下相当の官とする。

〔続日本紀〕天平宝字五年二月丙辰朔(一日)条

(前略) 其管**左右京**、並任一人、長官者、名以為**尹**。官位准正四位下官。

※ 平城京に関するともみられるが、あるいは保良京の管轄を念頭に置いた処置かも知れない。

二八八 三月十九日 課役を忌避して京外に浮浪する京戸を、所在地の戸籍の付し口分田を給うこととする。

〔続日本紀〕天平宝字五年三月甲辰(十九日)条

京戸百姓規避課役、浮宕外国、習而為常。其数実繁。各在所占著、給其口田。

※ 「習而為常」とあるが、あるいは保良京造営などによる混乱が背景にあるものかも知れない。

二八九 六月八日 光明皇太后の忌日齋会料として、京南の田四〇町を山階寺に、一〇町を法華寺に施入する。

〔続日本紀〕天平宝字五年六月辛酉（八日）条

於_二山階寺_一、毎_レ年皇太后忌日、講_二梵網經_一。捨_二京南田_一卅町_一以供_二其用_一。又捨_二田十町_一、於_二法華寺_一、毎_レ年始_二自忌日_一、一七日間、請_二僧十人_一、礼_二阿弥陀仏_一。

二九〇 八月二十七日 解放した官戸・官奴婢を、左右京以下、諸国に編付する。

〔続日本紀〕天平宝字五年八月己卯（二十七日）条

以_二今良三百六十六人_一。編_二附左右京・大和・山背・伊勢・参河・下総等職国_一。

二九一 十月二十八日 平城宮の改作による保良宮への遷御に伴い、国司史生以上の関係者への叙位を行い、平城京と大和・和泉・山背国の今年の田租を免除し、また近江国に対し赦を実施する。

〔続日本紀〕天平宝字五年十月己卯（二十八日）条

詔曰、為_二改_一作平城宮_一、暫移而御_二近江国保良宮_一。是以、国司史生已上供_レ事者、并造宮使藤原朝臣田麻呂等、加賜_二位階_一。郡司者賜_レ物。免_二当国百姓、及左右京・大和・和泉・山背等国今年田租_一。又自_二天平宝字五年十月六日昧爽_一已前近江国雜犯死罪已下、咸悉赦除。（以下略）

二九二 十月二十八日 北京の造営に伴い、近隣の二郡を畿県とし、調庸の徴収を畿内に準じることとする。

〔続日本紀〕天平宝字五年十月己卯（二十八日）条

（前略）是日、勅曰、朕有_レ所_レ思、議_レ造_二北京_一。縁_二時事由_一、暫移遊覽、此土百姓頗勞_二差科_一。仁恕之襟、何無_二矜愍_一。宜_レ割_二近_レ都兩郡_一、永為_二畿県_一、停_レ庸、輸_レ調其数准_二上_レ京。

※ 保良京に関する史料であるが、便宜掲げる。

二九三 十一月二十七日 東大寺布施屋が、平城京左京七条二坊の息長丹生真人広長・右京五条二坊の車持朝臣仲智から入手した十市郡の地二区について、立券手続きが行われる。

〔東南院文書〕四櫃附録六（『東大寺文書』三、五五一五七。『大日本古文書』四、五二〇一五二二）

十市郡司解 申立売買地券事

合地二区〈並在十市郡池上郷〉

一区地参段 在板倉壺宇 板屋参宇

〈東限朱雀路 南即広長口分田／西溝并小道 北車持朝臣仲智地〉

右**左京七条二坊戸主息長丹生真人広長** 貢地者

一区地肆段 在草葺屋壺宇〈東限朱雀路 南息長真人広長地〉

〈西溝小道并十市郡池上郷忍海連力士家／北十市郡池上郷小赤臣真人人口分田〉 充価
錢陸仟文

右右京五条二坊戸主正八位上車持朝臣若足戸口

從五位下車持朝臣仲智 沽地者

以前得広長等辞状僞、絶上件地
常根、沽与東大寺布施屋地已訖。
望請、依式、欲立券文者。郡矣勘
問得実。仍勒沽買兩人署名、
立券如件。以解。

天平宝字五年十一月廿七日

息長丹生真人「広長」

相知僧「勝緯」

車持朝臣「仲智」

知事紀朝臣「形麻呂」

買寺三綱都維那僧「承天」

上座法師「安寛」

佐官兼寺主法師「平榮」

可信法師「法正」

寺使坤宮官舎人少初位下衣縫牛甘

郡司擬大領外正七位下忍海連法麻呂

擬主帳无位大伴大田

「国判立券参通〈一通留国、一通置郡／一通置寺家〉

天平神護元年八月十六日正七位下大目馬毗登「夷人」

從五位下行息長丹生真人「大國」 正七位上行少掾掃守田毗登「馬養」

(紙面に「十市郡印」四六顆、「大和国印」四顆アリ)

※ 天平宝字五年(七六一)十一月二十七日は郡判の日時。これを受けて、四年後の
天平神護元年(七六五)八月十六日に、大和国司の国判が奥に加えられている。

二九四 天平宝字五年頃 造東大寺司官人の上日帳が作成される。

〔正倉院文書〕造東大寺司上日帳 続修二八⑩(『大日本古文書』一五、一三二一一三四)

(前欠)

從七位下村主道主〈年卅九／河内国大県郡人〉	上日参伯弍
正八位上高橋益占〈年五十二／右京人〉	上日参伯壹
正八位下鳥取連国麻呂〈年卅八／河内国高郡人〉	上日弍伯捌拾伍
〔安脱〕	
正八位下山代忌寸百甲〈年卅六／河内国石川郡人〉	上日弍伯玖拾壹
正八位下粟田臣小浪麻呂〈年卅八／左京人〉	上日弍伯参拾捌
從八位上唐人石角麻呂〈年六十二／左京人〉	上日弍伯陸拾陸
從八位上佐自努公美豆太〈年五十八／右京人〉	上日弍伯陸拾弍
從八位上秦忌寸秋主〈年五十三／左京人〉	上日参伯肆拾肆
從八位上勾部猪麻呂〈年五十三／飛驒国荒城郡人〉	上日参伯弍拾柒
從八位上调日佐足麻呂〈年五十一／河内国石川郡人〉	上日弍伯柒拾壹

從八位上若桜部朝臣梶取 〈年五十／右京人〉	上日貳伯陸拾捌
從八位上針間直斐太麻呂 〈年卅一／左京人〉	上日參伯貳拾柒
*「從八位上大石能歌阿古麻呂 〈年卅／左京人〉	上日貳伯捌拾玖」
從八位下内蔵忌寸豊前 〈年六十七／大和国広瀬郡人〉	上日參伯陸
從八位下草良部広麻呂 〈年六十七／周防国玖珂郡人〉	上日參伯拾肆
從八位下竹原連国吉 〈年六十五／河内国安宿郡人〉	上日參伯伍拾肆
從八位下伊香連田次麻呂 〈年五十七／右京人〉	上日參伯柒
從八位下山下部毗登国勝 〈年五十七／大和国山辺郡人〉	上日貳伯陸拾柒

(後欠)

天平宝字六年（七六二）

二九五 正月九日 上毛野広浜を左京亮に、茨田枚野を東市正に、椋垣吉麻呂を右平準令にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕天平宝字六年正月戊子（九日）条

以信部少輔從五位下紀朝臣牛養為兼少納言。(中略) 從五位上上毛野公広浜為左京亮。外從五位下茨田宿祢枚野為東市正。(中略) 外從五位下椋垣忌寸吉麻呂為右平準令。(以下略)

二九六 三月一日 平城京より造東大寺司鑄所へ粳米を運ぶ(天平宝字六年二月の実績)。

〔正倉院文書〕造東大寺司告朔解案 続々修三八帙九卷①裏 (『大日本古文書』五、一二五—一三一)

(前略)

(鑄所作物の記載か)

自京中求運粳一百廿斛 功一百廿人

(中略)

以前、二月中作物并雜工等散役及官人上日、
具件如前。謹解。

天平宝字六年三月一日主典正六位上志斐連「麻呂」

長官正四位上兼行左勇士督坂上忌寸「犬養」 判官外從五位下上毛野公「真人」

次官正五位下国中連〈仮〉 判官正六位上葛井連「根道」

主典正六位上弥努連〈仮〉

主典從六位上阿刀連「酒主」

主典正八位上安都宿祢「雄足」

※ 一人あたり一斛を運搬したことがわかる。

二九七 三月二十五日 造石山寺所において、平城京からもたらされた釘などが下付される。

〔正倉院文書〕造石山寺所雜物用帳 続々修第四四帙六卷①—⑥ (『大日本古文書』一五、

三一四一三四二)

(前略)

(天平宝字六年三月)

廿五日下午釘陸拾隻〈六寸打合〉 又下寸八釘捌隻^{レ*「一尺」}〈同仏殿角木固料／**自京来内**〉

右仏殿庇架料下如件。付私在人。

(以上、断簡①(5)にあり)

廿六日下午黒葛参了

右造高坐料。借充上寺如件。付御童子諸足

主典安都宿祢 下道主

又下八寸打合釘拾肆隻〈**自京来内**〉*「返上了」

右仏殿長押料、充如件。付尾牛甘。

主典安都宿祢 下道主

(以上、断簡①(6)にあり)

(中略)

(天平宝字六年七月)

八日下午戸坏十二枚

右同扇^[料カ]□ □隻□〈**自京来七隻** 自由甲賀来一隻／□□九隻／紙屋釘三隻〉

九日□

□猪万呂

主典安都宿祢 下道主

(以上、断簡③(3)にあり)

(以下略)

※ 一連の記載であるため、同年三月二十六日・七月八日の記事についても便宜合わせて掲げる。

二九八 四月一日 平城京より造東大寺司鑄所へ粳米を運ぶ(天平宝字六年三月の実績)。

[正倉院文書] 造東大寺司解(案) 続修後集三三①(『大日本古文書』五、一八八—一九四)

(前略)

鑄所別当式人〈判官外従五位上上毛野公真人／史生正八位下御杖連年継〉

単口参仔捌伯拾肆人〈七十五人将領 一千三百五十二人雑工／百五十人仕丁 二千二百卅七人雇人〉

作物

作塔基打出像五十軀 功百十人

(中略)

自**京中**求運粳卅四斛 功卅四人

(以下略)

※ 一人あたり一斛を運搬したことがわかる。

二九九 四月二日 鑄鏡の用度として、奈良京から土を運ぶ。

a [正倉院文書] 東大寺鑄鏡用度注文 続修四〇 (『大日本古文書』五、二〇一一二〇四)

東大寺

応鑄 御鏡四面〈各径一尺 厚五分〉

合応用熟銅七十斤〈大〉

冊八斤見所用

廿二斤儲料

白鐵《五斤〈六斤〉十六兩》〈大〉 (別筆)「可買」

臘蜜一斤〈大〉 (別筆)「禾田」

鉄精四兩〈大〉

鉄二延〈堅〉 (別筆)「可受禾田佐所」

ㄟ帛繩一丈 (別筆)「禾田」 *「十一日〈請〉了」

生繩二尺 (別筆)「禾田」 *「十一日請了」

ㄟ調綿二屯 (別筆)「禾田」

ㄟ調布一丈 (別筆)「禾田」

ㄟ砥二磔 (別筆)「禾田」 (別筆)「受了九日」

青砥二村 (別筆)「可受禾田佐所」

ㄟ胡麻油四合

荒炭十二斛

和炭六斛

石灰一斤〈大〉

笑廿根

応奉仕雑工一十人

単功一百廿四人

鑄工五人〈単六十四人〉

八人鑄功

五十六人錯作功

細工一人〈単十五人〉

轆轤工一人〈単二人〉

右二人様工

鉄工一人〈単三人〉

共作夫二人〈単冊人〉

十二人自**奈良京**運土夫

二人轆轤工共作

三人鉄工共作

廿三人雑使

応給ㄟ食料米二斛四斗八升雑工并夫一百廿四人料〈人別二升〉(別筆)「来了」

ㄟ塩四升九合六夕雑工并夫一百廿四人料〈人別四夕〉 (別筆)「九日受了」

ㄟ海藻十三斤十兩雑工并夫一百廿四人料〈人別二兩〉 (別筆)「受了九日」

ㄟ滑海藻十斤八兩雑工八十四人料〈人別二兩〉 (別筆)「受了九日」

ㄟ醬八升四合
ㄟ末醬八升四合
ㄟ醬滓八升四合〈已上三種雜工八十四人料人別一合〉
ㄟ酢四升二合雜工八十四人料〈人別五夕〉
ㄟ蓆二枚〈(別筆)「上奈良附采女山守」〉
ㄟ折薦四枚〈(別筆)「二枚上奈良附采女山守」〉
ㄟ簀二枚〈(別筆)「上奈良附采女山守」〉
ㄟ円坐六枚

以前依去三月廿五日因八麻中村宣

応奉仕 御鏡用度如件。

天平宝字六年四月二日主典正八位上安都宿祢「雄足」

※ この文書は、平城京跡右京一条二坊四坪から「自奈良京上」と書かれた木簡が出土するまで、平城京を「奈良京」と表記する最古の資料だったものである。

b [正倉院文書] 東大寺鑄鏡用度注文 続々修第一八帙三卷④(4)・(5) (『大日本古文書』一五、一八一—一八三)

(造石山寺所解移牒符案のうち)

東大寺

応鑄 御鏡四面〈各径一尺 厚五分〉

合応用熟銅七十斤〈大 卅八斤見所用 廿二斤儲料〉

ㄟ白鐵五斤十六兩〈大〉	臘蜜一斤〈大〉	鉄精四兩〈大〉
ㄟ鉄二廷〈堅〉	帛繩一丈	生繩二尺
ㄟ調綿二屯	調布一丈	砥二礫
ㄟ青砥二村	胡麻油四合	荒炭十二石
ㄟ和炭六石	石灰一斤〈大〉	笑廿根

応奉仕雜工一十人

単功一百廿四人

鑄工五人〈単六十四人〉

八人鑄功

五十六人錯作功

細工一人〈単十五人〉 六呂工一人〈単二人〉 已上二人様功

鉄工一人〈単三人〉 共作夫二人〈単卅人 十二人自奈良京運土功 二人六呂

工共作／三人共作 廿三人雜使〉

応給食料米二石四斗八升雜工并夫一百廿四人料〈人別二升〉

塩四升九合六夕雜工并夫一百廿四人料〈人別四夕〉

海藻十三斤十兩雜工并夫一百廿四人料〈人別二兩〉

滑海藻十斤八兩雜工八十四人料〈人別二兩〉

醬滓八升四合

醬八升四合 末醬八升四合〈已上三種雜工八十四人料人別五夕〉

(以下、(5))

酢四■升二合雜工八十四人料〈人別五夕〉

蓆二枚 折薦四枚 簀二枚 円座六枚

以前、依去三年廿五日因八麻中村宣、応奉仕 御鏡用度如件。

天平宝字六年四月二日主典安都宿祢

※ この文書は、平城京跡右京一条二坊四坪から「自奈良京上」と書かれた木簡が出土するまで、平城京を「奈良京」と表記する最古の資料だったものである。

三〇〇 四月三日 山作所が、平城京に届けるべき檜皮の手配状況について、造石山寺所に報告する。

〔正倉院文書〕山作所解 続々修第四三帙九卷④(1)裏 (『大日本古文書』一五、四五四一四五五)

山作所解 申可材進上事

一可進材事

右依先日仰遣采等^(マ)未作、不得川津運出。

〔×五カ〕

以月四日必将進上。又蒙今月三日符云、其

山作所雇夫等令桧皮持京進上云、以今

日夕、夫等口勘問、將進上者。仍今注事

状申上。

一進上桧皮参困仕丁付黒人進

六年四月三日三嶋豊羽

三〇一 四月四日 造石山寺所解で、近江国愛智郡の封租米がまだ都に届いていない旨が述べられる。

〔正倉院文書〕東大寺鑄鏡用度注文 続々修第一八帙三卷④(4) (『大日本古文書』一五、一八〇一一八一)

(造石山寺所解移牒符案のうち)

造石山院所解 申請米事

愛智郡租米

右彼郡去天平宝字四年租米、便請用之、下符已訖。今依符旨乞

徴、郡司等答云、件米附綱丁等進畢者。即綱丁等求問、款云、綱

丁者史生麻柄又万呂令持手実、引率参向之。加以雖有綱丁、

米実入京更無、可乞得。望請、相替宝字五年租米、便請雜

用。仍具事情、附猪名部枚虫申送、以解。

一請阿膠式斤〈太〉

右、為固高座、所請如件。

天平宝字六年四月四日主典安都宿祢

三〇二 四月二十日 秦家主が、石山にいる上馬養に対し、平城京に戻る機会があれば呼びだしてほしい旨を記す。

〔正倉院文書〕 秦家主啓 続修四八⑦（『大日本古文書』二五、三四四）

謹啓 消息事

- 一 法花経者、以当月廿三日始可奉。
- 一 先日宣注文選、慇勤欲畫申人侍。紙食料筆黒（墨）等、備欲所請。
- 一 願无边経宜渡。人々有暇間、可令奉写、諸衆人等申。
- 一 経師闕所、尾張足人預欲仕奉^レ申。
- 一 若請暇退幸者、若^京奈良^宮可入坐事等、在道次可召。

想心雖万端、不能書具載。伏乞部下消息、迺曲投一封。死罪頓首謹言。

四月廿日下愚秦家主上

道守執下

※ この文書については、桑原祐子「秦家主の啓」（『正倉院文書訓読による古代言語生活の解明 研究成果報告書Ⅰ正倉院文書の訓読と注釈—造石山寺所解移牒符案（一）』二〇一〇年）がある。天平宝字六年との年代比定はこの論考に従う。

また、宛先の道守は、上馬養こととされる（田中大介「写経所文書に現れる「道守」について—古代人物論の視座として—」『続日本紀研究』三三九、二〇〇二年）。

三〇三 五月四日 飢饉に見舞われた平城京と畿内ほか諸国に、使者を派遣して賑給を行う。

〔続日本紀〕 天平宝字六年五月壬午（四日）条

京師及畿内・伊勢・近江・美濃・若狭・越前等国 飢。遣^レ使賑給之。

三〇四 五月七日 平城京に戻る経師に引率させて、召し出された長上船木麻呂を文部省に参向させる。

〔正倉院文書〕 造石山院所解 続々統一八帙三卷⑥(7)（『大日本古文書』五、二〇三一—二〇四）

（造石山寺所解移牒符案のうち）

造石山院所解 申可向文部省長上事

長上船木宿奈万呂

月六 之^レ 司召者
右以^レ今日、自省家召造寺東^レ即副使、即副^レ（還）使
差舍人等令向。仰云、件人造寺司一々率引、
早速参向省家者^不得怠延者。今依仰状、即便附

京入経師張藤万呂、申送如件。以解、

天平宝字六年五月七日下午

三〇五 五月十八日 田上山作所の告朔解案に、平城京において使役された仕丁の食料の米が計上される。

〔正倉院文書〕 田上山作所告朔解案 続修別集三一④+続々修四二帙五卷⑤ (『大日本古文書』五、二二一一二二九+一五、四六三一四六五)

山作所解 申四月告朔事

(中略)

収納雑物

請錢壹拾貫伍伯肆拾捌文

(中略)

米壹拾陸斛貳斗肆升陸合

一石三月廿六日 一石廿八日 二石四月一日 一石七日 一石十日

一石十三日 五斗十九日 〈五斗六升八合廿一日〉 一石廿三日 一石廿六日

三石五月二日

五斗十日 一石十三日 五斗十六日 一石一斗七升八合去三月残

合単食口玖伯壹拾壹人 〈一百六人領 二百九十九人雇工／一百廿人仕丁 三百八十六人雇人〉

四斛生料

十一斛六斗九升熟料

得在乘米七斗一合 粉作酒工并夫等所給

用壹拾伍斛陸斗玖升貳合

将領一百六人 料米一斛二斗七升二合 〈人別一升二合〉

雇工二百九十九人 〈並材作〉 料米五斛九斗八升 〈人別二升〉

雇夫三百八十六人 〈之中八人可採桧皮功留不食 〈*「食 充」〉／三百七十八人見食口〉

二百冊 〈*「冊五」〉 人自木本運河頭材

五十四人自河頭漕上寺家材

五十九人自陸道運寺家桧皮

三人採比蘇六十枝 〈人別廿枝〉

三 〈*「六」〉 人採棹 一人採松 一人運食器寺家

廿五人自寺家運山作所米

料米七斛九升六合 〈二百八十九人別二升 六十二人別一升六合／廿七人別一升二合〉

仕丁一百廿人 〈一百一十四人見食口／六人不食口〉 一人自去三月廿五日迄四月六日

二人自去三月廿五日迄五月十八日 二人自五月十六日迄十八日

五十三人食膳

廿九人採菜

四人於京役使

二人自足庭充遣即材令運

五人漕桴

廿一人川津材守便綱并桴料葛令採

六人病者

料米一斛三斗四升四合〈一百八人別一升二合／六人別八合〉

残伍斗伍升肆合〈*「返上了」〉

(中略)

(以下は、続々修四二帙五卷⑤)

以前起三月廿五日迄五月十八日所請所用雜物等頭

□(注) 具件如□(件)、以解。

天平宝字六年五月十八日三嶋豊羽

玉作「子綿」

三〇六 五月 平城京より造東大寺司鑄所へ粳米を運ぶ(天平宝字六年四月の実績)。

[正倉院文書] 造東大寺司解(案) 続修別集三二①(『大日本古文書』五、一九五一二〇一)

造東大寺司解 申四月中作物并散役事

合単口柒千玖伯捌拾伍人〈五百廿五人將領 三千八百八十六人雜工／一千三百十二人仕丁一千二百六十二人雇夫〉

(中略)

鑄所別当貳人〈判官外從五位下上毛野公真人／史生正八位下御杖連年繼〉

単口參仟玖拾參人〈一百七十七人將領 一千一百廿九人雜工／一百九十九人仕丁 一千六百四十八人雇夫〉

作物

錯作銅菩薩像天衣

功一百十四人

(中略)

自京中求運粳卅六斛

功卅六人

(以下略)

三〇七 七月十七日 麻柄全万呂が、米の手配について、奈良京への取りなしを依頼する。

[正倉院文書] 麻柄全麻呂啓 続修四九②(『大日本古文書』五、二四二一二四三)

主奴麻柄麻多万呂謹白

先日通申米事

右件米、今日昨日間甚要用。乞

照状、好佐官尊申給、付此使垂

処分。蒙恩後、必主奴永將奉仕。

勿无礼晴、必今廿箇日間許稻苺、

即令春進上(如)、先給申^レ奈良京、勿怠

々々。今注事状、謹白。

七月十七日付使日下部真白万呂

敬上 吉成尊(左右) 主奴麻柄全万呂状

三〇八 七月二十三日 造石山寺所が、造東大寺司に対し、椀工の功食の取り扱いについて指示を仰ぐ。

〔正倉院文書〕造石山寺所解 続々修一八帙四卷④（『大日本古文書』五、二五六）

造石山院所解 申自宇治進上椀工事

合椀工二人 〈土師石国／民鑑万呂〉

右人等僱〈款〉云、自勢多椅間迄宇治椅漕樽

一千村〈之〉功食料、充米一十俵、此国懸文所

載。但他色材、准是共彼功食無堪成者。

今院与件人等、〈共〉不得商量、仍具状、即附

嶋足等、申送如件。 七月廿三日下

一、自宇治進上文一紙 又返事自**彼京**於宇治所仰遣

※ 「彼京」はあるいは、石山寺に隣接する保良京の可能性もあるか。

三〇九 八月十一日 左右京尹藤原惠美訓儒麻呂らを中宮院に侍させ、勅旨を伝宣させることとする。

〔続日本紀〕天平宝字六年八月丁巳（十一日）条

令_下左右京尹從四位下藤原惠美朝臣訓儒麻呂、文部大輔從四位下中臣朝臣清麻呂、右勇士率從四位下上道朝臣正道、授刀大尉從五位下佐味朝臣伊与麻呂等、侍_于中宮院_一、宣_中伝勅旨_上。

三一〇 八月二十七日 造石山院所が、勤務者のリストを作成する。

〔正倉院文書〕造石山寺所解 続修三七(1)＋続修三七(2)＋続修三七(3)＋続修二九⑧裏（『大日本古文書』一五、二三五一二三九十一五、二三九十一五、二三九一二四〇十一五、二四一一二四二。五、二七二一二七七にも旧積文アリ）

（続修三七(1)）

造石山院所

合作殿廿六宇

（中略）

奉造埵觀世菩薩一軀〈高一丈六尺／礖御坐〉

（中略）

神王二柱〈並礖坐 各高六尺／埵并彩色菩薩共奉作了〉

所用雜物

（中略）

奉仕雜色人等

惣三十三〈*「四」〉人

「一」「造東大寺〈*「木工」〉司長上〈從〉正六位上船木直宿奈万呂」

案主散位寮散位從八位上下村主道主〈年四十／河内国大県郡人〉

勞劇廿三歳〈紫微中台舍人十《七》〈八〉年／散位寮五年〉

*「一」領左大舍人少初位上三嶋県主豊羽〈年／撰津国〉

勞

- * 「一」 右大舎人少初位上玉作造子綿 〈年／土左国安芸郡人〉
 勞一十三歳
- * 「一」 少初位上品治君石弓 〈年／国郡〉
 勞
- * 「三」 造東大寺司番上少初位上橘守金弓 〈年／近江国犬上郡人〉
 勞
- * 「三」 外散位少初位上勝屋主 〈年／美濃国〉
 勞
- * 「三」 文部省位子无位秦忌寸足人 〈年／山代国〉
 勞
- * 「二」 未選阿刀連乙麻呂 〈年／**左京**〉
 勞
- * 「三」 道君豊足 〈年越前国〉

(続修 37(2))

- 勞
- * 「二」 弓作宿祢伯万呂 〈年／河内国若江郡人〉
 勞
- * 「一」 **仏工未選志斐連公万呂** 〈**年廿六／左京九条三坊**〉
 勞六歳
- * 「《三》〈一〉」 **息長丹生真人常人** 〈**年廿五／左京七条二坊**〉
 勞七歳
- * 「一」 画師造東大寺司番上従八位下上村主楯 〈年卅八／近江国栗太〈滋賀〉郡人〉
 勞

(続修三七(3))

- * 「一」 木工散位寮散位従八位下勾猪万呂 〈年／斐太国〉
 勞
- * 「一」 造東大寺司番上少初位上他田小豊 〈年／国郡〉
 勞
- * 「一」 少初位上秦九月 〈年／国郡〉
 勞
- * 「一」 少初位上丸部男公 〈年／近江国〉
 勞
- * 「二」 少初位下甲賀深万呂 〈年／国郡〉
 勞
- * 「二」 未選徳積川内 〈年卅三／美濃国山方郡人〉
 勞
- * 「三」 丈部真犬 〈年／国郡〉
 勞

* 「三」 秦広津 〈年／国郡〉

勞

* 「二」 土工造東大寺司番上少初位上私部在人 〈年／国郡〉

(続修二九⑧裏)

勞

* 「二」 鉄工造東大寺司番上少初位上和久真時 〈年／国郡〉

勞

* 「二」 未選物部根万呂 〈年／国郡〉

勞

仕丁九人

以前人等、造東大寺并石山院所奉仕勞劇如件。

天平宝字六年八月廿七日主典

大僧都法師 (良弁)

画師一人 〈造東大寺司番上〉

領九人 〈左大舎人一人 右大舎人二人 文部省位子一人／造東大寺司番上一人 外散位一人 未選三人〉

〈木工〉長上一人 〈造東大寺司〉

土工二人 〈造東大寺番上〉

鉄工二人 〈造東大寺司番上一人／未選一人〉

木工八人 〈散位寮散位一人 造東大寺番上四人／未選三人〉

仕丁九人

三一 閏十二月一日 造石山寺所が、難波使杜下月足らに、交易品の京への納入期限などについて指示する。

〔正倉院文書〕造東大寺司符 続々修四帙二一卷③ (『大日本古文書』一六、一〇九。五、三一三に旧積文アリ)

(造東寺司公文案帳〈二部般若解移牒案〉のうち)

符 難波使杜下月 (足脱カ) 弓削伯万呂等

一米黒十五石 白随価得 海藻三百連 塩二百果 大小豆麦等

先如員。自余海菜随買得、直二貫以下限。

折薦随得。又細繩廿了 〈若在〉

右、得進上状、具知事趣。但綿者、上件物彼錢限買取。

即返舩乗、月十日以前入京。以不得延廻。又雖直六十三四

文充買之。非五文已上者、不得売却。今具状、附廻使

弟乙万呂、以符、

主典安都宿祢

天平宝字六年潤十二月《卅》〈一〉日

三一二 閏十二月九日 左京職史生和雄弓が、写経生としての出仕を願い出る。

〔正倉院文書〕和雄弓啓 続修四七⑤（『大日本古文書』五、三三二一三三三）

主奴**左京下生和雄弓**誠恐誠惶謹啓

願供奉經所事

右雄弓、頃者聊有私願、数旬之間、可為齋食。伏願、幸垂殊恩、預書者例。則生活得便、私願亦果。但恐曾無犬馬之仕、頻蒙庇蔭、不勝仰望之至、輕驚龍門。死罪死罪頓首頓首、謹啓。

天平宝字六年潤十二月九日

※ 和雄弓は左京職の史生で（天平宝字二年十月十日考唱不参歴名。続々修一八帙六卷②（19）裏。『大日本古文書』四、三四四一三四五）。下生は、史生である自身を卑下した表現とみられる。

三一三 閏十二月九日 石山院奉写大般若經所が、泉木屋の領に対し、石山への樽・波多板の石山への進上、及びその残錢の平城京への送付を指示する。

〔正倉院文書〕奉写大般若所符泉木屋領山辺公所 続々修第四帙二一卷⑤（『大日本古文書』一六、一一二一一一三）

（造東寺司公文案帳〈二部般若解移牒案〉のうち）

奉写大般若所符泉木屋領山辺公所

可買進上〈杉〉樽卅六村〈四車負／丹波樽〉又波多板十四枚

右為葺紙打殿於、件板切要須。宜承知狀、彼下充米買料錢割取、早速買進上。但残所錢者、便附社下月足等、令入京。今具狀、故符。

主典安都宿祢

六年閏十二月十九日

三一四 閏十二月十九日 渤海使王新福らが平城京に入る。

〔続日本紀〕天平宝字六年閏十二月癸巳（十九日）条

高麗使王新福等入京。

天平宝字七年（七六三）

三一五 正月九日 布勢人主を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天平宝字七年正月壬子（九日）条

（前略）以從五位下大伴宿祢東人、藤原朝臣藏下麻呂、並為少納言。〔中略〕從五位上布勢朝臣人主為**右京亮**。〔以下略〕

三一六 正月十五日 保良宮の造営に役使用する左右京、五畿内、及び近江国の兵士の天平宝字六年の田租を免除する。

〔続日本紀〕天平宝字七年正月戊午（十五日）条

詔曰、（中略）又役_レ使造宮_一、**左右京、五畿内及近江国兵士等**、宝字六年田租並免之。

三一七 四月一日 都の米価が騰貴したため、左右京の穀を売って価格の安定を図る。

〔続日本紀〕天平宝字七年四月甲戌朔（一日）条

（前略）**京師米貴**。糶_レ左右京穀_一、以平_レ穀価_一。

三一八 四月十四日 左右京尹藤原惠美久須麻呂を兼丹波守に任じる。

〔続日本紀〕天平宝字七年四月丁亥（十四日）条

以_レ從五位下石上朝臣奥繼_一為_レ少納言_一。（中略）参議從四位下藤原惠美朝臣久須麻呂為_レ兼丹波守_一。**左右京尹**如_レ故。

三一九 五月六日 新田部親王の旧宅を戒院（後の唐招提寺）としてたまわった鑑真が死去する。

〔続日本紀〕天平宝字七年五月戊申（六日）条

大和上鑑真物化。（中略）又施_レ新田部親王之旧宅_一以為_レ戒院_一。今**招提寺**是也。和上預記_一終日_一。至_レ期端坐、怡然遷化。時年七十有七。

※ 唐招提寺は**平城京右京五条二坊西北の九・十・十五・十六の四坪**に位置する。新田部親王宅は、この四坪を占めていたとみられる。新田部親王は七三五年（天平七）に亡くなっており、七五四年（天平勝宝六）に來日した鑑真が新田部親王の旧宅を給わったのは天平宝字年間の初め頃とみられるから、二〇年以上の開きがある。新田部親王には男子として道祖王・塩焼王がいる。このうち道祖王は右京に宅地をもっていたことが知られる（二五四）。聖武の遺詔によって皇太子に立てられたが、まもなく更迭され、橘奈良麻呂の変により杖下に死すことになる。一方、塩焼王は、七四二年から七四五年まで聖武の不興を買って伊豆国に流されたことがあり、橘奈良麻呂の変も生き延び、まもなく親戚に降下し氷上塩焼として廟堂の一郭を占めたものの、藤原仲麻呂の乱で仲麻呂によって今帝に擁立され敗死する。このような状況から考えると、新田部親王宅は道祖王に継承され、橘奈良麻呂の変後に没官地とされ、その後鑑真に賜られたとみて矛盾はなく、穏当な解釈といえよう。

三二〇 八月一日 米価が騰貴し、飢饉と疫病の流行により、当年の田租を免除する。

〔続日本紀〕天平宝字七年八月辛未朔（一日）条

勅曰、如聞、去歲霖雨、今年亢旱。五穀不_レ熟、米価踊貴。由_レ是百姓稍苦_レ飢饉_一。加以疾疫死亡数多。朕每_レ念_レ茲、情深傷惻。宜_レ免_レ左右京、**五畿内、七道諸国**今年田租_一。

三二一 十月十日 穴穂寺の千手像に願をかけた左京九条二坊の海使蓑女のもとに妹が現れ、錢百貫が届けられる。

〔日本国現報善悪靈異記〕中卷第四十二縁

極窮女憑_レ敬千手觀音像_レ願_レ福分_レ以得_レ大富_レ縁第四十二

海使養女者、諾楽左京九条二坊之人也。産_レ生九子_レ。極窮無_レ比、不_レ能_レ生活_レ。向_レ穗寺於_レ千手像_レ而願_レ福分_レ、一年不_レ満。大炊天皇之世、天平宝字七年癸卯冬十月十日、不_レ慮_レ之外、敢其妹来、以_レ皮櫃_レ寄_レ姉而往之。脚染_レ馬屎_レ。曰、我今来故、是物置也。待之不_レ来故、往問_レ弟。弟答、不_レ知。爰内心思_レ怪、開_レ櫃而見。有_レ錢百貫_レ。如_レ常買_レ花香油_レ、擎_レ往千手前_レ而見、其足著_レ之馬屎_レ。尔乃疑思、菩薩呪_レ錢歟。過_レ三年_レ、所_レ収千手院修理分之錢、无_レ百貫_レ。因皮櫃、知_レ彼寺之錢_レ。闍委、是錢觀音所_レ賜。贊曰、善哉、海使氏長母。朝視_レ飢子_レ、流泣_レ血淚_レ。夕燒_レ香燈_レ、願_レ觀音德_レ。応錢入_レ家、滅_レ貧窮愁_レ。感聖留福、流_レ大富泉_レ、養_レ兒飽_レ食衣苑。晰委、慈子来祐、買_レ香得_レ価。如_レ涅槃經説_レ、母慈_レ子_レ、因自生_レ梵天_レ者。其斯謂之矣。斯奇異之事矣。

※ 説話ではあるが、居住地の明記があるので便宜掲げておく。

三二二 天平宝字七年 西園の天平宝字六年十二月行事として、平城京からの腴の運搬が記される。

〔正倉院文書〕造東大寺司告朔解 続修別集三三裏 (『大日本古文書』五、三七五一三八三)

(前欠)

(前略)

西園領一人 (散位従八位上秦忌寸秋主)

単功九十三人 (廿五人将領 卅五人仕丁 / 廿三人雇人)

作物

採蔓菁一斛六斗

功五人

薮園守屋一字

功三人

自京中運腴百七十荷

功五十七人

掃淨園廻

功三人

(中略)

以前潤十二月中作物并雜工等散役及官人上

日如前。謹解。

天平宝字七年正月三日主典正六位上弥努連「奥麻呂」

長官正四位上兼左勇士督坂上忌寸 (病)

判官外従五位下上毛野公「真人」

次官正五位下国中連 (未進解由)

判官正六位上葛井連

主典正六位上志斐連「麻呂」

主典従六位上阿刀連 (暇)

主典正八位上安都宿祢「雄足」

天平宝字八年 (七六四)

三二三 正月二十一日 粟田黒麻呂を右京亮に、蜜奚野を西市正に、それぞれ任じる。

〔続日本紀〕天平宝字八年正月己未 (二十一日) 条

以_二正五位下山村王_一為_二少納言_一。(中略) 從五位下粟田朝臣黒麻呂為_二右京亮_一。外從五位下蜜奚野為_二西市正_一。(以下略)

三二四 二月九日 東大寺が平城京左京六条二坊の間人鷹養から買得した田地などについて、越前国が立券の手続きを行う。

〔東南院文書〕第三櫃十四卷 越前国司公驗 (『東大寺文書』二、一六五—一六七。『大日本古文書』五、四七六一—四七七)

越前国司判

合高串葦原玖町参段伯肆拾肆歩 (東串方江 西山／南榎本泉 北榎津社) 部下坂井郡海郷之地

見開柒町貳段伯肆拾肆歩

未開貳町壹段

西北三条十八及田里七足原田分西北角一段

十八足原田分北四段

十九足原田一町

廿足原八段 (未開)

廿九足原一町 (未開)

西北四条十八串方里六足原田分西四段 五足原田分西一段

七足原田八段 (分一段卅四歩 荒墓郷戸主高橋蓮安得戸口同縄麻呂壘／分六段二百十六歩 公)

八足原田一町

九足原田一町

十足原田一町

十一足原田分西七段

十二足原田分西五段

十三足原田九段

十四足原田分東二段

廿四足原田分東二段

家老区 (草屋二間) 地老町

価直錢参拾参貫

右得部下坂井郡解僞、被国去十二月四日符僞、得**東大寺**三綱牒僞、前件田地等、是**左京六条二坊戸主從七位上間人宿祢鶺****甘戸口正八位下間人宿祢鷹養**田地并家地。今以件価、買得已畢。依例欲立券者、郡宜承知細勘申国者、郡司勘察得実者、国依郡解、以為公驗。

天平宝字八年二月九日正七位下行大目王「叙忠」

守從五位下惠美朝臣

正六位上行掾尾張連「豊人」

外從五位下行介高丘連「比良麻呂」

正七位下行少目大伴宿祢

(紙面に「越前国印」三〇顆アリ)

三二五 七月十二日 放賤従良により京戸に編附され紀益麻呂 (益人) らの取り扱いをめぐる疑義により、孝謙太上天皇の御所 (法華寺) に文屋浄三と藤原惠美朝鶺を召し出す。

〔続日本紀〕天平宝字八年七月丁未 (十二日) 条

先_レ是、從二位文室真人浄三等奏曰、伏奉_二去年十二月十日勅_一、**紀寺**奴益人等訴云、紀袁祁臣之女粳壳、嫁_二木国氷高評人内原牟羅_一、生_二児身壳・狛壳二人_一。蒙_レ急則臣処分、

居_レ住寺家_一、造_二工等食_一。後至_二庚寅編戸之歳_一、三綱校_レ数名為_二奴婢_一。因_レ斯、久時告懇、分雪無_レ由。空歷_二多年_一、于_レ今屈滯。幸属_二天朝照_レ臨寓内_一、披_二陳藪結_一。伏望、正_レ名者、為_レ賤為_レ良、有_レ因有_レ果。浮沈任_レ理、其報必応。宜_レ存_二此情_一、子細推_二勘浮沈所_一、適_二剖判申聞_上者。謹奉_二嚴勅_一、搜_二古記文_一、有_二僧綱所_一、庚午籍、書_二寺賤名_一。中有_二奴太者并女粳壳及粳壳兒身壳・狛壳_一。就_レ中異腹奴婢皆頭_二入由_一。太者并兒入由不_レ見。或曰、戸令曰、凡戸籍恒留_二五比_一。其遠年者依_レ次除。但近江大津宮庚午年籍不_レ除。蓋為_二氏姓之根本_一、遏_二姦欺之乱基_一。拋_レ此而言、猶為_二寺賤_一。或曰、賞疑從_レ重、刑疑從_レ輕。典冊明文。何其不_レ取。因_レ斯覆審、或可_レ從_レ浮。双疑聳立、各自爭_レ長。淨三等庸愚、心迷_二孰是_一。輕陳_二管見_一、伏聽_二天裁_一。奉_レ勅、依_二後判_一。於_レ是益麻呂等十二人賜_二姓紀朝臣_一、真玉女等五十九人内原直。即以_二益麻呂_一為_二戸頭_一、編_二附京戸_一。而紀朝臣伊保等、猶疑_レ非_レ勅。至_レ是。召_二御史大夫從二位文室真人淨三・參議仁部卿從四位下藤原惠美朝臣朝獺_一。入_二於禁内_一、高野天皇口勅曰、前者卿等勘定而奏、依_二庚午籍_一勘者可_レ沈。是一理也。又檢_二紀寺遠年資財帳_一、異腹奴婢皆頭_二入由_一。粳壳一腹不_レ見_二入由_一。拋_レ此而言、或可_レ從_レ浮。是亦一理也。罪疑就_レ輕、先聖所_レ伝。是以、從_レ輕之状。報宣已訖。而紀朝臣等猶疑_レ非_レ勅。不_レ肯_二信受_一。致_レ今、召_二御史大夫文室真人_一、面告_二其旨_一。復召_二朝獺_一、副令_二相聽_一。(以下略)

**三二六 八月二十六日 坤宮官一切經の釈教録は京職尹宅に貸し出し中のため、代わりに
 図書寮一切經の目録を貸すが、現在玄愷師に貸し出し中のため、用意でき次第貸し
 出す旨、造東大寺司写經所が回答する。**

[正倉院文書] 造東大寺司請經文案 続々修第一六帙一卷⑧ (『大日本古文書』一六、五五六一五五七)

造東大寺司

菩薩念仏三昧經六卷 惠印三昧經一卷

右七卷、見令奉請

四白三昧明經 菩提福蔵法花三昧經

定意三昧經

右三部經、無其名目録、

以前、依今日宣、見奉請經、并無於目録如件。然坤宮官一切經内釈教録十七卷者、為本_レ令請_二京職尹宅_一之中、第十九第廿并二卷、交於經論_レ中、不得求備。仍寮一切經内録奉請。然其録依大僧(都脱)(良弁)判許、令請於玄愷師。今間其師無有寺家不得乞。出来即乞備令請奉。今具状如_レ前。

天平宝字八年八月廿六日

※ (左右)京職尹は、天平宝字五年二月に左右京の長官を統合して正四位下相当の官として置いた官職(『続日本紀』天平宝字五年(七六一)二月丙辰朔(一日)条)。天平宝字六年八月(『続日本紀』天平宝字六年(七六二)八月丁巳条)と、天平宝字七年四月(『続日本紀』天平宝字七年(七六三)四月丁亥条)に藤原訓儒麻呂が見任の左右京尹として見え、本史料の左右京職尹宅も藤原訓儒麻呂宅とみられる。「釈教録」は、後出の関連文書によれば、開元釈教録である。

三二七 八月二十六日 大隅公足が、御覽に供するために借用を依頼した坤宮官一切経内の目録は、本経として左右京職尹宅に貸出中のため、図書寮の目録の写本を受け取り、必要な目録ではないが取りあえず留め置く旨、道守宛てに返信する。

〔正倉院文書〕大隅公足状 続修四九④(2)〔『大日本古文書』一六、五五四一五五五〕

以今日来録者、依員受収。然昨日牒云、坤宮一切経内録者、為用本、令請**左右京職尹宅**者。此録賃図書録可令写。所以然者、坤宮録之第十九廿合二卷、比日之間御覽之。是以此録類必令請耳。今所請之録、不以御覽録。若有此〈寮〉録御覽者、坤宮録不令請。今来録者、暫留置申、内裏人等用不状、〈追〉将申出。

八月廿六日公足状

道守尊〈執事〉

後謹、先日申経生、以今日令向寺。幸垂厚恩、校生・経生二色所給任用。以是属請、可示兄弟親愛。不具恩状、貴公察焉、謹空。

(奥裏切封)「(墨引)

公足状」

※ この文書で話題になっている「録」は後出の関連文書によれば、開元釈教録である。**三二六**によれば、造東大寺写経所は、同じ八月二十六日に、図書寮経の目録は玄愷師に貸し出しているためすぐには貸せないと回答している。本文書ではそれを受け取った事を述べているので、造東大寺司写経所では予想外に早く当日中に玄愷師から当該目録の返却を受け、すぐにこれを内裏に届けたのであろう。但し、本文書によれば、大隅公足は坤宮官一切経内の目録が左右京職尹宅写経所に貸し出し中である旨の連絡を昨日(八月二十五日)受け取ったという。この連絡を行ったのが**三二六**であるとすれば、**三二六**の日付には疑問があるのかも知れない。**三二六**は本文書と異なり発給の控えであるから、日付に齟齬がある可能性はあろう。但し、本文書では、その連絡を「昨日牒」によって受けたという。**三二六**は牒とは明記していないので、連絡がこれとは別の文書によって行われた可能性もなしとしない。

三二八 八月二十八日 造東大寺司写経所が京職尹宅写経所に対し、貸し出し中の開元釈教録十七巻を支給返却するよう求める。

〔正倉院文書〕造東大寺司牒案 続々修第一六帙三卷⑩〔『大日本古文書』一六、五五七一五五八〕

造東大寺司 牒**京職尹〈宅〉写経所**

請返開元釈教録十七巻

牒、被少僧都(道鏡)今月廿六日宣云、上件録、為 御覽、奉請於内裏者。今依宣^旨可奉請^進於内裏。宜察此状

一二^々〈日〉間今火急附^々〈令〉向使^々〈之〉。其替他録令奉請耳。

仍状具、以牒。

天平宝字八年八月廿八日

判官正六位上美努連

※ 『大日本古文書』によると本文書には裏封が残るが、本文書は内容からみて案文であり、本文書は来簡の封紙を二次利用したものということになる。

※ 少僧都道鏡の宣による依頼であるから、御覧の主体は孝謙太上天皇であろう。そうであるならば、当時の孝謙太上天皇の御所は法華寺であるから、奉請先の内裏は、孝謙太上天皇の住まう法華寺を、その御所として呼称したものとみられよう。

三二九 八月二十九日 京職宅写経所が、開元釈教録十七巻を東大寺に返却し、かつ余本の借用を依頼する。

〔正倉院文書〕京職宅写経所牒 続々修第一六帙三卷⑰（『大日本古文書』一六、五五八）

京職宅写経所牒上東大寺務所

一開元釈教録十七巻

牒、上件目録、依寺家牒、奉返如件。但此目録未写了、乞余本附往使、欲奉請。仍録状、付廻使、以牒。

天平宝字八年八月廿九日内藏吉麻呂

別当猪名部造

（異筆）「依先員、返納已訖。

上馬養」

三三〇 九月十八日 石村石楯が恵美押勝を斬り、その首を平城京にもたらす。

〔続日本紀〕天平宝字八年九月壬子（十八日）条

軍士石村村主石楯斬押勝、伝首京師。押勝者、近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也。（以下略）

三三一 十月十四日 造東大寺司が、図書寮から問い合わせのあった経巻について、故京職宅にあるべき旨、その返抄の存在を示して回答する。

〔正倉院文書〕造東大寺司牒 続修別集三八⑰（『大日本古文書』五、四九六一四九七）

（奉写二部大般若経所解移牒案のうち）

造東大寺司牒

合経律論二千九百卅五巻 目録二巻

大乘経一千九十八巻 律卅四巻 論二百卅一卷

小乗経五百廿五巻 律三百廿二巻 論七百十五巻

納漆辛櫃八合（別居白木机各着布綱二条）鎖子六具（備匙）

以前今右大臣（豊成）任太宰員外帥時、以天平勝宝九歳八月四

日、件経等献内裏。乃中務省依従三位中納言藤原朝臣（永手）

同月五日宣、以同日令奉請（此寺。然依仲万呂天平宝字三年九月十八日宣以十九日奉）

於聖証尼之〈所〉也。以同日得返抄云、

故京職宅返抄、其返抄署隱伎国目六位下日下部乙

万呂。今依寮今月十四日牒、顯注如件、故牒、

天平宝字八年十月十四日主典志斐連

判官外從五位下美努連

※ この文書については、森公章「研究余録 「故京職宅返抄」を含む天平宝字 8 年の造東大寺司牒の読み方」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九七年)がある。

故京職宅は藤原麻呂の家政機関を継承したものとみられ(天平宝字八年段階の本主は藤原浜成)、写経所も設置されていた(天平宝字八年八月二十九日京職宅写経所牒。『大日本古文書』五、四九六)。上記の文書に登場する聖証尼は、故京職宅写経所に所属する尼であろう。

「経律論二千九百卅五卷 目録二卷」の移動の経緯をまとめると次のようになる。

天平勝宝九歳八月四日 大宰員外帥藤原豊成が内裏に献納

天平勝宝九歳八月五日 藤原永手の宣により此寺(=東大寺)に奉請。献納の翌日であることを考慮すれば、経卷そのものはもともと東大寺(造東大寺司)にあり、献納は経卷の移動を伴わない所属替えだったのかも知れない。

天平宝字三年九月十八日 藤原仲麻呂の宣

天平宝字三年九月十九日 聖証尼(故京職宅写経所か)に奉請

天平宝字三年九月十九日 隱岐目日下部乙万呂が署名する故京職宅の返抄を造東大寺司が受け取る

天平宝字八年十月十四日 図書寮が造東大寺司に牒を送り所在を問い合わせる

天平宝字八年十月十四日 造東大寺司が本文書で図書寮に回答

三三二 十月二十一日 平城京に拘禁中の囚人を、仲麻呂他の与党を除き赦免する。

〔続日本紀〕天平宝字八年十月甲申(二十一日)条

勅曰、在_レ京見禁囚徒、大辟已下、悉皆赦除。但逆賊仲麻呂及淡路公・船王・池田王等与党、不_レ在_二赦限_一。

三三三 天平宝字八年 大和長岡を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕神護景雲三年十月癸亥(二十九日)条

大和国造正四位下大和宿祢長岡卒。刑部少輔從五位上五百足之子也。少好_二刑名之学_一、兼能_二属文_一。靈龜二年、入唐請益。凝滯之处、多有_二發明_一。當時言_二法令_一者、就_二長岡_一而質之。勝宝年中、改_二忌寸_一賜_二宿祢_一。宝字初、仕至_二正五位下民部大輔兼坤宮大忠_一。四年遷_二河内守_一。政無_二仁惠_一。吏民患_レ之。其後授_二從四位下_一、以_二散位_一還_レ第。八年任_二右京大夫_一。以_二年老_一自辞去_レ職。景雲二年、賀正之宴、有_レ詔特侍_二殿上_一。時鬢髮未_レ衰。進退無_レ忒。天皇問之曰、卿年幾、長岡避_レ席言曰、今日方登_二八十_一。天皇嘉嘆者久之。御製授_二正四位下_一。(以下略)

※ 任官年月は不詳。天平宝字三年に左京大夫任官の記事があり（『続日本紀』同年五月壬午（十七日）条）、前任官の河内守任官も、この記事のいう天平宝字四年ではなく、天平宝字五年五月以降かともされている（岩波新日本古典文学大系『続日本紀四』二六六頁脚注四）。

天平宝字九年（七六五）一月七日改元 天平神護元年

三三四 正月七日 天平神護への改元を行い、仲麻呂の乱の際に功績のあった者への叙位に伴い、平城京内の七〇歳以上の高齢者に対し、一階級の叙位を実施する。

〔続日本紀〕天平神護元年正月己亥（七日）条

改元天平神護。勅曰、朕以眇身、忝承宝祚。無聞德化、屢見姦曲。又疫癘荐臻、頃年不稔。傷物失所、如納深隍。其賊臣仲麻呂、外戚近臣、先朝所用。収勘委寄、更不猜疑。何期、包藏禍逆之意、而鳩毒潛行於天下、犯怒人神之心、而怨氣感動於上玄。幸賴神靈護国風雨助軍、不盈旬日、咸伏誅戮。今元惡已除、同歸遷善、洗滌旧穢、与物更新。宜改年号、以天平宝字九年、為天平神護元年。其諸国神祝、宜各加位一階。其從去九月十一日至十八日、職事及諸司番上六位已下供事者、宜亦加一階。唯正六位上依例賜物。其京中**年七十已上者**、賜階一級。布告遐邇、知朕意焉。（以下略）

三三五 二月二十九日 左右京の粳二千斛ずつを、一斗あたり百銭で売りに出す。

〔続日本紀〕天平神護元年二月庚寅（二十九日）条

左右京粳各二千斛、糶於**東西市**。粳斗百銭。

※ 前年の天平宝字八年には、仲麻呂の乱と旱魃によって、米価が一石あたり千銭に高騰したとの記事があり（『続日本紀』天平宝字八年（七六四）是年条「兵旱相仍。米石千銭。」）、これも平城京内における価格とみてよからう。

三三六 二月 平城京における米価高騰のため、西海道諸国からの私米の輸送を許可する。

〔続日本紀〕天平神護元年二月是月条

京師米貴。令西海道諸国恣漕私米。

三三七 二月 造東大寺司が、藤原仲麻呂の乱の際に造東大寺司家を守った式部省官人一人を、恩勅叙位の対象とするよう、式部省に依頼する。

〔正倉院文書〕造東大寺司移 続修別集一⑦（『大日本古文書』一七、四一六。『大日本古文書』五、五一六一五一八に旧積文アリ）

（奉写御願大般若経上日并行事文案のうち）

造東大寺司移式部省（異筆下同ジ）「合十六人」

左大舍人少初位下科野虫万呂（年冊五／右京人）

式部省書生従八位上若倭部連国粹（年冊九／右京人）

少初位上丈部忌寸浜足（年冊《六》《七》／右京人）

留省大初位下荊国足〈年卅七／左京人〉

位子无位百濟飛鳥戸伎弥広成〈年卅三／河内国安宿郡人〉

无位嶋毘毗登淨浜〈年卅三／摂津国豊嶋郡人〉

散位正八位上秦忌寸豊穂〈年五十六／摂津国豊嶋郡人〉

従八位上高市水取連老人〈年卅九／右京人〉

従八位下鬼室石次〈年五十二／右京人〉

大初位上美努連船長〈年卅六／河内国若江郡人〉

大初位下依羅連国堅〈年卅七／左京人〉

大初位下秦部家主〈年卅／伊勢国朝明郡人〉

少初位上張兄万呂〈年五十／右京人〉

少初位上秦前東人〈年卅七／山背国紀伊郡人〉

少初位下岡藺生日佐大津〈年卅五／大和国添上郡人〉

少初位下一難宝郎〈年卅五／摂津国百濟郡人〉

右件人等、依奉写 勅旨大般若經、自去年八月十六日迄于十二月十七日、供奉司家。仍九月十一日夜、寺司率参内裏。即依民部省卿正四位下藤原朝臣繩万呂宣、還守司家。此依今年正月七日 恩勅、可〈預〉動上叙位之例。仍具事状、以移。

天平神護元年二月

三三八 三月二日 左京の人、尾張須受岐らに、尾張益城宿祿の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年三月癸巳（二日）条

（前略）近江国坂田郡人粟田臣乙瀬・眞瀬・斐太人・池守等四人賜_二姓朝臣_一。左京人散位大初位下尾張須受岐、周防国佐波郡人尾張豊国等二人尾張益城宿祿。

三三九 三月十日 左右京において、飢饉のため賑給を実施する。

〔続日本紀〕天平神護元年三月辛丑（十日）条

（前略）左右京飢。賑給之。（以下略）

三四〇 四月十二日 左京の人、手人石勝に雄儀連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年四月癸酉（十二日）条

左京人従七位下手人造石勝賜_二姓雄儀連_一。

三四一 四月十六日 米価高騰のため、左右京の斛一千石ずつを東西市で売る。

〔続日本紀〕天平神護元年四月丁丑（十六日）条

左右京穀各一千石糶於東西市。以_二米価踊貴_一也。

三四二 四月二十六日 左京の人、石村石楯らに、坂上忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年四月丁亥（二十六日）条

左京人外衛将監従五位下石村村主石楯等三人、参河国碧海郡人従八位上石村村主押繩等

九人、賜_二姓坂上忌寸_一。

三四三 五月二十六日 左右京の糶一千石ずつを困窮者に売る。

〔続日本紀〕天平神護元年五月丙辰（二十六日）条

左右京糶各一千石糶_二於貧民_一。

三四四 六月六日 左京の人、大原魚福らに、波登理真人の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年六月丙寅（六日）条

左京人大原真人魚福等二人賜_二姓波登理真人_一。

三四五 六月十日 左右京の糶一千石ずつと、大膳職塩一百石を困窮者に売る。

〔続日本紀〕天平神護元年六月庚午（十日）条

左右京糶各一千石、大膳職塩一百石、糶_二於貧民_一。

三四六 七月八日 右京の人、息長連清繼に、真人の姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年七月戊戌（八日）条

右京人内匠寮史生正八位上息長連清繼賜_二姓真人_一。

三四七 七月十四日 左京の人、丸部臣宗人らに、宿祢の姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年七月甲辰（十四日）条

左京人甲斐員外目丸部臣宗人等二人賜姓宿祢。（以下略）

三四八 七月十四日 左右京の糶三千三百石余りを諸司の官人に売る。

〔続日本紀〕天平神護元年七月甲辰（十四日）条

（前略）糶_二左右京糶三千三百余石於諸司官人_一。

三四九 八月一日 心願成就の際には遠流に処されている舎人親王の子孫を平城京に召し返して臣下とすることなどを祈願したとして、和氣王を拘禁し、伊豆国への配流の途上、山背国相楽郡で絞し、狛野に埋葬する。

〔続日本紀〕天平神護元年八月庚申朔（一日）条

從三位和氣王坐_二謀反誅_一。詔曰、今和氣〈仁〉勅〈久〉、先〈尔〉奈良麻呂等〈我〉謀反〈乃〉事起〈天〉在〈之〉時〈仁方〉、仲麻呂〈伊〉忠臣〈止之天〉侍〈都〉。然後〈仁〉逆心〈乎〉以〈天〉朝庭〈乎〉動傾〈止之天〉兵〈乎〉備〈流〉時〈仁〉、和氣〈伊〉申〈天〉在。此〈尔〉依〈天〉官位〈乎〉昇賜治賜〈都〉。可久〈方阿礼止毛〉仲麻呂〈毛〉和氣〈毛〉後〈仁方〉猶逆心以〈天〉在〈家利〉。復己〈毛〉先靈〈仁〉祈願〈幣流〉書〈乎〉見〈流仁〉云〈天〉在〈良久〉己〈我〉心〈仁〉念求〈流〉事〈乎之〉成給〈天波〉尊靈〈乃〉子孫〈乃〉遠流〈天〉在〈乎方〉**京都**〈仁〉召上〈天〉臣〈止〉成〈无止〉云〈利〉。復己怨男女二人在。此〈乎〉殺賜〈幣止〉云〈天〉在。是書〈乎〉見〈流仁〉謀反〈乃〉心〈阿利止方〉明〈尔〉見〈都〉。是以〈天〉法〈乃末尔末尔〉治賜〈止〉宣。和氣者、一品舎人親王之孫、正三位御原王之子也。勝宝七歳

賜_レ姓岡真人_一、任_レ因幡掾_一。宝字三年、追_レ尊舍人親王_一、曰_レ崇道尽敬皇帝_一。至_レ是、復_レ属籍_一授_レ從四位下。八年至_レ參議從三位兵部卿_一。于_レ時皇統無嗣、未_レ有_レ其人_一。而紀朝臣益女以_レ巫鬼_一著、得_レ幸_レ和氣_一。心挾_レ窺竄_一、厚賂_レ幣物_一。參議從四位下近衛員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂・兵部大輔兼美作守從四位上大津宿祢大浦・式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、与_レ和氣_一善、數飲_レ其宅_一。道麻呂時与_レ和氣_一密語、而道麻呂佩刀触_レ門屏_一折。和氣即遣以_レ装刀_一。於_レ是、人等心疑、頗泄_レ其事_一。和氣知_レ之、其夜逃竄。索_レ獲於率河社中_一、流_レ伊豆国_一。到_レ于山背国相樂郡_一、絞_レ之埋_レ于狛野_一。又絞_レ益女於綴喜郡松井村_一。(以下略)

三五〇 九月十八日 右京の人、馬中成らに、厚見連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年九月丁未（十八日）条

河内国古市郡人正七位下馬毘登夷人、**右京人**正八位下馬毘登中成等賜_レ姓厚見連_一。

三五一 十二月五日 右京の人、馬国人らに、武生連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護元年十二月辛卯（五日）条

右京人外從五位下馬毘登国人、河内国古市郡人正六位上馬毘登益人等卅四人、賜_レ姓武生連_一。

天平神護二年（七六六）

三五二 二月二十七日 右京の人、私真繩らに、会賀臣の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年二月癸丑（二十七日）条

右京人從六位下私真繩、河内国人少初位上私吉備人等六人賜_レ姓会賀臣_一。

三五三 二月二十九日 左京の人、桑原真嶋、右京の人、桑原足床らに、桑原公の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年二月乙卯（二十九日）条

左京人從八位下桑原連真嶋、**右京人**外從五位下桑原村主足床、大和国人少初位上桑原村主岡麻呂等卅人、賜_レ姓桑原公_一。

三五四 三月十七日 右京の人、四比河守に椎野連、科野石弓に石橋連、支母末吉足らに城篠連の氏姓をそれぞれ給う。

〔続日本紀〕天平神護二年三月壬申（十七日）条

右京人正七位上四比河守賜_レ姓椎野連_一。從七位上科野石弓石橋連。大初位上支母末吉足等五人城篠連。

※ これより先、七二四年五月に、同族とみられる四比忠勇が、既に椎野連の氏姓を給わっている（『続日本紀』神龜元年（七二四）五月辛未（十三日）条）が、本貫地は記されていない。

三五五 三月二十日 左京の人、春日藏常麻呂らに春日朝臣の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年三月乙亥（二十日）条

左京人従七位下春日藏毘登常麻呂等廿七人賜_レ姓春日朝臣_一。

三五六 三月三十日 左京の人、中臣丸連張弓に朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年三月乙酉（三十日）条

左京人正五位下中臣丸連張弓等廿六人賜_レ姓朝臣_一。

三五七 六月二十六日 左右京と大和国の天平神護元年の未納分の田租を免除する。

〔続日本紀〕天平神護二年六月庚戌（二十六日）条

勅、如_レ聞、**左右京及大和国**天平神護元年田租、未_レ全輸了_一。誠為_レ頻年不_レ登、百姓乏絶_一。宜除_レ輸了_一外悉原免。

三五八 八月二十七日 左京の人、桑内乙虫らに桑内朝臣の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年八月庚戌（二十七日）条

左京人従五位上桑内連乙虫女等三人、賜_レ姓桑内朝臣_一。

三五九 十月五日 左京の人、壱難乙麻呂に、浄上連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年十月丁亥（五日）条

左京人従八位上壱難乙麻呂賜_レ姓浄上連_一。

三六〇 十月二十一日 東大寺が越前国に所有していた田地などについての所有権の回復が図られる。

〔東南院文書〕越前国司解 第三櫃十八卷（『東大寺文書』二、一八六一二四四。『大日本古文書』五、五五四一六一七）

（前略）

一改正田事

合田肆拾壱町陸段伍拾歩

国分金光明寺田所注今改正柒町貳伯陸拾肆歩

丹生郡人佐味入麻呂前訴給時將進寺之開功申

田者

佐味入麻呂更奪取寺田貳町壱段柒拾貳歩

百姓口分田改正捌町壱段貳伯參拾陸歩

百姓墾田改正壱拾壱町貳段玖拾壱歩

乗田改正壱町壱段壱伯陸拾貳歩

没官田改正壱拾壱町捌段參伯伍歩

船王墾田所注捌段貳伯捌拾捌歩

田邨来女墾田所注壱拾壱町壱拾柒歩

丹生郡椿原村

（中略）

足羽郡

合田貳拾壹町貳伯玖拾步

百姓口分田改正陸町貳伯參拾陸步

百姓墾田改正參町壹段壹拾壹步

乘田改正玖拾捌步

没官田改正壹拾壹町捌段參伯伍步

船王墾田所注捌段貳伯捌拾捌步

田辺来女墾田所注壹拾壹町壹拾柒步

糞置村田貳町捌段壹伯伍拾伍步〈並百姓口分田／改正者〉

(中略)

道守村田壹拾肆町捌段壹伯捌拾陸步

百姓口分改正陸段貳伯參拾步

百姓墾田改正貳町參段壹拾壹步

没官田改正壹拾壹町捌段參伯伍步

船王墾田所注捌段貳伯捌拾捌步

田辺来女墾田所注壹拾壹町壹拾柒步

(中略)

西北二条十宮処新里廿野田下玖段

〈**右京四条一坊戸主從七位上上毛野**／**公奥麻呂戸口田辺来**墾〉

廿一野田上分伍段〈同来墾〉

廿二野田上玖段〈同来墾〉

廿七野田上貳段貳伯步〈同来墾〉

卅四野田上參段壹伯貳拾步

〈草原郷戸主蘇宜部宿奈／麻呂戸口同年成墾〉

(中略)

坂井郡

合田肆町貳段貳伯陸拾肆步

百姓墾田改正壹町貳伯步

百姓口分田改正貳町壹段

乘田改正壹町壹段陸拾肆步

田宮村田壹町貳段壹伯參拾陸步

百姓墾田改正壹町

乘田改正貳段壹伯參拾陸步

西北一条六石田里卅一高田壹町

〈**右京三条三坊戸主三国真人礮乘之男国繼** 壳入寺／訖而未付寺名今依前券改正寺田〉

十四荒木田分參伯參拾玖步〈乘田〉

十六上毛野田分參伯肆拾肆步〈乘田〉

十九夜惠父田分捌拾貳步〈乘田〉

廿一上毛野田分玖拾壹步

〈乘田已上貳段壹伯參拾陸步**右京三条**／**三坊戸主三国真人国繼** 壳田之内授百姓

口分代)

(中略)

右檢案内、上件田地、依去天平感
宝元年四月一日 詔書、国司守從
五位下粟田朝臣奈勢麻呂・掾從
六位上大伴宿祢潔足等、以同年
閏五月四日、占**東大寺**田地已訖。
然寺家占後、百姓等私治開寺地、
為己墾田。今勘問百姓申云、誤治
寺地、無更所申。己等所治、進上寺
家、伏弁已訖。亦船王并**右京四條
一坊戸主從七位上上毛野公奧麻呂
戸口田迎來女**等治開寺地、為己
墾田。依有罪人支党没官、是実
寺家所占堺内。仍改正寺田。亦以
天平宝字四年、校田馱使正五位
上石上朝臣奧繼等、寺家所開
不注寺田、只注今新之田。即入公
田之目錄数、申官已訖。仍以天平
宝字五年班田之日、授百姓口分并
所注公田。今改張並為寺家田已
訖。但百姓口分代者、以乘田替授之。

(中略)

一相替百姓口分田并買墾田事
合田伍拾貳町柒段貳伯柒拾柒步
乘田相替捌拾玖步
百姓口分田相替參拾陸町陸段貳伯捌拾肆步
〈以寺田相／替者〉
百姓墾田壹拾陸町貳伯陸拾肆步
相替壹町陸段貳伯捌拾捌步 〈以寺田相替者〉
買壹拾肆町參段參伯參拾陸步
前買肆町壹段參伯貳拾捌步
今買壹拾町貳段捌步
價直稻貳仟伍伯貳拾束玖把

(中略)

坂井郡

合田參拾町玖段壹伯伍步 〈百姓口分田相替廿七町六段三百廿一步／百姓墾田前買今改付
三町二段百卅四步〉

(中略)

串方村田參町貳段壹伯肆拾肆步 〈百姓墾田買者〉
西北四條十七串方里卅一葦原田下一町

卅二葦原田下肆段
十八串方西里六葦原田下壹町
十七葦原田下壹段伯肆拾肆步
十六葦原田貳段
十五葦原田下貳段
廿二葦原田下參段
右元是荒墓郷戸主高椅連安床
戸口同繩麻呂墾田。以天平勝宝
九歳三月廿日、売与**左京六条二坊**
戸主從七位上間人宿祢鶻養戸口正八
位下間人宿祢鷹養。以天平宝字
八年二月九日、從**鷹養**手買得寺
家。然凶田籍帳誤付繩麻呂之名。加
以券文注坊。与天平宝字五年田
凶勘檢所違坊。今実録改正寺田已
訖。

(中略)

以前、被太政官去八月廿六日符僞、得**東大**
寺鎮・三綱等牒僞、越前国田使僧勝緯等
状云、去天平宝字五年巡察使并国司等、割
取寺家雜色供分之田、給伯姓等。又雖乞溝堰
処、无所判許。加以、郡司伯姓等捉打寺田使、堀
塞寺溝堰、水不通荒地不少者。今鎮・三綱
等具注申状牒上如前。望請、依前凶券
勘定虚実。若有誤給伯姓、更取返入寺家、改
正凶籍、並充溝堰永得无損者。官判依請。
仍差少寺主伝灯進守法師承天・造寺司
判官外從五位下美努連奧麿等、充使発
遣。国宜承知、准状施行者。謹依符旨施行。具
件如前。仍具事状、即付奧麿等申上謹解。

天平神護二年十月廿一日從七位下行大目大宅朝臣

參議從四位下守右大弁兼行守藤原朝臣〈在京〉	正六位上行掾佐味朝臣「吉備万呂」
從五位下行介多治比真人「長野」	正七位上行少目丈部直〈入部〉
從六位上守近衛少將兼行員外介弓削宿祢「牛養」	正八位上守近衛員外將曹兼行員外少目 榎井朝臣〈大帳使〉

檢田使

少寺主伝灯進守法師「承天」

少都維那僧「慚教」

知田事伝灯進守住位僧「勝位」

造寺司判官外從五位下美努連「奧麻呂」

算師造寺司史生正八位上凡直「判麻呂」

三六一 十二月二十七日 右京の人清野造牛養らに、清野連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天平神護二年十二月戊申（二十七日）条

右京人正七位下清野造牛養等十二人賜姓清野連。（以下略）

天平神護三年
神護景雲元年（七六七）八月十六日改元

三六二 二月十一日 左京の人、大伴大田連沙弥麻呂に、宿祢の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲元年二月辛卯（十一日）条

（前略）**左京人**正六位上大伴大田連沙弥麻呂、賜_レ姓宿祢_一。

三六三 三月六日 左京の人、上毛野坂本男嶋らに、上毛野坂本朝臣の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲元年三月乙卯（六日）条

左京人正六位上上毛野坂本公男嶋、上野国碓氷郡人外従八位下上毛野坂本公黒益、賜_レ姓上毛野坂本朝臣_一。同国佐位郡人外従五位上脛前君老刀自、上毛野佐位朝臣。

三六四 三月二十日 近衛大将・左京大夫藤原蔵下麻呂に、伊予・土左二国の按察使を兼任させる。

a 〔続日本紀〕神護景雲元年三月己巳（二十日）条

従五位下巨勢朝臣苗麻呂為_レ少納言_一。（中略）従三位藤原朝臣蔵下麻呂為_レ伊予土左二国按察使_一。近衛大将**左京大夫**如_レ故。（以下略）

※ 左京大夫任官年時は不詳だが、卒伝にも左京大夫だったことがみえる。

b 『続日本紀』宝亀六年七月壬辰朔（一日）条

参議大宰帥従三位勳二等藤原朝臣蔵下麻呂薨。平城朝参議正三位式部卿大宰帥馬養之第九子也。自_レ内舍人_一、遷_レ出雲介_一。宝字七年、授_レ従五位下、任_レ少納言_一。八年之乱、賊走_レ近江_一、官軍追討。蔵下麻呂将_レ兵奄至、力戦敗_レ之。以_レ功授_レ従三位勳二等_一。歴_レ近衛大将兼**左京大夫**伊予・土左等国按察使_一。宝亀五年、自_レ兵部卿_一遷_レ大宰帥_一。薨年卅二。

三六五 三月二十一日 左京の人、前部虫麻呂に、広篠連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲元年三月庚午（二十一日）条

左京人従七位上前部虫麻呂、賜_レ姓広篠連_一。

三六六 五月二十日 西大寺に墾田・稲・庄を寄進して死去した荒木道麻呂らを、外従五位下に叙す。

〔続日本紀〕神護景雲元年五月戊辰（二十日）条

先_レ是、**左京人**従八位上荒木臣道麻呂、及其男无位忍国、墾田一百町・稲一万二千五百束・庄三区、近江国人外正七位上大友村主人主、稲一万束・墾田十町、献_レ於**西大寺**_一。至_レ是道麻呂身死。贈_レ外従五位下_一。忍国・人主並授外従五位下。尾張国海部郡主政外

正八位下刑部岡足、獻_二當国国分寺米一千斛_一。授_二外從五位下_一。

三六七 六月二十一日 左京の人、粟田弟麻呂・粟田種麻呂・粟田乎奈美麻呂ら三人に、朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲元年六月己亥（二十一日）条

左京人散位從八位上粟田臣弟麻呂、少初位上粟田臣種麻呂、正七位上粟田臣乎奈美麻呂三人、賜_二姓朝臣_一。

三六八 七月三日 石川真守を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕神護景雲元年七月庚戌（三日）条

以_二從五位下大原連家主_一為_二主税頭_一。（中略）從五位下石川朝臣真守為_二右京亮_一。（以下略）

三六九 七月十六日 東大寺が、所有する奴婢の由来についての証拠書類の目録を作成する。

〔東南院文書〕東大寺奴婢帳目録 第五櫃三卷（『東南院文書』三、八二一八四。『大日本古文書』五、六六九一六七〇）

神護三年七月十六日見度

官奴司解文一卷〈无印〉 所注奴婢二百人〈奴一百口／婢一百口〉

從国々買進上奴婢等帳一卷〈四条並印踏〉

一条 美濃国司解文 所注意奴婢六人〈奴三口 婢三口〉

一条 近江国司解文 所注意奴婢五人〈奴四口 婢一口〉

一条 丹後国司解文 所注意奴婢四人〈奴二口 婢二口〉

一条 但馬国司解文 所注意奴婢五人〈奴三口 婢二口〉

寺家買取奴婢帳一卷〈十二条並印踏〉

八条 **左京職立券文** 所注奴婢廿四人〈奴十口 婢十四口〉

一条 **右京職立券文** 所注婢一人

一条 河内国若江郡立券文 所注婢一人

一条 近江国坂田郡立券文 所注婢二人

一条 河内国石川郡立券文 所注婢二人

又一条〈无印〉同郡同戸奴一人売手実

大宅朝臣加是万呂進奴婢帳一卷〈印无〉

所注奴婢六十一人〈奴卅六口 婢廿五口〉

先三綱

上座 都維那 目代「勝行」

寺主 少寺主「聞崇」 目代

※ 左京職公文が八条あるのは、買得の都度券文を作成していたからであろう。左京職公文が右京職公文に比べて圧倒的に多いのは、東大寺が左京郊外にあるという立地に関係するか。

三七〇 八月十六日 神護景雲への改元に伴い、六位以下と平城京内の六〇歳以上の男女に、一階級の叙位を実施する。また、孝子・順孫・義夫・孝婦・節婦・力田者らに二階級の叙位を実施して田租免除するとともに、諸国の田租を半免し、八〇歳以上の老人や鰥寡孤独の人々に糶を支給する。

〔続日本紀〕神護景雲元年八月癸巳（十六日）条

改_二元神護景雲_一、（中略）又六位以下及**左右京男女年六十以上**賜_二一級_一。但正六位上重_二三選以上_一者、賜_二上正六位上_一。（中略）又孝子・順孫・義夫・孝婦・節婦・力田者、賜_二二級_一、表_二旌其門_一、至_二于終_一身田租免給。又五位以上人等賜_二御手物_一。又天下諸国今年田租半免。又八十以上老人及鰥寡孤獨不能_二自存_一者賜_二糶_一。又示顯賜（弊流）瑞（乃末尔末仁）年号（波）改賜（布）是以改_二天平神護三年_一、為_二神護景雲元年_一（止）詔（布）天皇（我）御命（遠）諸聞食（止）宣。（以下略）

三七一 九月二十二日 右京の人、山田吉繼に山田連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲元年九月己巳（二十二日）条

河内国志紀郡人正六位上山口臣犬養等三人、賜_二姓山口朝臣_一。（中略）**右京人**正七位下山田造吉繼山田連。

神護景雲二年（七六八）

三七二 二月十八日 多治比土作を左京大夫に、百濟足人を右京大夫に、それぞれ任じる。

〔続日本紀〕神護景雲二年二月癸巳（十八日）条

以_二正三位弓削御淨朝臣清人_一為_二大納言_一。内豎卿衛門督上総守如_レ故。（中略）從四位下多治比真人土作為_二左京大夫_一。讃岐守如_レ故。從四位下百濟朝臣足人為_二右京大夫_一。（以下略）

三七三 三月九日 左京の人、楊胡人麻呂らに楊胡忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲二年三月癸丑（九日）条

左京人外從五位下楊胡毘登人麻呂等男女六十四人、賜_二姓楊胡忌寸_一。

三七四 三月十日 平城京と五畿内の天平神護二年分の未納の田租を免除する。

〔続日本紀〕神護景雲二年三月甲寅（十日）条

免_二左右京五畿内天平神護二年逋租_一。

※ 七六五年分（天平神護元年分）の平城京と五畿内諸国の田租の未納分は、翌七六六年六月の勅によって免除されている（『続日本紀』天平神護二年六月庚戌（二十六日）条）。

三七五 六月二十日 右京の人、山上臣船主らに朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲二年六月壬辰（二十日）条

右京人從五位上山上臣船主等十人、賜姓朝臣。

三七六 閏六月五日 左京の人、和安倍臣男綱らに、朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲二年閏六月丁未（五日）条

左京人從六位下和安部臣男綱等三人、賜姓和安部朝臣。

※ 類例からみると、「賜姓和安倍朝臣」は、姓だけでなく氏も新たに定める場合の書き方である。したがって、岩波新日本古典文学大系本の脚注（『続日本紀四』二〇七頁脚注二六）が指摘するように、「和安部臣男綱」は「和尔部臣男綱」の誤写の可能性が極めて高いとみられる。

三七七 七月一日 左京大夫多治比土作に治部卿を兼任させる。小野竹良を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕神護景雲二年七月壬申朔（一日）条

以從四位下多治比真人土作為治部卿。左京大夫・讃岐守如故。（中略）從四位下小野朝臣竹良為右京大夫。（以下略）

三七八 九月十一日 祥瑞の神馬を献上した日向国宮崎郡の人、大伴人益の父で、配流されていた大伴村上が平城京に戻ることを許す。

〔続日本紀〕神護景雲二年九月辛巳（十一日）条

勅、今年七月八日、得參河国碧海郡人長谷部文選所獻白鳥。又同月十一日、得肥後国葦北郡人刑部広瀬女・日向国宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼、青馬白髮尾、並付所司。令勘函諫、奏稱、顧野王符瑞曰、白鳥者太陽之精也。孝經援神契曰、德至鳥獸、則白鳥下。史記曰、神龜者天下之宝也。与物變化、四時變色。居而自匿、伏而不食。春蒼夏赤、秋白冬黒。熊氏瑞應曰、王者不偏不党。尊用耆老、不失故旧。德沢流洽、則靈龜出。顧野王符瑞曰、青馬白髮尾者神馬也。孝經援神契曰、德協政至山陵、沢出神馬。仍勘瑞式、白鳥是為中瑞。靈龜・神馬並合大瑞。朕以菲薄、頗荷鴻貺。思順先典、式覃惠沢。宜免肥後・日向両国今年之庸。但瑞出郡者、特免調庸。大伴人益・刑部広瀬女、並授從八位下。賜繩各十疋・綿廿屯・費布卅端・正税一千束。長谷部文選授少初位上、賜正税五百束。又父子之際、因心天性。恩賞所被事須同沐。人益父村上者、恕以縁党、宜放入京。（以下略）

（以下略）

※ 大伴村上是橘奈良麻呂の変に関わって日向国に配流されていたと考えられる。

三七九 九月二十二日 陸奥国の申請により、陸奥国からの調庸は国に保管し、京進は十年に一度とする。

〔続日本紀〕神護景雲二年九月壬辰（二十二日）条

陸奥国言、（中略）又此地祁寒、積雪難消。僅入初夏、運調上道。梯山帆海、艱辛備至。季秋之月、乃還本郷。妨民之産、莫過於此。望請、所輸調庸、收置於

国。十年一度、進_レ納京庫_一。許_レ之。

※ 戸令集解籍送条古記に、陸奥国の調は京進しないことが見える（「調不_レ入_レ京」の部分に、「今陸奥国之類」と註する）。平城宮・京跡出土の荷札木簡には贄の荷札が1点（『平城宮木簡三』三〇五九）あるのみであり、正倉院宝物として伝来した調庸布などの墨書銘にも、陸奥国の事例は皆無であることから、少なくとも八世紀半ば頃までは、陸奥国の調庸は京進しないのが原則だったとみられる。本条のいう状況があったとすれば、いつの時点からかわからないが、京進させる措置が取られたことになる。なお、『延喜式』民部上では、陸奥国の調庸は当国に納入することとされ、本条が適用されたとみることができるが、十年に一度の京進のことは見えない。

三八〇 九月二十五日 左京の人、御使連清足・清成・田公らに、朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲二年九月乙未（二十五日）条

左京人正七位上御使連清足・御使連清成・御使連田公等十八人、賜_レ姓朝臣_一。

神護景雲三年（七六九）

三八一 二月二十二日 左京の人神麻統連足麻呂・子老、右京の人神麻統連広目らに、宿祢の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲三年二月辛酉（二十二日）条

伊勢国飯高郡人正八位上飯高公家継等三人、**左京人**正六位上神麻統連足麻呂・子老、**右京人**神麻統連広目等廿六人、撰津国嶋上郡人正六位上三嶋県主広調等、並賜_レ姓宿祢_一。

三八二 三月十日 石川望足を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕神護景雲三年三月戊寅（十日）条

授_レ正六位上高市連豊足外従五位下_一。以_レ従五位下大伴宿祢形見_一為_レ左大舍人助_一。（中略）従五位下石川朝臣望足為_レ**右京亮**_一。（以下略）

三八三 三月二十七日 大宰府の綿二〇万屯を毎年京庫に納めさせることとする。

〔続日本紀〕神護景雲三年三月乙未（二十七日）条

始毎_レ年運_レ大宰府綿廿万屯_一、以_レ輸_レ京庫_一。

三八四 五月八日 左京大夫小野竹良が死去する。

〔続日本紀〕神護景雲三年五月乙亥（八日）条

左京大夫従四位下勲四等小野朝臣竹良卒。

三八五 五月二十五日 不破内親王の八虐相当の罪を許し、姓名を厨真人厨女に改めた上、平城京から追放する。

〔続日本紀〕神護景雲三年五月壬辰（二十五日）条

詔曰、不破内親王者、先朝有_レ勅、削_二親王名_一。而積惡不_レ止、重為_二不敬_一。論_二其所_一
犯、罪合_二八虐_一。但縁_レ有_レ所_レ思、特宥_二其罪_一。仍賜_二厨真人厨女姓名_一。莫_レ令_レ在_二京
中_一。又氷上志計志麻呂者、棄_二其父塩焼_一之日、俱応_二相從_一。而依_レ母不_レ坐。今亦其母
惡行弥彰。是以処_二遠流_一、配_二土左国_一。

三八六 五月二十七日 佐太味村を左平準令に任じる。

〔続日本紀〕神護景雲三年五月甲午（二十七日）条
以_二外從五位下佐太忌寸味村_一為_二左平準令_一。（以下略）

三八七 五月二十七日 左京の人、倭画師種麻呂らに、大岡忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲三年五月甲午（二十七日）条
（前略）**左京人**正六位上倭画師種麻呂等十八人、賜_二姓大岡忌寸_一。

三八八 六月二日 右京の人、白鳥馬人・白鳥広らに、白原連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲三年六月戊戌（二日）条
右京人正八位下白鳥村主馬人・白鳥椋人広等廿三人、賜_二姓白原連_一。

三八九 七月十七日 左京の人、阿刀造子老らに、阿刀宿祢の姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲三年七月壬午（十七日）条
左京人阿刀造子老等五人、賜_二姓阿刀宿祢_一。
※ 書式からみると、改氏姓とみてもよい記事だが、内容に疑義はない。本来ならば、「賜姓宿祢」とあるべき編纂上の瑕疵か。

三九〇 八月十九日 大藏卿藤原魚名に左京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕神護景雲三年八月甲寅（十九日）条
以_二從五位下当麻真人永継_一為_二左少弁_一。（中略）大藏卿從三位藤原朝臣魚名為_二兼左京
大夫_一。（以下略）

三九一 九月二十二日 左京の人、河原堅魚らに、河原連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕神護景雲三年九月丙戌（二十二日）条
左京人從八位下河原毘登堅魚等十人、河内国人河原藏人人成等五人、並賜_二姓河原連_一。

三九二 十月三十日 由義宮を西京と称することとする。

〔続日本紀〕神護景雲三年十月甲子（三十日）条
詔以_二由義宮_一為_二西京_一。河内国為_二河内職_一。賜_二高年七十已上者物_一。免_二当国今年調_一。
大県・若江二郡田租、安宿・志紀二郡田租之半_一。又当国犯_二死罪_一已下、並從_二赦除_一。
仍賜_二弓削御淨朝臣清入等、并供_レ事国郡司軍穀爵一級_一。（以下略）
※ 由義宮に関する記事であるが、便宜掲げる。

三九三 十一月十六日 左京の人、神麻統宿祢足麻呂、右京の人、神麻績宿祢広目女らの姓を、神麻績連に戻す。

〔続日本紀〕神護景雲三年十一月庚辰（十六日）条

左京人神麻統宿祢足麻呂、**右京人**神麻統宿祢広目女等廿六人、復為神麻績連。

※ 同年二月に宿祢の姓を給わった（『続日本紀』神護景雲三年（七六九）二月辛酉（二十二日）条。但し、同条は神麻績広目）ものを旧に復す処置。その理由は不詳。

神護景雲四年（七七〇）十月一日改元
宝亀元年

三九四 五月八日 東大寺と普光寺が左京二条六坊・七坊の土地を交換する。

〔薬師院文書〕〔『大日本古文書』六、一一二〕

普光寺牒 東大寺三綱務所

相換地**右区二分之一**〈東小道 南広上王地／西大道 北大道〉

檜皮葺東屋壺宇〈五間 在戸三具〉

右在**左京二条七坊**

換得**彼寺地右区四分之三**〈東北大道 東南日置広庭畠／南小道 西此寺地 北大道〉

右在**同条六坊**

以前、於彼此寺、伴地尤便。無有損害。永

換如件。仍具事状以牒。

神護景雲四年五月八日都維那僧「守口」

伝灯進守大法師「永金」

可信僧「泰榮」

上座伝灯満位僧「信浄」

寺主僧「登実」

司判収

大判官美努宿祢「奥麻呂」

少判官志斐連「麻呂」

主典建部「広足」

主典葛井連「荒海」

主典阿刀宿祢

少鎮大法師

（紙面に「普光寺印」二七顆アリ）

※ 普光寺が左京二条七坊に所有していた土地は、西と北が大路に接していることから、二条七坊西北角の一坪の西半とみられる。したがって、広上王の宅地は、その南の左京二条七坊二坪とみられる。

一方、東大寺が左京二条六坊に所有していた土地は、左京二条六坊東北隅の十六坪にあったとみられる。この土地は、不整形だった可能性が考えられ、「東北大道」と「北大道」を整合的に理解するならば、敷地北寄りに東に張り出した部分があり、これが東側の東六坊大路に面していたのであろう。また、この張り出し部分の北には別の敷地があるため、敷地全体が北の一条南大路に面していたわけではなかったのであろう。さらに、張り出し部の南側には、日置広庭の畠が隣接していた、恐ら

くその西側は東大寺の所有地、南は二条条間北小路に面していたとみられる。

普光寺はこの東大寺所有地に隣接しており、左京二条六坊九坪に所在したと考えられる。間に小路を挟まずに隣接していたような記載になっているが、詳細はわからない。

三九五 五月十二日 右京大夫百濟足人が死去する。

〔続日本紀〕宝亀元年五月癸酉（十二日）条

右京大夫從四位下勳四等百濟朝臣足人卒。

三九六 六月三日 中納言石川豊成に右京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕宝亀元年六月甲午（三日）条

正五位上藤原朝臣家依為式部大輔。〔中略〕中納言從三位石川朝臣豊成為兼右京大夫。〔以下略〕

三九七 六月二十三日 平城京の四隅と畿内諸国の国境において、臨時の疫神祭を行う。

〔続日本紀〕宝亀元年六月甲寅（二十三日）条

祭疫神於京師四隅・畿内十堺。

三九八 六月二十四日 平城京において、飢饉と疫病のため、賑給を実施する。

〔続日本紀〕宝亀元年六月乙卯（二十四日）条

京師飢疫。賑給之。

三九九 七月十五日 疫病の流行を抑えるために、平城京内の大小の寺院において大般若経の転読を実施する。また、諸国においても経巻の読誦を行う。

〔続日本紀〕宝亀元年七月乙亥（十五日）条

勅曰、朕荷負重任、履薄臨深。上不能先奉天時、下不能養民如子。常有慚徳、実无榮心。撤膳菲躬、日愼一日。禁殺之令立国、宥罪之典班朝。而猶疫氣損生、變異驚物。永言疚懷、不知所措。唯有仏出世遺教応感、苦是必脱、災則能除。故仰彼覺風、弘斯禳霧。謹於京内諸大小寺、始自今月十七日、七日之間、屈請緇徒、轉讀大般若経。因此、智恵之力忽壞邪嶺、慈悲之雲永覆普天、既往幽魂、通上下以証覺、來今顯識及尊卑而同榮。宜令普告天下、斷辛・肉・酒、各於当国諸寺奉讀。国司・国師共知、檢校所読経巻、并僧尼数、附使奏上。其内外文武官属、亦同此制。称朕意焉。

四〇〇 七月二十三日 橘奈良麻呂の変の縁坐者のうち罪の軽い者を赦免するにあたり、平城京内に本貫のある者は本人の入京を認めないこととする。

〔続日本紀〕宝亀元年七月癸未（二十三日）条

太政官奏、奉去六月一日勅、前後逆党縁坐人等、所司量其軽重奏聞者。臣曹司且勘。天平勝宝九歳逆党橘奈良麻呂等并縁坐惣四百卅三人、数内二百六十二人、罪軽応免。具注名簿、伏聴天裁。奉勅依奏。但名簿雖編本貫、正身不得入京。

四〇一 八月一日 伊勢大神宮に、参議外衛大将越前神藤原継縄と左京少進大中臣宿奈麻呂を派遣し、幣帛と赤毛馬を貢献する。また、若狭彦神と八幡神宮に鹿毛馬を貢献する。

〔続日本紀〕宝亀元年八月庚寅朔（一日）条

日有_レ蝕之。遣_二参議從四位下外衛大将兼越前守藤原朝臣継縄・左京少進正六位上大中臣朝臣宿奈麻呂_一、奉_二幣帛及赤毛馬二疋於伊勢太神宮_一。遣_二若狭国目從七位下伊勢朝臣諸人・内舍人大初位下佐伯宿祢老_一、奉_二鹿毛馬於若狭彦神・八幡神宮各一疋_一。

※ これらの馬の貢献の目的は不詳。最も蓋然性の高いのは、称徳の病氣平癒祈願であろう。八幡神が対象に入っているのはそのことを窺わせるが、若狭彦神が選ばれた理由は明確ではない。

四〇二 八月四日 称徳天皇が死去し山陵を造営するにあたり、平城京と四畿内及び周辺諸国の役夫六千三百人を徴発する。

〔続日本紀〕宝亀元年八月癸巳（四日）条

天皇崩_二于西宮寢殿_一。春秋五十三。（中略）以_二從三位文室真人大市・高麗朝臣福信・藤原朝臣宿奈麻呂・藤原朝臣魚名、從四位下藤原朝臣楓麻呂・藤原朝臣家依、正五位下葛井連道依・石川朝臣垣守、從五位下太朝臣犬養、六位十一人_一、為_二御装束司_一。從三位石川朝臣豊成・從五位上奈癸王・正四位下田中朝臣多太麻呂・從四位上佐伯宿祢今毛人・從四位下安倍朝臣毛人・從五位上安倍朝臣浄成・從五位下小野朝臣石根、六位已下八人、為_二作山陵司_一。從五位下石川朝臣豊人・外從五位下高松連笠麻呂、六位二人為_二作路司_一。外從五位下佐太忌寸味村・外從五位下秦忌寸真成、判官主典各二人。宮内・大膳・大炊・造酒・管陶・監物等司一人、為_二養役夫司_一。興_二左右京四畿内・伊賀・近江・丹波・播磨・紀伊等国役夫六千三百人_一、以供_二山陵_一。

四〇三 八月九日 鈴鹿王の旧宅が称徳天皇の山陵の兆域とされたため、子の豊野出雲らに叙位を行う。

〔続日本紀〕宝亀元年八月戊戌（九日）条

授_二正五位下豊野真人出雲從四位下、從五位上豊野真人奄智正五位下、從五位下豊野真人五十戸從五位上_一。以_二其父故式部卿從二位鈴鹿王旧宅_一、為_二山陵_一故也。（以下略）

※ 称徳天皇の山陵は、大和国添下郡佐貴郷に営まれた（『続日本紀』神護景雲四年八月丙午（十七日）条）から、鈴鹿王の旧宅が平城京内にあったという前提で考える限り、山陵は平城京に隣接して営まれ、その兆域が京内にも及んだと考えざるを得ないであろう。

四〇四 九月六日 大隅国と備後国に配流されていた和氣清麻呂・広虫を平城京に召還する。

〔続日本紀〕宝亀元年九月乙丑（六日）条

徵_二和氣清麻呂・広虫於備後・大隅_一、詣_二京師_一。

四〇五 九月二十二日 平城京と諸国において、臨時の大祓を行う。

〔続日本紀〕宝亀元年九月辛巳（二十二日）条

（前略）是日、**京師及天下諸国**大祓。

四〇六 宝亀元年頃 この頃、和氣王の事件に連座して日向守に左遷されていた大津大浦が、罪を許されて平城京に戻り、陰陽頭に任じられる。

〔続日本紀〕宝亀六年五月己酉（十七日）条

從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒。大浦者世習陰陽。仲滿甚信之、問以事之吉凶。大浦知其指意涉於逆謀、恐禍及己、密告其事。居未幾、仲滿果反。其年授從四位上、賜姓宿祢、拜兵部大輔兼美作守。神護元年。以党和氣王、除宿祢姓、左遷日向守。尋解見任、即留彼国。宝亀初、原罪入京、任陰陽頭。俄兼安藝守、卒於官。

四〇七 宝亀元年頃 橘奈良麻呂の変で土左に流されていた大伴古慈斐が、罪を許されて平城京に戻る。

〔続日本紀〕宝亀八年八月丁酉（十九日）条

大和守從三位大伴宿祢古慈斐薨。飛鳥朝常道頭贈大錦中小吹負之孫。平城朝越前按察使從四位下祖父麻呂之子也。少有才幹、略涉書記。起家大学大允。贈太政大臣藤原朝臣不比等、以女妻之。勝宝年中、累遷從四位上衛門督、俄遷出雲守。自見疎外、意常鬱鬱。紫微内相藤原仲滿、誣以誹謗、左降土佐守。促令之任。未幾、勝宝八歳之乱、便流土左。天皇宥罪入京。以其旧老授從三位。薨時年八十三。

四〇八 神護景雲年間から宝亀初年頃まで 左京に本貫をもつ官人の考選木簡が作成される。

〔平城宮跡出土木簡〕SD四一〇〇（『平城宮木簡』五、六五一七）

〔六カ〕

□□位上阿倍朝臣雄成 **左京**

091

宝亀二年（七七一）

四〇九 二月二十二日 藤原永手の死去に当たり、中納言兼中務卿文屋大市と、員外中納言兼宮内卿右京大夫石川豊成を遣わして、弔辞を伝え贈物を贈る、

〔続日本紀〕宝亀二年二月己酉（二十二日）条

左大臣正一位藤原朝原朝臣永手薨。時年五十八。奈良朝贈太政大臣房前之第二子也。母曰正二位牟漏女王。（中略）及薨、天皇甚痛惜之。詔遣正三位中納言兼中務卿文室真人大市・正三位員外中納言兼宮内卿**右京大夫**石川朝臣豊成、弔賻之曰、藤原左大臣〈尔〉詔大命〈乎〉宣、大命坐詔〈久〉、大臣明日者参出来仕〈牟止〉待〈比〉賜間〈尔〉

休息安〈麻利弓〉参出〈末須〉事〈波〉無〈之帝〉天皇朝〈乎〉置而罷退〈止〉聞看而於母富〈佐久〉。於与豆礼〈加母〉多波許止〈乎加母〉云。信〈尔之〉有者、仕奉〈之〉太政官之政〈乎波〉誰任〈之加母〉罷伊麻〈須〉。孰授〈加母〉罷伊麻〈須〉。恨〈加母〉悲〈加母〉朕大臣誰〈尔加母〉我語〈比〉佐気〈牟〉。孰〈尔加母〉我問〈比〉佐気〈牟止〉悔〈弥〉惜〈弥〉痛〈弥〉酸〈弥〉大御泣哭〈之〉坐〈止〉詔大命〈乎〉宣。悔〈加母〉惜〈加母〉自今日者大臣之奏〈之〉政者不聞看〈夜〉成〈牟〉。自明日者大臣之仕奉儀者不看行〈夜〉成〈牟。〉日月累往〈麻尔麻尔〉悲事〈乃未之〉弥可起〈加母〉。歳時積往〈麻尔麻尔〉佐夫之〈岐〉事〈乃未之〉弥可益〈加母〉。朕大臣春秋麗色〈乎波〉誰俱〈加母〉見行弄賜〈牟〉。山川淨所者孰俱〈加母〉見行阿加良〈閑〉賜〈牟止〉歎賜〈比〉憂賜〈比〉大坐坐〈止〉詔大命〈乎〉宣。美麻之大臣〈乃〉万政惣以无怠緩事、无曲傾事〈久〉王臣等〈乎母〉彼此別心无、普平奏〈比〉公民之上〈乎母〉広厚慈而奏事、此耳不在。天皇朝〈乎〉暫之間〈母〉罷出而休息安〈母布〉事无、食国之政〈乃〉平善可在状天下公民之息安〈麻流倍伎〉事〈乎〉旦夕夜日不云思議奏〈比〉仕奉者、款〈美〉明〈美〉意太比之〈美〉多能母志〈美〉思〈保之ツツ〉大坐坐間〈尔〉忽朕朝〈乎〉離而罷〈止富良之奴礼婆〉言〈牟〉須部〈母〉無、為〈牟〉須倍〈母〉不知〈尔〉、悔〈備〉賜〈比〉和備賜〈比〉大坐坐〈止〉詔大命〈乎〉宣。

又事別詔〈久〉、仕奉〈志〉事広〈美〉厚〈美〉弥麻之大臣之家内子等〈乎母〉波布理不賜、失不賜、慈賜〈波牟〉起賜〈波牟〉温賜〈波牟〉人目賜〈波牟〉美麻之大臣〈乃〉罷道〈母〉宇之呂輕〈久〉心〈母〉意太比〈尔〉念而平〈久〉幸〈久〉罷〈止富良須倍之止〉詔大命〈乎〉宣。

石川朝臣豊成宣曰、大命坐詔〈久〉。美麻志大臣〈乃〉仕奉来状〈波〉不今耳。挂〈母〉畏近江大津宮御宇天皇御世〈尔八〉大臣之曾祖藤原朝臣内大臣、明淨心以〈弓〉天皇朝〈乎〉助奉仕奉〈岐〉。藤原宮御宇天皇御世〈尔八〉祖父太政大臣又明淨心以天皇朝〈乎〉助奉仕奉〈岐〉。今大臣者、鈍朕〈乎〉扶奉仕奉〈麻之都〉。賢臣等〈乃〉累世而仕奉〈麻佐部流〉事〈乎奈母〉加多自気奈〈美〉伊蘇志〈美〉思坐〈須〉。故是以祖等〈乃〉仕奉〈之〉次〈仁母〉有、又朕大臣〈乃〉仕奉状〈母〉劳〈美〉重〈美〉太政大臣之位〈尔〉上賜〈比〉授賜時〈尔〉固辞申而不受、賜成〈尔岐〉。然後〈母〉将賜〈止〉思〈富之〉坐〈之奈何良〉太政大臣之位〈尔〉上賜〈比〉治賜〈久止〉詔大命〈乎〉宣。

(以下略)

四一〇 閏三月一日 佐伯麻毛流を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕宝龜二年閏三月戊子朔（一日）条

授_二正五位下佐伯宿祢三野從四位下_一。以_二從五位下紀朝臣広純_一為_二左少弁_一。（中略）從五位上佐伯宿祢麻毛流為_二右京亮_一。（以下略）

※ 右京亮に前任者は、石川望足（『続日本紀』神護景雲三年三月戊寅〈十日〉条。

三八二）

四一一 五月二十四日 右京の人、白原三成が文字を成す蚕を献上する。

〔続日本紀〕宝龜二年五月己酉（二十四日）条

右京人白原連三成献_二蚕産成_一字。賜_二若狭国稻五百束_一。

※ 右京の人に若狭国の稲を支給した理由は不詳。何らかの理由で若狭国に在住していたか。そうであれば、蚕の献上も若狭国における出来事ということになる。

四一二 十二月二十一日 渤海使壺萬福らが平城京に入る。

〔続日本紀〕宝亀二年十二月癸酉（二十一日）条
渤海使壺萬福等入京。

四一三 宝亀二年頃 奪い取られた父母の家・資財の返還を求める文書が作成される。

〔唐招提寺文書〕家屋資財請返解案（奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料第一』一。『大日本古文書』六、一一八—一二〇）

解 申依父母家并資財奪取請□□事

某姓〈ム甲〉 左京七条一坊□□外従五位下〈ム甲〉

合家肆区 一区无物 □□〈在右京□〉

壺区 板倉参宇〈二字稻積満 一字雑物積／檜皮葺板敷屋一□ 板屋一字物在〉並父所□
〈草葺厨屋一字／板屋三字〉並在雑物□

在右京七条三坊 壺区〈板□ □□家／板屋二字 草葺板敷東屋一字〉

在右京七条三坊 壺区〈草葺板倉□□／板屋一字□〉

上件式家、父母共相成家者

以前〈ム甲可〉親父〈ム国〉守補任〈亘〉退下〈支〉。然間以去宝字□

死去。然〈尔〉父〈可〉妹三人同心〈亘〉処々〈尔〉□

奪取。此〈乎ム甲〉哭患〈良久□〉父〈我〉礼喪□

間、不久在〈利〉。然〈毛ム甲可〉弟□□〈ム甲可〉父〈尔〉従〈亘〉□

彼〈可〉参上来〈奈牟〉時〈尔〉、〈ム甲可〉不□□ 〈牟止〉□

即職〈乃〉符〈波久〉汝〈何〉申事諾□

遣〈亘〉所々家屋倉并雑物等〈乎〉□

期限〈波〉不侍〈亘〉更職〈乃〉使条令□

倉稻下并屋物等〈乎毛〉□

（某寺朱方印（「観音寺印」カ）首尾継目に三顆アリ。）

※ 「ム甲」とあることから、文書の雛形の様式を取るが、内容は極めて具体的であり、何らかの事実に基づいて作成されたものから固有名詞を抹消して作成された可能性が考えられよう。

宝亀三年（七七二）

四一四 二月二十一日 石川宮衣が、平城京左京五条七坊の家を担保に月借金を借りる。

〔正倉院文書〕石川宮衣月借錢解 続々修第四〇帙一卷①(20)裏（『大日本古文書』一九、三一五一—三一六）

謹解 申請月借錢事

合伍佰文〈加利毎月各十三文／質物家既在左京五条七坊〉

(異筆 2)「又七月十六日一百文」

* (2)「以十一月廿四日納一百五十二文」

(異筆 2)「司」

* (2)「一百文本 五十二文利」

右件錢者、当布施給時進納。仍注状、謹解。

* (2)「以十一月廿四日納五百九十八文〈一百冊文本／四百六十八文七月又十日利〉」

宝龜三年二月廿一日石川宮衣

* (2)「《以十一月廿四日納一千冊二文〈六百文本／四百冊二文五月又廿日利〉》」

償陽胡穗足

* (1)「依員 行上馬養」

(異筆 1)「以四月〈八日〉納利九十七文」〈* (2)「《可納九百六十七文／又一百五十二文》／并一千一百十九文」〉

* (1)「以十二月廿五日〈*「可」〉納四百《七十五文》〈*「十六文」〉」

* (1)「見納三百七十五文〈三百七十文本(擦消) *「□□文本□文利」／五文利〉未進冊一文」

* (2)「《以十一月廿五日納七百五十文》」

「十一月廿五日定三百七十文」

四一五 二月二十五日 丈部浜足が、平城京右京三条三坊の家地と葛下郡の口分田を担保に月借金を借りる。

[正倉院文書] 丈部浜足月借銭解 続修二一② (『大日本古文書』六、二七三一—二七四)

丈部浜足解 申請月借銭事

合錢《壹貫文》〈*「伍伯文」〉〈利者加月／別百三十文〉 **質物家宅区**〈**地十六分之半板屋／二間** 在**右京三条三坊** 又口分田三町〈葛下郡〉〉

右、限二箇月、本利并將進納。若期日過者、沽成質物、一倍將進上。仍録事状解。

宝龜三年二月廿四〈*「五」〉日專受浜足

四一六 六月八日 桑内真公が、足病と左京職の籍が未勘のため四日間の休暇を申請する。

[正倉院文書] 桑内真公請假解 続修二〇⑱ (『大日本古文書』六、三三〇—三三一)

桑内真公解 申請暇日事

合四箇日

右、發足病、比來之間苦侍。加以**未勘左京職籍**。依此不得參向。注状、附喚使大伴真広申送、以謹解。

宝龜三年六月八日

※ 宝龜三年は籍年ではない。「勘左京職」は、勘籍の可能性もあろうが、六月三十日が提出期限の計帳手実の作成をいうのではなかろうか。

四一七 六月十五日 仁王会を宮中、及び平城京内の大小諸寺、畿内七道諸国の国分寺において実施する。

〔続日本紀〕宝龜三年六月甲子（十五日）条

設仁王会於宮中及**京師大小諸寺**、并畿内七道諸国分金光明寺。

四一八 六月十九日 平城京において、柚子の実大の隕石が数日間落下する。

〔続日本紀〕宝龜三年六月戊辰（十九日）条

往往隕石於**京師**。其大如**柚子**。数日乃止。

※ 宝龜七年にも、瓦石やその塊状のもの（隕石か）が落下した記事がある（『続日本紀』宝龜七年（七七六）九月是月条）。

四一九 九月八日 中納言兼宮内卿右京大夫石川豊成が死去する。

〔続日本紀〕宝龜三年九月乙酉（八日）条

正三位中納言兼宮内卿**右京大夫**石川朝臣豊成薨。左大弁従三位石足之子也。遣使弔賻之。

四二〇 九月二十九日 佐伯三野を右京大夫に、上毛野稻人を右京亮に、それぞれ任じる。

〔続日本紀〕宝龜三年九月丙午（二十九日）条

以正五位下佐伯宿祢真守、為兵部少輔。従四位下佐伯宿祢三野為**右京大夫**。従五位上上毛野朝臣稻人為**亮**。（以下略）

四二一 十一月十一日 昨年八月の大風の被害により、平城京と畿内七道諸国の田租を免除する。

〔続日本紀〕宝龜三年十一月丁亥（十一日）条

去八月大風、産業損壊。率土百姓、被害者衆。詔免**京畿七道田租**。

四二二 十一月二十七日 丈部浜足が、平城京右京三条三坊の家などを担保に月借金を借りる。

〔正倉院文書〕丈部浜足月借銭解 続々修第四〇帙一卷①(31)裏（『大日本古文書』一九、二九七）

丈部浜足解 申請月借銭事

合老貫文〈利者／百卅（マ、）〉質物老区〈**地十六分之半板屋三間在右京／三条三坊、**
口分田三町八段在葛下郡〉

右限一箇月、本利並將進上。若期日過者、
妻子等質物成売、如数將進納。仍録
状解。

宝龜三年十一月廿七日專受浜足

男乙人麿 益人 奥人

償人「他田嶋万呂」

「石川宮衣」

「金月足」

*以十二月廿五日納一千一百廿五文〈一千文本／一百廿五文廿七日利〉
(奥裏下部ニ天地逆デ「丈浜」トアリ)

四二三 十二月二十八日 田部国守と占部忍男が、平城京左京九条三坊の家地を担保に月借金を借りる。

[正倉院文書] 田部国守・占部忍男月借銭解 続修二三④(1) (『大日本古文書』六、四二五一四二六)

謹解 申請月借銭事

ㄟ合壹貫文〈加利月別百卅文〉

ㄟ田部国守伍伯文〈質家一区地十六分之四一在物板屋二間／在左京九条三坊

*「以四月四日納六百九十五文 五百文本一百九十五文三月利」

ㄟ占部忍男伍伯文〈質家一区地十六分之四一在物板屋二間／在左京九条三坊

*「以四月三日六百九十五文 三月之利」

右件銭者、限二箇月、本利并將
進上。若期過、二人同心、質家成沽
進納。仍具注状以解。

宝龜三年十二月廿八日

田部国守

占部忍男

四二四 十二月二十九日 他田建足と桑内真公が、平城京左京八条四坊の家地を担保に月借金を借りる。

[正倉院文書] 他田建足・桑内真公月借銭解 続修二三⑤ (『大日本古文書』六、四二六一四二七)

謹解 申請月借銭事

ㄟ合柒伯文〈利百別十三文〉 質物家一区〈在左京八条四坊／地十六分之一 四分之一在／物板屋一間〉

ㄟ他田舎人建足二百文

ㄟ桑内連真公五百文〈*「以四月四日納／六百九十五文／五百文本／一百九十五文三月利」

右件銭、限三箇月、二人同心、死生
無闕、本利并將進納。今以状、謹解。

宝龜三年十二月廿九日

他田舎人「建足」

桑内連真公

*「依員行 出挙之内 依葛井典

*「以四月五日納二百七十八文〈二百文本 七十八文三月之利〉建足之」

四二五 宝亀三年 右京六条三坊の人、某野麻呂が、京北四条一里池上里に墾田を所有する。

〔京北班田図〕 西大寺本
(四条一里十二坪)

十二谷上田二段七十二

野	右	七	阿	佐
麻	京	十	古	紀
呂	六	四	麻	郷
一	条	步	呂	佐
段	三		百	紀
二	坊			勝
百				
五				
十				
八				
步				

※ 「佐紀郷佐紀勝」以下は、一行目とは直交する方向に右から左に向けて記されている。

なお、四条一里廿一坪部分に「右京『虫損』持／麻呂二百十一歩」、廿坪部分に「同持麻呂〈既〉」の記載があり、右京の某持麻呂の墾田も所在したことがわかる。

四二六 宝亀三年 右京七条一坊の人、寸加比麻呂が、京北四条六里遊師里に墾田を所有する。

〔京北班田図〕 西大寺本
(四条六里十一坪)

十一東遊師田

五段下

右京七条一坊

寸加

比麻呂墾田

※ 「寸加比麻呂」は、某忌寸加比麻呂のウジ名と「忌」の部分が虫損によって失われたものか。同人は、十一坪だけでなく、八坪・九坪・十坪にも墾田を所有していた旨の記載が見られる。

四二七 宝亀三年 右京九条二坊の人、敢国定が、京北四条六里遊師里に墾田を所有する。

〔京北班田図〕 西大寺本
(四条六里十二坪)

十二古家田三段

下

相楽川後墾田

右京九条二坊

敢国定

宝亀四年（七七三）

四二八 二月二十五日 太政官が民部省に対し、摂津国の調錢を京庫進上分と交易進上乾葛の運功分とに分割して充てるよう指示する。

〔九条家本延喜式卷三十六 第四・三紙 紙背文書〕（『大日本古文書』二一、二七八—二七九）

太政官符民部省

合交易乾葛一万一千九百五十圍

一千圍内厩寮 六千四百圍左馬寮 四千五百五十圍右馬寮

価錢九十五貫六百文〈五貫文従内厩寮所送／九十貫六百文当国調錢〉

圍別八文〈五文依例充／三文依左弁官宣今加〉

運夫一千九百九十一人半〈人別六圍〉

功錢八十九貫六百十八文〈人別卅五文〉行程三日

用錢惣一百八十五貫二百十八文〈五貫文従内厩寮別送／百八十貫二百十八文当国調錢〉

今年輸調錢三百十六貫三百廿五文

一百八十貫二百十八文 便請充用葛価并運功

一百卅六貫一百七文 可進京庫

右得摂津職解僱、民部省去十月廿六日符僱、被

太政官符僱、左右馬寮解僱、御馬起今年十

月一日迄来年三月卅日、可飼乾葛所請如件者。

省宜承知、便当国調錢充直交易進上。其運夫

准例給粮。但功者臨時將給者。又太政官去七月

十四日符僱、得内厩寮解僱、彼国所買乾葛一千

圍者。職宜承知、其運夫功食者、准左右馬寮例

者。仍可用錢具如前件。便望請当国調錢以充運

功。仍録事状、謹請処分者。被内臣正三位藤原

朝臣宣、依請者。省宜承知、准状施行。符到奉行。

従五位下守右少弁兼行土左守当麻真永嗣 左大史正六位上兼行豊後員外介阿倍志斐連東人

宝亀四年二月廿五日

四二九 二月三十日 太政官が、左京大進尾張豊人らを使に充て佐保川の堤を修造すべきことを、左京職に指示する。

〔九条家本延喜式 卷三十六第三紙 紙背文書〕（『大日本古文書』二一、二七九—二八〇）

太政官符左京職

応修理佐保川堤六処

築堤二処

堀四処

応役単功三百七十六人

使左衛士員外佐從五位上武藏宿祢不破麻呂 從三人
主税助外從五位下日置造道形 從三人
左京大進正六位上尾張連豊人 從二人

以前、被内臣正三位藤原朝臣宣備、修理川堤差
件人等充使發遣者。職宜承知早速修造。其
役夫食料、用**彼職**、人別粃四升、塩二夕、海藻二
兩、糟三合。亦使依例供給。但五位已上出役夫食
者、各令其家充。符到奉行。

從五位下守左少弁小野朝臣石根 左大史正六位上会賀臣真綱
宝龜四年二月卅日

四三〇 三月十七日 平城京の左右京の飢饉に遭った人々に賑給を実施する。

〔続日本紀〕宝龜四年三月壬辰（十七日）条
賑給左右京飢人。〔以下略〕

四三一 三月 太政官が民部省に対し、平城京内における賑給の実施要領について指示する。

〔九条家本延喜式卷三十六 第二・一紙 紙背文書〕〔『大日本古文書』二一、二八三一
二八四〕

太政官符民部省

合応賑給九千七百三人（男四千百十二人／女五千五百九十一人）
百歳一人（女） 九十歳已上十五人（男五人／女十人）
八十歳已上四百八十八人（男二百卅八人／女二百卅人）
鰥八百五十三人（年六十已上） 寡三千五十八人（年五十已上）
孤二千七百八十一人（年十六已下男一千六百卅四人／年十六已下女一千百卅七人）
独一千五百七人（年五十已上男八百七人／年五十已上女七百人）
窮乏八百人
男四百五十人（七十歳已上六十三人、六十歳已上八十九人、五十歳已上五十四人
／卅歳已上百卅五人、卅歳已上六十三人、廿歳已上卅六人）
女三百五十人（七十歳已上六十四人、六十歳已上百三人、五十歳已上七十五人／
卅歳已上五十一人、卅歳已上廿八人、廿歳已上廿九人）
疹疾二百人（年七十已下廿已上男百五十人／年七十已下廿已上女九十五人）
惣応給穀三千二百八十斛七斗（百歳三石、九十歳二石、八十歳一石、鰥寡孤独窮乏及／
疾疹之徒・不能自存七百人各三斗）

右**左京職**所申

太政官符民部省

合応賑給九千卅二人（男三千卅一人／女六千一人）
百歳一人（女） 九十歳已上八十九人（男卅九人／女五十人）
〔八十歳已上カ〕
□□□□四百八十二人（男百六十一人／女三百二十一人）
鰥九百六十五人（年六十已上） 寡一千百七人（年五十已上）

〔人〕

孤二千九十八人〈年十六已下男八百十八人／年十六已下女一千二百八十〇〉
(後欠)

※ 日付を欠くが、宝亀四年三月十七日に平城京の左右京において実施された賑給
(『続日本紀』宝亀四年(七七三)三月壬辰条)に関する太政官符とみられる。

四三二 四月五日 山部針間麻呂が、左京八条四坊の家地を担保に月借金を借りる。

[正倉院文書] 山部針間麻呂月借銭解 続修二四② (『大日本古文書』六、五〇九一五一〇)

謹解 申請月借銭事

合六百文〈加利別月九十文／質物家一区地卅二分之〈一〉在板屋二間在左京八条四坊〉
(コノ行、最終的ニ墨圈線ニテ囲ミ抹消)

右件銭、限二箇月内、加本利俱進上。注状

謹解。

宝亀四年四月五日 山部針間万呂

(別筆)「以七月九日八百七十文〈六百文本 二百七十文三月之利〉」

償 山部諸公

証 高向小祖

* 「依員行 葛井 上馬養」

* 「更」

四三三 五月十九日 石川豊麻呂を左京亮に任じる。

[続日本紀] 宝亀四年五月癸巳(十九日)条

以_レ從五位下上毛野坂本朝臣男嶋_ニ為_レ造酒正_ニ。從五位下石川朝臣豊麻呂為_レ左京亮_ニ。(以下略)

四三四 八月二十七日 正倉の官物を焼失した郡司は解任するが、政務報告で平城京の赴いたり放火犯を捉えたりした場合には、状況に応じて処分を決めることとする

[続日本紀] 宝亀四年八月庚午(二十七日)条

諸国郡司、焼_レ官物_ニ者、主帳已上皆解_レ見任_ニ。其從_レ政入_レ京、及獲_レ放火之賊_ニ、功効可_レ称者、量_レ事処分。又譜第之徒、情挾_レ覬覦_ニ、事涉_レ故焼_ニ者、一切勿_レ得_レ銓擬_ニ。乃簡_レ郡中明廉清直堪_レ時務_ニ者上、恣令_レ任用_ニ。当団軍毅不_レ救_レ火者、亦准_レ郡司_ニ解却。

四三五 九月二十八日 道守三虎が貢進される。

[正倉院文書] 氏名欠貢進解 続々修第四〇帙三卷③(4)裏 (『大日本古文書』二二、二一五)

道守朝臣三虎〈左京八条四坊〉

宝亀四年九月廿八日

四三六 十二月十四日 藤原種嗣が、坂本松麻呂を東大寺に一切経書写の校生として貢進する。

〔正倉院文書〕藤原種嗣校生貢進啓 続々修第四〇帙四卷①(34)裏 (『大日本古文書』二二、三七一一三七二)

貢

校生**坂本朝臣松麻呂**〈左京一条二坊人〉

右人、東大寺造奉一切経欲預校生。仍注事状、以啓。

宝亀四年十二月十四日

近衛員外少将藤原朝臣「種嗣」

「判収

次官佐伯宿祢真守」

四三七 宝亀四年頃 田上嶋成と楊胡乙益が経師として貢進される。

〔正倉院文書〕氏名欠経師貢進解 続々修第二六帙五卷⑧裏 (『大日本古文書』二二、四〇)

謹解 申貢舎人事

田上史嶋成〈年卅一／右京八条二坊即戸主〉 能〈写書〉

陽胡史乙益〈年廿八／左京九条一坊即戸主〉 能〈写書〉

(後欠)

※ 年紀を欠くが、『大日本古文書』が宝亀四年六月八日に類修しているのに倣う。

宝亀五年 (七七四)

四三八 二月十日 大宅童子が、左京八条三坊の家地を担保に月借銭を借りる。

〔正倉院文書〕大宅童子月借銭解 続修後集二〇⑬ (『大日本古文書』六、五六七)

謹解 申請月借銭事

〔合壹貫文〈質物**家一区地十六分一板屋五間**者／利者百五十者〉

右銭受人**左京八条三坊即戸主従八位上大宅首**

童子、同姓男小万呂。伴二人死生同心請如件。仍

注状解以謹。

宝亀五年二月十日大宅首童子

* 「依員行上之」

* 「四月十二日納一千三百文〈一千文本／三百文二月之利〉

四三九 二月十三日 飢饉のため、平城京において賑給を実施する。

〔続日本紀〕宝亀五年二月壬午(十三日)条

京師飢。賑給之。

四四〇 三月五日 百濟王理伯を右京大夫に、笠道引を右京亮に、それぞれ任じる。

〔続日本紀〕宝龜五年三月甲辰（五日）条

以_二從五位下池田朝臣真枚_一為_二少納言_一。（中略）從四位下百濟王理伯為_二右京大夫_一。從五位上笠朝臣道引為_二亮_一。（以下略）

四四一 九月四日 大伴家持を左京大夫に、藤原鷹取を左京亮に、弓削塩麻呂を右京亮に、それぞれ任じる。また、左京大夫大伴家持に上総守を兼任させる。

〔続日本紀〕宝龜五年九月庚子（四日）条

授_二正六位上尾張連豊人外從五位下_一。以_二從五位下安倍朝臣弟当_一為_二少納言_一。（中略）從四位下大伴宿祢家持為_二左京大夫_一。從五位下藤原朝臣鷹取為_二亮_一。從五位上弓削宿祢塩麻呂為_二右京亮_一。（中略）左京大夫從四位下大伴宿祢家持為_二兼上総守_一。（以下略）

宝龜六年（七七五）

四四二 五月二十七日 京庫と甲斐・相模両国の綿で、陸奥国に襖を造らせる。

〔続日本紀〕宝龜六年五月己未（二十七日）条

以_二京庫綿一万屯、甲斐・相模両国綿五千屯_一、造_二襖於陸奥国_一。

四四三 九月二十七日 船木麻呂が、左京二条六坊の家地を担保に月借銭を借りる。

〔正倉院文書〕船木麻呂 月借銭解 続々修四〇帙四卷②(5)裏（『大日本古文書』六、五八四—五八五）

謹解 申請月借銭事

〔合老貫文（加利別百十五文）質物家一区（在板屋一間四間／在左京二条六坊）

右件銭者、当料給時、将并加本利進上。

若過期月、質物成売、如数進畢。

仍注事状具、謹以解。

宝龜六年九月廿七日專受船木麻呂

償人他田嶋万呂

物部常石

工淨成

占部忍男

酒波家麻呂

知申給人大伴淨人

四四四 十月二日 吉備真備が死去する。

〔続日本紀〕宝龜六年十月壬戌（二日）条

前右大臣正二位勳二等吉備朝臣真備薨。右衛士少尉下道朝臣国勝之子也。靈龜二年、年廿二、從_二使入唐、留学受_二業_一。研_二覽經史_一、該_二涉衆藝_一。我朝学生播_二名唐国_一者、唯大臣及朝衡二人而已。天平七年、帰朝。授_二正六位下_一、拜_二大学助_一。高野天皇師_二之_一、

受_二礼記及漢書_一。恩寵甚渥、賜_二姓吉備朝臣_一。累遷、七歳中、至_二從四位上_一右京大夫兼右衛士督。十一年、式部少輔從五位下藤原朝臣広嗣、与_二玄昉法師_一有_レ隙。出為_二大宰少貳_一。到_レ任、即起_レ兵反。以_レ討_二玄昉及真備_一為_レ名。雖_二兵敗伏_一誅、逆魂未_レ息。勝宝二年左_二降筑前守_一、俄遷_二肥前守_一。勝宝四年、為_二入唐副使_一。廻日授_二正四位下_一、拜_二大宰大貳_一。建_レ議、創作_二筑前国怡土城_一。宝字七年、功夫略畢、遷_二造東大寺長官_一。八年、仲滿謀反。大臣、計_二其必走_一、分_レ兵遮_レ之。指麾部分、甚有_二籌略_一。賊遂陷_二謀中_一、旬日悉平。以_レ功授_二從三位勳二等_一、為_二參議・中衛大將_一。神護二年、任_二中納言_一、俄轉_二大納言_一。拜_二右大臣_一、授_二從二位_一。先_レ是、大学积奠、其儀未_レ備。大臣、依_レ稽_二礼典_一、器物始修。礼容可_レ觀。又大蔵省双倉被_レ燒、大臣私更營構、于_レ今存焉。宝龜元年、上_二啓致仕_一。優詔不_レ許。唯罷_二中衛大將_一。二年、累抗_レ啓乞_二骸骨_一。許_レ之。薨時年八十三。遣_レ使弔賻之。

宝龜七年（七七六）

四四五 三月六日 藤原雄依を左京大夫に、高市屋守を西市正に、それぞれ任じる。

〔続日本紀〕宝龜七年三月癸巳（六日）条

以_二從五位下粟田朝臣人成_一為_二右少弁_一。（中略）正五位上藤原朝臣雄依為_二左京大夫_一。外從五位下高市連屋守為_二西市正_一。（以下略）

四四六 六月十六日 右京大夫百濟理伯が死去する。

〔続日本紀〕宝龜七年六月壬申（十六日）条

右京大夫從四位下百濟王理伯卒。

四四七 六月十八日 旱魃により、平城京と畿内諸国において臨時の大祓を行う。また、丹生川上神に黒毛馬を献納する。

〔続日本紀〕宝龜七年六月甲戌（十八日）条

大_二祓京師及畿内諸国_一。奉_二黒毛馬丹生川上神_一。旱也。

四四八 九月 瓦石やその塊状のもの（隕石か）が夜ごとに二〇日余りの間、内豎曹司と平城京内の建物に落下する。

〔続日本紀〕宝龜七年九月是月条

毎_レ夜、瓦石及塊自落_二内豎曹司及京中往往屋上_一。明而視_レ之、其物見在。經_二廿余日_一乃止。

※ 宝龜三年にも柚子の実大の隕石落下の記事がある（『続日本紀』宝龜三年（七七二）六月戊辰（十九日）条）

四四九 十二月二十五日 左京の人、秦長野らに、奈良忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜七年十二月戊申（二十五日）条

左京人從六位下秦忌寸長野等廿二人賜_二姓奈良忌寸_一。（以下略）

四五〇 十二月二十七日 左京の人、蓋田蓑に長丘連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜七年十二月庚戌（二十七日）条

豊前国京都人正六位上楯田勝愛比賜_二姓大神楯田朝臣_一。左京人少初位上蓋田蓑長丘連。

宝龜八年（七七七）

四五一 正月五日 左京の人、田辺広本らに、上毛野公の氏姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜八年正月戊午（五日）条

左京人從七位上田辺史広本等五十四人賜_二姓上毛野公_一。

四五二 正月二十五日 陽侯人麻呂を東市正に、石川垣守を右京大夫にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕宝龜八年正月戊寅（二十五日）条

以_二從四位下大中臣朝臣子老_一為_二神祇伯_一。（中略）外從五位下陽侯忌寸人麻呂為_二東市正_一。從四位下石川朝臣垣守為_二右京大夫_一。

四五三 四月九日 渤海使史都蒙らが平城京に入る。

〔続日本紀〕宝龜八年四月庚寅（九日）条

渤海使史都蒙等入_レ京。

四五四 四月十四日 右京の人、赤染国持らに、常世連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜八年四月乙未（十四日）条

右京人從六位上赤染国持等四人、河内国大県郡人正六位上赤染人足等十三人、遠江国藪原郡人外從八位下赤染長浜、因幡国八上郡人外從六位下赤染帶繩等十九人、賜_二姓常世連_一。

四五五 七月二日 左京の人、小塞連弓張らに宿祢の姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜八年七月辛亥（二日）条

左京人正六位上小塞連弓張等五人賜_二姓宿祢_一。

四五六 七月十五日 左京の人、櫛日佐河内らに長岡忌寸、山村許智大足らに山村忌寸の氏姓をそれぞれ給う。

〔続日本紀〕宝龜八年七月甲子（十五日）条

左京人從六位下櫛日佐河内等三人賜_二姓長岡忌寸_一。正六位上山村許智大足等四人山村忌寸。

四五七 十一月八日 左京の人、多藝国足に、物部多藝宿祢の氏姓を給う。

〔続日本紀〕宝龜八年十一月丙辰（八日）条

左京人正八位下多藝連国足等二人、賜_二姓物部多藝宿祢_一。美濃国多藝郡人物部坂麻呂等九人物部多藝連。

宝亀九年（七七八）

四五八 二月二十三日 藤原種継を左京大夫に、紀難波麻呂を左京亮に、それぞれ任じる。

a 〔続日本紀〕宝亀九年二月庚子（二十三日）条

以_レ從四位下石川朝臣名足_レ為_レ右大弁_レ。（中略）正五位下藤原朝臣種継為_レ左京大夫_レ。從五位下紀朝臣難波麻呂為_レ亮。（以下略）

b 〔続日本紀〕延暦四年九月乙卯（二十三日）条

（前略）其種継參議式部卿兼大宰帥正三位宇合之孫也。（中略）宝亀末、補_レ左京大夫兼下総守_レ。（以下略）

四五九 九月二十一日 越前国坂井郡三国湊に高麗使とともに来着した送高麗使高麗殿嗣に対し、越前国を通じて、平城京への入京を促す。

〔続日本紀〕宝亀九年九月癸亥（二十一日）条

送高麗使正六位上高麗朝臣殿嗣等来_レ着越前国坂井郡三国湊_レ。勅_レ越前国_レ、遣高麗使并彼国送使、宜_レ安_レ置便处_レ、依_レ例供_レ給_レ之。但殿嗣一人早令_レ入_レ京。

四六〇 十月二十八日 唐使を伴って帰国した遣唐使判官小野滋野を速やかに平城京に入京させるよう、大宰府に指示する。

〔続日本紀〕宝亀九年十月庚子（二十八日）条

勅_レ大宰府_レ、得_レ今月廿五日奏状_レ、知_レ遣唐使判官滋野等乗船到泊_レ。其寄乘唐使者、府宜_レ且遣_レ使劳問_レ。判官滋野者速令_レ入_レ京。

四六一 十二月十五日 唐使を迎えるために、平城京内の六位以下の子・孫で、騎兵に相応しい者八百人を差発する。

〔続日本紀〕宝亀九年十二月丁亥（十五日）条

仰_レ左右京_レ、差_レ發六位已下子孫、堪_レ騎兵_レ者八百人_上。為_レ唐客入朝_レ也。（以下略）

宝亀十年（七七九）

四六二 四月二十一日 唐使を平城京に迎え入れるにあたっての作法を領唐客使に指示する。

〔続日本紀〕宝亀十年四月辛卯（二十一日）条

領唐客使等奏言、唐使之行、左右建_レ旗。亦有_レ帶仗_レ。行官立_レ旗前後_レ。臣等稽_レ之古例_レ、未_レ見_レ斯儀_レ。禁不之旨、伏請_レ处分_レ者。唯聽_レ帶仗_レ、勿_レ令_レ建_レ旗。又奏曰、往時遣唐使粟田朝臣真人等發_レ從_レ楚州_レ、到_レ長楽駅_レ。五品舍人宣_レ勅劳問。此時未_レ見_レ拜謝之礼_レ。又新羅朝貢使王子泰廉入_レ京之日、官使宣命、賜以_レ迎馬_レ。客徒斂_レ轡、馬上答謝。但渤海国使、皆悉下馬。再拜舞踏。今領_レ唐客_レ、准_レ抛何例_レ者。進退之礼、行列之次、具載_レ別式_レ、今下_レ使所。宜_レ抛_レ此式_レ勿_レ以違失_上。（以下略）

四六三 四月三十日 将軍らが騎兵・蝦夷を率いて羅城門外の三橋で唐使を迎え、平城京に引き入れる。

〔続日本紀〕宝亀十年四月庚子（三十日）条

唐客入_レ京。将軍等率_二騎兵二百、蝦夷廿人_一、迎_二接於京城門外三橋_一。

四六四 七月九日 藤原百川の喪葬に際し、平城京の左右京の人々を役夫に充てることとする。

〔続日本紀〕宝亀十年七月丙子（九日）条

参議中衛大将兼式部卿従三位藤原朝臣百川薨。詔遣_二大和守従四位下石川朝臣豊人・治部少輔従五位下阿倍朝臣謂奈麻呂等_一、就_レ第宣_レ詔、贈_二従二位_一。葬事所_レ須官給、并充_二左右京夫_一。百川平城朝参議正三位式部卿兼大宰帥宇合之第八子也。幼有_二器度_一。歴_二位頭要_一、宝亀九年、至_二従三位中衛大将兼式部卿_一。所_レ歴之職、為_二勤恪_一。天皇甚信任之、委以_二腹心_一。内外機務、莫_レ不_二関知_一。今上之居_二東宮_一也、特属_レ心焉。于_レ時上不予、已_二経_二累月_一。百川憂形_二於色_一、医薬・祈祷、備_二尽_二心力_一。上由_レ是重之。及_レ薨甚悼惜焉。時年卅八。延暦二年追_二思前勞_一、詔贈_二右大臣_一。

※ 喪葬令皇親及五位以上条の規定に基づいて、臨時に雑徭を徴発して送葬夫（送葬・造墓のための労働力）に充てるもの。

四六五 八月二十三日 怠慢な国司・郡司の処分を命じるなかで、病氣と称して平城京に滞留する国司がいることが述べられる。

〔続日本紀〕宝亀十年八月庚申（二十三日）条

勅、牧宰之輩、就_レ使入_レ京、或無_二返抄_一、独帰_二任所_一。或称_二身病、延_二日京下_一。而求_レ預_二考例_一、兼得_二公廩_一。又奸民規避、拙吏忘_レ催、公用之日、還費_二正税_一。於_レ理商量、甚乖_二治道_一。若有_二此類_一、莫_レ預_二釐務_一。国司奪_レ料、附_レ帳申送。郡司解任、更用_二幹了_一。阿容之司、亦同_二此例_一。（以下略）

四六六 八月二十六日 諸国の国分寺の僧尼で平城京内に居住する者は、原則として本国に還すこととする。

〔続日本紀〕宝亀十年八月癸亥（二十六日）条

治部省言、今檢造僧尼本籍、計_二会内外諸寺名帳_一、国分僧尼、住_レ京者多。望請、任_二先御願_一、皆帰_二本国_一者。太政官処分、智行具足、情願_二借住_一、宜_二依_レ願聽_一。以外悉還焉。

※ 同年八月二十三日の治部省奏（『続日本紀』宝亀十年（七七九）八月庚申（二十三日）条。治部省奏曰、大宝元年以降、僧尼雖_レ有_二本籍_一、未_レ知_二存亡_一。是以、諸国名帳、無_レ由_二計会_一。望請、重仰_二所由_一、令_レ陳_二住处在不之状_一。然則官僧已明、私度自止。於_レ是下_二知諸国_一、令_レ取_二治部処分_一焉。）に基づく処置。

四六七 九月二十二日 京職が計帳未提出の戸の口分田を賃租して返却しなかったり、徭錢を徴収したりするのを禁止する。

〔続日本紀〕宝亀十年九月戊子（二十二日）条

勅曰、依_レ令条_一、全戸不_レ在_レ郷、依_レ旧籍_一転写并顯_二不_レ在_一之由_一。而職檢_下不_レ進_二計帳_一之戸_上、無_レ論_二不課及課戸之色_一、惣取_二其田_一、皆悉売却。一取之後、更無_二改還_一。濟民之務、豈合_レ如_レ此。又差_二使雜徭_一、事須_二均平_一。是以、天平神護年中有_レ格、外居之人聽_レ取_二徭錢_一。而職令_二京師_一多輸_二徭錢_一。因_レ茲百姓窮弊、遂竄_二他郷_一。為_二民之蠹_一莫_レ大_二於斯_一。而頻經_二恩降_一、不_レ論_二其罪_一。自_レ今以後、嚴加_二禁断_一。

四六八 十月十七日 唐客高鶴林らを、新羅使とともに平城京に入京させるよう、大宰府に指示する。

〔続日本紀〕宝亀十年十月癸丑（十七日）条

勅_二大宰府_一、唐客高鶴林等五人、与_二新羅貢朝使_一、共令_レ入_レ京。

四六九 十一月十九日 諸国の公廩を割いて京官の禄の一部に充てる宝亀六年格を停止する。

〔続日本紀〕宝亀十年十一月乙酉（十九日）条

乙酉、太政官奏稱、謹檢_二去宝亀六年八月十九日格_一云、京官禄薄、不_レ免_二飢寒之苦_一。国司利厚、自有_二衣食之饒_一。宜_下割_二諸国之公廩_一、以加_中在_二京_一之俸禄_上者。立_レ格以来、年月稍積。霈澤之恩虚流、優賞之歆未_レ洽。何者、諸国正税略多_二欠負_一、或僅奉_二論定_一、或全無_二公廩_一。而暗拋_二出举_一、或令_レ割_二四分之一_一。今計_二一年送納之物_一、作_レ差処分。每_レ人所_レ得、仟錢已下佰錢已上。遂則諸国煩_二於交替_一、厚秩負_二於多士_一。徒增_二劳擾_一不_レ穩_二於行_一。臣等望請、停_二此新格_一行_二彼旧例_一。奏可之。

※ 宝亀六年格については、『続日本紀』同年八月庚辰（十九日）条を参照。

宝亀十一年（七八〇）

四七〇 正月十四日 平城京の内の寺院が落雷により被災し、新薬師寺の西塔、葛城寺の塔・金堂が焼失する。

〔続日本紀〕宝亀十一年正月庚辰（十四日）条

大雷。災於_二京中教寺_一。其_二新薬師寺_一西塔、_二葛城寺_一塔并金堂等。皆烧尽焉。

四七一 二月二十九日 殺人により天平宝字元年以来陸奥国に配流されていた伊刀王の罪を許し、平城京に入京させる。

〔続日本紀〕宝亀十一年二月甲子（二十九日）条

勅、去天平宝字元年、伊刀王坐_レ殺_レ人配_二陸奥国_一。久住_二配処_一未_レ蒙_二恩免_一。宜_二宥_一其罪_一令_レ得_レ入_レ京。

四七二 三月十七日 左京大夫藤原種継に、下総守を兼任させる。

〔続日本紀〕宝亀十一年三月壬午（十七日）条

從五位下藤原朝臣真友為_二少納言_一。（中略）左京大夫正五位下藤原朝臣種継為_二兼下総守_一。（以下略）

四七三 四月十八日 三つ子の男子を産んだ左京の人、椋小長屋女に、乳母と稲を支給する。

〔続日本紀〕宝亀十一年四月壬子（十八日）条

左京人椋小長屋女一産三男。賜乳母一人并稻。

四七四 五月八日 京庫と諸国の甲六百領を、鎮狄將軍安倍家麻呂の許に送る。

〔続日本紀〕宝亀十一年五月辛未（八日）条

以京庫及諸国甲六百領、且送鎮狄將軍之所。

四七五 五月十一日 左京の人莫姓百足・右京の人莫姓真土麻呂らに清津造、左京の人斯藺行麿に清海造、右京の人燕乙麿らに御山造、同韓男成らに広海造の氏姓をそれぞれ給う。

〔続日本紀〕宝亀十一年五月甲戌（十一日）条

左京人從六位下莫姓百足等一十四人、右京人大初位下莫姓真土麻呂等一十六人、並賜姓清津造。左京人從六位上斯藺行麿賜姓清海造。右京人從七位下燕乙麿等一十六人、並賜姓御山造。正八位上韓男成等二人賜姓広海造。（以下略）

四七六 十二月四日 唐人砧惟岳に清海宿祢の氏姓を給い、左京の戸籍に編附する。

〔続日本紀〕宝亀十一年十二月甲午（四日）条

唐人從五位下沈惟岳賜姓清海宿祢編附左京。（以下略）

四七七 十二月四日 左右京職に対し、寺院の造営用の石材を古墳を解体して調達することを禁止する。

〔続日本紀〕宝亀十一年十二月甲午（四日）条

（前略）勅左右京。今聞、造寺悉壞墳墓、採用其石。非唯侵驚鬼神。実亦憂傷子孫。自今以後、宜加禁断。（以下略）

※ 同日付で諸国に対しても同内容の官符が出されており（類聚三代格）、平城京内の特定の古墳の解体を禁じたものかどうかは不詳。

四七八 十二月十四日 左右京に勅し、平城京内における巫覡による祭祀を禁止する。

〔続日本紀〕宝亀十一年十二月甲辰（十四日）条

（前略）勅左右京。如聞、比来無知百姓、搆合巫覡、妄崇淫祀。葛狗之設、符書之類、百方作恠、填溢街路。託事求福、還涉厭魅。非唯不畏朝憲。誠亦長養妖妄。自今以後、宜嚴禁断。如有違犯者、五位已上録名奏聞。六位已下所司科決。但有患禱祀者、非在京内者、許之。

天応元年（七八一）一月一日改元

四七九 四月八日 路玉守を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕天応元年四月丙申（八日）条

從五位下大中臣朝臣今麻呂為_レ右大舍人助_レ。從五位下路真人玉守為_レ右京亮_レ。（以下略）

四八〇 四月十四日 右京大夫大伴家持に春宮大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕天応元年四月壬寅（十四日）条

以_レ中納言從三位藤原朝臣田麻呂為_レ兼東宮傅_レ。中務卿如_レ故。右京大夫正四位下大伴宿祢家持為_レ兼春宮大夫。從五位下紀朝臣白麻呂為_レ亮。

四八一 五月二十五日 造宮卿藤原鷹取に左京大夫、また右大弁石川名足に右京大夫を、それぞれ兼任させる。

〔続日本紀〕天応元年五月癸未（二十五日）条

以_レ從五位下賀茂朝臣大川為_レ神祇大副_レ。（中略）造宮卿從四位上藤原朝臣鷹取為_レ兼左京大夫_レ。越前守如_レ故。右大弁從四位上石川朝臣名足為_レ兼右京大夫_レ。（以下略）

四八二 六月十八日 宝亀元年に土左国に配流された河内国若江郡の人弓削浄人・広方・広田・広津を赦免し、本郷に還らせるが、平城京への入京は禁止する。

〔続日本紀〕天応元年六月乙巳（十八日）条

勅、河内国若江郡人弓削浄人・広方・広田・広津等、去宝亀元年配_レ土左国_レ。宜_レ宥_レ其罪_レ放_レ還本郷_レ。但不_レ得_レ入_レ京_レ。

四八三 七月十日 中納言藤原繼繩に左京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕天応元年七月丁卯（十日）条

正四位下藤原朝臣小黒麻呂為_レ民部卿_レ。陸奥按察使如_レ故。（中略）中納言從三位藤原朝臣繼繩為_レ兼左京大夫_レ。（以下略）

四八四 七月十六日 右京の人、栗原勝子公らに、中臣栗原連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天応元年七月癸酉（十六日）条

右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命廿世之孫、意美佐夜麻之子也。伊賀都臣、神功皇后御世、使_レ於百濟_レ、便娶_レ彼土女_レ、生_レ二男_レ。名曰_レ大本臣・小本臣_レ。遙尋_レ本系_レ、歸_レ於聖朝_レ。時賜_レ美濃国不破郡栗原地_レ、以居焉。厥後因_レ居命_レ氏、遂負_レ栗原勝姓_レ。伏乞、蒙賜_レ中臣栗原連_レ。於_レ是、子公等男女十八人依_レ請改賜之。

四八五 九月八日 左京の人、善唐らに吉水連、善三野麻呂らに吉水造の氏姓をそれぞれ給う。

〔続日本紀〕天応元年九月癸亥（八日）条

（前略）左京人正七位下善唐等三人賜_レ姓吉水連_レ。從七位下善三野麻呂等三人吉水造。

四八六 十月四日 多治比三上を左京亮に、紀真人を右京亮にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕天応元年十月己丑（四日）条

從四位下五百枝王為侍從。〔中略〕從五位下多治比真人三上為左京亮。從五位下紀朝臣真人為右京亮。

※ 紀真人の前任は大学頭で、平城宮跡のS D四一〇〇出土木簡の大学寮の宿直木簡にも大学助としてみえる。

四八七 十二月二十九日 光仁太上天皇の初七日にあたり、七大寺において経典を読誦し、また以後七日ごとに平城京の諸寺において同様に誦経を行うこととする。

〔続日本紀〕天応元年十二月癸丑（二十九日）条

當太上天皇初七。於七大寺誦経。自是之後、每値七日、於京師諸寺誦経焉。又勅天下諸国、七七之日、令国分二寺見僧尼奉為設齋以追福焉。

**天応二年
延暦元年**（七八二）八月十九日改元

四八八 閏正月一日 氷上川継の謀反により固関を実施し、平城京と七道諸国に下知して搜索させる。

〔続日本紀〕天応二年閏正月甲子朔（一日）条

因幡国守從五位下氷上真人川継謀反。事露逃走。於是、遣使固守三関。又下京畿七道搜捕之。〔以下略〕

四八九 閏正月一日 多治比浜成を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕天応二年閏正月甲子朔（一日）条

〔前略〕以從五位下多治比真人浜成為左京亮。〔以下略〕

四九〇 閏正月十九日 氷上川継の謀反の縁坐により、大伴家持らの職事を解任するとともに、散位と与党らを平城京外に追放する。

a 〔続日本紀〕天応二年閏正月壬寅（十九日）条

左大弁從三位大伴宿祢家持・右衛士督正四位上坂上大忌寸苺田麻呂・散位正四位下伊勢朝臣老人・從五位下大原真人美氣・從五位下藤原朝臣繼彦等五人、職事者解其見任、散位者移京外。並坐川継事也。自外党与合卅五人、或川継姻戚、或平生知友。並亦出京外。

b 『続日本紀』延暦四年八月庚寅（二十八日）条

中納言從三位大伴宿祢家持死。〔中略〕〔宝龜〕十一年拜參議。歴左右大弁、尋授從三位。坐氷上川継反事、免移京外。有詔宥罪、復參議春宮大夫。以本官出為陸奥按察使。居無幾拜中納言。春宮大夫如故。〔以下略〕

四九一 四月十一日 右京の人、壱礼比福麻呂らに豊原連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕天応二年四月癸亥（十一日）条

右京人少初位下壱礼比福麻呂等一十五人賜姓豊原連。（以下略）

四九二 四月二十七日 平城京の兵士に準じ、畿内諸国の兵士の調を免除する。

〔続日本紀〕天応二年四月己卯（二十七日）条

（前略）山背国言、諸国兵士免庸輸調。至於左右京亦免其調。今畿内之國曾無所優。勞逸不同。請同京職、欲免其調。於是、勅免畿内兵士之調。

四九三 八月二十五日 文室忍坂麻呂を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦元年八月乙亥（二十五日）条

以從五位上安倍朝臣常嶋為図書頭。（中略）從五位下文室真人忍坂麻呂為左京亮。（以下略）

四九四 九月九日 神祇伯大中臣子老に右京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦元年九月戊子（九日）条

以從五位上藤原朝臣黒麻呂為右中弁。（中略）神祇伯從四位上大中臣朝臣子老為兼右京大夫。

延暦二年（七八三）

四九五 三月十二日 紀安提を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦二年三月己丑（十二日）条

以從四位下豊野真人奄智為中務大輔。（中略）從五位下紀朝臣安提為左京亮。（以下略）

四九六 四月二日 右京の人、大石男足らに、大山忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦二年四月戊申（二日）条

右京人從八位上大石村主男足等賜姓大山忌寸。

四九七 四月十五日 鎮所に送る稻穀を利用して得た軽貨を平城京に送り、不当な利益を得るのを厳禁する。

〔続日本紀〕延暦二年四月辛酉（十五日）条

勅曰、如聞、比年坂東八国、運穀鎮所。而將吏等、以稻相換其穀、代者輕物送京、苟得無恥。又濫役鎮兵、多營私田。因茲、鎮兵疲弊、不任干戈。稽之憲典、深合罪罰。而會恩蕩、且從寬宥。自今以後、不得更然。如有違犯、以軍法罪之。宜加捉搦、勿令侵漁之徒肆濁濫。

※ 稻穀のもつ交換手段（現物貨幣）としての価値の高さに着目した行為で、穎稻を糙成する経費と手間を省いて稻穀を入手し、これを売却して軽貨とした上で、さら

に平城京に送って売却して利益を得る行為が横行していたのであろう。

四九八 四月二十日 左京の人、和史国守らに、朝臣の姓を給う。

〔続日本紀〕延暦二年四月丙寅（二十日）条

（前略）**左京人**外従五位下和史国守等卅五人賜姓朝臣。

四九九 五月十一日 左遷による大宰帥としての赴任の途上、病気のため摂津の別業に留まっていた藤原魚名が、平城京に戻るのを認める。

a 〔続日本紀〕延暦二年五月丁亥（十一日）条

（前略）是日、勅、大宰帥正二位藤原朝臣魚名老病相仍、留滞中路。宜令還京、詔其郷親。

b 『続日本紀』延暦二年七月庚子（二十五日）条

（前略）大宰帥正二位藤原朝臣魚名薨。魚名贈正一位太政大臣房前之第五子也。天平末、授従五位下補侍従。稍遷、宝字中至従四位宮内卿。神護二年、授従三位、為参議。宝龜初、加正三位、拜大納言。尋兼中務卿。八年授従二位。年已長老、次当輔政、拜為内臣。未幾有勅、改号忠臣。十年進為内大臣。天応元年、授正二位、俄拜左大臣兼大宰帥。延暦元年、坐事免大臣、出之任所。至撰津国、病發留連。有勅聽便留別業以加療焉。居二年、召還京師。薨時年六十三。詔別賜緇・布・米・塩及役夫等。

五〇〇 六月十日 平城京と畿内において、勝手に道場を建てたり、田宅・園地を寺に施入・売却したりするのを禁止する。

〔続日本紀〕延暦二年六月乙卯（十日）条

勅曰、**京畿定額諸寺**、其数有_レ限。私自営作、先既立_レ制。比来、所司寛縦、曾不_レ糾察。如_レ經年代、無_レ地不_レ寺。宜_レ嚴加_レ禁断。自_レ今以後、私立_レ道場、及_レ將_レ田宅・園地_レ捨施并_レ売易与_レ寺、主典已上解_レ却見任。自_レ余不_レ論_レ蔭贖、決杖八十。官司知而不_レ禁者、亦与_レ同罪。

五〇一 六月二十日 右京の人、佐伯部三国らに、佐伯沼田連の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦二年六月乙丑（二十日）条

右京人外従五位下佐伯部三国等賜姓佐伯沼田連。

五〇二 七月十八日 左京の人、金肆順に海原連、右京の人、金五百依に海原造の氏姓をそれぞれ給う。

〔続日本紀〕延暦二年七月癸巳（十八日）条

左京人散位従六位上金肆順賜姓海原連。**右京人**正六位上金五百依海原造。（以下略）

五〇三 七月二十三日 藤原鷹取・藤原末茂が平城京に戻るのを認める。

〔続日本紀〕延暦二年七月戊戌（二十三日）条

勅、石見国介正四位下藤原朝臣鷹取・土左国介従五位下藤原朝臣末茂等、令得入京。

五〇四 七月二十五日 参議民部卿藤原小黑麻呂に左京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦二年七月庚子（二十五日）条

従三位藤原朝臣種継為式部卿兼近江按察使。左衛士督如故。（中略）参議民部卿正三位藤原朝臣小黑麻呂為兼**左京大夫**。（以下略）

五〇五 九月二日 近江国から出された、編附されている山村王の子孫と称する者について、嫡を承ける戸のみ京戸とし、他は姓を与えて課役を負担させるべしとの奏言を受け、皇親の籍を調査したところ、山村王の存在が確認できなかったため、全員近江国において臣籍に下し、かつ真人姓は与えないこととする。

〔続日本紀〕延暦二年九月丙子（二日）条

近江国言、除王姓従百姓戸五烟、口一百一人。戸主槻村・井上・大岡・大魚・動神等五人、並山村王之孫也。其祖父山村王。以去養老五年、編附此部。自尔以來、子孫蕃息、或七八世、分為数烟。依格、六世以下、除承嫡者之外、可科課役。望請、承嫡之戸、遷附京戸、自余与姓科課。於是下所司、檢皇親籍、無山村王之名。仍従百姓之例。但不与真人之姓。

※ 山村王の子孫と称する者が近江国に所在するようになった経緯は不詳。

五〇六 十二月六日 平城京内の諸寺が財物を出挙し利潤を貪り、元本以上の利息を取るのを禁止する。

〔続日本紀〕延暦二年十二月戊申（六日）条

先是、去天平勝宝三年九月、太政官符稱、豊富百姓、出挙錢財。貧乏之民、宅地為質、至於迫徵、自償其質、既失本業、逃散他国。自今以後、皆悉禁止。若有約契、雖至償期、猶任住居、令漸酬償。至是、勅、先有禁断、曾未懲革。而今京内諸寺、貪求利潤、以宅取質、廻利為本。非只綱維越法。抑亦官司阿容、何其為吏之道。輒違王憲、出塵之輩、更結俗網。宜其雖經多歲、勿上過一倍。如有犯者、科違勅罪。官人解其見任、財貨没官。

延暦三年（七八四）

五〇七 四月二日 藤原鷹取を左京大夫に、田口清麻呂を右京亮にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕延暦三年四月壬寅（二日）条

（前略）以外従五位下忌部宿祢人上為神祇大祐。（中略）正四位下藤原朝臣鷹取為**左京大夫**。従五位下田口朝臣清麻呂為**右京亮**。（以下略）

五〇八 五月十日 左京大夫藤原鷹取が死去する。

〔続日本紀〕延暦三年五月庚辰（十日）条

左京大夫正四位下藤原朝臣鷹取卒。

五〇九 六月二十三日 長岡京における居宅の造営のために、右大臣以下参議以上、及び内親王・夫人・尚侍らに、計六八万束の正税を支給する。

〔続日本紀〕延暦三年六月壬戌（二十三日）条

有_レ勅、為_レ造_二新京之宅_一、以_二諸国正税六十八万束_一、賜_二右大臣以下参議已上、及内親王・夫人・尚侍等_一、各有_レ差。

※ 長岡京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

五一〇 六月二十八日 長岡宮の敷地内となる宅地の住人に、山背国の正税四万三千束余りを支給する。

〔続日本紀〕延暦三年六月丁卯（二十八日）条

百姓私宅入_二新京宮内_一五十七町、以_二当国正税四万三千余束_一、賜_二其主_一。

※ 長岡京に関わる記事であるが、便宜掲げる。五七町が長岡宮の敷地の全てであるかどうかは不詳。ちなみに、平城宮の敷地は九二町分に相当する。

五一一 七月十三日 石川垣守を左京大夫に任じる。

〔続日本紀〕延暦三年七月壬午（十三日）条

以_二正五位上當麻王_一為_二中務大輔_一。（中略）從四位下石川朝臣垣守為_二左京大夫_一。（以下略）

五一二 九月五日 大雨によって平城京内の百姓の居宅が倒壊したため、左京・右京に使者を派遣して賑給を実施する。

〔続日本紀〕延暦三年九月癸酉（五日）条

京中大雨。壞_二百姓廬舍_一。詔遣_二使東西京_一賑給之。

五一三 十月二十六日 大伴永主を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦三年十月癸巳（二十六日）条

以_二從五位下石川朝臣公足_一為_二主計頭_一。從五位下大伴宿祢永主為_二右京亮_一。（以下略）

五一四 十月二十六日 長岡宮への行幸のため、左右鎮京使を任じる。

〔続日本紀〕延暦三年十月癸巳（二十六日）条

（前略）又任_二左右鎮京使_一。各五位二人、六位二人。以_レ將_レ幸_二長岡宮_一也。

※ 長岡京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

五一五 十月三十日 平城京内における盗賊・放火などの取り締まりの強化を命じる。

〔続日本紀〕延暦三年十月丁酉（三十日）条

勅曰、如_レ聞、比来、京中盗賊稍多。掠_二物街路_一、放_二火人家_一。良由_二職司不_レ能_二肅清_一、

令_三彼凶徒生_二茲賊害_一。自_レ今以後、宜_レ作_二鄰保_一檢_二察非違_一、一如_中令_上條_上。其遊食・博戲之徒、不_レ論_二蔭贖_一、決杖一百。放火・劫略之類、不_二必拘_レ法、懲以_二殺罰_一、勤加_二捉搦_一、遏_二絶_レ奸姦宄_一。

五一六 十一月一日 朔旦冬至を祝い、王公以下に恩賞を給い、平城京と畿内の田租を免除する。

〔続日本紀〕延暦三年十一月戊戌朔（一日）条

勅曰、十一月朔旦冬至者、是歴代之希遇、而王者之休祥也。朕之不徳、得_レ値_二於今_一。思行_二慶賞_一、共悦_二嘉辰_一。王公已下、宜_レ加_二賞賜_一。**京畿当年田租**並免之。

延暦四年（七八四）

五一七 五月一日 左京の人、丑山次甘猪養に湯原造の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦四年五月乙未朔（一日）条

左京人從六位下丑山甘次猪養賜_二姓湯原造_一。

※ 直接的には長岡京に関わる記事であるが、少なくとも平城京への附貫を引き継いでいる可能性は高いので、便宜掲げる。

五一八 五月四日 右京の人、昆解沙弥麻呂らに、鴈高宿祢の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦四年五月戊戌（四日）条

右京人從五位下昆解宿祢沙弥麻呂等、改_二本姓_一賜_二鴈高宿祢_一。

五一九 五月十九日 居宅が長岡宮の敷地に入る戸を、京戸として扱ふこととする。

〔続日本紀〕延暦四年五月癸丑（十九日）条

（前略）又長岡村百姓家入大宮処者、一同_二京戸_一之例_一。

※ 長岡京の京戸を追加する記事であるが便宜掲げる。このようなことが正史に記録されること自体が、京戸の追加が安易に行われることがなく、遷都後もそのまま機械的に新京に受け継がれるのが原則だったことの徴証といえるであろう。

五二〇 七月六日 右衛士督坂上菟田麻呂に左京大夫を兼任させ、賀茂人麻呂を左京亮に任じる。また、石川豊人を右京大夫に任じる。

〔続日本紀〕延暦四年七月己亥（六日）条

參議從三位石川朝臣名足為_二左大弁_一。播磨守如_レ故。（中略）從三位坂上大宿祢菟田麻呂為_二左京大夫_一。右衛士督下總守如_レ故。從五位下賀茂朝臣人麻呂為_二亮_一。從四位下石川朝臣豊人為_二右京大夫_一。（以下略）

五二一 七月二十九日 甘南備繼成を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦四年七月壬戌（二十九日）条

外從五位下高篠連広浪為_二左大史_一。（中略）從五位下甘南備真人繼成為_二右京亮_一。（以

下略)

五二二 八月一日 右京の人、土師淡海らに、秋篠宿禰の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦四年八月癸亥朔（一日）条

右京人土師宿禰淡海、其姉諸主等、改_二本姓_一賜_二秋篠宿禰_一。

五二三 十月十二日 嶋田宮成を右京亮に任じる。また、左京大夫坂上菟田麻呂に越前守を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦四年十月甲戌（十二日）条

中衛中将從四位下兼式部大輔但馬守紀朝臣古佐美為_二參議_一。（中略）外從五位下嶋田臣宮成為_二右京亮_一。（中略）**左京大夫**右衛士督從三位坂上大宿禰菟田麻呂為_二兼越前守_一。

（以下略）

延暦五年（七八六）

五二四 正月七日 左京大夫兼右衛士督下總守坂上大宿禰菟田麻呂が死去する。

〔続日本紀〕延暦五年正月戊戌（七日）条

（前略）**左京大夫**從三位兼右衛士督下總守坂上大宿禰菟田麻呂薨。菟田麻呂、正四位上犬養之子也。宝字中任_二授刀少尉_一。八年、恵美仲麻呂作_レ逆。先遣_二其息訓儒麻呂_一、邀奪_二鈴・印_一。菟田麻呂与_二将曹牡鹿嶋足_一、共奉_レ詔載馳、射_二訓儒麻呂_一而殺_レ之。以_レ功授_二從四位下勳二等_一、賜_二姓大忌寸_一、補_二中衛少将兼甲斐守_一。語在_二廢帝紀_一。宝龜初、加_二正四位下_一、出為_二陸奥鎮守將軍_一。居無_レ幾徵入、歷_二近衛員外中将・丹波・伊予等国守_一。天応元年、授_二正四位上_一、遷_二右衛士督_一。菟田麻呂、家世事_二弓馬_一善_二馳射_一。宿_二衛宮掖_一、歷_二事数朝_一。天皇、寵遇優厚、別賜_二封五十戸_一。延暦四年、授_二從三位_一、拜_二左京大夫_一。右衛士督・下總守如_レ故。薨時、年五十九。

五二五 正月二十八日 佐伯久良麻呂を左京大夫に任じる。

〔続日本紀〕延暦五年正月己未（二十八日）条

（前略）從五位下安倍朝臣枚麻呂為_二大監物_一。（中略）從四位上佐伯宿禰久良麻呂為_二左京大夫_一。（以下略）

五二六 四月十六日 左京の人、維敬宗らに、長井忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦五年四月乙亥（十六日）条

左京人正七位下維敬宗等賜姓長井忌寸。（以下略）

※ 直接的には長岡京に関わる記事であるが、少なくとも平城京への附貫を引き継いでいる可能性は高いので、便宜掲げる。

五二七 四月十九日 式部大輔・左兵衛督大中臣諸魚に、右京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦五年四月戊寅（十九日）条

式部大輔正五位上大中臣朝臣諸魚為兼**右京大夫**。左兵衛督如故。（以下略）

五二八 五月三日 京戸と東西市の市人に、物を給う。

〔続日本紀〕延暦五年五月辛卯（三日）条

新遷**京都**、公私草創、百姓移居、多未**豊贍**。於**是**、詔、賜**左右京及東西市人物**、各有**差**。

※ 長岡京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

延暦六年（七八七）

五二九 二月八日 阿部祖足を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦六年二月癸亥（八日）条

以**從五位下石浦王**為**少納言**。（中略）從五位下阿倍朝臣祖足を**左京亮**。（以下略）

五三〇 三月二十日 長岡京と五畿内、及び七道諸国の高齢者らに賑給を実施する。

〔続日本紀〕延暦六年三月甲辰（二十日）条

詔曰、養**老之義**、著**自前脩**、歷代皇王、率**由斯道**。方今、時属**東作**、人赴**南畝**。洒睠**生民**、情深矜恤。其**左右京五畿内七道諸国**、百歳已上各賜**穀二斛**。九十已上一斛。八十已上五斗。鰥寡孤獨及疹疾之徒者、量**其老幼**、三斗已下、一斗已上。仍令**本国長官親至郷邑**存**情賑贍**。

五三一 閏五月十一日 左右京職の交替に際し、解由を用いることとする。

〔続日本紀〕延暦六年閏五月癸亥（十一日）条

左右京二職所**掌調租等物**、色目非**一**。或不**勤徴収**、多致**未納**。或犯**用其物**、遷替之司、貽**累後人**。於**是**、始准**攝津職**、与**解由**放焉。

五三二 七月十七日 右京の人、大友広道らに、志賀忌寸の氏姓を給う。

〔続日本紀〕延暦六年七月戊辰（十七日）条

右京人正六位上大友村主広道、近江国野洲郡人正六位上大友民曰佐龍人、浅井郡人從六位上錦曰佐周興、蒲生郡人從八位上錦曰佐名吉、坂田郡人大初位下穴太村主真広等、並改**本姓**賜**志賀忌寸**。

※ 直接的には長岡京に関わる記事であるが、少なくとも平城京への附貫を引き継いでいる可能性は高いので、便宜掲げる。

五三三 七月二十五日 入京する国司・郡司の懈怠を改めて戒める。

〔続日本紀〕延暦六年七月丙子（二十五日）条

先**是**、去宝龜十年立**制**、牧宰之輩、奉**使入京**、或無**返抄**而帰**任**、或称**病而滞**

京下。求下預中考例兼得中公廩上。如レ此之類莫レ預中釐務。国司奪レ料、郡司解任。容許之司、亦同中此例。而自レ時其後、希レ有レ遵行。至レ是重下知、諸国不レ悛中前過、猶致中緩怠、即科中違勅罪矣。

五三四 九月十七日 中納言・兵部卿・皇后宮大夫石川名足に左京大夫を兼任させる。また、高倉殿嗣を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦六年九月丁卯（十七日）条

以中近衛少将從五位下紀朝臣兄原中為中兼少納言。〔中略〕中納言從三位石川朝臣名足為中兼**左京大夫**。兵部卿皇后宮大夫如レ故。從五位下高倉朝臣殿嗣為**亮**。〔以下略〕

延暦七年（七八八）

五三五 正月十五日 皇太子安殿親王の元服により、在京の諸司や高年の僧尼らに禄を給い、賑給を実施する。

〔続日本紀〕延暦七年正月甲子（十五日）条

皇太子加中元服。其儀、天皇・皇后並御中前殿。令中中納言從二位兼皇太子傳藤原朝臣繼繩・中納言從三位紀朝臣船守兩人、手加中其冠。了即執レ笏而拜。有レ勅令中皇太子參中中宮。乃赦中天下。詔、**在京諸司**及高年僧尼、并神祝等、賜レ禄各有レ差。又諸老人年百歳已上賜中穀五斛。九十已上三斛。八十已上一斛。孝子・順孫・義夫・節婦、表中其門閭。終身勿レ事。鰥寡惇独篤疾不レ能中自存者、並加中賑恤焉。〔以下略〕

※ 後段の賑給の実施地域は不詳。

五三六 三月二十一日 内薬正・侍医羽栗翼に左京亮を兼任させる。また、麻田暎賦を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦七年三月己巳（二十一日）条

〔前略〕從五位下藤原朝臣末茂為中内匠頭。〔中略〕從五位上羽栗臣翼為中**左京亮**。内薬正侍医如レ故。外從五位下麻田連暎賦為中**右京亮**。〔以下略〕

五三七 六月十日 中納言・兵部卿・皇后宮大夫・左京大夫・大和守の石川名足が死去する。

〔続日本紀〕延暦七年六月丙戌（十日）条

中納言從三位兼兵部卿皇后宮**左京大夫**大和守石川朝臣名足薨。名足御史大夫正三位年足之子也。宝字中授中從五位下、除中伊勢守。稍遷、宝龜初任中兵部大輔、遷中民部大輔。授中從四位下、出為中大宰大貳。居二年、徵入歴中左右大弁、尋為中參議兼**右京大夫**。名足耳目所レ涉、多記中於心。加以利口割断無レ滯。然性頗偏急、好詰中人之過。官人申レ政、或不レ合レ旨、即対中其人、極レ口而罵。因レ此、諸司候中官曹者、值中名足聽レ事、多踟躕而避。延暦初、授中從三位、拜中中納言、兼中兵部卿皇后宮**左京大夫**。薨時年六十一。

五三八 七月二十五日 兵部大輔・左衛士督藤原雄友に左京大夫を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦七年七月庚午（二十五日）条

以_二從五位下正月王_一為_二少納言_一。（中略）兵部大輔從四位下藤原朝臣雄友為_二兼左京大夫_一。左衛士督如_レ故。

五三九 十二月二十三日 右京六条三坊の尋來津月足が、大和国添上郡春日郷の家を右京五条一坊の小治田福麻呂に売却した件について、添上郡司が立券手続きを行う。

〔薬師院文書〕大和国添上郡司解（釈文は、早稲田大学古典籍総合データベースで公開されている写真にも基づくもの）

添上郡司解 申売買家立券文事

家壺区地肆段伯歩〈東限**稻城王**家中垣 南限中道／西限**大春日朝臣難波麻呂**家中垣 北
百姓口分田□〉

在物〈檜皮葺板敷屋二字〈各四間／在東庇〉草葺椽一字／板屋三字〈二各五間／一三
間屋形屋〉門屋一基〉在部〈内〉春日郷

右得**右京六条三坊戸主從七位上勳八等尋來津首**

月足解状僞、己家充価直錢壺拾貫文売与

右京五条一坊戸主正六位上小治田朝臣豊人戸口同姓

福麻呂已畢。望請、欲依式立券者。郡依辞状勘問

知実。仍勒売買兩人署名申送如件。以解。

延暦七年十二月廿三日

売人**散位寮散位從七位上勳八等尋來津首「月足」**

相売男兵部位子无位尋來津首「倭万呂」

買人**小治田朝臣「福麻呂」**

相知丹波国守從五位下「浅井王」

内豎无位「稻城王」

无位「並城王」

郷長日置造「人主」

刀祢左大舍人正七位上若桜部朝臣「広門」

右大舍人正七位下大春日朝臣「清嗣」

右兵衛從七位上江野臣「老麻呂」

左大舍人從八位上大春日朝臣「難波麻呂」

擬少領正八位下八嶋「家長」 擬主政從七位上巫部連「広次」

国判立券參通〈一通留国 一通置郡／一通今□□料〉

延暦八年二月四日正六位上行大目土師宿祢

從五位下行介高倉朝臣「殿嗣」 從五位下行少掾平羣朝臣「国人」

（紙面に「大和国印」二九顆アリ）

※ 長岡京遷都後の史料であるため、右京六条三坊戸主や右京五条一坊戸主などは、平城京における居住実態を反映していない可能性が高い。しかし、京戸は平城京の京戸をそのまま引き継いでいるとみられるから、平城京時代における京戸の実態を示す史料と考えると差し支えなからう。同じ小治田姓の比売比・於比売の居住が知ら

れるのも偶然ではなからう（天平十四年十一月十四日優婆夷貢進解。一四二）。

但し。ここで売買されている土地自体は大和国添上郡春日郷にあり、平城京左京東郊の京外に相当する（北に隣接して口分田が所在していることも元々京外だったことを示すといえよう）。したがって、当該地に隣接する土地の所有者の稲城王や大春日難波麻呂らが、右京の住人であるとは限らない。

延暦八年（七八九）

五四〇 二月四日 兵部大輔・左京大夫藤原雄友に播磨守を兼任させる。

〔続日本紀〕延暦八年二月丁丑（四日）条

以_レ從五位下大原真人美氣_レ為_レ尾張守_レ。（中略）兵部大輔**左京大夫**從四位下藤原朝臣雄友為_レ兼播磨守_レ。左衛士督如_レ故。（以下略）

五四一 二月十日 弓削塩麻呂を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦八年二月癸未（十日）条

以_レ從五位下橘朝臣安麻呂_レ為_レ中務少輔_レ。内藥正侍医從五位上葉栗臣翼為_レ兼内蔵助_レ。從五位上弓削宿祢塩麻呂為_レ**左京亮**。

※ 右京亮とする写本が多いが、宝龜五年九月にも右京亮に任じられており、またこの日内蔵助を兼任することになった羽栗翼が前任の左京亮とみられることから、左京亮が正しいと考えられる。

五四二 三月十六日 藤原菅継を左京大夫に任じる。

〔続日本紀〕延暦八年三月戊午（十六日）条

以_レ從四位下大中臣朝臣諸魚_レ為_レ神祇伯_レ。式部大輔左兵衛督近江守如_レ故。（中略）從四位下藤原朝臣菅継為_レ**左京大夫**。（以下略）

五四三 五月十五日 国司が使者として入京し返抄を受け取らずに帰国した場合、使者のみでなく四等官以上の在国国司の公廩を奪い、共同責任を果たさせることとする。

〔続日本紀〕延暦八年五月丙辰（十五日）条

先_レ是、諸国司等、奉_レ使入_レ京、無_レ返抄_レ歸_レ任者、不_レ預_レ釐務_レ、奪_レ其公廩_レ。而在国之司、偏執_レ此格_レ、曾不_レ催領_レ、專煩_レ使人_レ。於_レ是、始制。如_レ此之類、不_レ問_レ入京与_レ在国_レ、奪_レ目已上之料_レ。但遥附_レ便使_レ、不_レ在_レ奪限_レ。

※ 宝龜十年八月、延暦六年七月の制を受けた処置。後に罰則よりも補填に重きが置かれるようになる。

五四四 十二月二十九日 大納言藤原継繩・右京大夫藤原菅継らを御葬司に任じるなど、皇太后高野新笠の御装束司を定める。また、長岡京の左右京、五畿内・近江・丹波などの諸国の役夫を徴発する。

〔続日本紀〕延暦八年十二月丙申（二十九日）条

以_二大納言_一從二位藤原朝臣繼繩・參議彈正尹正四位上神王・備前守正五位上当麻王・散位從五位上氣多王・内礼正從五位下広上王・參議左大弁正四位下紀朝臣古佐美・宮内卿從四位下石上朝臣家成・**右京大夫**從四位下藤原朝臣菅繼・右中弁正五位下文室真人与企・治部大輔從五位上藤原朝臣黒麻呂・散位從五位上桑原公足床・出雲守從五位下紀朝臣兄原・雅樂助外從五位下息長真人浄繼・大炊助外從五位中臣栗原連子公、六位已下官九人_一為_二御葬司_一。中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂、參議治部卿正四位下耆志濃王、阿波守從五位上小倉王、散位從五位下大庭王・正五位下藤原朝臣真友、因幡守從五位上文室真人忍坂麻呂、但馬介從五位上文室真人久賀麻呂、左少弁從五位上阿倍朝臣弟当、彈正弼從五位下文室真人八嶋、六位已下官十四人、為_二山作司_一。信濃介從五位下多治比真人賀智、安藝介外從五位下林連浦海、六位已下官八人、為_二養民司_一。左衛士佐從五位下巨勢朝臣嶋人、丹波介從五位下丹比宿祢真浄、六位已下官三人、為_二作路司_一。差_一發**左右京、五畿内、近江・丹波等国役夫**。 (以下略)

延暦九年（七九〇）

五四五 三月四日 百濟王俊哲の罪を赦し、長岡京への入京を認める。

〔続日本紀〕延暦九年三月庚子（四日）条

（前略）日向権介正五位上勲四等百濟王俊哲免_二其罪_一令_レ入_レ京。

※ 長岡京の記事であるが、便宜掲げる。百濟王俊哲は、延暦六年潤五月に日向権介に左遷されている（『続日本紀』同月丁巳条）。

五四六 三月二十六日 左京大夫藤原菅嗣に陰陽頭を兼任させる。また、巨勢人公を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦九年三月壬戌（二十六日）条

以_二正五位上百濟王仁貞_一為_二左中弁_一。（中略）**左京大夫**從四位下藤原朝臣菅嗣為_二兼陰陽頭_一。（中略）從五位下巨勢朝臣人公為_二左京亮_一。（以下略）

五四七 閏三月十日 皇后藤原乙牟漏の不予により、長岡京と五畿内の高齢者などに賑給を実施する。

〔続日本紀〕延暦九年閏三月丙子（十日）条

有_レ勅、度_二二百人_一出家。又**左右京五畿内高年・鰥寡・孤獨・疹疾、不_レ能_二自存_一者**、普加_二賑恤_一。並為_二皇后不予_一也。是日皇后崩。

※ 長岡京の記事であるが、便宜掲げる。

五四八 閏三月十一日 皇后藤原乙牟漏の葬送にあたり、長岡京の左右京と五畿内・近江・丹波国の役夫を徴発する。

〔続日本紀〕延暦九年閏三月丁丑（十一日）条

（前略）以_二從二位藤原朝臣繼繩、正四位上神王、從四位下当麻王、從五位上氣多王、從五位下広上王、正四位上紀朝臣古佐美、從四位下石上朝臣家成・藤原朝臣雄友・藤原

朝臣内麻呂、正五位下文室真人那保企、從五位上藤原朝臣黒麻呂・桑原公足床・阿倍朝臣広津麿、外從五位下高篠連広浪・中臣栗原連子公為御葬司。六位已下官八人。正三位藤原朝臣小黒麿、正四位下壺志濃王、從五位下大庭王、從四位下藤原朝臣菅繼・文室真人高嶋、正五位下文室真人八多麻呂・藤原朝臣真友、從五位下文室真人八嶋・藤原朝臣真鷲為山作司。六位已下官十二人。從五位下多治比真人賀智、外從五位下林連浦海為養民司。六位已下官五人。從五位下巨勢朝臣嶋人・丹比宿祢真淨為作路司。六位已下官三人。差發左右京、五畿内、近江・丹波等国役夫。令下京畿・七道自今月十八日始、素服舉哀上。以晦日為限焉。

※ 長岡京の記事であるが、便宜掲げる。

五四九 七月二十一日 故左京大夫坂上莉田麻呂の娘の坂上又子が死去する。

〔続日本紀〕延暦九年七月乙酉（二十一日）条

正五位上坂上大宿祢又子卒。故左京大夫從三位莉田麻呂之女也。天皇之在儲宮也、以選入、生高津内親王。

五五〇 九月三日 皇太子安殿親王の病氣平癒を祈るため、京内の七寺で經典読誦を行う。

〔続日本紀〕延暦九年九月丙寅（三日）条

於京下七寺誦經。為皇太子寢膳乖適也。

※ 京下は、長岡京内を指すのであろう。

五五一 九月十三日 旱魃による不作と疫病・飢饉のため、長岡京の左右京、及び五畿内諸国の田租を免除する。

〔続日本紀〕延暦九年九月丙子（十三日）条

詔曰、朕以寡昧、忝馭寰区。旰食宵衣、情存撫育、而至和靡屈、炎旱為災、田疇不脩、農畝多廢。雖豐・儉有時、而責深在予。今聞、京畿失稔、甚於外国。兼苦疾疫・飢饉者衆。宜下免左右京及五畿内今年田租以息窮弊。神之租、亦宜准此焉。

※ 長岡京の記事であるが、便宜掲げる。

五五二 十月二十一日 長岡京の左右京と五畿内七道諸国に対し、軍役を免れた各階層の財力に余裕のある者に自発的に甲を造らせることとする。

〔続日本紀〕延暦九年十月癸丑（二十一日）条

癸丑、太政官奏言、蝦夷于紀久逋王誅、大軍奮擊、余孽未絶。当今坂東之國、久疲戎場、強壯者、以筋力供軍、貧弱者、以轉餉赴役。而富饒之輩、頗免此苦、前後之戰、未見其勞。又諸國百姓、元離軍役、徵發之時、一无所預。計其勞逸、不可同日。普天之下、同曰皇民。至於舉事、何無俱勞。請、仰左右京・五畿内・七道諸国司等、不論土人・浪人及王臣佃使、檢下録財堪造甲者上、副其所蓄物數及郷里・姓名、限今年内、令以申訖。又應造之數、各令親申。臣等、職參枢要、不能默爾。敢陳愚管、以煩天聽。奏可之。

※ 長岡京の記事であるが、便宜掲げる。

五五三 延暦九年 この年の秋から冬にかけて、長岡京と畿内諸国を中心とする三〇歳以下の人々に、天然痘が流行する。

〔続日本紀〕延暦九年是年条

是年秋冬、**京畿男女年卅已下者**、悉発豌豆瘡、〈俗云=裳瘡=。〉臥_レ疾者多。其甚者死。天下諸国往往而在。

延暦十年（七九一）

五五四 正月二十八日 御方広名を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦十年正月己丑（二十八日）条

以_レ從五位下大庭王_レ為_レ侍從_レ。（中略）從五位下御方宿祢広名為_レ**右京亮**。（以下略）

五五五 二月十四日 路豊長を左京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦十年二月甲辰（十四日）条

（前略）以_レ從五位上中臣朝臣鷹主_レ為_レ神祇大副_レ。（中略）從五位下路真人豊長為_レ**左京亮**。（以下略）

五五六 三月二十六日 長岡京と畿内七道諸国に甲を造らせる。

〔続日本紀〕延暦十年三月丙戌（二十六日）条

仰_レ**京畿七道国郡司**造_レ甲、其数各有_レ差。

※ 延暦九年十月の太政官奏言による発議を受けるもので、右大臣以下五位以上に負担させた（延暦十年三月丁丑（十七日）条）に続くもの。

五五七 五月二十日 右京大夫藤原菅継が死去する。

〔続日本紀〕延暦十年五月己卯（二十日）条

右京大夫從四位下藤原朝臣菅継卒。

五五八 七月四日 右大弁石川真守に右京大夫を兼任させる

〔続日本紀〕延暦十年七月癸亥（四日）条

以_レ從五位下藤原朝臣葛野麻呂_レ為_レ少納言_レ。（中略）右大弁從四位上石川朝臣真守為_レ兼**右京大夫**。（以下略）

五五九 七月二十九日 安都長人を右京亮に任じる。

〔続日本紀〕延暦十年七月戊子（二十九日）条

外從五位下安都宿祢長人為_レ**右京亮**。（以下略）

延暦二十三年（八〇四）

五六〇 六月十日 多治比弟笠の平城京佐保河辺の地と東大寺の山城国相楽郡懈幡郷の地の交換について、僧綱が東大寺に対して手続きを促す。

〔東南院文書〕僧綱牒 第三櫃三九卷（『東大寺文書』二、三七七一—三七八）

〔僧カ〕

□綱 牒東大寺別当三綱

□与相換地事

多治比真人弟笠家地一町〈在平城京佐〈保〉河辺〉

東大寺地一町〈在山城国相楽郡懈幡郷〉

牒、治部少丞多治比真人弟笠状云、件

地可相換状、先日専対彼寺別当陳

誂已畢。今望、綱驗陳於彼寺必欲相

換者。今量所請各得便宜不可付牒。

寺宜承知早与処分。今以状故牒。

延暦廿三年六月十日従儀師「岡豊」

律師「勝虞」

威儀師「忠智」

律師「恵雲」

威儀師「光厚」

律師「如宝」

威儀師「聞珠」

（文字面に「僧綱之印」二三顆アリ）

※ 平城京内の条坊は不詳だが、兵部少丞多治比弟笠が、平城京内の佐保川の辺に宅地をもっていたことがわかるので、便宜掲げる。

この文書は、現在次の文書の前に貼り継がれており、「**二条五坊地券**〈綱牒 相換記〈「延暦廿三年」〉〉という標題をもつ。『大日本古文書』は「仁平年間整理ノ時、加ヘラレタルモノナルベシ」とするが、「佐保河辺」の地も次の文書にみえるのと同じ**左京二条五坊**にあった（但し、厳密に言えば、町の記載を欠くが）と認識されていたことがわかる。

五六一 六月二十日 平城京左京二条五坊七町の紀勝長の家地と、山城国相楽郡懈幡郷の東大寺の地の交換について、立券手続きが行われる。

〔東南院文書〕相換地記 第三櫃三九卷（『東大寺文書』二、三七八一—三八二）

相換地記（以下一五行の文字面に「東大寺印」二三顆アリ）

地式町伯式拾捌歩〈熟地七段／常荒地一町三段百廿八歩〉

右造東大寺地在山城九于相楽郡懈

幡郷

家地壹町貳段伯式拾肆歩 五丈草葺屋壹間

右**従三位紀朝臣勝長家**在平城**左京二条五坊七町**

以前地家各有便宜。仍相換如件。

上座満位僧「寿堅」 延暦廿三年六月廿日

寺主法師位〈暇〉

都維那住位僧「伍浄」

知事大法師位「実忠」

知事法師位「道応」
 知事法師位「安禎」
 知事満位僧「薬上」
 知事住位僧「肆現」
 別当大法師位「修哲」
 参議従三位行左兵衛督兼造東寺長官紀朝臣「勝長」
 僧綱依請（以下五行の文字面に「僧綱之印」八顆アリ）
 律師伝灯大法師位「勝虞」 威儀師伝灯法師位「慈皓」
 律師伝灯大法師位 威儀師修行法師位「光厚」
 律師伝灯大法師位「如宝」 権威儀師伝灯法師位「聞珠」
 勅旨梨原庄
 勘検家地不入応開田之限
 檢校鑄錢長官従五位下田口朝臣「息継」
 大和国司（以下六行の文字面に「大和国印」八顆アリ）
 覆検知実
 参議正四位下行春宮大夫兼近衛中将式部大輔守藤原朝臣 正六位下行大掾安倍朝臣「諸根」
 従五位下行介勲七等笠朝臣 正六位上行少掾采女朝臣
 大初位上守大目大枝朝臣「弥成」
 少初位下守少目勲七等大伴宿祿「真長」
 山城国司（以下六行の文字面に「山城国印」一二顆アリ）
 覆検知実
 参議右衛士督従四位下兼行守藤原朝臣 正六位上行掾紀朝臣「河守」
 外従五位下行介勲七等津宿祿「源」 正六位上行大目日下部宿祿
 従六位下行少目笠朝臣「長名」
 正八位上行権少目鳥部連
 二通（一通送家副図附使治部史生大石豊主／一通寺家留）
 「延暦廿三年春夏季帳相替状勘注付了」（この行と紙継目に印三顆アリ）
 「左京二条五坊七町開発七段余
 依東大寺地除帳既了
 知事一番書生日置奥山
 添上郡擬主帳評家貞
 大同四年六月六日
 造東大寺所使布師千尋
 判収 読申案主安曇年人
 知事「安禎」
 知事「真良」
 知事「慈冠」
 知事「光荣」
 修理別当「実忠」
 別当「修哲」

※ 紀勝長は七五四年（天平勝宝六）生まれ。長岡京遷都時には三十一歳だが、父船守も健在だったので（没年は七九二年（延暦十一））、当該地は父没後に勝長が継承した可能性がある。そのため勝長が左京二条五坊の住人だった確証は必ずしもないが、紀氏が当該坊に本貫を有していた可能性は高いので、勝長を当該地の住人とみておくこととする。

この文書（全四紙。但し、最終紙が原文書のものかどうかは写真では不詳）は現在、前文書（同年六月十日付僧綱牒。五六〇）と貼り継がれており、継目裏には裏書「三枚八月四日封哲」を記した上で、「東寺司印」を斜めに捺している（第一紙と第二紙の間には三顆、第二紙と第三紙の間には二顆、第三紙と第四紙の間には三顆〈この部分の裏書の有無は写真がなく不詳。印の存在は表面の写真に左文字で裏移りしており明瞭〉）。これらの作業を施した「哲」は、別当大法師位修哲で、「三枚」とあるのは、前文書、及びこの文書を構成する延暦二十三年六月二十日付け相換地記録と大同四年六月六日の開発による除帳記載の三通を示すのであろう。したがって、「八月四日」は大同四年とみられる。

こうした状況や、日付の近接、それに東大寺側の交換地が山城国相楽郡蟬幡郷で共通することなどから考えると、前文書の佐保河辺の地と、この文書の左京二条五坊七町の地が関連する可能性は高い。同地には佐保川が東西に流れており、「佐保河辺」と呼ぶに相応しい。すなわち、両者を同一の地とみるのが最も自然と思われるが、そう考える場合の最大の課題は、前文書の地は兵部少丞多治比弟笠、この文書の地は参議従三位行左兵衛督兼造東寺長官紀勝長で、所有者が異なることである。十日間の間に所有者が交替したとみる、あるいは実際の所有者が異なっていたことがわかったというのも不自然なことであり、その点からいえば、同じ二条五坊内の西に接する二町、東に接する十町、さらには十五町などとみて、別の土地と考えるのがよいかも知れない。但し、その場合証拠文書として「佐保河辺」の地については僧綱牒、二条五坊七町の地については相換地記の地と、異なる方式が用いられたことになり、この点についての説明が必要になる。なお今後の検討を俟つべき課題である。

大同元年（八〇六）

五六二 十二月十日 右京三条一坊の上毛野弟魚子が右京九条一坊の陽侯広城に売却した京南の墾田について、立券手続きが行われる。

〔唐招提寺旧蔵田券写〕添下郡司解〔『平安遺文』一、二九。『唐招提寺史料第一』一〇

○) 宮内庁書陵部所蔵史料？

添下郡司解 申売買墾田立券文事

合墾田伍段陸拾歩〈在京南二条一村国里十七林田二百六十歩□／六十歩十九瓶田三段
三条一栗田里五埋田□□□〉

右、得**右京三条一坊戸主正七位下上毛野朝臣奥継戸口同姓弟魚子**解状僞、己墾田充価直錢拾壹貫文、常地与売**右京九条一坊戸主従七位下陽侯忌寸弟永戸口同姓広城**已畢。仍売

買兩人勅署名、立券文如件。以解。

「毀」
売人**上毛野朝臣弟魚子**
相売人**戸主内舎人正七位下上毛野朝臣奥繼**
買人**陽侯忌寸広城**

大同元年十二月十日擬主帳矢田造□

大領正八位下大和連「志貴麻呂」

擬少領大初位上刑部「国堅」（以上、紙面に「添下郡印」二五顆アリ）

「国判立券参通（一通留国 一通置郡／一通給今主）」

大同二年五月三日少初位下守目勲七等大伴宿祢「真長」

從五位下守守藤原朝臣

正六位下行大掾安倍朝臣

從五位下行介勲七等笠朝臣「庭麻呂」正六位下行少掾石川朝臣

從七位下行大目膳大伴「梶足」

（国判以下の紙面に「大和国印」八顆アリ）

※ 既に平安遷都から久しい時期であるが、墾田の所在地から考えて、平城京時代の京戸がそのまま古京に居住し続けているとみられる。したがって、売人・買人とも、平城京の京戸の資料として採録することができよう。

なお、墾田面積の欠失部分は、墾田総面積が五段六十歩であるから、割書右行末尾は「(坪付数字) 一段」、割書左行末尾は「一百歩」であろう。

弘仁七年（八一六）

五六三 十一月二十一日 左京五条一坊の雄豊王が、大和国添上郡春日郷の家地を、左京六条一坊の石川円足の平安京の家と交換する。

〔薬師院文書〕雄豊王家地相博替券文（『平安遺文』一、四二）

相替家立券文事

合壺区 地参段 墾田肆段壺伯歩

四至〈東限並城王家西道 南限公田／西限美濃女王家 北限公田〉

在大和国添上郡春日郷〈五上春日里五坪者〉

右家得**左京五条一坊戸主正五位上浅井王戸口正**

六位上小豊王辞状稱、以便宜**左京六条一坊戸主正**

六位上石川朝臣円足之京家相替既畢。望請、依

法欲券文立者。依申状刀祢等覆勘、所陳有

実。仍勅相替兩人署名上如件。以解。

弘仁七年十一月廿一日

「以貞觀十四年十二月十三日 相替正六位上内舎人「**雄豊**」王

与沽実行王。同

証正六位上 「真豊」王

十五年六月廿六日立国判。仍 正六位上 「広井」王

毀了」

郡判

大領外従八位上物部清水 主政无位道祖道麻^二
主帳丸部

(文字面に「添上郡印」四七顆アリ。また、貞観の追記も文字面に「大和国印」二顆アリ。)

※ 貞観十五年の追記は、弘仁七年に石川円足が雄豊王から交換により入手した大和国添上郡春日郷の家地を実行王に売却したこと（同じ薬師院文書にその際の立券文が残る）を受け、本文書を無効化する大和国の国判である。

長岡京遷都から三二年を経過した時点での史料であるため、雄豊王や石川円足自身が平城京の同坊の京戸だったどうかはわからないが、彼らの父祖が同坊の京戸だった可能性は高いとみられるため、収録することとする。

平城京居住者一覽(稿)

渡辺晃宏編

例言

一、本資料集は、平城京に居住したことが確認できる人々に関する史料を、居住地別に一覧できるように整理したものである。

一、一覧した項目は下記の通りである。

図録番号……平城京の居住者に関する従来の最もまとまった、かつわかりやすい成果である「位階による官人居住地の分布」「住所のわかる人物一覽」(奈良国立文化財研究所編・奈良市発行『なら平城京展'98』1998年、所収)における通し番号(1から116まで)。ここに見える116人が、これまでに明確になっている住所のわかる平城京の居住者ということになる。

ただし、そこには典拠となる史料が明示されているわけではない。本「平城京居住者一覽(稿)」は、典拠資料も含めて平城京の居住者を一覧できるようにすることを目的として編集した。

京・条・坊……居住地を示す。左京、右京、不詳(左京か右京か不明)の順に分けた上で、一条から九条まで、それぞれ一坊から四坊(七坊)に至る順に排列した。左京または右京ととのみわかり、居住条坊が不明のものは、左京(右京)所属不詳として、それぞれの末尾に一括して示した。また、条はわかるが坊が特定できないものは、各条の最初に掲げた。

系譜……計帳などにおける戸主との系譜関係のほか、戸主、戸口の別などを示した。

戸口名……居住者の氏名を、史料に記されたとおりに示す

年齢……典拠となる史料に記された年齢を示す。記されていない場合は、「不詳」とした。なお、その地における居住の事実のみを示すものについては、「一」とした場合もある。

年齢区分……計帳などに記された年齢区分を示す。

官職……典拠となる史料に官職などが記されている場合に示す。

位階……典拠となる史料に位階が記されている場合に示す。

備考……居住者に関する特記事項などを示す。

年月日……典拠となる史料の日付を示す。

所属……主として、正倉院文書における、所属・巻帙などを、正集9(正集第9巻)、続々修19-7(続々修第19帙7巻)の如く示す。東南院文書など史料群の名称、SD4750など木簡出土遺構を示した場合もある。なお、『続日本紀』などについては、ここに条文名を示した。

断簡番号……主として、正倉院文書における断簡番号を、東京大学史料編纂所『正倉院文書目録』によって示した。同書未刊行の場合でも、東京大学史料編纂所のデータベース「正倉院文書マルチ支援データベース」に断簡番号の記載がある場合はこれに従った。

大日古巻……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年(一から二五まで)の巻数を示す。

大日古頁……東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年(一から二五まで)の頁数を示す。

史料番号……本書所収『平城京史料集成(稿)』において当該史料を収録している網文番号(史料に枝番がある場合は枝番も)を示す。この表に掲載した人物の典拠史料は、全て『平城京史料集成(稿)』に収録したが、著名な人物の場合には、典拠史料は例示にとどめた場合がある。

通番……一覧表左端に、左京、右京、不詳(左京か右京か不明)ごとに居住者の通し番号を示した。同一人に複数の史料がある場合には一括りにし、一人に一つの番号を付すようにした。従って、現在本書所収の文献史料によって把握できる個人名のわかる平城京の居住者は、左京189人、右京335人、不詳4人である(但し、右京から左京への移住者2人は重複するので、実際には計526人)。平城京の人口は5万とも10万ともいわれるが、それに比べれば、多く見積もっても1%というごく微細な数字ということになる。

一、編集にあたっては、『平城京編年史料集成(稿)』と同様に、先行研究として奈良女子大学21世紀COEプログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点(代表 舘野和己氏)編『平城京史料集成(一)』(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.3、2005年)、同『平城京史料集成(二)』(同Vol.10、2007年)を随時参照させていた。末尾ながら、記して深甚の謝意を表す。

通番	通番番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
1	53	左京	一条	一坊	戸主	氷宿祢広万呂	不詳			従八位下
2		左京	一条	一坊	戸口	氷宿祢金弓	22		(優婆塞か)	
3	36	左京	一条・二条	二坊		藤原不比等	一			
4		左京	一条・二条	二坊		藤原光明子	一			
5	34	左京	一条	二坊	戸主	倭史真首名	不詳			
6		左京	一条	二坊	戸口	倭史人足	22			无位
7	35	左京	一条	二坊	戸主	丈部臣葛嶋	不詳		画師	少初位上
8		左京	一条	二坊	戸口	丈部臣浜主	17		里人	
9	33	左京	一条	二坊		坂本朝臣松麻呂	不詳		校生	
10	20	左京	一条	三坊	戸主	奈良日佐広公	43			
11	19	左京	一条	三坊	戸主	県犬養宿祢忍人	不詳			
12		左京	一条	三坊	戸口	県犬養宿祢大岡	17		(優婆塞)	
13	21	左京	一条	三坊	戸主	新田部真床	不詳			
14		左京	一条	三坊	戸口	石村部能(熊力)鷹	25		(春宮)坊舍人	無位
15	18	左京	一条	三坊	戸主	大原真人今城	不詳			正七位下
16		左京	二条	二坊		藤原麻呂	一			
17	3	左京	二条	五坊		紀朝臣勝長	不詳			従三位
18		左京	二条	六坊		日置広庭	不詳			
19	2	左京	二条	六坊		船木麻呂	不詳		(写経生)	
20		左京	二条	七坊		広上王	不詳			
21	54	左京	三条	一坊	戸主	山辺少孝子	不詳			
22	55	左京	三条	一坊	戸主	阿刀宿祢田主	不詳			大初位下
23		左京	三条	一坊		阿刀鮑女	45			
24		左京	三条	一坊		山辺針間女	57			
25	37	左京	三条	二坊		長屋王	一			
4		左京	三条	二坊		藤原光明子	一			
26	38	左京	三条	二坊	戸主	槻本連大食	不詳			従八位上
27		左京	三条	二坊	戸口	槻本連堅満侶	28		(優婆塞)	
28	22	左京	三条	三坊	戸主	日置造男成	不詳			
	22	左京	三条	三坊	戸主	日置造男成	不詳			
29		左京	三条	三坊	戸口	日置造養万呂	36			
		左京	三条	三坊	戸口	日置造養万呂	36			
30	5	左京	三条	四坊	戸主	小治田朝臣藤麻呂	不詳			
31	40	左京	四条	二坊	戸主	石上部君鷹養	不詳			
32		左京	四条	二坊	戸口	石上部君嶋君	欠		(優婆塞)	
33	41	左京	四条	二坊		市原王	不詳			正五位上
34	39	左京	四条	二坊		藤原仲麻呂	一			
35	23	左京	四条	三坊	戸主	秦人虫麻呂	不詳			
36		左京	四条	三坊	口	秦人乙麻呂	16		(優婆塞)	
37	24	左京	四条	三坊	戸主	小治田朝臣弟万呂	不詳			
38		左京	四条	三坊	戸口	小治田朝臣藤麻呂	不詳			
39	6	左京	四条	四坊		太朝臣安萬侶	不詳			
40	7	左京	四条	四坊	戸主	奈良日佐須万呂	不詳			従八位上
41		左京	四条	四坊	戸口	奈良日佐浄足	13		(優婆塞)	
42	8	左京	四条	四坊	戸主	丹波史東人	不詳			
43		左京	四条	四坊	戸口	丹波史年足	25		(優婆塞)	
44		左京	五条			刑部舍人造園麻呂	不詳		左京五条坊令	大初位下
45		左京	五条			中臣君足	不詳		左京五条坊監	
46	56	左京	五条	一坊	戸主	大俣連山守	不詳			
47		左京	五条	一坊	戸口	大俣連長綱	13			
48		左京	五条	一坊	戸主	浅井王				正五位上
49		左京	五条	一坊	戸口	雄(小)豊王			内舍人	正六位上
50	42	左京	五条	二坊	戸主	小野朝臣近江麻呂	不詳			正八位下
51		左京	五条	二坊	戸口	刑部望麻呂	51			
52		左京	五条	二坊	戸口	刑部氣麻呂	49			
53		左京	五条	二坊	戸口	刑部酒屋女	35			
54	26	左京	五条	三坊	戸主	村国連五百嶋	不詳			少初位上 勲十等
55	28	左京	五条	三坊	戸主	葛井連惠文	不詳			従八位下
56		左京	五条	三坊	戸口	村国連船人	10			
57	25	左京	五条	三坊	戸主	阿倍朝臣嶋麻呂	不詳			従五位上
58	9	左京	五条	四坊	戸主	鳥取連嶋麻呂	不詳			大初位下

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
左京一条一坊は平城宮内。何らかの記載の誤りか。	優婆塞貢進解カ	天平17年頃	続々修42-5	⑨	8	590	一七七
左京一条一坊は平城宮内。何らかの記載の誤りか。	優婆塞貢進解カ	天平17年頃	続々修42-5	⑨	8	590	一七七
	『続日本紀』	天平神護2年10月20日	天平神護二年十月壬寅(二十日)条				一〇
	『続日本紀』	天平17年5月11日	天平十七年五月戊辰(十一日)条				一六九
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
勞三年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	228	二五一
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	228	二五一
	藤原種嗣校生貢進啓	宝龜4年12月14日	続々修40-4	①(34)	22	371	四三六
伎佐麻呂従人	過所?	天平10年—天平12年	続修28	②	24	556	一二五
	優婆塞貢進文	天平14年11月15日	続々修27-3	③裏	8	138	一四四
	優婆塞貢進文	天平14年11月15日	続々修27-3	③裏	8	138	一四四
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
勞七年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
元、今城王	大原真人榦上奴婢売買券	天平20年10月21日	中村文書		3	126	一九九
	二条大路木簡	天平7、8年	SD5100 SD5300 SD5310	6AFFJD28	平城京3	4513	一〇〇
七町	相換地記	延暦23年6月20日	東南院文書	3櫃39巻			五六一
十六坪、畠	普光寺牒	神護景雲4年5月8日	薬師院文書		6	1	三九四
	船木麻呂月借錢解	宝龜6年9月27日	続々修40-4	②(5)裏	6	585	四四三
二坪	普光寺牒	神護景雲4年5月8日	薬師院文書		6	1	三九四
	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤従良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤従良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
	長屋王家木簡	和銅・靈龜年間	SD4750	6AFITB11	平城京1	156	九
	二条大路木簡	天平7、8年	SD5300	6AFFJD17	城24	13上(84)	五七b
	僧靈福優婆塞貢進文	天平14年11月23日	続修18	①	2	319	一四六
浄行八年	僧靈福優婆塞貢進文	天平14年11月23日	続修18	①	2	319	一四六
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	78	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
勞三年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	78	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
	小治田朝臣藤原麻呂解	天平20年11月19日	東南院文書	3櫃1巻	3	135	二〇二
	優婆塞貢進解	天平14年頃	続修別集二五	①(3)裏	2	316	一五〇
	優婆塞貢進解	天平14年頃	続修別集二五	①(3)裏	2	316	一五〇
	伊賀国司解	天平宝字2年11月28日	東南院文書	3櫃1巻	4	350	二六八
	『続日本紀』	宝龜8年9月18日	宝龜八年九月丙寅(十八日)条				二八五
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続修28	⑩	24	298	一七八
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続修28	⑩	24	298	一七八
左京三条四坊か	太政官符	天平20年10月27日	東大寺旧蔵文書		24	526	二〇〇
左京三条四坊か	太政官符	天平20年10月27日	東大寺旧蔵文書		24	526	二〇〇
	太朝臣安萬侶墓誌銘	養老7年12月15日					三七
	優婆塞貢進解	天平17年1月12日	丹裏古文書	47内包表	25	104	一六一
	優婆塞貢進解	天平17年1月12日	丹裏古文書	47内包表	25	104	一六一
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修34-1	③(1)	24	299	一七九
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修34-1	③(1)	24	299	一七九
	二条大路木簡	天平8年6月14日	SD5100	6AFIU027R2101	城22	10上(37)	九七
	二条大路木簡	天平8年6月14日	SD5100	6AFIU027R2101	城22	10上(37)	九七
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	雄豊王家地相博替券文	弘仁7年11月21日	薬師院文書				五六三
	雄豊王家地相博替券文	弘仁7年11月21日	薬師院文書				五六三
	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤従良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤従良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤従良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	甲可郡司解	天平勝宝3年7月27日	東寺文書	礼	3	513	二二四
	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	503	七四A

通番	通番番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
59		左京	五条	四坊	奴	金麻呂	15			
60		左京	五条	四坊	婢	小加美女	22			
61	10	左京	五条	四坊	戸主	丹破史東人	不詳			
62		左京	五条	四坊	戸口	丹破史橋女	不詳		(優婆夷)	
63	4	左京	五条	五坊	戸主	百齊連弟人	不詳			
64		左京	五条	五坊	戸口	百齊連弟麻呂	16		(優婆塞)	
65	1	左京	五条	七坊		石川宮衣	不詳		写經生	
66	58	左京	六条	一坊	戸主	小治田朝臣三立	不詳			
67		左京	六条	一坊	男	□〔小カ〕治田朝臣 〔臣カ〕□□〔麻カ〕 □	欠		(優婆塞)	
68	59	左京	六条	一坊	戸主	犬上朝臣真人	不詳			
69		左京	六条	一坊	戸口	犬上朝臣都可比女	不詳			
70		左京	六条	一坊	婢	弟女	不詳			
71		左京	六条	一坊	婢	秋女	不詳			
72		左京	六条	一坊		石川朝臣円足				正六位上
73	44	左京	六条	二坊		安拜常麻呂	不詳		左大舍人寮少属	大初位上
74		左京	六条	二坊	戸主	海犬甘連万呂	不詳			
		左京	六条	二坊	戸主	海犬甘万呂	不詳			
75	45	左京	六条	二坊	戸口	海犬甘連広足	38			
	45	左京	六条	二坊	戸口	海犬甘連広足	38			
76	46	左京	六条	二坊	戸主	後部高笠麻呂	不詳			正六位上
77		左京	六条	二坊	戸口	後部高君主	33			
78	43	左京	六条	二坊	戸主	間人宿祢鵜養	不詳			從七位上
	43	左京	六条	二坊	戸主	間人宿祢鵜養	不詳			從七位上
79		左京	六条	二坊	戸口	間人宿祢鷹養				正八位下
		左京	六条	二坊	戸口	間人宿祢鷹養				正八位下
80		左京	六条	三坊	戸口	葛井連皮麻呂	14			
81	11	左京	六条	四坊	戸主	草首広田	不詳			
82		左京	六条	四坊	戸口	草首大志麻呂	18			
83	27	左京	六条	五坊		檜磐嶋	不詳			
84		左京	七条			他田日奉部直神護	不詳		中宮舍人 下総国造	從八位下
85	60	左京	七条	一坊	戸主	池田朝臣夫子	不詳			
86		左京	七条	一坊	戸口	坂本君沙弥麻呂	13		(優婆塞)	
87	61	左京	七条	一坊		ム甲	不詳			外從五位下
88	47	左京	七条	二坊		丹比勇万呂	不詳			
89	48	左京	七条	二坊	戸主	息長丹生真人広長	不詳			
90	49	左京	七条	二坊		息長丹生真人常人	25		仏工未選?	
91	12	左京	七条	四坊	戸主	市君船守	不詳			
92		左京	七条	四坊	戸口	市君黒女	50			
93	62	左京	八条	一坊	戸主	山部宿祢安万呂	不詳			正六位下
94		左京	八条	一坊		山部宿祢針間万呂	35			
95	63	左京	八条	一坊		民伊美吉若麻呂	不詳			
96	63	左京	八条	一坊		財首三気女	不詳			
97	50	左京	八条	二坊		高史千嶋	不詳			
98	50	左京	八条	二坊		高史橘	不詳			
99	51	左京	八条	二坊		三尾浄麻呂 (三宅?)	不詳			
100	29	左京	八条	三坊	戸主	大宅首童子	不詳		(写經生)	從八位上
101		左京	八条	三坊	男	大宅首小麻呂	不詳		(写經生)	
102	14	左京	八条	四坊		直代東人	不詳			
103	15	左京	八条	四坊		他田舍人建足	不詳		(写經生)	
104	15	左京	八条	四坊		桑内連真公	不詳		(写經生)	
105	16	左京	八条	四坊		山部針間麻呂	不詳		(写經生)	
106	13	左京	八条	四坊		道守朝臣三虎	不詳			
107	64	左京	九条	一坊	戸主	布師首麻知麻呂	不詳			
108		左京	九条	一坊	戸口	布師首家守	16		(優婆塞)	
109	65	左京	九条	一坊	戸主	楊胡史乙益	28			
110	52	左京	九条	二坊		海使養女	不詳			
111	31	左京	九条	三坊		志斐連公麻呂	26		仏工未選	

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
天平三年割附。元右京某条某坊戸口	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	503	七四A
天平三年割附。元右京某条某坊戸口	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	503	七四A
	優婆夷貢進解	天平14年頃	続々修23-5	①(2)裏	8	135	一四九
浄行十五年	優婆夷貢進解	天平14年頃	続々修23-5	①(2)裏	8	135	一四九
	優婆夷貢進解	天平14年頃	続修28	⑫	2	317	一五二
	優婆夷貢進解	天平14年頃	続修28	⑫	2	317	一五二
質物家	石川宮衣月借錢解	宝亀3年2月21日	続々修40-1	①(20)	19	315	四一四
	優婆塞貢進解	天平14年11月15日	続修別集25	①(2)	2	315	一四五
	優婆塞貢進解	天平14年11月15日	続修別集25	①(2)	2	315	一四五
	左京職移	天平感宝元年6月10日	東南院文書	5櫃11巻	3	259	二〇六
	左京職移	天平感宝元年6月10日	東南院文書	5櫃11巻	3	259	二〇六
天平21年3月に東大寺に売却される	左京職移	天平感宝元年6月10日	東南院文書	5櫃11巻	3	259	二〇六
天平21年3月に東大寺に売却される	左京職移	天平感宝元年6月10日	東南院文書	5櫃11巻	3	259	二〇六
	雄豊王家地相博替券文	弘仁7年11月21日	薬師院文書				五六三
	安拝常麻呂解	天平7年閏11月5日	正集4	⑧(3)	2	634-635	八九
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	78	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
労三年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	78	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九
	越前国司公驗	天平宝字8年2月9日	東南院文書	3櫃14巻	5	477	三二四
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	615	三六〇
	越前国司公驗	天平宝字8年2月9日	東南院文書	3櫃14巻	5	477	三二四
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	615	三六〇
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四
	過所？	天平10年—天平12年	続修28	②	24	556	一二五
	過所？	天平10年—天平12年	続修28	②	24	556	一二五
左京六条三坊か	日本壺異記	神亀・天平年間	中24				二一六
	他田日奉部直神護解	天平20年	正集44	②	3	150	二〇三
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修26-5	⑤裏	24	300	一八〇
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修26-5	⑤裏	24	300	一八〇
	家屋資財請返解案	宝亀2年頃	唐招提寺文書		6	119	四一三
	経疏出納帳	天平勝宝3年3月5日	塵芥24	③裏	24	510	二二三
	十市郡司解	天平宝字5年11月27日	東南院文書	4櫃附録6	4	520	二九三
労七歳	造石山院所解(勞劇文案)	天平宝字6年8月27日	続修37	(2)	15	239	三一〇
	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
天平勝宝7歳10月25日放賤徒良	東大寺三綱牒	天平勝宝8歳8月22日	東大寺文書		4	81	二四六
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
労一年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
財首三気女と夫婦または兄弟姉妹	灌頂梵天神策経奥書	天平勝宝4年	続古経題跋				二二八
民伊美吉若麻呂と夫婦または兄弟姉妹	灌頂梵天神策経奥書	天平勝宝4年	続古経題跋				二二八
	大般若波羅蜜多経第五百八十一奥書	天平13年3月8日	大和文殊院		24	129	一二八
	大般若波羅蜜多経第五百八十一奥書	天平13年3月8日	大和文殊院		24	129	一二八
経師	大唐内典録巻第十奥書	天平勝宝7歳7月23日	根津美術館		25	195	二三六
十六分一	大宅童子月借錢解	宝亀5年2月10日	続修後集20	⑬	6	567	四三八
	大宅童子月借錢解	宝亀5年2月10日	続修後集20	⑬	6	567	四三八
装漢匠	大唐内典録巻第十奥書	天平勝宝7歳7月23日	根津美術館		25	195	二三六
地十六分の一 四	他田建足・桑内真公月借錢解	宝亀3年12月29日	続修23	⑤	6	427	四二四
地十六分の一 四	他田建足・桑内真公月借錢解	宝亀3年12月29日	続修23	⑤	6	427	四二四
卅二分之一	山部針間麻呂月借錢解	宝亀4年4月5日	続修24	②	6	510	四三二
	氏名欠貢進解	宝亀4年9月28日	続々修40-3	③(4)	22	215	四三五
元丹裏文書	優婆塞貢進解	天平年間	続々修46-9	④	25	166	二一五
元丹裏文書	優婆塞貢進解	天平年間	続々修46-9	④	25	166	二一五
能写書	氏名欠経師貢進解	宝亀4年頃	続々修26-5	⑧裏	22	40	四三七
	日本壺異記	天平宝字7年10月10日	中42				三二一
労六歳	造石山院所解(勞劇文案)	天平宝字6年8月27日	続修37	(2)	15	239	三一〇

通番	通番番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
112	30	左京	九条	三坊		占部忍男	不詳		(写経生)	
113	32	左京	九条	三坊		田部国守	不詳		(写経生)	
114	17	左京	九条	四坊	戸主	漆部連虫麻呂	不詳			従八位下
115		左京	九条	四坊	戸口	漆部連豊嶋	16		(優婆塞)	
116		左京	九条	四坊	戸口	大原真人櫛上	不詳			
117		左京	某条	二坊	戸主	佐伯宿祢成麻呂	不詳			
118		左京	某条	二坊	戸口	津守宿祢真常	12			
119		左京	所属不詳			二田造美知	34		(北宮帳内)	無位
120		左京	所属不詳			中臣部千稲				□初位上
121		左京	所属不詳			高田首久比麻呂				大初位下
122		左京	所属不詳			紀朝臣				無位
123		左京	所属不詳			漆部造君足				従七位下
124		左京	所属不詳			中臣宮処連東人				無位
125		左京	所属不詳			朱牟須壳				叙従五位下
126		左京	所属不詳			戸浄山				叙大初位上
127		左京	所属不詳			佐伯宿祢今蝦夷	31		造東大寺司次官	正六位上
128		左京	所属不詳		戸主	口恵	不詳			従八位口
129		左京	所属不詳			石上部君男嶋				正八位上
130		左京	所属不詳			秦稻守	不詳		画工司画部	
131		左京	所属不詳			惹原毛人	不詳		画工司画部	
132		左京	所属不詳			河内石嶋	s		画工司画部	
133		左京	所属不詳			広野王				
134		左京	所属不詳			中臣楫取				
135		左京	所属不詳			神門臣諸上	不詳		散位	従八位上
136		左京	所属不詳			粟田臣小浪麻呂	38			正八位下
137		左京	所属不詳			唐人石角麻呂	62			従八位上
138		左京	所属不詳			秦忌寸秋主	53			従八位上
139		左京	所属不詳			針間直斐太麻呂	41			従八位上
140		左京	所属不詳			大石能歌阿古麻呂	30			従八位上
141		左京	所属不詳			阿刀連乙麻呂	不詳		未選	
142		左京	所属不詳			荆国足	47		式部省留省	大初位下
143		左京	所属不詳			依羅連国堅	47		散位	大初位下
144		左京	所属不詳			尾張須受岐			散位	大初位下
145		左京	所属不詳			手人造石勝				従七位下
146		左京	所属不詳			石村村主石楯			外衛將監	従五位下
147		左京	所属不詳			大原真人魚福				
148		左京	所属不詳			丸部臣宗人			甲斐員外目	
149		左京	所属不詳			桑原連真嶋				従八位下
150		左京	所属不詳			春日蔵毘登常麻呂				従七位下
151		左京	所属不詳			中臣丸連張弓				正五位下
152		左京	所属不詳			桑内連乙虫女				従五位上
153		左京	所属不詳			老難乙麻呂				従八位上
154		左京	所属不詳			大伴大田連沙弥麻呂				正六位上
155		左京	所属不詳			上毛野坂本公男嶋				正六位上
156		左京	所属不詳			前部虫麻呂				従七位上
157		左京	所属不詳			荒木臣道麻呂				従八位上
158		左京	所属不詳			荒木臣忍国				無位
159		左京	所属不詳			粟田臣弟麻呂			散位	従八位上
160		左京	所属不詳			粟田臣種麻呂				少初位上
161		左京	所属不詳			粟田臣乎奈美麻呂				正七位上
162		左京	所属不詳			楊胡毘登人麻呂				外従五位下
163		左京	所属不詳			和安部臣男綱				従六位下
164		左京	所属不詳			御使連清足				正七位上
165		左京	所属不詳			御使連清成				
166		左京	所属不詳			御使連田公				
167		左京	所属不詳			神麻統連足麻呂				正六位上
168		左京	所属不詳			神麻統連子老				
169		左京	所属不詳			倭画師種麻呂				正六位上
170		左京	所属不詳			阿刀造子老				
171		左京	所属不詳			河原毘登堅魚				従八位下
167		左京	所属不詳			神麻統宿祢足麻呂				
172		左京	所属不詳			阿倍朝臣雄成				□六位上
173		左京	所属不詳			秦忌寸長野				従六位下
174		左京	所属不詳			蓋田養				少初位上
175		左京	所属不詳			田辺史広本				従七位上
176		左京	所属不詳			小塞連弓張				正六位上
177		左京	所属不詳			檜日佐河内				従六位下
178		左京	所属不詳			山村許智大足				正六位上
179		左京	所属不詳			多藝連国足				正八位下
180		左京	所属不詳			棕小長屋女				
181		左京	所属不詳			莫姓百足				従六位下
182		左京	所属不詳			斯藤行麿				従六位上

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号	
地十六分之四一	田部国守・占部忍男月借錢解	宝龜3年12月28日	続修23	④(1)	6	426	四二三	
地十六分之四一	田部国守・占部忍男月借錢解	宝龜3年12月28日	続修23	④(1)	6	426	四二三	
	大宅諸姉優婆塞貢進解	天平16年12月10日	丹裏古文書	127外包裏	25	164	一五九	
	大宅諸姉優婆塞貢進解	天平16年12月10日	丹裏古文書	127外包裏	25	164	一五九	
	大原真人櫛上奴婢売買券	天平20年10月21日	中村文書		3	126	一九九	
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四	
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四	
	長屋王家木簡	和銅6年頃	SD4750	6AFITB11	平城京1	400	二六b	
	長屋王家木簡	和銅・靈龜年間	SD4750	6AFITC11	平城京2	2669	二六f	
	『続日本紀』	靈龜元年8月28日	靈龜元年八月丁丑(二十八日)条					一九
	『続日本紀』	養老7年9月7日	養老七年十月癸卯(十一日)条					三六a・b
	『続日本紀』	天平元年2月10日	天平元年二月辛未(十日)条					五三
	『続日本紀』	天平元年2月10日	天平元年二月辛未(十日)条					五三
	『続日本紀』	天平勝宝元年5月11日	天平勝宝元年五月甲辰(十一日)条					二〇五
	『続日本紀』	天平勝宝元年5月11日	天平勝宝元年五月甲辰(十一日)条					二〇五
	造東大寺司解(職事等選文)	(天平勝宝元年10月1日)	丹裏文書	34内包裏	24	88	二〇七	
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	57内包表	25	92	二一四	
改姓上毛野坂本君	『続日本紀』	天平勝宝5年7月19日	天平勝宝5年七月戊午(十九日)条					二二九
	画工司移	天平宝字2年2月24日	続修16	⑤	4	259	二六一	
	画工司移	天平宝字2年2月24日	続修16	⑤	4	259	二六一	
	画工司移	天平宝字2年2月24日	続修16	⑤	4	259	二六一	
臣籍降下 賜姓池上真人	『続日本紀』	天平宝字2年12月15日	天平宝字二年十二月癸丑(十五日)条					二六九
	『続日本紀』	天平宝字3年7月16日	天平宝字三年七月庚辰(十六日)条					二七四
	校生装漢手実帳	天平宝字4年頃	続々修27-3	㊸	14	319	二八四	
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑩	15	133	二九四	
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑩	15	133	二九四	
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑩	15	133	二九四	
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑩	15	133	二九四	
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑩	15	133	二九四	
	造石山院所解(勞劇文案)	天平宝字6年8月27日	続修37	(1)	15	238	三一〇	
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	5	三三七	
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	5	三三七	
賜姓尾張益城宿禰	『続日本紀』	天平神護元年3月2日	天平神護元年三月癸巳(二日)条					三三八
賜姓雄儀連	『続日本紀』	天平神護元年4月12日	天平神護元年四月癸酉(十二日)条					三四〇
賜姓坂上忌寸	『続日本紀』	天平神護元年4月26日	天平神護元年四月丁亥(二十六日)条					三四二
賜姓波登理真人	『続日本紀』	天平神護元年6月6日	天平神護元年六月丙寅(六日)条					三四四
賜姓九部宿禰	『続日本紀』	天平神護元年7月14日	天平神護元年七月甲辰(十四日)条					三四七
改賜姓桑原公	『続日本紀』	天平神護2年2月29日	天平神護二年二月乙卯(二十九日)条					三五三
改賜姓春日朝臣	『続日本紀』	天平神護2年3月20日	天平神護二年三月乙亥(二十日)条					三五五
改賜姓中臣丸朝臣	『続日本紀』	天平神護2年3月30日	天平神護二年三月乙酉(三十日)条					三五六
改賜姓桑内朝臣	『続日本紀』	天平神護2年8月27日	天平神護二年八月庚戌(二十七日)条					三五八
改賜姓浄上連	『続日本紀』	天平神護2年10月5日	天平神護二年十月丁亥(五日)条					三五九
改賜姓大伴大田宿禰	『続日本紀』	神護景雲元年2月11日	神護景雲元年二月辛卯(十一日)条					三六二
改賜姓上毛野坂本朝臣	『続日本紀』	神護景雲元年3月6日	神護景雲元年三月乙卯(六日)条					三六三
改賜姓広籙連	『続日本紀』	神護景雲元年3月21日	神護景雲元年三月庚午(二十一日)条					三六五
	『続日本紀』	神護景雲元年5月20日	神護景雲元年五月戊辰(二十日)条					三六六
	『続日本紀』	神護景雲元年5月20日	神護景雲元年五月戊辰(二十日)条					三六六
改賜姓粟田朝臣	『続日本紀』	神護景雲元年6月21日	神護景雲元年六月己亥(二十一日)条					三六七
改賜姓粟田朝臣	『続日本紀』	神護景雲元年6月21日	神護景雲元年六月己亥(二十一日)条					三六七
改賜姓粟田朝臣	『続日本紀』	神護景雲元年6月21日	神護景雲元年六月己亥(二十一日)条					三六七
改賜姓楊胡忌寸	『続日本紀』	神護景雲2年3月9日	神護景雲二年三月癸丑(九日)条					三七三
改賜姓和安部朝臣	『続日本紀』	神護景雲2年閏6月5日	神護景雲二年閏六月丁未(五日)条					三七六
改賜姓御使朝臣	『続日本紀』	神護景雲2年9月25日	神護景雲二年九月乙未(二十五日)条					三八〇
改賜姓御使朝臣	『続日本紀』	神護景雲2年9月25日	神護景雲二年九月乙未(二十五日)条					三八〇
改賜姓御使朝臣	『続日本紀』	神護景雲2年9月25日	神護景雲二年九月乙未(二十五日)条					三八〇
改賜姓神麻統宿禰	『続日本紀』	神護景雲3年2月22日	神護景雲三年二月辛酉(二十二日)条					三八一
改賜姓神麻統宿禰	『続日本紀』	神護景雲3年2月22日	神護景雲三年二月辛酉(二十二日)条					三八一
改賜姓大岡忌寸	『続日本紀』	神護景雲3年5月27日	神護景雲三年五月甲午(二十七日)条					三八七
改賜姓阿刀宿禰	『続日本紀』	神護景雲3年7月17日	神護景雲三年七月壬午(十七日)条					三八九
改賜姓河原連	『続日本紀』	神護景雲3年9月22日	神護景雲三年九月丙戌(二十二日)条					三九一
復姓神麻統連	『続日本紀』	神護景雲3年11月16日	神護景雲三年十一月庚辰(十六日)条					三九三
	平城宮木簡	神護景雲年間一宝龜初年頃	SD4100	6AaicJ63	平城宮5	6517	四〇八	
改賜姓奈良忌寸	『続日本紀』	宝龜7年12月25日	宝龜七年十二月戊申(二十五日)条					四四九
改賜姓長丘連	『続日本紀』	宝龜7年12月27日	宝龜七年十二月庚戌(二十七日)条					四五〇
改賜姓上毛野公	『続日本紀』	宝龜8年正月5日	宝龜八年正月戊午(五日)条					四五一
改賜姓小塞宿禰	『続日本紀』	宝龜8年7月2日	宝龜八年七月辛亥(二日)条					四五五
改賜姓長岡忌寸	『続日本紀』	宝龜8年7月15日	宝龜八年七月甲子(十五日)条					四五六
改賜姓山村忌寸	『続日本紀』	宝龜8年7月15日	宝龜八年七月甲子(十五日)条					四五六
改賜姓物部多藝宿禰	『続日本紀』	宝龜8年11月8日	宝龜八年十一月丙辰(八日)条					四五七
多産	『続日本紀』	宝龜11年4月18日	宝龜十一年四月壬子(十八日)条					四七三
改賜姓清津連	『続日本紀』	宝龜11年5月11日	宝龜十一年五月甲戌(十一日)条					四七五
改賜姓清海連	『続日本紀』	宝龜11年5月11日	宝龜十一年五月甲戌(十一日)条					四七五

通番	親縁番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
183		左京	所属不詳			沈惟岳				從五位下
184		左京	所属不詳			善唐				正七位下
185		左京	所属不詳			善三野麻呂				從七位下
186		左京	所属不詳			和史国守				外從五位下
187		左京	所属不詳			金肆順			散位	從六位上
188		左京	所属不詳			丑山甘次猪養				從六位下
189		左京	所属不詳			維敬宗				正七位下

備考	史料名	年月日	所属	断简番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
賜姓清海宿祢	『続日本紀』	宝亀11年12月4日	宝亀十一年十二月甲午（四日）条				四七六
改賜姓吉永連	『続日本紀』	天応元年9月8日	天応元年九月癸亥（八日）条				四八五
改賜姓吉永造	『続日本紀』	天応元年9月8日	天応元年九月癸亥（八日）条				四八五
改賜姓和朝臣	『続日本紀』	延暦2年4月20日	延暦二年四月丙寅（二十日）条				四九八
改賜姓海原連	『続日本紀』	延暦2年7月18日	延暦二年七月癸巳（十八日）条				五〇二
改賜姓湯原造	『続日本紀』	延暦4年5月1日	延暦四年五月乙未朔（一日）条				五一七
改賜姓長井忌寸	『続日本紀』	延暦5年4月16日	延暦五年四月乙亥（十六日）条				五二六

通番	圖録番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
1	83	右京	一条	三坊	戸頭	曾祢連伊甘志	不詳			正五位上
2		右京	一条	三坊		曾祢造牛養	18		(優婆塞)	
3		右京	一条	四坊	戸主	国覺忌寸薩比登	不詳			
4		右京	三条			尾張連牛養			右京三条坊令	大初位下
		右京	三条			尾張連牛養			右京三条坊令	大初位下
		右京	三条			尾張連牛養			右京三条坊令	大初位下
		右京	三条			尾張連牛養			右京三条坊令	大初位下
		右京	三条			尾張連牛養			右京三条坊令	大初位下
5		右京	三条			文伊美吉牟良自	不詳		右京三条坊令	
6		右京	三条	一坊	戸主	上毛野朝臣奥繼	不詳		内舍人	正七位下
7		右京	三条	一坊	戸口	上毛野朝臣弟魚子	不詳			
8	74	右京	三条	二坊		小治田朝臣安萬侶	不詳			從四位下
9	84	右京	三条	三坊	戸主	於伊美吉子首	79			從六位上
10		右京	三条	三坊	嫡子	於伊美吉豊人	14	小子		
11		右京	三条	三坊	男	於伊美吉伊賀麻呂	47	正丁		
12		右京	三条	三坊	女	於伊美吉酒刀自壳	32	正女		
13		右京	三条	三坊	伊賀麻呂男	於伊美吉足次	16	小子		
14		右京	三条	三坊	男	於伊美吉石次	11	小子		
15		右京	三条	三坊	男	於伊美吉馬養	8	小子		
16		右京	三条	三坊	女	於伊美吉古阿麻壳	29	少女		
17		右京	三条	三坊	寄口	市往刀自壳	43	正女		
18		右京	三条	三坊	弟	市往伊毛壳	32	正女		
19		右京	三条	三坊	戸主奴	大伴	63			
20		右京	三条	三坊	奴	尼麻呂	61			
21		右京	三条	三坊	奴	黒栖	8			
22		右京	三条	三坊	奴	小黒栖	7			
23		右京	三条	三坊	婢	乎壳年	73			
24	85	右京	三条	三坊	戸主	出庭徳麻呂	56	正丁		
25	86	右京	三条	三坊	戸主	物部連族五百	不詳			
26	87	右京	三条	三坊	戸主	次田連福德	30	正丁	左兵衛	
27		右京	三条	三坊	女	物部連族刀自女	14	小女		
28		右京	三条	三坊	女	物部連族小刀自女	7	小女		
29		右京	三条	三坊	女	物部連族秋田女	4	小女		
30		右京	三条	三坊	女	物部連族秋徳女	2	緑女		
31		右京	三条	三坊	戸主婢	菓女	32			
32		右京	三条	三坊	子嶋奴	古麻呂	24			
33		右京	三条	三坊	(子嶋)奴	赤人	36			
34		右京	三条	三坊		物部連族豊前	1	(緑兒)		
35		右京	三条	三坊	男	出庭人麻呂	15	小子		
36		右京	三条	三坊	男	出庭家足	7	小子		
37		右京	三条	三坊	女	出庭御比壳	30	正女		
38		右京	三条	三坊	女	出庭小黒女	25	正女		
39		右京	三条	三坊	女	出庭真黒女	29	少女		
40		右京	三条	三坊	弟	出庭小虫	48	正丁		
41		右京	三条	三坊	男	出庭君麻呂	16	小子		
42		右京	三条	三坊	男	出庭縹麻呂	11	小子		
43		右京	三条	三坊	女	出庭摘女	12	小女		
44		右京	三条	三坊	小虫姉	出庭刀自壳	51	正女		
45		右京	三条	三坊	女	紀朝臣虫女	34	正女		
46		右京	三条	三坊	妹	出庭家虫女	44	正女		
47		右京	三条	三坊	姑	出庭麻須壳	84	耆女		
48		右京	三条	三坊	母	出雲部子孫女	88			
49		右京	三条	三坊	母	広幡造広女	60	正女		
50		右京	三条	三坊	母	韓人智努女	60	正女		
51		右京	三条	三坊	男	秦小宅虫麻呂	8	小子		
52		右京	三条	三坊	女	秦小宅富女	8	小女		
53		右京	三条	三坊	弟	秦小宅石床	24	正丁		
54		右京	三条	三坊	妹	秦小宅逆女	32	正女		
55		右京	三条	三坊	妹	秦小宅大宅女	29	正女		
56		右京	三条	三坊	妹	秦小宅小宅女	28	正女		
57		右京	三条	三坊	妹	秦小宅真榔女	27	正女		
58		右京	三条	三坊	妹	秦小宅木葉	25	正女		
59		右京	三条	三坊	妹	秦小宅刀自女	19	少女		
60		右京	三条	三坊	女	鳥那刀自古壳	27	正女		
61		右京	三条	三坊	女	鳥那古乃壳	23	正女		
62		右京	三条	三坊	姪	鳥那広君	23	正丁		
63		右京	三条	三坊	姉	鳥那牛壳	26	正女		
64		右京	三条	三坊	姉	鳥那刀弥壳	28	正女		
65		右京	三条	三坊	余斯壳女	虫壳	24	正女		
66		右京	三条	三坊	奴	得麻呂	9			

通番	四條番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
67		右京	三条	三坊	婢	与佐壳	38			
68		右京	三条	三坊	婢	加富女	2			
69		右京	三条	三坊	婢	古比伎壳	34			
70		右京	三条	三坊	婢	阿尼壳	7			
71		右京	三条	三坊	婢	弟壳	3			
72	94	右京	三条	三坊		丈部浜足	不詳		(写経生)	
	94	右京	三条	三坊		丈部浜足	不詳		(写経生)	
73	88	右京	三条	三坊	戸主	秦小宅枚床	38	正丁		
74	89	右京	三条	三坊	戸主	三上部麻呂	不詳			
75	90	右京	三条	三坊	戸主	細川椋人五十君	不詳			
76	91	右京	三条	三坊	戸主	寺史足	不詳			
77		右京	三条	三坊	戸口	寺史妹麻呂	20		(優婆塞)	
78	92	右京	三条	三坊	戸主	三国真人穰乘	不詳			
79	93	右京	三条	三坊	男	三国真人国継	不詳			
80	106	右京	三条	四坊	戸主	箭集宿祢石依	不詳			
81	107	右京	三条	四坊	戸主	大宅岡田臣虫麻呂	不詳			
82		右京	三条	四坊	戸口	大宅岡田臣人上	10			
83	66	右京	四条	一坊	戸主	上毛野公奥麻呂	不詳			従七位上
84		右京	四条	一坊	戸口	田辺来女	不詳			
85	108	右京	四条	四坊	戸主	秦大藏連弥智	不詳			従六位下
86		右京	四条	四坊	庶子	秦大藏連喜達	27		(優婆塞)	
87		右京	四条	四坊	奴	足人	36			
	109	右京	四条	四坊	戸主	鞠智足人	不詳			
		右京	四条	四坊		足人	不詳			
		右京	四条	四坊	奴(戸主)	足人	44			
		右京	四条	四坊	奴	足人	44			
	右京	四条	四坊	奴戸主	鞠智足人	不詳				
88		右京	四条	四坊	奴	椋人	10			
		右京	四条	四坊	奴	椋人	18			
		右京	四条	四坊	奴	椋人	18			
89		右京	四条	四坊	奴	黒人	4			
		右京	四条	四坊	奴	黒人	12			
		右京	四条	四坊	奴	黒人	12			
90		右京	四条	四坊	奴	大名麻呂	11			
		右京	四条	四坊	奴	大名麻呂	11			

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
	右京計帳L断簡	天平5年	正集9	⑬	1	501	七三L
	右京計帳L断簡	天平5年	正集9	⑬	1	501	七三L
	右京計帳L断簡	天平5年	正集9	⑬	1	501	七三L
	右京計帳L断簡	天平5年	正集9	⑬	1	501	七三L
	右京計帳L断簡	天平5年	正集9	⑬	1	501	七三L
地十六分之半板屋二間 口分田三町（葛下郡）	大部浜足月借錢解	宝亀3年2月25日	続修21	②	6	274	四一五
地十六分之半板屋三間 口分田三町八段在葛下郡	大部浜足月借錢解	宝亀3年11月27日	続々修40-1	①(31)	19	297	四二二
	右京計帳C断簡	天平5年7月11日	正集9	④	1	488	七三C
	右京計帳D断簡	天平5年	正集9	⑤	1	489	七三D
「四坊戸主箭集宿 祢石依戸合費」の註記アリ	右京計帳E断簡	天平5年	正集9	⑥	1	490	七三E
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修11-2	(5)裏	24	301	一八一
	優婆塞貢進解	天平17年頃	続々修11-2	(5)裏	24	301	一八一
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	572	三六〇
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	572	三六〇
	右京計帳E断簡	天平5年	正集9	⑥	1	489	七三E
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包括紙紐表 +同外包括紙紐	25	92	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包括紙紐表 +同外包括紙紐	25	92	二一四
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	567, 574	三六〇
	越前国司解	天平神護2年10月21日	東南院文書	3櫃18巻	5	567, 574	三六〇
	大安寺僧菩提優婆塞貢進文	天平14年11月15日	続修別集47	③	2	314	一四三
	大安寺僧菩提優婆塞貢進文	天平14年11月15日	続修別集47	③	2	314	一四三
天平13年閏3月7日 に右京から除籍	右京職移	天平13年閏3月7日	東南院文書	5櫃7巻	2	281	一二九
奴足人と同一人カ	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	327	二〇九
鞠智足人と同一人	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	325	二〇九
大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤。元右京四条四坊即足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	325	二〇九
所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7巻	3	398	二一九
奴足人と同一人カ	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7巻	3	399, 401	二一九
天平13年閏3月7日 に右京から除籍	右京職移	天平13年閏3月7日	東南院文書	5櫃7巻	2	281	一二九
大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤。元右京四条四坊即足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	325	二〇九
所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7巻	3	398	二一九
天平13年閏3月7日 に右京から除籍	右京職移	天平13年閏3月7日	東南院文書	5櫃7巻	2	281	一二九
大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤。元右京四条四坊即足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	325	二〇九
所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7巻	3	398	二一九
天平13年閏3月7日 に右京から除籍	右京職移	天平13年閏3月7日	東南院文書	5櫃7巻	2	281	一二九
大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤。元右京四条四坊即足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8巻	3	325	二〇九

通番	四條番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
		右京	四条	四坊	奴	大名麻呂	11			
		右京	四条	四坊	婢	久理夜壳	6			
91		右京	四条	四坊	奴〔婢〕	久理夜壳	14			
		右京	四条	四坊	婢	久理夜女	14			
92		右京	四条	四坊	婢	辛刀自壳	35			
		右京	四条	四坊	婢	辛刀自女	35			
93		右京	四条	四坊	婢	婢加良閑壳	35			
		右京	四条	四坊	婢	婢加良閑女	35			
94		右京	四条	四坊	婢	狛刀自壳	33			
		右京	四条	四坊	婢	狛刀自女	33			
95		右京	四条	四坊	婢	黒刀自壳	21			
		右京	四条	四坊	婢	黒刀自女	21			
96		右京	四条	四坊	奴	鎰取	8			
		右京	四条	四坊	奴	鎰取	8			
97	67	右京	五条	一坊	戸主	小治田朝臣比壳比	不詳			
98		右京	五条	一坊	戸口	小治田朝臣於比壳	40		(優婆夷)	
99	57	右京	五条	一坊	戸主	小治田朝臣豊人	不詳			正六位上
100		右京	五条	一坊	戸口	小治田朝臣福麻呂	不詳			
101	77	右京	五条	二坊		新田部親王	一			
102	75	右京	五条	二坊	戸主	岡連泉麻呂	不詳			正六位上
103		右京	五条	二坊	戸口	桧前村主阿古麻呂	10			
104	76	右京	五条	二坊	戸主	車持朝臣若足	不詳			正八位上
105		右京	五条	二坊	戸口	車持朝臣仲智	不詳			從五位下
106	95	右京	五条	三坊	戸主	岡屋君大津万呂	不詳			
107		右京	五条	三坊	戸口	岡屋君石足	27			
108	96	右京	六条	三坊	戸主	国百嶋	不詳			
109		右京	六条	三坊	戸口	呉金万呂	18			
110	97	右京	六条	三坊	戸主	赤染大岡	不詳			大初位下
111		右京	六条	三坊	戸口	赤染山守	14			
112	98	右京	六条	三坊	戸主	茨田連豊主	21		画師司未選	
113	99	右京	六条	三坊		某野麻呂	不詳			
114	100	右京	六条	三坊	戸主	尋来津首月足	不詳		散位寮散位	從七位上 勳八等
115	68	右京	七条	一坊	戸主	桜井田部宿祢足国	不詳			
116		右京	七条	一坊	戸口	桜井田部宿祢広足	22			
117	69	右京	七条	一坊		寸加比麻呂	不詳			
118	78	右京	七条	二坊		黄君満侶	不詳			
119		右京	七条	二坊	戸主	台忌寸千嶋	不詳			勳十二等
120		右京	七条	二坊	戸口	台忌寸千人	16		豎子	
121	79	右京	七条	二坊	戸主	笠新羅〈木〉臣吉麻呂	不詳			
122		右京	七条	二坊	戸口	笠新羅〈木〉臣山人	26			

備考	史料名	年月日	所属	断简番号	大日古卷	大日古頁	史料番号
所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	398	二一九
天平13年閏3月7日に右京から除籍	右京職移	天平13年閏3月7日	東南院文書	5櫃7卷	2	281	一二九
大倭国添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂戸賤。元右京四条四坊即足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	325	二〇九
所貫大倭国添上郡大宅郷戸主大宅可是麻呂戸賤	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	400	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
婢三嶋女之女右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	401	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
婢三嶋女之女右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	401	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
婢三嶋女之女右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	401	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
婢三嶋女之女右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	401	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
婢三嶋女之女右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	401	二一九
右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝元年11月3日	東南院文書	5櫃8卷	3	327	二〇九
足人之男右京四条四坊奴戸主鞠智足人戸口	大宅朝臣可是麻呂貢賤解	天平勝宝2年5月17日	東南院文書	5櫃7卷	3	399	二一九
	尼宝蔵優婆夷貢進解	天平14年11月14日	続々修23-5	③(1)	8	133	一四二
声書好	尼宝蔵優婆夷貢進解	天平14年11月14日	続々修23-5	③(1)	8	133	一四二
左京は誤り	大和国添上郡司解	延暦7年12月23日	薬師院文書				五三九
	大和国添上郡司解	延暦7年12月23日	薬師院文書				五三九
	『続日本紀』	天平宝字7年5月6日	天平宝字七年五月戊申(六日)条				八・三一九
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	十市郡司解	天平宝字5年11月27日	東南院文書	4櫃附録6	4	520	二九三
	十市郡司解	天平宝字5年11月27日	東南院文書	4櫃附録6	4	520	二九三
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
勞四年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
勞二年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	80	一九七a
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	227	二五一
	京北班田図	宝龜3年	西大寺本	四条一里十二坪			四二五
	大和国添上郡司解	延暦7年12月23日	薬師院文書				五三九
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	貢進仕丁歴名帳	天平年間	丹裏古文書	43内包表	25	93	二一四
	京北班田図	宝龜3年	西大寺本	四条六里十一坪			四二六
経師	大般若經奥書卷514、卷522、卷525	天平2年3月			寧楽遺文	下612	五九
	二条大路木簡	天平8年10月29日	SD5300	6AFFJD18R102	城24	6下(15)	一〇五
盜により罷免	二条大路木簡	天平8年10月29日	SD5300	6AFFJD18R102	4-6下(15)		一〇五
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九

通番	回線番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
123	101	右京	七条	三坊	戸主	次田連東万呂	不詳			正八位上
	101	右京	七条	三坊	戸主	次田連東万呂	不詳			正八位上
124		右京	七条	三坊	戸口	次田連麻佐毗	25			
		右京	七条	三坊	戸口	次田連麻佐毗	25			
125	102	右京	七条	三坊		ム甲の父母	不詳			
126	110	右京	七条	四坊	戸主	高麗人部祁宇利黒麻呂	不詳			
127		右京	七条	四坊	戸口	尾張倉人古弟麻呂	10			
128		右京	八条			上村主石弓			右京八条坊令	従七位下
129		右京	八条	一坊	妻	上村主刀自古	38	正女		少初位下
130		右京	八条	一坊	嫡子	八多朝臣牛養	17	少丁		
131		右京	八条	一坊	男	八多朝臣宅守	8	小子		
132		右京	八条	一坊	男	八多朝臣小鯛麻呂	8	小子		
133		右京	八条	一坊	男	八多朝臣足麻呂	7	小子		
134		右京	八条	一坊	男	八多朝臣宅主	3	緑子		
135		右京	八条	一坊	男	八多朝臣広主	3	緑子		
136		右京	八条	一坊	女	八多朝臣小主女	16	小女		
137		右京	八条	一坊	女	八多朝臣黒女	17	少女		
138		右京	八条	一坊	女	八多朝臣乙虫女	12	小女		
139		右京	八条	一坊	女	八多朝臣乙女	9	小女		
140		右京	八条	一坊	女	八多朝臣虫名女	6	小女		
141		右京	八条	一坊	女	八多朝臣広刀自女	2	緑女		
142		右京	八条	一坊	女	八多朝臣乙姉女	2	緑女		
143		右京	八条	一坊	妹	八多朝臣波多虫女	37	正女		
144		右京	八条	一坊	妹	八多朝臣東女	35	正女		
145		右京	八条	一坊	課戸	八多朝臣斯毘	23	正丁		
146		右京	八条	一坊	母	弥麻奈秋庭女	62	次女		
147		右京	八条	一坊	姉	八多朝臣稲庭女	44	正女		
148		右京	八条	一坊	姉	八多朝臣古刀自女	37	正女		
149		右京	八条	一坊	姉	八多朝臣虫名女	34	正女		
150		右京	八条	一坊	斯毘奴	勇麻呂	52			
151		右京	八条	一坊	課戸	八多朝臣白麻呂	73	耆老		
152		右京	八条	一坊	嫡子	八多朝(臣)大橋	37	正丁		
153		右京	八条	一坊	男	八多朝臣足勝	16	小子		
154		右京	八条	一坊	男	八多朝臣若足	15	小子		
155		右京	八条	一坊	女	八多朝臣浄浜女	31	正女		
156		右京	八条	一坊	女	八多朝臣虫名女	29	正女		
157		右京	八条	一坊	女	八多朝臣比女	20	小女		
158		右京	八条	一坊	女	八多朝臣古牟志女	8	小女		
159		右京	八条	一坊	女	八多朝臣田持女	16	小女		
160	70	右京	八条	一坊	戸主	秦常忌寸秋庭	34	正丁	図書寮装潢生	少初位上
161		右京	八条	一坊	祖母	太臣族結女	66	耆女		
162		右京	八条	一坊	母	忌部弥祁斯	50	正女		
163	71	右京	八条	一坊	戸主	国覺忌寸弟麻呂	34	正丁		
164		右京	八条	一坊	母	刀自女	53	正女		
165		右京	八条	一坊	男	国覺忌寸伊賀麻呂	2	緑子		
166		右京	八条	一坊	女	国覺忌寸玉虫女	14	小女		
167		右京	八条	一坊	女	国覺忌寸賀豆郎女	5	小女		
168		右京	八条	一坊	兄	国覺忌寸東人	35	正丁		
169		右京	八条	一坊	弟	国覺忌寸大人	26	正丁		
170		右京	八条	一坊	姉	国覺忌寸小虫	36	正女		
171		右京	八条	一坊	女	椋垣伊美吉都久壳	10	小女		
172		右京	八条	一坊	弟	椋垣伊美吉古得	55	癩		
173		右京	八条	一坊	妻	少子部連阿弥壳	53	正女		
174		右京	八条	一坊	女	椋垣伊美吉阿尼壳	24	正女		
175		右京	八条	一坊	女	椋垣伊美吉古阿尼壳	23	正女		
176		右京	八条	一坊	女	椋垣伊美吉小粳壳	22	少女		
177		右京	八条	一坊	女	椋垣伊美吉真粳壳	11	小女		
178		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉刀美壳	61	次女		
179		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉須美壳	45	正女		
180		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉乎波壳	42	正女		
181		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉麻佐壳	40	正女		
182		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉須美乃壳	39	正女		
183		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉牟志比壳	31	正女		
184		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉東壳	14	小女		
185		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉千足	19	少丁		
186		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉千嶋	14	小子		
187		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉広浜壳	56	正女		
188		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉大谷壳	54	正女		
189		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉刀自壳	31	正女		
190		右京	八条	一坊	姪女	椋垣伊美吉古刀自壳	31	正女		
191		右京	八条	一坊	姑	椋垣伊美吉御富壳	81	耆老		
192		右京	八条	一坊	女	粟田吉壳	46	正女		
193		右京	八条	一坊	甥	粟田臣族宿奈麻呂	20	少丁		
194		右京	八条	一坊	甥	粟田臣族三田麻呂	19	少丁		
195		右京	八条	一坊	宿奈麻呂男	粟田臣族太麻呂	4	小子		
196		右京	八条	一坊	男	粟田臣族沙弥	2	緑子		
197		右京	八条	一坊	女	粟田臣族三嶋壳	2	緑女		

通番	図録番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
198		右京	八条	一坊	寄口	嬪人宇太壳	71	耆女		
199		右京	八条	一坊		宇治連族古刀自壳	40	正女		
200		右京	八条	一坊		阿太肥人床持壳	39	正女		
201		右京	八条	一坊		高宮村主部大富壳	73	耆女		
202		右京	八条	一坊		三丈船麻呂	15	小子		
203		右京	八条	一坊		秦真墨	19	少丁		
204		右京	八条	一坊		穴太部大宅	83	耆老		
205		右京	八条	一坊		椋垣殿麻呂	9	小子		
206		右京	八条	一坊		椋垣小殿	6	小子		
207		右京	八条	一坊		椋垣佐加志	34	正丁		
208		右京	八条	一坊	男	男椋垣佐加麻呂	6	小子		
209		右京	八条	一坊		桧前部意富佐壳	75	耆女		
210		右京	八条	一坊		椋垣繩壳	53	正女		
211		右京	八条	一坊		椋垣庄壳	61	正女		
212		右京	八条	一坊		椋垣勇壳	45	正女		
213		右京	八条	一坊		桧前部壳斐壳	51	正女		
214		右京	八条	一坊	戸主奴	古麻呂	33			
215		右京	八条	一坊	奴	犬麻呂	31			
216		右京	八条	一坊	妹	椋垣伊美吉己里壳	31	正女		
217		右京	八条	一坊	嫡母	勝部造依羅壳	59	正女		
218		右京	八条	一坊	姪	椋垣伊美吉安志麻	31	次丁		
219		右京	八条	一坊	課戸	椋垣伊美吉意伎麻呂	41	正丁		
220		右京	八条	一坊	妻	椋垣伊美吉子姉壳	39	正女		
221		右京	八条	一坊	嫡子	椋垣伊美吉浄麻呂	19	少丁		
222	72	右京	八条	一坊	課戸	韓人田忌寸大国	60	正丁		大初位上
223	103	右京	八条	二坊	戸主	幡文広足	不詳			少初位上
224	80	右京	八条	二坊	戸主	田上史嶋成	31			
225		右京	八条	三坊	戸口	幡文広隅	21			
226	111	右京	八条	四坊	戸主	大原史足人	不詳			
227		右京	八条	四坊	戸口	大原史長額	46		(優婆塞)	
228	112	右京	八条	四坊	戸主	辛国連広山	19		画師司未選	
229	73	右京	九条	一坊	戸主	息長丹生真人川守	39		画師司未選	
230		右京	九条	一坊	戸主	陽侯忌寸弟永				従七位下
231		右京	九条	一坊	戸口	陽侯忌寸広城				
232	81	右京	九条	二坊	戸主	山下老	不詳			少初位上
	81	右京	九条	二坊	戸主	山下老	不詳			少初位上
233		右京	九条	二坊	戸口	山下造咋万呂	23			
		右京	九条	二坊	戸口	山下造咋万呂	23			
234	82	右京	九条	二坊		敢国定	不詳			
235	104	右京	九条	三坊	戸主	葛井連惠文	不詳			
236		右京	九条	三坊	男	葛井連広往	18		(優婆塞)	
237	105	右京	九条	三坊	戸主	文伊美吉広河(川)	不詳		中宮省舍人	
238		右京	九条	三坊	婢	阿古壳	28			
239	113	右京	九条	四坊	戸主	高向主寸人成	不詳			
240	114	右京	九条	四坊	戸主	息長丹生真人人主	不詳			
241	115	右京	九条	四坊	戸主	上(主)村牛甘	不詳			従七位下
242		右京	九条	四坊	戸口	息長丹生真人大甘	22		東大寺舍人未選	
243		右京	九条	四坊	戸口	上主村宮万呂	17		里人	
244	116	右京	九条	四坊	戸主	井守伊美吉広国	不詳			少初位下
245		右京	九条	四坊	戸口	井守伊美吉黒虫	欠損			
246		右京	所属不詳			高屋連家麻呂	50		陰陽寮	少初位下
247		右京	所属不詳			小治田朝臣五百足	35			従八位上
248		右京	所属不詳			王難波麻呂	42			無位
249		右京	所属不詳			井戸臣百嶋	29			無位
250		右京	所属不詳			支半千刀	不詳			
251		右京	所属不詳			素性仁斯	不詳			
252		右京	所属不詳			高金蔵	58		陰陽師	正七位下
253		右京	所属不詳			文忌寸広麻呂	50		陰陽師	従七位下
254		右京	所属不詳			鯨兄麻呂	43		陰陽博士	従六位下
255		右京	所属不詳			王中文	45		天文博士	従六位下
256		右京	所属不詳			池辺史大嶋	57		漏刻博士	正七位上
257		右京	所属不詳			守部連豊前	49		陰陽大属	大初位上
258		右京	所属不詳			大宅岡田臣未足	51		陰陽少属	大初位下
259		右京	所属不詳			路真人古於岐奈	38			
260		右京	所属不詳			氷宿祢刀弥女	32			
261		右京	所属不詳			路真人馬主	9			
262		右京	所属不詳			路真人真影女	2			
263		右京	所属不詳			咋田史真利女	32			
264		右京	所属不詳		奴	殿麻呂	45			

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	499	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
大宅侍人充	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳J断簡	天平5年	正集9	⑩	1	500	七三J
	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
御富侍人充	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
	右京計帳M断簡 (角田文衛氏旧蔵)	天平5年	所在不明		24	16	七三M
	右京計帳K断簡	天平5年	正集9	⑫	1	500	七三K
	仕丁送文	天平17年9月23日	丹裏古文書	34外包裏	25	87	一七三
能写書	氏名欠経師貢進解	宝龜4年頃	続々修26-5	⑧裏	22	40	四三七
	仕丁送文	天平17年9月23日	丹裏古文書	34外包裏	25	87	一七三
	優婆塞貢進解	天平14年12月9日	続々修23-5	②(5)裏	8	153	一四七
浄行十四年	優婆塞貢進解	天平14年12月9日	続々修23-5	②(5)裏	8	153	一四七
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	227	二五一
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	227	二五一
	添下郡司解	大同元年12月10日	唐招提寺旧蔵文書	平安遺文		29	五六二
	添下郡司解	大同元年12月10日	唐招提寺旧蔵文書	平安遺文		29	五六二
	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
勞三年	写書所解	天平20年4月25日	続修28	⑧	3	79	一九七a
	写書所解案		続々修24-6	⑤(2)	10	265	一九七b
	京北班田因	宝龜3年	西大寺本	四条六里十二坪			四二七
	氏名欠優婆塞貢進文	天平6年7月27日	続々修28-3	⑧裏	24	42	八〇
	氏名欠優婆塞貢進文	天平6年7月27日	続々修28-3	⑧裏	24	42	八〇
	文伊美吉広河貢賤解	天平勝宝元年10月11日	東南院文書	5櫃9巻	3		二〇八
同日付で東大寺に 売却される	文伊美吉広河貢賤解	天平勝宝元年10月11日	東南院文書	5櫃9巻	3	321	二〇八
	右京計帳B断簡	天平5年	正集9	③	1		七三B
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	483	二五一
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	228	二五一
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	228	二五一
	西南角領解	天平勝宝9歳4月7日	続修後集11	①裏	4	228	二五一
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九
	画師等歴名	天平宝字元年頃	続修後集11	②裏	13	220	二五九
	平城宮木簡	和銅・龜元年間	SD5780	6ALFEF56	城6	3下(11)	二六a
	長屋王家木簡	和銅6年頃	SD4750	6AFITB11	平城京1		二六c
	長屋王家木簡	長屋王家木簡	SD4750	6AFITB11	平城京1		二六d
	長屋王家木簡	長屋王家木簡	SD4750	6AFITF11	城21	28下(293)	二六e
	『続日本紀』	和銅6年6月19日	和銅六年六月辛亥(十九日)条				一四
多産	『続日本紀』	養老元年6月1日	養老元年六月己巳朔(一日)条				二五
	官人考試帳	養老2年以前	続々修19-11	①(4)裏	24	552	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続々修19-11	①(4)裏	24	552	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続々修19-11	①(4)裏	24	553	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続修28	⑦	24	553	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続修28	⑦	24	553	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続々修19-11	④裏	24	554	二八
	官人考試帳	養老2年以前	続々修19-11	④裏	24	554	二八
天平四年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平四年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平四年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平元年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
神龜五年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平三年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A

通番	圖録番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
265		右京	所属不詳		奴	蘆麻呂	46			
266		右京	所属不詳		奴	金麻呂	15			
267		右京	所属不詳		婢	小加美女	22			
268		右京	所属不詳		女	路真人加気女	8			
269		右京	所属不詳		女	路真人小加気女	56			
270		右京	所属不詳		姉	路真人於美奈女	56			
271		右京	所属不詳		姪	路真人首名	25			
272		右京	所属不詳		姪女	路真人我人女	10			
273		右京	所属不詳		婢	加美女	50			
274		右京	所属不詳		奴	小金麻呂	12			
275		右京	所属不詳		戸主	路真人井於	38	38		從七位下 勲十二等
276		右京	所属不詳		男	路真人諸男	15			
277		右京	所属不詳		男	路真人広成	9			
278		右京	所属不詳		女	路真人鑰取女	8			
279		右京	所属不詳		姉	路真人中刀自女	38			
280		右京	所属不詳		妹	路真人屋主女	35			
281		右京	所属不詳		姪	路真人倭麻呂	8			
282		右京	所属不詳		婢	雨間女	61			
283		右京	所属不詳		從母	大伴宿祢宿奈女	59			
284		右京	所属不詳		婢	麻己等女	58			
285		右京	所属不詳		婢	衣女	33			
286		右京	所属不詳		男	石麻呂	19			
287		右京	所属不詳			尾張王	不詳			
288		右京	所属不詳			上部乙麻呂	不詳			
289		右京	所属不詳		妻	上部大幸刀自	不詳			
290		右京	所属不詳			尾張王	不詳			
291		右京	所属不詳			(安部朝臣真道)	不詳		(造東大寺司判官)	(正八位上)
292		右京	所属不詳			秦祖父	29		仏工	无位
293		右京	所属不詳			道祖王	不詳			
294		右京	所属不詳			牛鹿足嶋	不詳		画工司画部	
295		右京	所属不詳			辛男床	不詳			
296		右京	所属不詳			高橋益占	52			正八位上
297		右京	所属不詳			佐自努公美豆太	58			從八位上
298		右京	所属不詳			若桜部朝臣梶取	50			從八位上
299		右京	所属不詳			伊香連田次麻呂	57			從八位下
300		右京	所属不詳			科野虫万呂	45		左大舍人	少初位下
301		右京	所属不詳			若倭部連国粹	49		式部省書生	從八位上
302		右京	所属不詳			丈部忌寸湊足	47		式部省書生	少初位上
303		右京	所属不詳			高市水取連老人	49		散位	從八位上
304		右京	所属不詳			鬼室石次	52		散位	從八位下
305		右京	所属不詳			張兄万呂	50		散位	少初位上
306		右京	所属不詳			息長連清繼	不詳		内匠寮史生	正八位上
307		右京	所属不詳			馬中成	不詳			正八位下
308		右京	所属不詳			馬毘登国人	不詳			外從五位下
309		右京	所属不詳			私真繩	不詳			從六位下
310		右京	所属不詳			桑原村主足床	不詳			外從五位下
311		右京	所属不詳			四比河守	不詳			正七位上
312		右京	所属不詳			科野石弓	不詳			從七位上

備考	史料名	年月日	所属	断簡番号	大日古巻	大日古頁	史料番号
天平三年死	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平三年割往左京 五条四坊戸主大初 位下鳥取連嶋麻呂 戸	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
天平三年割往左京 五条四坊戸主大初 位下鳥取連嶋麻呂 戸	右京戸口損益帳A断簡	天平5年	続々修19-7	⑦裏	1	502	七四A
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
折生即以（路真 人）牛養為戸主所 貫同坊	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	503	七四B
割来	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	504	七四B
割来	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	504	七四B
割来	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	504	七四B
割来	右京戸口損益帳B断簡	天平5年	続々修19-7	⑩裏	1	504	七四B
祥瑞	『続日本紀』	天平17年10月28日	天平十七年十月辛亥（二十八日）条				一七五
	『続日本紀』	天平18年1月28日	天平十八年正月庚辰（二十八日）条				一八二
多産	『続日本紀』	天平18年1月28日	天平十八年正月庚辰（二十八日）条				一八二
祥瑞	『続日本紀』	天平17年10月28日	天平十八年三月己未（七日）条				一八三
	造東大寺司解（職事等選文）	（天平勝宝元年10月1日）	丹裏古文書	43内包裏	24	101	二〇七
	造東大寺司解	天平勝宝7歳3月27日	続修別集47	⑦	4	50	二三五
	『続日本紀』	天平宝字元年7月2日	天平宝字元年七月戊申（二日）条				二五四
	画工司移	天平宝字2年2月24日	続修16	⑤	4	259	二六一
改賜姓広田連	『続日本紀』	天平宝字2年9月10日	天平宝字二年九月己卯（十日）条				二六四
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑪	15	133	二九四
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑪	15	133	二九四
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑪	15	133	二九四
	造東大寺司上日帳	天平宝字5年頃	続修28	⑪	15	134	二九四
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	4	三三七
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	4	三三七
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	4	三三七
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	5	三三七
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	5	三三七
	造東大寺司移式部省	天平神護元年2月	続修別集1	⑦	17	5	三三七
改賜姓息長真人	『続日本紀』	天平神護元年7月8日	天平神護元年七月戊戌（八日）条				三四六
改賜姓厚見連	『続日本紀』	天平神護元年9月18日	天平神護元年九月丁未（十八日）条				三五〇
改賜姓武生連	『続日本紀』	天平神護元年12月5日	天平神護元年十二月辛卯（五日）条				三五二
改賜姓会賀臣	『続日本紀』	天平神護2年2月27日	天平神護二年二月癸丑（二十七日）条				三五二
改賜姓桑原公	『続日本紀』	天平神護2年2月29日	天平神護二年二月乙卯（二十九日）条				三五三
改賜姓推野連	『続日本紀』	天平神護2年3月17日	天平神護二年三月壬申（十七日）条				三五四
改賜姓石橋連	『続日本紀』	天平神護2年3月17日	天平神護二年三月壬申（十七日）条				三五四

通番	圖録番号	京	条	坊	系譜	戸口名	年齢	年齢区分	官職	位階
313		右京	所属不詳			支母末吉足	不詳			大初位上
314		右京	所属不詳			清野造牛養	不詳			正七位下
315		右京	所属不詳			山田造吉継	不詳			正七位下
316		右京	所属不詳			山上臣船主	不詳			從五位上
317		右京	所属不詳			神麻統連広目	不詳			正六位上
318		右京	所属不詳			白鳥村主馬人	不詳			正八位下
319		右京	所属不詳			白鳥椋人広	不詳			
320		右京	所属不詳			神麻續宿祢広目女	不詳			
321		右京	所属不詳			白原三成	不詳			
322		右京	所属不詳			某持麻呂	不詳			
323		右京	所属不詳			赤染国持	不詳			從六位上
324		右京	所属不詳			莫姓真土麻呂	不詳			大初位下
325		右京	所属不詳			燕乙麻呂	不詳			從七位下
326		右京	所属不詳			韓男成	不詳			正八位上
327		右京	所属不詳			栗原勝子公	不詳			正六位上
328		右京	所属不詳			老礼比福麻呂	不詳			少初位下
329		右京	所属不詳			大石村主男足	不詳			從八位上
330		右京	所属不詳			佐伯部三国	不詳			外從五位下
331		右京	所属不詳			金五百依	不詳			正六位上
332		右京	所属不詳			昆解宿祢沙弥麻呂	不詳			從五位下
333		右京	所属不詳			土師宿祢淡海	不詳			
334		右京	所属不詳		姉	土師宿祢諸主	不詳			
335		右京	所属不詳			大友村主広道	不詳			正六位上
1		不詳	七条	三坊	戸頭	葛木茹人	不詳			
2		不詳	七条	三坊	戸口	葛木乙万呂	不詳			
3		不詳				敢朝臣梗万呂	不詳			
4		不詳				□□〔鹿賀カ〕史智麻呂	不詳			

備考	史料名	年月日	所属	断简番号	大日古卷	大日古頁	史料番号
改賜姓城篠連	『続日本紀』	天平神護2年3月17日	天平神護二年三月壬申（十七日）条				三五四
改賜姓清野連	『続日本紀』	天平神護2年12月27日	天平神護二年十二月戊申（二十七日）条				三六一
改賜姓山田連	『続日本紀』	神護景雲元年9月22日	神護景雲元年九月己巳（二十二日）条				三七一
改賜姓山上朝臣	『続日本紀』	神護景雲2年6月20日	神護景雲二年六月壬辰（二十日）条				三七五
改賜姓神麻統宿祢	『続日本紀』	神護景雲3年2月22日	神護景雲三年二月辛酉（二十二日）条				三八一
改賜姓白原連	『続日本紀』	神護景雲3年6月2日	神護景雲三年六月戊戌（二日）条				三八八
改賜姓白原連	『続日本紀』	神護景雲3年6月2日	神護景雲三年六月戊戌（二日）条				三八八
復姓神麻統連	『続日本紀』	神護景雲3年11月16日	神護景雲三年十一月庚辰（十六日）条				三九三
祥瑞	『続日本紀』	宝龜2年5月24日	宝龜二年五月己酉（二十四日）条				四一一
	京北班田図	宝龜3年		四条一里廿一坪			四二五
改賜姓常世連	『続日本紀』	宝龜8年4月14日	宝龜八年四月乙未（十四日）条				四五四
改賜姓清津造	『続日本紀』	宝龜11年5月11日	宝龜十一年五月甲戌（十一日）条				四七五
改賜姓御山造	『続日本紀』	宝龜11年5月11日	宝龜十一年五月甲戌（十一日）条				四七五
改賜姓広海造	『続日本紀』	宝龜11年5月11日	宝龜十一年五月甲戌（十一日）条				四七五
改賜姓中臣栗原連	『続日本紀』	天応元年7月16日	天応元年七月癸酉（十六日）条				四八四
改賜姓豊原連	『続日本紀』	延暦元年4月11日	延暦元年四月癸亥（十一日）条				四九一
改賜姓大山忌寸	『続日本紀』	延暦2年4月2日	延暦二年四月戊申（二日）条				四九六
改賜姓佐伯沼田連	『続日本紀』	延暦2年6月20日	延暦二年六月乙丑（二十日）条				五〇一
改賜姓海原造	『続日本紀』	延暦2年7月18日	延暦二年七月癸巳（十八日）条				五〇二
改賜姓鷹高宿祢	『続日本紀』	延暦4年5月4日	延暦四年五月戊戌（四日）条				五一八
改賜姓秋篠宿祢	『続日本紀』	延暦4年8月1日	延暦四年八月癸亥朔（一日）条				五二二
改賜姓秋篠宿祢	『続日本紀』	延暦4年8月1日	延暦四年八月癸亥朔（一日）条				五二二
改賜姓志賀忌寸	『続日本紀』	延暦6年7月17日	延暦六年七月戊辰（十七日）条				五三二
	二条大路木簡	天平7、8年頃	SD5300	6AFFJD29R1023	平城京3	5509	一〇八
	二条大路木簡	天平7、8年頃	SD5300	6AFFJD29	平城京3	5509	一〇八
京戸	柘殖郷長解	天平勝宝元年11月21日	東南院文書	3櫃1卷	3	334	二一一
□京	平城宮木簡	養老・神龜年間頃	SE14690	6AAIAS52	平城宮6	10751	六五

索引

『平城京編年史料集成(稿)』のうち、主にゴチック部分の語句の検索の便を図るために作成した、史料番号の索引である。

あ 行			
い 市人		——八条四坊	一四七、二五一
東西——	五二八	——九条	一二一 c
恭仁京——	一六八	——九条一坊	二五一、五六二
		——九条二坊	一九一、一九七 a、一九七 b、 四二七
		——九条三坊	八〇、二〇八
う 右京	二六 a、二六 c、二六 d、 二六 e、二八、二一四、二六一、 四二五 →左右京、 →両京	——九条四坊	七三 B、二五一、二五九 一三三
——一条三坊	一四八	右京 (恭仁京)	二一、二四、七三、七四、 七五、九一、九二、九三 b、 一〇三、一〇九、一一五、 (一一九)、一二〇、一二九、 一六三、一七四、二八〇 →左右京職
——三条	一〇二	右京職	六、一一三、一九五 a、 一九五 b、二三二、二五三、 二五六、二七三、三三三、 三七二、三七七、三九五、 三九六、四〇九、四一九、 四二〇、四四〇、四四四、 四四六、四五二、四八〇、 四八一、四九四、五二〇、 五二七、五三七、五四四、 五五七、五五八 →左右京大夫、左右京尹
——三条一坊	五六二	右京大夫	六四、七一、一一三、 一二二、一二九、一五二、 一八六、一九三、二三一、 二七三、三一五、三二三、 三六八、三八二、四一〇、 四二〇、四四〇、四四一、 四七九、四八六、五〇七、 五一三、五二一、五二三、 五三六、五五四、五五九
——三条二坊	五二		一七四、二六二
——三条三坊	七三 A、七三 G、七三 D、 七三 E、七三 C、七三 B、 七三 L、七三 F、一八一、 三六〇、四一五、四二二	右京少進	二六二
——三条四坊	七三 E、二一四	右京大属	一〇三、一二九、一七四
——四条	一二一 a		
——四条一坊	三六〇		
——四条四坊	一四三、二〇九、二一九		
——五条	一二一 b		
——五条一坊	一四二、五三九		
——五条二坊	二一四、二九三		
——五条二坊九・ 十・十五・十六坪	八、三一九		
——五条三坊	一九七 a		
——六条三坊	一九七 a、二一四、二五一、 四二五、五三九		
——七条一坊	二一四、四二六		
——七条二坊	六〇、一〇五、二五九		
——七条三坊	一九七 a、一九七 b、四一三		
——七条四坊	二一三		
——八条	一二一 b		
——八条一坊	七三 H、七三 M、七三 J、 七三 K、七三 I		
——八条二坊	一七三、四三七		

——僧尼	二四九	——宅写経所	三二九
——僧尼男女臥疾不能自存者	一一〇	——大夫	五五b
——六大寺	二七八	京城	三五
京外	一八七、四九〇a、四九〇b	——外	二三
京畿	三八、二五五、四二一、五一六	——門外三橋	四六三
——七道	四八八	京丁	二七六
——七道国郡司	五五六	京南田	二八九
——七道諸国	二三四	京邑	四八
——高年鰥寡惻独者	一二	京裏	七、二五二
——諸国雜戸	二二六	< 恭仁宮	一二六、一五六、一六七
——定額諸寺	五〇〇	恭仁京	一三〇、一三八、一五三、一五四、一五七
——及七道諸国軍団并大小毅兵士等	二九	——泉橋	一六七
京畿（長岡京）	五五三、五五六	——市人	一六八
京畿内僧尼	二〇四	——東北道	一三五
——村長以上	二五七	弘福寺	二二四
——七道諸国	一一八、二〇一	け 京師	四一、一九四、三一七、三三〇、三三六、三九八、四〇四、四一八、四三九、四六七、四九九b
——及七道諸国鰥寡惻独癡疾篤疾不能自存者	九八	——及畿内諸国	四四七
——及七道諸国百姓并僧尼有病事	九八	——及諸国	一七二
京畿内及諸国兵士	一八九	——及天下諸国	三三、四〇五
京畿内芳野和泉監	一二三	——及……等国	三〇三
京七条三坊	一〇八	——畿内諸寺及諸名山淨所	一七一
京（保良京？）	三〇八	——四隅	三九七
京（長岡京）	五四三、五四五	——諸寺	一六四、四八七
京官	四六、四六九	——諸小寺	二八一
京畿内使（問民苦使）	二六〇	——大小諸寺	四一七
京戸	一五八、二一一、二八八、三二五、五〇五、五一九	——巫覡	二二七
京庫	三七九、三八三、四二八	京都	三四九
——及諸国甲	四七四	京都（恭仁京）	一二六、一三二、一三三
——綿	四四二	京都（長岡京）	五二八
京国官司	二五八	こ 皇后宮（左京三條二坊）	五七b
京職	一七、四四、一五五、四九二	皇后宮（左京一條・二條二坊）	一六九
——印	一六	故京職宅	三三一
——尹宅	三二六、三二七 →左右京職尹宅	獄	六五
——尹宅写経所	三二八		

さ 行

さ 西京	三九二
西大寺	三六六
左京	二六b、二六f、七三I、二一四、 二六一、三一〇、四〇八、 四七六 →左右京、→両京
——一条一坊	一七七
——一条二坊	一九七a、二五一、四三六
——一条二坊十一・十二・十三・十四坪	一〇
——一条三坊	一二五、一四四、一九七a、 一九九
——二条二坊五坪	一〇〇
——二条二坊九・十・十五・十六坪	一〇
——二条五坊	五六〇
——二条五坊七町	五六一
——二条六坊	三九四、四四三
——二条七坊	三九四
——三条一坊	二四六
——三条二坊	一四六
——三条二坊一・二・七・八坪	九、五七
——三条三坊	一九七a、一九七b
——三条四坊	(二〇〇)、二〇二
——四条二坊	一五〇、二六八
——四条二坊九～十六坪	二八五
——四条三坊	一七八、二〇〇
——四条四坊	三七、一六一、一七九
——五条	九七
——五条一坊	二一四、五六三
——五条二坊	二四六
——五条三坊	二一四、二二四
——五条四坊	七四A、一四九
——五条五坊	一五一
——五条六坊	二四一
——五条七坊	四一四
——六条一坊	一四五、二〇六、五六三
——六条二坊	八九、一九七a、一九七b、 二五九、三二四、三六〇

——六条三坊	二一四
——六条四坊	二二、一二五
——六条五坊 (三坊の誤りか)	二一六
——七条	二〇三 (一人)
——七条一坊	一八〇、四一三
——七条二坊	二二三、二九三、三一〇
——七条二坊十四坪	一九二
——七条三坊十六坪	一九二
——七条四坊	二四六
——八条一坊	一九七a、二二八
——八条二坊	一二八、二三六
——八条三坊	二三八a、四三八
——八条四坊	二三六、四二四、四三二、 四三五
——九条一坊	二一五、四三七
——九条二坊	三二一
——九条三坊	三一〇、四二三
——九条四坊	一五九
——某条二坊	二一四
左京 (恭仁京)	一三三
左京 (=左京職)	二七一
左京職	一三、二〇、四七、五五a、 六七、八四、八五、八六、 八七、八八、八九、九〇、 九三a、九四、九五、九六、 九九、一〇一、一〇四、 一〇六、一一四、一一六、 一一七、一二四、一六二、 一七六、二〇六、二二一、 二八〇、四二九、四三一 →左右京職
左京大夫	一四〇、一五二、一八五、 二三七、二四一、二四二、 二四三、二四四、二四五、 二七三、三六四a、三六四b、 三七二、三七七、三八四、 三九〇、四四一、四四五、 四五八a、四五八b、四七二、 四八一、四八三、五〇四、 五〇七、五〇八、五一一、 五二〇、五二三、五二四、

	五二五、五三七、五三八、 五四〇、五四二、五四六、 五四九（故一） →左右京大夫、左右京尹		四九八、五〇二、五一七、 五二六
左京亮	七〇、一一三、一八八、 二三一、二七三、二九五、 四三三、四四一、四五八 a、 四八六、四八九、四九三、 四九五、五二〇、五二九、 五三六、五四一、五四六、 五五五	左平準署 ——令 佐保川堤 佐保河辺 左右（兩）京	二七二 三八六 四二九 五六〇 五四、五六、一九四、 二八七、三三九、四三〇、 四六一、四七七、四七八、 四九二、→兩京、→東西京
左京大進	八六、八八、八九、二四一、 四二九	——及諸国 ——及畿内五国 ——及大倭国部内諸 寺	七六 三〇 四二
左京少進	八七、九四、九五、（九六）、 一〇四、一〇六、一六二、 二〇六、四〇一	——及大和国 ——及東西市人	三五七 五二八
左京大属	八八、九九、一〇一、 一一七、一六二、二四一	——畿内 ——班田使	一四一 一三九
左京少属	八五、八六、八七、八九、 一一四、一一六、二〇六、 二四一	——五畿内 ——五畿内近江等国 郡司并子弟兵士	三七四 三九 三一六
左京（職）史生	二五、二六三、二六五、 二六六、二六七、二七九、 二八〇、三一二	——五畿内及近江国 兵士等 ——五畿内七道諸国 ——四畿内 ——四畿内（及）七道 諸国	三一六 三二〇、五三〇 二三九 一三七（国司等）、一九六、 二一八
左京職籍	四一六	——四畿及六道諸国 ——四畿内……等国 ——芳野和泉四畿内 ——……等国 ——……等職国 ——畿内班田使 ——穀 ——諸寺 ——男女年六十以上 ——百姓 ——夫 ——粗	四五 二五〇（兵士）、四〇二（役夫） 七九（百姓）、一九四、一九六 二九一 二九〇 一三九 三一七、三四一 二四〇 三七〇 四九、七八、一三一 四六四 三三五、三四三、三四五、 三四八
——粗	四二九		
——立券文	三六九		
左京人	一九、三五、三六 a、三六 b、 五三、二〇三（左京七条人）、 二〇五、二〇七、二二九、 二六九、二七四、二八四、 二九四、三三七、三三八、 三四二、三四四、三四七、 三五三、三五五、三五六、 三五八、三五九、三六二、 三六三、三六五、三六六、 三六七、三七三、三七六、 三八〇、三八一、三八七、 三八九、三九一、三九三、 四四九、四五〇、四五一、 四五五、四五六、四五七、 四七三、四七五、四八五、	左右京（恭仁京） ——四畿内七道諸国	一三一、一四一 一三七

左右京（長岡京）	五五一、五五二	宅地（恭仁京）	一三三
（及）五畿内		宅地（保良京）	二八六
——五畿内近江丹波	五四四、五四八	宅門	六三
等国役夫		田村宮	二五四
——五畿内七道諸国	五五二	ち 調邸	二三八 a
司等			
——五畿内高年鰥寡	五四七	と 東市	二一七
孤独疹疾不能自存者		東市司	八五、八六、八七、八八、 八九、九〇
左右京職	二五、六三、一一二	東市正	二九五、四五二
左右京尹	二八七、三〇九、三一八	東西市	三三五、三四一
左右京大夫	三二	東西市庄	二三八 b
左右京職尹宅	三二七 →京職尹宅	東西市人	五二八
左右京二職	五三一	東西京	五一二
左右鎮京使	五一四	唐招提寺	八、二五四、三一九
し 下野国薬師寺	七三 A	東大寺	一九九、二〇〇、二〇二、 二〇六、二〇八、二〇九、 二一九、二三七、二四一、 二四二、二四三、二四五 二四六、二四七、二五〇 二五一（造東大寺司）、 二六一、二六八、二八一、 二九三、三二四、三六〇 三六九、三九四、五六〇、 五六一
常平倉	二七二	都下四大寺	九九
条令			
一条令	一九九		
新京（＝平城京）	四、二七		
新京（＝恭仁京）	一二七、一三四		
新京（＝紫香樂宮）	一六〇		
新京（＝保良京？）	二八三		
——諸大小寺	二八二		
新京（長岡京）之宅	五〇九		
——宮内	五一〇		
新薬師寺	四七〇		
す 鈴鹿王旧宅	四〇三		
隅寺	一〇		
そ 造平城京司	五	な 長屋王宅	九、五三
——長官	三	難波（京）	一五三、一五四
——次官	三	難波宮	一五六、一五七、一五八、 一七〇
——大匠	三	那富山	五〇
——判官	三	諾樂	二一六、三二一
——主典	三	奈良京	一一、二九九 a、二九九 b、 三〇二、三〇七
		に 新田部親王旧宅	八、三一九
た 大安寺	一四三、一九二、二一六 二四一	西市正	三二三、四四五
太政大臣藤原大臣之家	一〇		

は 行

ひ	兵部省卿宅政所 東市	一〇〇 →とういち
ふ	普光寺	三九四
へ	平準署 平城	二七二 一、一五四、一六五、 一六六、一六八、一六九
	——右京禪院	一
	——之地	二
	——二市	一三〇
	——薬師寺	一六六
	平城宮	一五六、一七〇
	平城京佐保河辺	五六〇
ほ	坊監	九七
	法興寺	二七
	法隆寺	一九一、二四四
	坊令	四六、八八
	(左京五条)	九七
	(右京三条)	七三A(令)、七三G、七三E、 七三C、七三B、一〇二
	(右京七条)	一〇五
	(右京八条)	七三F
	北京	二九二
	法華寺	一〇、一六九、二八九 三二五、三二八
	保良宮	二九一
	保良京	二八六
	堀河	二三八b

ま 行

み	三橋(橋)	一五、四六三
	都	一六六
	宮寺	一六九
も	(宮城)門外	一八七

や 行

や	薬師寺	→平城薬師寺、→下野国薬師 寺
	山階寺	二八九
ゆ	由義宮	三九二
よ	楊梅宮南	二八五

ら 行

り	兩京	六九
	——僧正已下沙弥尼 已上	一一一

不 明

□京人	六六s
□積寺	一四五

平城宮・京跡出土木簡とその歴史環境のグローバル資源化

Conversion of Wooden Documents Recovered from the Nara Palace and Capital
and Their Historic Context into a Global Resource

(課題番号 18H03597)

2018 (平成30) 年度—2021 (令和3) 年度 科学研究費補助金 基盤研究 (A) 研究成果報告書

2022 年 3 月 25 日発行

編集・発行

研究代表者 渡辺 晃宏

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 史料研究室 客員研究員

(奈良大学 文学部 教授)

〒630-8577 奈良市二条町2-9-1

電話 0742-30-6837

FAX 0742-30-6830

E-mail watanabea@daibutsu.nara-u.ac.jp

印刷 有限会社 真陽社
